

# 東北学院大学論集

# 歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第45号

守屋嘉美教授・香坂昌紀教授・平田隆一教授退任記念号

清代の大運河における物資・商品の流通について 常関（鈔関・内関・旧関）、漕運・漕運土宜を中心に	香坂 昌紀	27
古代イタリア、ローマにおけるアエネアス伝説の受容と展開	平田 隆一	35
南相馬市小高区歓請内古墳第4、5次調査の概要	辻 秀人	53
騎士修道会と curia regis 前期エルサレム王国構造に関する一考察	櫻井 康人	(75)
安政期幕府の蝦夷地政策	守屋 嘉美	(1)
即位宣命の論理と「不改常典」法	熊谷 公男	(9)
刺謁・振贍・潔祀 『四民月令』に描かれた人と人との結びつき	下倉 渉	(41)
ローカルなコンテキストにおける民具の理解に向けて 四国・那賀川上流地域の天秤腰機を事例に	加藤 幸治	(57)

2010年

東北学院大学学術研究会



東北学院大学論集  
**歴史と文化**

(旧歴史学・地理学)

第45号

2010年

東北学院大学学術研究会





## 献呈の辞

守屋嘉美先生は、1955年（昭和30）3月、東北学院高等学校を卒業された後、東北大学文学部に入学され、59年（昭和34）3月、同大学史学科国史学専攻を卒業後、同大学大学院文学研究科修士課程に進学され、61年（昭和36）3月同研究科修士課程を修了、同年同大学文学研究科博士課程に進学され、64年（昭和39）3月、同研究科博士課程を単位取得退学されました。その後同年4月、本学文学部に史学科が開設されると同時に本学文学部助手として本学に奉職し、同年10月には講師に昇任、次いで66年（昭和41）10月に助教授に昇任され、78年（昭和53）4月には教授に昇任されました。2004年（平成16）3月に定年により退職されましたが、同年4月以降は嘱託教授に任用され、本学に史学科開設以来、実に46年間にわたって本学の教育・研究、特に史学科・歴史学科の発展に重要な役割を果たしてこられました。

先生のご専門は、初期には日本史の近世中・後期、次いで幕末・維新期の研究ですが、大学院生以来今日に至るまで多くの論文を相次いで発表され、主な論文のみでも49本を数えます。本学の教員でこれだけ多くの論文を継続的に書いてこられた教員はそう多くはありません。またこれらの論文のうち、大学院生時代に既に「明和～安永期における藩政改革—信州諏訪藩の場合—」（『歴史』19号、1959年）、「元禄・享保期の農民文化と商品流通」（矢木明夫氏と共同執筆『土地制度史学』2巻1号、1959年）、中村吉治氏と共著『解体期封建農村の研究』（創文社、1962年）を発表されております。先生の問題関心は、著書・論文目録からも窺えるように、初期には、日本近世の農村・共同体・商人資本の性格といった社会経済史的な動向にあったようですが、その後次第に政治史の動向に移行し、具体的な研究方法としては、主に幕府関係文書と盛岡藩関係文書を駆使した研究を行ってこられました。

また、現在では「北方史」というジャンルが定着していますが、先生は、このジャンルの生成期以降、幕府の「蝦夷地」政策に関心を持たれ、「幕府の蝦夷地政策と箱館産物会所—安政期幕政との関連で—」（石井孝編『幕末維新期の研究』吉川弘文館、1978年）、「松平定信の北方防備策と東北諸藩—とくに田名部村替問題を中心に—」（豊田武先生古稀記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館、1980年）、「箱館産物会所と『元仕入仕法』—幕末期幕政改革との関連で—」（海保嶺夫編『北海道の研究』第4巻近世篇2、清文堂出版、1982年）、「武士団の解体と北海道移住」（渡辺信夫編『宮城の研究』第8巻、清文堂出版、1983年）、「幕府の蝦夷地政策と在地の動向」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』16号、1984年）、「幕末幕府の蝦夷地政策と東北諸藩の動向—阿部政権との関連で—」（東北学院大学史学科編『歴史のなかの東北—日本の東北・アジアの東北—』（河出書房新社、1998年）等の論文を発表してこられました。そして、こうした論文を含めて、先生が発表された諸論文は、ともに学会に大きな影響を与えてきました。また、先生は、『図説日本の歴史4・図説宮城県の歴史』（河出書房新社）を初め『南郷町史』、『新編中新田町史』、『仙台の歴史』（宝文堂）等の地域史・自治体史の編集・執筆に関わり、現在も仙台市史編さん専門委員会委員としてご活躍中です。

私ども後進も、先生から多くのことを学ばせていただきました。今後とも、長く学会の第一線でご活躍されることをお祈り申し上げます。

歴史学科長 教授 熊谷公男  
教授 榎森 進





守屋嘉美教授近景

## 守屋嘉美教授略歴

- 1936 (昭和 11) 年 宮城県名取市生
- 1949 (昭和 24) 年 4 月 東北学院中学校入学
- 1952 (昭和 27) 年 3 月 東北学院中学校卒業
- 1952 (昭和 27) 年 4 月 東北学院高等学校入学
- 1955 (昭和 30) 年 3 月 東北学院高等学校卒業
- 1955 (昭和 30) 年 4 月 東北大学文学部入学
- 1959 (昭和 34) 年 3 月 東北大学文学部卒業
- 1959 (昭和 34) 年 4 月 東北大学大学院文学研究科修士課程進学
- 1961 (昭和 36) 年 3 月 東北大学大学院文学研究科修士課程修了 (文学修士)
- 1961 (昭和 36) 年 4 月 東北大学大学院文学研究科博士課程進学
- 1964 (昭和 39) 年 3 月 東北大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学
- 1964 (昭和 39) 年 4 月 東北学院大学文学部助手
- 1964 (昭和 39) 年 10 月 東北学院大学文学部講師
- 1966 (昭和 41) 年 10 月 東北学院大学文学部助教授
- 1973 (昭和 48) 年 4 月 東北学院大学文学部教授
- 2004 (平成 16) 年 3 月 定年退職
- 2004 (平成 16) 年 4 月 東北学院大学嘱託教授 (2010 (平成 22) 年 3 月終了予定)

# 守屋嘉美教授業績一覧

## 1、共著書・編著書

- 中村吉治らと共著『解体期封建農村の研究』（創文社、1962年）  
中村吉治らと共著『大系日本史叢書8 社会史Ⅰ』（山川出版社、1965年）  
中村吉治らと共著『大系日本史叢書9 社会史Ⅱ』（山川出版社、1965年）  
『日本農書全集』第18巻（山田龍雄ほか編、安孫子麟氏と共著、農山漁村文化協会、1983年）  
『図説日本の歴史4 図説宮城県の歴史』（渡辺信夫・今泉隆雄・入間田宣夫・森田敏彦・難波信雄と共著、河出書房新社、1988年）  
難波信雄・大石直正らと共著『街道の日本史』8 仙台・松島と陸前諸街道（吉川弘文館、2004年）

## 2、自治体史（いずれも1部分を分担執筆）

- 『南郷町史』上巻（1980年）  
『南郷町史』下巻（1985年）  
『新編 中新田町史』上巻（1997年）  
『新編 中新田町史』下巻（1999年）  
『仙台市史』資料編5 近現代1（1999年）  
『仙台市史』資料編6 近現代2（2001年）  
『仙台市史』資料編7 近現代3（2004年）  
『仙台市史』通史編6 近代1（2008年）  
『仙台市史』通史編7 近代2（2009年）

## 3、論文

- 「明和～安永期における藩政改革－信州諏訪藩の場合－」（『歴史』19号、1959年）  
「元禄・享保期の農民文化と商品流通」（矢木明夫と共同執筆『土地制度史学』2巻1号、1959年）  
「村山地方における商品生産の発展と流通」（『歴史学研究』282号、1963年）  
「近世前半期の共同体－仙台藩領における村落について－」（中村吉治教授還暦記念論集 刊行会編『共同体の史的考察』日本評論社、1965年）  
「海産物の専売と漁村の動向－天保期南部藩領3陸沿岸地帯を中心に－」（『歴史』34号、1967年）  
「近世後期における商人資本の存在形態－南部藩領閉伊郡岩泉村中村屋について－」（『東北学院大学論集 一般教育』49号、1967年）  
「近世後期の商人資本について－南部藩領閉伊郡宮古東屋の場合－」（『文化』31号、1968年）  
「幕末における百姓1揆と商品流通」（村落社会研究会『村落社会研究』第4集、1968年）  
「明治初年における商人資本の動向－南部閉伊郡宮古東屋を中心として－」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』1号、1969年）

- 「天保期の3陸漁村」(森嘉兵衛教授退官記念論文集編集委員会編『森嘉兵衛教授退官記念論文集』第2、法政大学出版局、1969年)
- 「明治初年における商人資本の存在形態－南部閉伊郡宮古東屋を中心にして－」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』2号、1970年)
- 「幕末藩政史の前提条件〔盛岡藩を中心に〕」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』2号、1971年)
- 「幕末藩政改革の研究〔盛岡藩〕1」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』4号、1972年)
- 「幕末藩政改革の研究 2」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』5号、1973年)
- 「幕末・維新期の東北－盛岡藩を素材にして－(昭和47年度大会シンポジウム「東北史の諸問題」)」(『歴史』43・44号、1973年)
- 「近世中・後期の商人資本」(豊田武教授還暦記念会編『日本近世史の地方的展開』吉川弘文館、1973年)
- 「幕末における「小藩」の改革視点」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』4号、1974年)
- 「関連個別報告 幕末後進藩の経済的状况－盛岡藩幕末百姓1撰の予備的考察のために(1974年度 日本史研究会大会特集号)－(近代史部会 幕末維新期の経済構造と人民諸階層)」(『日本史研究』150・151号、1975年)
- 「安政期幕政の素描－未完－」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』6号、1976年)
- 「安政期幕政の素描－2完－」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学(東北学院大学創立90周年記念号)』7号、1976年)
- 「文久～慶応期の藩政改革－盛岡藩の場合－」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』7号、1976年)
- 「「史学」「経済史学」における村落史研究の最近の動向」(村落社会研究会『村落社会研究』第12集、1976年)
- 「幕府の蝦夷地政策と箱館産物会所－安政期幕政との関連で－」(石井孝編『幕末維新期の研究』吉川弘文館、1978年)
- 「松平定信の北地防備策と東北諸藩－とくに田名部村替問題を中心に－」(豊田武先生古稀記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館、1980年)
- 「箱館産物会所と「元仕入仕法」－幕末期幕政改革との関連で－」(海保嶺夫編『北海道の研究』第4巻近世篇2、清文堂出版、1982年)
- 「近世の村と村落共同体－仙台藩を例にして－」(渡辺信夫編『宮城の研究』第4巻近世篇2、清文堂出版、1983年)
- 「開明思想の人々」(渡辺信夫編『宮城の研究』第8巻講座・文献目録・索引篇、清文堂出版、1983年)
- 「武士団の解体と北海道移住」(渡辺信夫編『宮城の研究』第8巻講座・文献目録・索引篇、清文堂出版、1983年)
- 「買米制と農民闘争－盛岡藩領を素材として－」(『研究年報経済学(嶋田隆教授定年退官記念号)』44号、1983年)
- 「幕府の蝦夷地政策と在地の動向」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』16号、1984年。のち、桑原真人・我部政男編『幕末維新論集』9 蝦夷地と琉球、吉川弘文館、2001

年所収)

- 「国益主法をめぐる諸問題－盛岡藩の場合－」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』17号、1985年)
- 「阿部政権論」(『講座日本近世史7 開国』有斐閣、1985年)
- 「村落構造の変化と農民の動向－天保期の盛岡藩領について－」(東敏雄・丹野清秋編『近代日本社会発展史論』ぺりかん社、1988年)
- 「近世前半期の3陸漁村の動向－寛文年間を中心に－」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』24号、1992年)
- 「文化期の盛岡藩政と民衆」(渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』河出書房新社、1992年)
- 「盛岡藩と初期領外商人」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』25号、1993年)
- 「安政2年の米国船測量願について」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』26号、1994年)
- 「林子平とその思想」(石川松太郎ほか編纂『ひとつづくり風土記 江戸時代』4ふるさとの知恵・宮城、農山漁村文化協会、1994年)
- 「幕藩関係と藩政」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』29号、1997年)
- 「幻の軌道会社」(『市史せんだい』第7号、1997年)
- 「奥羽越列藩同盟の成立と挫折」(『歴史と旅』10月号、秋田書店、1998年)
- 「幕末幕府の蝦夷地政策と東北諸藩の動向－阿部政権との関連で－」(東北学院大学史学科『歴史のなかの東北－日本の東北・アジアの東北－』河出書房新社、1998年)
- 「幕末相州警固に関する諸問題－彦根・川越・肥後3藩と幕府の関係を中心に－」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』33号、2000年)
- 「薪炭の需要と入会地争論」(『市史せんだい』第12号、2002年)
- 「ペリー来航直後の幕府属吏の動向」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』35号、2002年)
- 「東北学院と史学科」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学 (東北学院大学史学科創立40周年記念)』38号、2005年)
- 「女髪結と幕府の統制」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』39号、2005年)
- 「盛岡藩の舟運政策と黒沢尻」(『アジア流域文化論研究』2号、2006年)
- 「将軍継嗣問題の1視点－1橋派を中心にした動向－」(『東北学院大学論集 歴史と文化』40号、2006年)

#### 4、書評

- 「林英夫著『近世農村工業の基礎過程』」(『歴史』21号、1961年)
- 「渡辺信夫著『幕藩制確立期の商品流通』」(『歴史』33号、1966年)
- 「小川国治著『江戸幕府輸出海産物の研究－俵物の生産と荷集機構－』」(『歴史学研究』407号、1974年)
- 「石井孝著『勝海舟』」(『歴史』47号、1975年)
- 「『宮城県議会史』第1・2巻」(『歴史』47号、1975年)
- 「榎森進『北海道近世史の研究』」(『国史談話会雑誌』24号、1983年)
- 「菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』」(『日本史研究』278号、1985年)

## 献呈の辞

東北学院大学文学部歴史学科教授香坂昌紀先生は、年限規程により、来る2010年3月末日をもって本学をご退職されることになった。昭和46年4月にご着任以来、39年間のご在職である。

先生は昭和11年7月7日に山形県米沢市にお生まれになった。香坂家の居宅は今も米沢城南濠に面した位置にあり、上級武士の家柄であったとお聞きしている。御父君に従って大陸に渡り、終戦を現在の朝鮮民主主義人民共和国で迎えられたが、ほどなく郷里に帰られ、昭和30年3月に米沢西高等学校（現在の興譲館高等学校）を卒業されて、同年4月に東北大学文学部に入学された。防衛大学と山形大学工学部にも合わせて合格されたというから、文系科目・理系科目とも、よほどおできになったのであろう。

文学部卒業と同時に東洋史研究室の助手に就任されたものの、2年の任期を終えるとただちに大学院に進学され、修士課程・博士課程と修められて、1年間の学術振興会奨励研究員をはさんで、昭和44年3月に博士課程を単位取得修了された。その後宮城教育大学・東北大学で非常勤講師を勤められ、要請にこたえて東北学院大学文学部に講師として着任されたのは46年4月のことである。48年4月には助教授に昇任、60年には教授に昇任され、以降、史学科（歴史学科）の東洋史担当教授として25年間を過ごされて、今般満73才の嘱託教授年限を迎えられる運びとなったわけである。

この間、ご自身の研究と学生の教育に鋭意従事されたのはもちろんのこと、その篤実なご性格でもっていくつかの要職に就き、大学の運営にも尽力された。平成7年4月からの史学科長（4年間）、平成11年4月からの中央図書館長（5年間）などがそれであり、研究と教育のかたわら、毎日のように学内を東奔西走する先生のお姿は、まだ記憶に新しい。学科長としては、学科人事の基本計画を定められたこと、図書館長としては、電子検索システムを導入されたことを、とくに銘記しておかねばならないであろう。

先生のご専門が、中国近世近代の経済史、なかんずく清朝の物資流通と徴税制度であることは、誰しもが知るところである。先生はこの課題に取り組むために、内河交通の要衝に設置された関税機関である常関の機能に焦点を当てられ、考察を重ねられた。当時はまだ実録・档案・地方志などの入手は容易でなかったはずであるし、そもそも関連史料は解読に困難をきわめるものばかりであったはずであるが、雄編「清代滬墅関の研究ⅠⅡⅢⅣ」をはじめとする重厚な研究を次々と公表され、1994年にはそれらの成果を学位請求論文『清代常関制度の研究』にまとめて、東北大学より文学博士の学位を授与された。一人の手にはとうていあまるような仕事を次々となしていかれたのは、ご努力はもとより、もともと数学がお得意で計量的分析に習熟しておられたことが、与って大きいであろう。もちろん先生の研究は、ただデータや数字を羅列しただけのものではない。官僚・商人・生産者が物資の流通とそこからあがる利益にどのようにかかわっていたかを明らかにすることに

より、経済現象に現れる中国社会の特質を抽出されようとしたのであり、先生のご研究を読む者は、おのずから中国社会の特質を見いだすことができるのである。先生のように、考証によって具体的な事例をまず提示してこそ、現象の意味づけが可能になるのだという歴史研究の本領を信じ、それを実践してきた研究者は、今日少ないのではなからうか。後世の研究者が先生の業績と手法を参照されるよう、切に望みたいと思う。

先生はまた、清朝中央における高官の権力闘争や、民衆反乱とそれに対する清朝の対応といった、清朝研究でよく取り扱われる問題にも強い興味をおもちで、いくつかの研究を公表されている。ただここでも先生の手法は、政治闘争の駆け引きだけに注目する、単なる詮索趣味に終わっているのではなく、背景にある個人や集団の利益問題を徹底的に追求することによって、経済や社会の現象は必ず政治現象に反映されるはずであるという、いわば政治史研究の醍醐味を読者に味あわせているのである。先生の政治史研究を読めば、乾隆中期ごろから、中国の経済・社会に大きな変動が生じつつあったことがおのずから了解されるのであって、かの権臣和珅のごときは、その実像を丸裸にされてあの世で苦笑しているにちがいない。これもまた、後世の研究者がとくに模範とすべきところであると思う。

先生は学生時代ボート部の選手であった。当時の東北大学ボート部といえば、のちにローマオリンピックに出場したほどの強豪であり、先生はそこに所属されていたのであるから、そうとうの体力の持ち主であったことはまちがいない。事実、お若いころの写真を見つると、偉丈夫にして好男子というにふさわしいお姿である。その偉丈夫にして好男子が、年をへるごとに重みを加えられて、今や“大人”の風格をおもちであることは、先生を知る者なら誰しものが、感じるころであるはずである。ただ、年をとればとるだけおとなの分別臭さというものがあるが、先生にはそういうものがほとんどない。お気持ちは清潔な正義感あふれる青年そのものなのである。清潔という形容詞は、他人に正義を求めるのはもちろん、むしろ自分自身により強く正義をもとめる正義感を指しているのであって、それはまた真のスポーツマンシップにも通じるはずである。老成した大人の風格と、スポーツマン然とした若々しい清潔な正義感が同居した一個の人格、これが今の先生の最大の魅力であり、教職員や学生から景仰されるゆえんであろう。そういえば、先生の先師故曾我部静雄先生もその晩年は、風貌といい気質といい、そのような人格をおもちであったと聞いている。先生のお姿を見つて、往時の碩学を偲ぶことができるのは、先生のお近くにいることができた者にだけ与えられた幸運であるといわねばならない。

なお、正義感といえば、東北学院大学教職員組合での先生の活躍を忘れることはできないであろう。本学に奉職することが決まった際に、先師故愛宕松男先生から、組合活動だけはやめなさいと諭されたものの、赴任してまもなくその教えに背いてしまったと、苦笑いされたことを記憶しているが、恩師の教戒にさからってまで組合活動に取り組んだのは、いうまでもなく持ち前の正義感が先生を黙っておかせなかったからにちがいない。東北学院大学教職員の職場環境が、地方私立大学としてはまずまずのものであるのは、先生の長



年にわたる組合活動に負うところが大きいのである。それに、教職員を励まし、その能力を最大限発揮できるよう深い配慮をめぐらし、そのなかから職務を中心的にこなす有為な人材を数多く育てあげたのも先生の功績である。組合員からのねぎらいの言葉に囲まれて職場を去る先生のお姿は、在天の故愛宕先生もきっとご覧になっているはずであり、苦笑いしながらもやさしく祝福されるにちがいない。

曾我部・愛宕両先生と並べれば、当然故佐藤圭四郎先生のお名前もここにあげねばならない。清朝史研究の指導を実質的にになっておられたのは佐藤先生であり、入手したばかりの英文史料を一緒に読んでいただいたことは、先生がしばしば回顧されている。一次史料を徹底的に読み解くという点でもっとも大きな影響を与えているのは、おそらく佐藤先生であり、ご自身は清朝を研究の対象とされたことはないけれども、清朝史に関するその深い学殖をもって指導しつつ、自分が手をつけていない研究分野を若い香坂青年に託されたことはまちがいない。

曾我部・愛宕・佐藤の三先生が揃っておられた東洋史研究室、思えばなんと豪華なメンバーであろうか。その古きよき時代の研究室で、自在に研究に励まれた先生に、一種羨望の念を禁じえないのであり、今その先生が本学を去られるのを前にして、後輩の一人としてその伝統を何ら守りえていないことに、また深い忸怩の思いを禁じえないのである。

ご退職後も、清朝の物資流通と徴税制度に関する未見の史料を、逐次読破したいとの決意を披露されている。今後とも学界の重鎮として、後進の指導と支援につとめていただきたいと思う。三人の可愛いお孫さんの面倒をみるのが最近の日課であるとおっしゃる先生のお顔はほんとうに慈愛にみちているが、ご家族をなにより大切にされるのも、先生が景仰される理由の一つである。ご家族ともども益々のご健勝をお祈り申しあげたい。

歴史学科長 教授 熊谷公男  
教授 谷口 満





香坂昌紀教授近景

## 香坂昌紀教授略歴

- 昭和11年7月17日 山形県米沢市に生まれる
- 昭和30年3月 山形県立米沢西高等学校（旧興讓館中等学校 現興讓館高等学校）卒業
- 昭和30年4月 東北大学文学部入学
- 昭和36年3月 東北大学文学部（東洋史学）卒業
- 昭和36年4月 東北大学文学部助手（2年間）
- 昭和38年4月 東北大学大学院文学研究科修士課程（東洋史学）進学
- 昭和40年3月 東北大学大学院文学研究科修士課程（東洋史学）修了：文学修士
- 昭和40年4月 東北大学大学院文学研究科博士課程（東洋史学）進学
- 昭和43年4月 学術振興会奨励研究員 所属東北大学（昭和44年3月まで）
- 昭和44年3月 東北大学大学院文学研究科博士課程（東洋史学）単位取得退学
- 昭和46年4月 東北学院大学文学部講師採用
- 昭和48年4月 東北学院大学文学部助教授昇任
- 昭和60年4月 東北学院大学文学部教授昇任
- 平成6月12日 東北大学・文学博士
- 平成7年4月 東北学院大学文学部史学科長（平成11年3月まで）
- 平成11年4月 東北学院大学中央図書館長（平成16年3月まで）
- 平成11年9月 中国天津市南開大学明清研究所客員教授
- 平成16年4月 東北学院大学嘱託教授
- 平成22年3月 東北学院大学嘱託教授終了

## 香坂昌紀教授業績一覧

### 論文・報告書など

清代における関税贏餘銀兩制定について 「集刊東洋学」14巻：1965年

乾隆代前期における関税主穀税免除例について 「文化」32巻4号：1969年

清代前期の沿岸貿易に関する一考察—特に雍正年間・福建-天津間に行われていたものについて 「文化」35巻1号：1971年

### 清代澆墅関の研究Ⅰ

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」3号：1972年

### 清代澆墅関の研究Ⅱ

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」5号：1975年

### 清代澆墅関の研究Ⅲ

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」10号：1980年

### 清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制について

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」11号 東北学院大学学術研究会：1981年

清代澆墅関の研究Ⅳ-完- 「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」14号：1984年

### 清代における大運河の物貨流通—乾隆年間、淮安関を中心として—

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」15号：1985年

### 清代の餽送—江蘇巡撫呉存礼の場合—

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」16号：1986年

### [書評]

佐伯富著「中国塩政史の研究」 「東洋史研究」47巻：1988年

### 清代の杭州と北清関

「東洋史研究」48巻：1989年

### 塚原保夫氏と共著 清史稿災異志による清代大蝗の地理的分布

『応用情報研究年報』Vol. 14, No. 1：1990年

### 塚原保夫と共著 中国史上の蝗害と記録された蝗の生態観察について

『応用情報研究年報』Vol. 15, No. 1：1990年

### 清代の北新関と杭州

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」22号：1991年

清代中期の杭州と商品流通—北新関を中心として— 「東洋史研究」50巻：1991年

雍正年間における関制改革とその背景 『東北大学東洋史論』No. 5：1992年

### 清・民国初期の錢塘江水系の商品流通について

細谷良夫編『中国文化とその周辺』：1993年

### 清代常関制度の研究（博士論文）

1994年

### 清代中期の国家財政と関税収入

『和田博徳教授古稀記念論集・明清時代の法と社会』汲古書院：1994年  
清代における南新関と商品流通

『松村潤先生古稀記念・清代史論叢』汲古書院：1994年  
清代帝権確立之一個過程—有関雍正時期之権力闘争与財政改革—

『清兵入関与中国社会』中国遼寧人民出版社：1996年  
清代的北新関与杭州 『杭州師範学院学报』100期記念専号杭州師範学院：1999年

清代前期のジュンガル政策とその経済効果

「東北学院大学論集-歴史学・地理学-」37号：2004年  
清代の漕船土宜に関する一考察—乾隆五十四年、湖広省漕船土宜を中心に—

「東北学院大学論集-歴史と文化」44号：2009年

---

東北大学所蔵清代档案について

神田信夫編

『日本所在清代档案史料の諸相』：1993年

清代の西方政策と西方流通ルートによる物資・商品流通、及び山陝商人との関係

文部省科学研究補助金一般研究（C）（1993～1995）：2000年

第一歴史档案馆清代奏摺冊目録について

平成11年度～平成12年度科学研究費補助金研究成果報告書

『中華世界の成立—18世紀における狩猟・牧畜・農耕文化圏の接触と融合』：2004年

明清時代の江南市鎮における商品の生産と流通Ⅰ 『アジア流域文化論研究Ⅰ』：2005年

明清時代の江南市鎮における商品の生産と流通Ⅱ 『アジア流域文化論研究Ⅱ』：2006年

学会発表・公開講演など

清代における関税贏餘銀兩制定について

東北中国学会：1965年

清代の餽送とその背景

清入関前史国際学術討論会（中国・長春）：1989年

清代中期の国家財政と関税収入

清中期史專題国際学術討論会（中国・長春）：1991年

清代錢塘江水系の商品流通

第三屆国際明清学術討論会（中国天津市南開大学）：1997年

清代常関制度の研究

南開大学歴史研究所明清研究室主催

『外国人研究者の研究発表と学術討論会』：1998年

清代前期におけるジュンガル作戦の経済効果

国際清史学術討論会（天津市南開大学）：1999年

---

清代前期の常関制度と商品流通 - 大運河を中心として -

平成11年度東北史学会大会公開講演：2000年

## 清代の北京

「みやぎ県民大学」平成 15 年度開放講座『日本の都・中国の都』：2003 年  
大運河の時代—清代の生産と物流— 学都仙台サテライトキャンパス：2004 年  
アヘン戦争と中国

「みやぎ県民大学大学」平成 17 年度開放講座『戦いの歴史』：2005 年  
明清興亡史 「みやぎ県民大学大学」成 19 年度開放講座『戦いの歴史 2』：2007 年  
清代中期、嘉慶白蓮教乱について

東北学院大学文学部歴史学科第 11 回公開講座『“一次史・資料からみた” 歴史” 像』：2007  
清代の大運河と江南市鎮—清代光緒年間作成『清代京杭運河全図』を中心として

東北学院大学オープンキャンパス「歴史学科東洋史分野」：2008 年  
清代の漕船土宜—乾隆五十四年湖広省漕船土宜を中心に—

東北学院大学文学部歴史学科平成 21 年度開放講座「お金と経済・流通をめぐる歴史と習俗」：2009 年

## 献呈の辞

平田隆一先生は、2010年3月に本学で定年を迎えることとなりました。1966年4月東北学院大学の助手に就任以来、文学部専任講師、助教授を経て、1977年4月に東北大学教養部に転出されました。その後、本学の文学研究科ヨーロッパ文化史専攻設置申請時に大学院担当教員(非常勤)として加われ、2000年4月に、再び文学部教授として東北学院大学に戻られました。東北学院大学に合わせて21年在職され、教育と研究に情熱をささげてこられました。

先生は、一貫してエトルスキに関する研究を続けられ、エトルスキ研究の第一人者として知られ、次々と発表される成果は高い評価を受け、今なおこの分野では先生の右に出る研究はありません。1983年には『エトルスキ国制の研究』(南窓社)でマルコポーロ賞を受賞されました。その後先生は、次第に古代ギリシア・ローマとエトルスキの関係に関心を広げられ、学界に新たな問題提起を続けてこられました。さらに、最近では仙台市史編纂委員会編の市史に、伊達政宗遣欧使節に関する論文を執筆されております。われわれの興味を新たな分野へと誘ってくれるのではないかと期待しております。

一方、東北学院大学在職中は、学部のみならず大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻の教員として、学生の性格をよく見極めた指導をされ、先生はどんな場合でも穏やかで、研究室はいつも笑いが絶えませんでした。特に、丁寧で厳密な語学指導は学生の間で非常に高い評価を得ており、「語学の平田」として慕われてきました。

また、先生は、研究者としてスタートして間もない頃、当時の史学科に研究発表のための『論集』がなかったため、日本史、地理の先生方とともに、1970年に『東北学院大学論集—歴史学・地理学』(現『歴史と文化』の前身)の創刊号を発刊し、教員の研究成果発表の基礎作りに尽力され、毎年率先して論文を執筆して『論集』の充実・発展に大いに貢献されました。

さらに、ヨーロッパ文化研究所の所長としても、同研究所の充実にご尽力いただきました。また2004年に東北学院大学で開催された第54回日本西洋史学会全国大会では、大会委員長として、学内外の関係者の協力を得るために努力されました。本学での大規模な全国学会の開催は、先生のご指導がなければ到底成功しなかったでしょう。

教員、学生、卒業生一同、感謝の気持ちでいっぱいです。長い間ありがとうございました。

文学部教授 森脇 龍  
文学部教授 渡辺 昭一







平田隆一教授近景

## 平田隆一教授略歴

- 1936年 仙台市に生まれる
- 1959年 3月 東北大学文学部卒業
- 1961年 3月 東北大学大学院文学研究科修士課程修了
- 1961年 11月 ローマ大学文哲学部編入学（～1964年 6月）
- 1966年 3月 東北大学大学院文学研究科博士課程中退
- 1966年 4月 東北学院大学助手；講師を経て助教授
- 1977年 4月 東北大学教養学部助教授；教授
- 1993年 4月 東北大学大学院国際文化研究科教授
- 2000年 4月 東北学院大学文学部教授
- 2010年 3月 同大学定年退職

- 
- 1982年 11月 文学博士（東北大学）
  - 1983年 5月 マルコポーロ賞（イタリア文化会館）受賞

## 平田隆一教授業績一覧

### 著書（単著）

- 1) *L'Onomastica Falisca e i suoi Rapporti con la Latina e l'Etrusca*, Leo S. Olschki, Firenze, 1967年5月、全93頁
- 2) 『エトルスキ国制の研究』、南窓社、1982年2月、全371頁

### 著書（共著）

- 1) 「古ローマ共和政の成立 — 端緒期における政務官職とその成立年代 —」、吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』、お茶の水書房、1975年1月、11-44
- 2) 「ギリシア・ローマにおける『国際的』諸関係の構造」、高橋富雄編『文化における受容と変容』、角川書店、1985年、425-452
- 3) 「ローマ帝国と中世ヨーロッパ — 時代区分のための方法論的覚え書き —」、片野達郎編『総合研究 中世の分化』、角川書店、1988年、79-102
- 4) 'Die sogenannten Neutralitätsbestimmungen im Foedus Cassianum', T. Yuge & M. Doi (ed.), *Forms of Control and Subordination in the Ancient World*, E.J.Brill, 1988, 7-22
- 5) 「初期ローマ共和政における国家権力と宗教 — imperium, auctoritas, auspicia, intercessio, sacrosanctitas —」、佐藤伊久男・松本宣郎編『歴史における宗教と国家 — ローマ世界からヨーロッパ世界へ』、南窓社、1990年3月、19-59
- 6) 「ローマ共和政初期のパトロネジ=クリエンテラ」、長谷川博隆編『古典古代とパトロネジ』、名古屋大学出版会、1992年、99-126
- 7) 「ギリシア・ローマの史書における歴史意識・時間意識 — リウィウスにおける時代把握を中心に —」、渡辺治雄編『文化における時間意識』、角川書店、1993年、64-80
- 8) 「キケロのローマ王政論 — 「正しい王」・「不正な王」像の実体 —」、平田隆一・松本宣郎編『支配における正義と不正』、南窓社、1994年、79-102
- 9) 「古典古代における女性の地位：エトルリアの場合 — 人名研究から見たエトルスキ社会 —」、東北大学大学院国際文化研究科編『国際文化研究の発展に向けて — 多様な研究分野と研究方法・理念』、2000年、113-134
- 10) 「ギリシアとローマの狭間 — エトルリア —」、『岩波講座 世界歴史4』、1998年6月、113-135
- 11) 「エトルスキ王権とインペリウム」、角田文衛、上田正昭監修 初期王権研究委員会編、『古代王権の誕生Ⅳ ヨーロッパ編』第一部、第七章、角川書店、2003年

### 論文（単著）

- 1) 「エトルスキ語の研究 — 特にその解読法について —」、『文化』（東北大学文学会）

第24巻第3号(1960年9月)、1-26

- 2) 「ファリスク語人名ならびにそのラテン語及びエトルスキ人名との関係(I),(II),(III)」、『文化』(東北大学文学会)第29巻第4号、第30巻第2号、第3号(1966年3月、8月、11月)、1-34、1-44、1-43
- 3) 「エトルスキの政務官職 — タルクイニア及びムサルナの碑文史料の検討 —」、『西洋史研究』(東北大学西洋史研究会)第十・十一合併号(1968年1月)、15-33
- 4) 「エトルスキの政務官職 — トゥスカニア、ノルキア、キウージ等の碑文史料の検討 —」、『文化』(東北大学文学部)第32巻第3号(1969年2月)、31-51
- 5) 「エトルスキの政務官職 — ヴルチの碑文史料の検討 —」、『西洋古典学研究』(日本西洋古典学会)XVIII(1970年3月)、75-80
- 6) 「エトルスキの政務官職 — 文献史料と碑文史料(総括) —」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学 —』第1号(1970年6月)、29-58
- 7) 「エトルスキ王政(I) — ウエイの王政 —」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学 —』第2号(1971年12月)、147-179
- 8) 「エトルスキの政務官職 — 研究史を中心として —」、『古代学』(古代学協会)第18巻第1号(1972年3月)、50-60
- 9) Eine Betrachtung über das etruskische Ämterwesen', *Das Altertum*, Heft 3 / 1972(1972年)、158-167
- 10) 「zilaθ mexl rasnal と praetor Etruriae XV populorum」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学 —』第3号(1972年12月)、1-29
- 11) 'La monarchia etrusca in Veio', *Annuario* (Istituto Giapponese di Cultura in Roma), X (1973年)、7-29
- 12) 「エトルスキ王政 — ポルセンナの王政 —」、『西洋史研究』(西洋史研究会)新輯第2号(1973年11月)、1-27
- 13) 「古ローマ共和政の成立 — 学説批判 —」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学 —』第5号 1975年3月、39-74
- 14) 「エトルスキの etera ならびに lautneri」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学 —』第6号(1976年1月)、31-74
- 15) 「エトルスキ語解明の現状 — 三つの問題を中心に —」、Spazio (オリベッティ) 13 (1976年8月)、45-78
- 16) 「エトルスキの政務官職に関する新しい碑文史料について」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学 —』第7号(1976年12月)、31-50
- 17) 「ローマ市民共同体をめぐる若干の問題 — 弓削氏の市民共同体論の検討 —」、『西洋史研究』新輯7(1978年)、155-168
- 18) 「ローマ市民共同体論 — Civitas 国家の特質とその歴史的展開 —」、『教養部紀要』(東北大学) 30 (1979年)、1-25

- 19) 「ローマ王政の構造 — 『Civitas 国家』との関連において —」、『歴史』 53、(1979 年)、1-15
- 20) 「市民共同体とローマ国家 — ウッチェンコ説の検討を中心に —」(1) (2) (3)、『古代文化』 32-2、32-4、32-7 (1980 年)、1-19、1-22、1-23
- 21) 「初期ローマの領域と人口」、『歴史』 55 (1980 年)、7-30
- 22) 「ポリスとローマ帝国 — 理論的一考察 —」、『古代文化』 33-7 (1981 年)、19-30
- 23) 「ケントゥリア制の成立について」、『教養部紀要』(東北大学) 33 (1981 年)、193-216
- 24) 「ギリシア・ローマにおける国家と社会の諸形態 — デイヤコノフ=ヤコプソン説をめぐる若干の問題 —」、『歴史』(東北史学会) 62 (1983 年)、1-26
- 25) 「Foedus Cassianum における平和と戦争に関する規定について」、『歴史』、(東北史学会) 68 (1987 年)、1-26
- 26) 「Tribuni militum consulari potestate 制 — その成立と展開の歴史的背景 —」、『教養部紀要』(東北大学) 54 (1990 年)、199-218
- 27) ‘Die Entstehung der römischen Republik und ihre erste Magistratur’, *Kodai. Journal of Ancient History*, The Editorial Board of KODAI, vol.2 (1991 年)、21-43
- 28) 「ローマの民会 — その特質・形成・展開 —」、『西洋史研究』新輯 21 (1992 年)、150-161
- 29) 「アテネ僭主政とローマ後期王政 — その崩壊前後における demos と plebs の動向(その 1)」、『国際文化研究』(東北大学国際文化研究科) 2 (1995 年)、1-13。
- 30) 「アテネ僭主政とローマ後期王政(その 2) — タルクイニウス・プリスクスの王政の構造を中心に」、『ヨーロッパ研究』(東北大学国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座) 創刊号 (1996 年)、41-68
- 31) 「アテネ僭主政とローマ後期王政(その 3) — セルウィウス・トゥリウス王の出自・即位・王権の性格 —」、『国際文化研究科論集』(東北大学) 4、1996 年)、1-16
- 32) 「アテネ僭主政とローマ後期王政(その 4) — セルウィウス・トゥリウスの王政の構造」、『国際文化研究』(東北大学国際文化研究科) 3 (1996 年)、71-85
- 33) 「ポンペイの起源 — 「都市国家」の形成過程 —」、『ヨーロッパ研究』(東北大学国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座) 2 (1998 年)、33-87
- 34) 「エトルスキとギリシア・ローマ」、『ヨーロッパ研究』(東北大学大学院国際文化研究科ヨーロッパ文化論講座) 3 (2000 年 9 月)、33-68
- 35) 「古典古代における「ヨーロッパ」概念 — 他者意識と自己認識に関する覚書」『ヨーロッパ文化史研究』(東北学院大学大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻) 第 2 号 (2001 年 3 月)、1-56 頁
- 36) 「古代ローマにおける王政の崩壊と共和政の成立 — 『ルクレティア事件』の考察を中心に」、『東北学院大学論集 歴史学・地理学』 36 (2003 年 3 月)、1-52 頁

- 37) 「ギリシア・ローマのレトリック — 語順との関係を中心に」、『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』21 (2003年6月)、85-95
- 38) 「エトルスキ語の解明をめぐる若干の問題 — zilaθ meyl rasnal 「エトルスキ連合長官」の再検討を中心に」、『ヨーロッパ文化史研究』(東北学院大学大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻)、5 (2004年3月)、43-71
- 39) 「ピルジ出土「金の薄板」 — エトルスキ語銘文の解釈と歴史的背景」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』39 (2005年3月)、79-118
- 40) 「“It’s Greek to me” と “C’est de l’hébreu pour moi” — ヨーロッパ諸語における「チンプンカンブンな言語」とその歴史的由来 —」、『東北学院大学論集 歴史と文化』第42号 (2007年3月)、1-67
- 41) 「ローマ帝国における臍卜師 (haruspices) の盛衰の諸原因」『東北学院大学論集 歴史と文化』第46号 (2010年3月)、1-33

#### 論説・研究ノート (単著)

- 1) 「エトルスキの政務官職 — Pfiffig 説をめぐる —」、『西洋史研究』(東北大学西洋史研究会) 新輯第1号 (1972年11月)、127-137
- 2) 「ローマ共和政国家とエトルスキ宗教 — 研究ノートから —」『教養部紀要』(東北大学) 第41号 (1984年12月)、214-234
- 3) 「古代ローマにおける宗教 — 王政・共和政時代の国家宗教と外来宗教 —」、『ヨーロッパにおける宗教とのかたち (続)』(東北大学西洋史研究会)、1997年9月、15-41
- 4) 「古代ローマにおける命令権と拒否権 — “imperium” の成立過程を中心に」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』35 (2002年3月)、1-46
- 5) 「エトルスキの宗教とローマ帝国」、『ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容 研究プロジェクト報告書・I』、東北学院大学オープン・リサーチ・センター (ヨーロッパ)、2008年3月、203-209
- 6) 「古代イタリア・ローマにおけるアエネアス伝説の受容と展開」『東北学院大学 歴史と文化』第45号 (2010年3月)、1-17

#### 学界動向 (単著)

- 1) 「ピルジの金の薄板上のエトルスキ語銘文」、『古代学』(古代学協会) 第13巻第2号 (1966年12月)、133-139
- 2) 「エトルスキ研究の近況」、『史学雑誌』(史学会) 第83編第3号 (1974年3月)、45-61
- 3) 「エトルリアにおける下層身分 — Rix と de Simone のエトルスキ語人名研究」、『東北学院大学論集 — 歴史学・地理学』第4号 (1974年)、33-58

- 4) (共著)「ギリシア・ローマにおける支配と従属の諸形態 — “Forms of Control and Subordination in Antiquity” を読む —」、『西洋史研究』（東北大学西洋史研究会）新輯 17号（1988年11月）、138-147

## 書評

- 1) H.H. Scullard, *The Etruscan Cities and Rome*, 1967、『西洋古典学研究』 XVIII（1970年3月）、143-145
- 2) V.W. Harris, *Rome in Etruria and Umbria*, 1971、『西洋古典学研究』 XXI（1973年3月）、107-110
- 3) D. Musti, *Tendenze nella storiografia romana e greca su Roma arcaica. Studi su Livio e Dionigi d'Alicarnasso*, 1970、『西洋古典学研究』 XXIV、1976年3月、139-142
- 4) H.M. ラースト（鈴木一州訳）「セルウィウスの改革」[『西洋古代史論集 II』（古代学協会)」、『法制史研究』（法制史学会）26（1976）、1977年3月、284-287
- 5) 岩井経男「共和政ローマのムニキピウム都市裁判制度成立に関する一考察」（『文化』41,1/2）、『法制史研究』（法制史学会）28（1978）、1979年3月、295-296
- 6) 角田文衛『ヨーロッパ古代史論考』、『古代文化』（古代学協会）第33巻第2号（1981年2月）、53-60
- 7) エイナル・イエシュタート著（浅香正訳）『ローマ都市の起源』、『法制史研究』34（1984）、379-383
- 8) A. Demandt, *Der Fall Roms*, 1984、『西洋古典学研究』 XXXVI（1988年3月）、114-117
- 9) R. Stewart, *Public Office in Early Rome. Ritual Procedure & Political Practice*、『西洋古典学研究』 49（2001年）、148-150
- 10) 長谷川博隆著『古代ローマの政治と社会』、『西洋史学』 211（2003年）、245-250

## 翻訳

- 1) エンツォ・オルランディ編、『マーク・トゥエーン』、評論社、1976年11月、全155頁（イタリア語）
- 2) ロベルト・カルーシ著、『イブセン』、評論社、1976年11月、全156頁（イタリア語）
- 3) ドーラ・ジェーン・ハンプリン著、『エトルリアの興亡』、タイムライフブックス、1977年、全160頁
- 4) リチャード・W. サザン著、（大江善男、佐藤伊久男、渡部治雄と共訳）、『歴史叙述のヨーロッパ的伝統』、創文社、1977年、全202頁中担当：3-44頁
- 5) ドミニク・ブリケル著（平田隆一監修、齊藤かぐみ訳）『エトルリア人 — ローマ先住民族 起源・文明・言語』、文庫クセジュ、白水社、2009年、全141頁（フランス語）
- 6) シピオーネ・アマーティ著（平田隆一監訳、石鍋真澄・真理子訳）『日本奥州王国の歴史、

その国王伊達政宗の家系の古さと高貴さ、ならびにその英邁さ、当地方におけるキリスト教に対して彼が施した支援と、キリスト教徒になりたいと考えている願望と、我々の聖なる信仰の拡大に関する、かつまた彼が教皇聖下パウルス五世のもとに派遣した使節とその諸成果、ならびに読者の教化と精神的喜びに寄与するその他様々な事柄に関する見聞録』(1615年、ローマ)、『仙台市史 特別編 8 慶長遣欧使節』、仙台市史編纂委員会、2010年3月刊行予定、1～71頁(イタリア語・ラテン語)

#### 概説・解説等

- 1) 「カルタゴとローマ」、『ローマ帝国』、1968年7月、世界文化社、65-73
- 2) 「ローマの建国 — 伝説と史実 —」、『古代(西洋先史 — 5世紀) オリエント・ギリシア・ローマ』、1969年11月、学研、273-277
- 3) 「エトルリア」、『ブリタニカ国際大百科辞典 3』、1972年7月、ティービーエス・ブリタニカ、114-117。
- 4) 「ローマ共和政」、『文献解説 ヨーロッパの成立』、1981年6月、南窓社、65-97
- 5) 「ローマ文明の源流：イタリア都市国家の繁栄」、『世界の大遺跡 6 ローマ帝国の繁栄』、1987年1月、講談社、6-12、105-109頁。
- 6) 「イタリアの起源 — 紀元前のイタリアの歴史と文化 —」、『ローマへの道』、1990年4月、仙台日伊協会、58-63頁。
- 7) 「世界の中のイタリア語・ラテン語」、『ローマへの道』、1990年4月、仙台日伊協会、117-122頁。
- 8) 「失われたエトルリア語を追う」、『言語』 Vol.27, No.10、1998年10月、大修館書店、34-38頁。
- 9) 「エトルスキ人の遺産(特集 ローマ文明の栄光)」『文化遺産』9、島根県並河万里写真財団、2000年4月、10-15
- 10) 「アルファベットってどんな文字?」(特集「英語」大解剖! — 英語とはどんな言語か?)、『英語教育』52(11)(大修館書店、2004年1月)、15-17
- 11) 「解説」、ドミニク・ブリケル著『エトルリア人 — ローマ先住民族 起源・文明・言語』、白水社、2009年、142-157
- 12) 「アマーティ著『伊達政宗遣欧使節記』の成立と展開」、『仙台市史 特別編 8 慶長遣欧使節』仙台市史編纂委員会、2010年3月刊行予定、1-6

#### 報告書、その他

- 1) 「紀元前7～5世紀におけるイタリア諸民族の諸関係の総合的研究 — 特にエトルスキ、ローマ、ギリシア、カルタゴ間の政治的・軍事的・経済的関係について —」、『昭和61・62年度科学研究費研究補助金(一般研究C)研究成果報告書』、1978年3月、1-8

- 2) 「『回顧と展望』ローマ」、『史学雑誌』第88編第5号（1979年5月）、295-300
- 3) 「『回顧と展望』ローマ」、『史学雑誌』第97編第5号（1988年5月）、328-333
- 4) 「『学史』マッシモ・パロッティエーノ先生を悼んで」、『古代文化』第47号第8号（1995年8月）、51-54
- 5) 「ローマ建国伝承の史実性・神話性をめぐる諸問題 — Poucet 説、Dumézil 説の批判を中心に —」、『宗教の社会的・文化的機能に関する総合的研究』（平成6年度特定究費研究成果報告書）、1995年3月、32-35

#### 学会発表（口頭報告）

- 1) 「エトルスキ語 1～6の数詞」、東北史学会、1960年10月、福島大学
- 2) 「エトルスキの政務官職 — ヴルチの碑文史料の検討を中心に —」、日本西洋古典学会、1968年6月、関西学院
- 3) 「エトルスキの王政 — ウェイの王政 —」、東北史学会、1971年5月、東北学院大学
- 4) 「ローマ共和政の成立」、日本西洋史学会、1974年5月、大阪大学
- 5) 「ローマ市民共同体をめぐる若干の問題 — 弓削氏の市民共同体論の検討 —」、西洋史研究会、1977年11月、青山学院大学
- 6) ‘Die sogenannten Neutralitätsbestimmungen im Foedus Cassianum’、古代世界研究国際シンポジウム、1986年1月、裾野市富士教育研究所
- 7) 「Foedus Cassianum におけるいわゆる中立規定について」、史学会、1986年1月、東京大学
- 8) 「初期ローマの身分闘争に関する一考察」、西洋史研究会、1989年11月、青山学院大学
- 9) 「初期ローマのクリエンテーラ」、西洋史学会、1991年5月、名古屋大学
- 10) 「共和政ローマの民会 — その特質・形成・展開 —」、西洋史研究会、1991年11月、青山学院大学
- 11) 「アテネ潜王政とローマ後期王政 — その崩壊期における demos と plebs の動向 —」、東北大学国際文化学会、1994年6月、東北大学
- 12) 「人名から見たエトルスキ社会」、東北大学国際文化研究科創立5周年記念シンポジウム、1998年11月、東北大学。

#### 公開講演（主なもののみ記載）

- 1) 「エトルリア — 神々と人間の社会」、ブリジストン美術館土曜講座、1991年4月6日
- 2) 「パロッティエーノ先生の学風」、イタリア文化会館「パロッティエーノ先生追悼公演会」、1996年4月15日



- 3) 「ギリシア・ローマにおける「ヨーロッパ」「アジア」「オリエント」」東北学院大学史学科連続講演会、2000年10月21日、東北学院大学
- 4) 「古代ローマにおける命令権と拒否権 — “imperium” の成立過程を中心に」、日本西洋史学会第51回大会、2001年5月12日、東京都立大学
- 5) 「ギリシア・ローマのレトリック — 語順との関係を中心に」、東北学院大学キリスト教文化研究所学内フォーラム「レトリックと修辞学批評」、2002年10月18日
- 6) 「古代ローマにおける王政の崩壊と共和政の成立 — 『ルクレティア事件』の考察を中心に」、日本オリエント学会第44回大会、2002年10月19日、東北大学
- 7) 「古典古代とキリスト教」、東北学院大学キリスト教文化研究所学内フォーラム、2004年10月26日、東北学院大学
- 8) 「ローマ帝国の興亡 — 地中海各地の諸ポリスの政治的・軍事的動向とローマ帝国の形成・確立 —」、宮城県民大学主催大学開放講座「戦いの歴史」、2007年5月16日、東北学院大学
- 9) 「エトルスキの宗教とローマ帝国」、東北学院大学オープン・リサーチ・センター（ヨーロッパ）主催公開講演会「古代ローマ世界における宗教的多元性」、2008年3月1日、東北文化歴史博物館
- 10) 「古代ローマ都市国家の形成過程」、東北学院大学文学部歴史学科主催第11回公開講座「一次史・資料から見た“歴史”像」、2008年11月8日、東北学院大学
- 11) 「ギリシア・ローマの戦争 — その理念と実態 —」、東北学院大学主催第3回現職教員研修セミナー、2008年12月6日、東北学院大学
- 12) 「トロイア戦争は史実だったのか — 最近の研究動向から —」、東北学院大学ヨーロッパ文化研究所主催公開講演会「光は東方より — オリエントのギリシア・ローマへの影響 —」、2009年12月12日、東北学院大学
- 13) 「古代イタリア・ローマにおけるアエネアス伝説の受容と展開」、東北学院大学歴史学科主催最終講義、2010年1月27日、東北学院大学



## 清代の大運河における物資・商品の流通について

——常関（鈔関・内関・旧関）、漕運・漕運土宜を中心に——

香坂昌紀

### 始めに

北京の地に国都をおいた元・明・清の各統一王朝は、帝国の首都が必要とするあらゆる物資を、あるいは官運によって、あるいは民運（商販）によって確保していた。諸物資の中でもとりわけ重要な主要食糧は、帝室だけではなく広く官僚や兵丁の給料の一部として支給され、権力の中枢部を支えるとともに、北京地方の物価の安定、民生の安定にも寄与した。このような重要な役割を果たした主要食糧は、重要な国家的事業として、毎年四百万石にも及ぶ漕米が大運河を経て北端の通州に運ばれて、京倉や通倉に備蓄され、放出された。これが「漕運」である。また、南方からもたらされる諸物資・商品は、京師だけではなく、周辺の東北地方や遊牧世界にまで流通していった。

このような南北間の物資・商品の流通経路であった大運河は、钱塘江・長江・黄河・淮河・衛河・白河などの各水系と連結し、また分水嶺を陸運することによって、両広地域を流れる珠江水系は長江水系に連結し、福建の閩江は仙霞嶺を陸運で越えて钱塘江水系に連絡した。かくて、各水系の流域からいえば、中国世界の大部分の領域が大運河によって直接・間接に連結されていたといえる。

明代以来、各地の商品生産の発展を受け、主要な商品流通経路には一種の通過税を徴収する内国税関が設けられた。明初の「鈔法の流通を期す」目的で設置された鈔関と、それを継承した清代の税関である。清末には外国貿易管理の輸出入税関が設けられ、これを海関・新関と称するのに対し、旧来の税関は、常関、旧関・内関と称される。

清代に京師を支える血脈となった大運河には、交通の要衝の地に、現に流通過程にある商品や運搬手段である船隻を対象として、貨税や船税（船鈔・船料）を徴収する税関が置かれた。また清代には、関税収入は塩課とともに国家・中央政府の直轄財源として、各省の地丁項下収支総計の赤字部分を補填し、中央経費をまかなう財源となるという重要な役割を果たすことになった。各地の税関は、中央に納入する「額税」の他に、多種多様な公私の収奪を行い、各税関において一般商民が被る収奪の総量は、政府に納入される額税の十倍にも及ぶといわれるほどの苛酷な収奪が行われたとされる。雍正年間に関税贏餘銀兩報解制が実現し、関の監督及び胥吏・関役などの人員による私的収奪の一部が公の手に奪回され、その結果、国家の関税収入は倍増した。勿論、このような税関による苛酷な公私の収奪は、商品流通を阻害する一大要因となっていたのである。

国家権力の中枢を支える漕運は大運河を用いて行われており、当然大運河沿線に設置されていた各税関を通過していた。しかし、漕運は官物である漕米を官船である漕船を用い、運軍が載運する官運であり、一般商民による商品の販運とは全く異なり、過関徴課の際に商民対象に行われていた過酷な公私収奪は加えられないはずであった。ところが、運軍優恤のための特恩措置として行われていた「土宜」制度に関しては以上の漕運原則が当てはまらない部分が生じた。土宜とは漕船船艙の一部を用い、運軍が各地の特産品を積載し、これを京師等に販売して利益を得ることを認め、限度内の土宜については、通過する各関の関税を免除するという特例措置である。しかし、土宜の限度を超えて積載した商品については、通過の各関において、一般民船の商貨と同じ基準で徴税することになっていた。しかも、土宜として京師に供給される各種商品は、京師民間日用の必需品の重要な供給源となり、その販運量の増減は京師の必需品の価格を左右するほどになってきた。土宜上限も次第に拡大され、乾隆代後期には毎船一二〇石にもなったのである。仮に土宜の二倍の商品を携帯したとすれば、半分は免税、半分は課税、両者をならせば税負担は一般民船の関税負担の半額で済む計算になる。しかし、土宜は漕船随帯の商貨であり、土宜の上限超過分の商貨に対する課税と、本務である漕運事業遂行と、どのように係わっていたのかという問題が生じることになる。

土宜超過分の商貨は、各関において、土宜の上限を超過しているか否かの判定、超過した場合、その商貨の種類・数量の査定と税額の算定等々の一般民船の貨税徴課と同様の手続きと手間・日時が必要になったはずである。しかも多数の漕船は船団を組んで北上してくる。各漕船の船艙内に納められた荷物を「逐船逐艙」査驗をし、しかも船団を滞留させないことが果たして可能だったか否か、遅滞なく遂行さるべき漕運と、漕船の滞留が避けられない関税徴収という相反する二つの国家事業、それが現実にはどのように両立していたのか、この点を考察するのがこの小論の目的であり、乾隆五十四年、湖広漕船土宜案を中心に検討したい。

## 「清代の漕運制度・漕運と漕船土宜、関税制度等に関する概観」

### (1) 大運河と漕運

漕運は河北、山東、江南（江蘇、安徽）浙江、江西、湖広（湖北、湖南）の八省が担当し、各府ごとに確保すべき漕米の量が定められ、州県が糧戸から徴収した漕米は、水次に設置された運軍の拠点である衛、所に送られ、各衛所はこの漕米を所属の漕船に積み込んで所定の期限内に出航し、所定の日限まで大運河のほぼ中央に位置する淮安を通過してチェックを受け、さらに北上を続けて大運河最北端の通州に、所定の日限内に到達する事になっていた。漕船が運んできた漕米のうち正兌正米と正兌耗米は京倉へ、改兌正米と改兌耗米は通倉へと納入された。さらに、各漕船は約十二・三名の乗組員の往復の食米、及び漕米引き渡しの際に品質劣化などにより、受領を拒否された場合に備えて「余米」をも

用意していた。従って、回空する際には帰路に必要な食糧を除き、余分な米を商品として放出した。勿論、官兵に支給された部分や、倉制維持の財源となった耗米部分からも、米は商品として市場に出回った。漕船が漕糧を積載して北上する場合、これを「重運」といい、漕米引き渡しを終えて南下する場合、これを「回空」というが、当然ながら空船ではなく、華北の産物を積載して南下した。経過する各関では、土宜以外の商品は関税が徴収された。回空南帰の際には大豆や各種果実類の外、京師で鑄造発行される良質銅貨や、専売品である塩が密かに私載されたという。回空時にも次回漕運の準備のため、一応の日程が定められていたが、重運北上の際より日限は厳しくなかった。

漕船の往返、特に重運漕船北上の際に、日限を厳しく定めたのは、いわば単線の鉄道線路を上り下りの列車が利用するようなもので、各所の水門の開閉、牽引人夫、あるいは漕船が座礁した場合に、荷物の一部を分載して漕船を浮上させ、あるいは漕船を牽引するために用いる小舟（剥船）と人手の確保等々を、あらかじめ計画的に用意する必要があったからである。さらに江蘇北部から山東臨清までの区間には閘門地帯があった。土地に高度差があるため二つの水門に区切られた部分の水位を水を出し入れすることによって調整し、船を上下させて運航可能とするパナマ運河方式の水門多設地帯である。ただし、流出した水を補って上位の水位に合わせるためには、水の補給が必要となる。雨の少ない閘門地帯にあって、特に雨の少ない冬期にあっては、水の効果的利用が必要であり、上り下りの漕船が遅滞なく順調に運航することが肝要であった。加えて、冬場は運河が凍結する恐れもあり、緻密なダイヤに基づいた重運・回空両方向の漕船船団の、日限に従った運行が必要であった。さらに、回空船隻も重運漕船の進路を妨害するほど滞留すれば北上の妨げとなるため、速やかに重運漕船北上の合間に効率的に南下させる必要もあった。また重運漕船には漕船乗員が各地の棍徒と結託して途中で漕米を盗売するなどの不正行為も多かった。これを防ぐために、極力各地で船団が滞留するを防止するという必要もあった。

各省の漕船は、幫（帮）という船団を組み、さらに十隻づつ相互援助、相互監視と連帯責任のために小船団が組織され、集団で航行することになっていた。さらに先行する幫との間に出来るだけブランクを生じないことが要求された。空間が生じた場合、これを「脱幫」と称し、甚だしい場合には、その原因と責任とが厳しく追及されることになっていた。

また省ごとに重運北上の順番が定められ、同じ省の各幫だけではなく、先行省の尾幫に次の省の頭幫が間隔をおかずに進捗することが求められていた理由はここにもあったのである。

漕運業務全体の最高責任者は淮安に駐在する漕運総督であり、漕運担当の八省の漕運に関係する文武官僚を管轄節制する権限を有していた。地方長官として最高位の総督と対等の地位にあり、その節制を受ける必要はなかった。次に漕運業務の監督官である巡漕御史があった。清初は巡視南漕御史・巡視北漕御史各一名であったが、雍正七年に四員に増員され、乾隆二年に一名は通州に駐在して通州・天津間の、一名は天津に駐在して、天津

から山東・直隸の境界まで、一名は濟寧に駐して山東境内を、さらに一名は淮安に駐して長江以北から山東の省境に至るまでの区間を分け、管轄区間内の漕運業務が遅滞なく順調に遂行されているかを巡察し、北上重運の漕船船団の状況を把握し、遅滞あればこれを督促するなど、管轄地域内の漕運状況の把握・督促につとめる事になっていた。

ついで、各省には糧道一名がおかれ、通省の漕米の徴収と水次への運搬から、漕船への積み込み、通省の漕船船団に同行してこれを指揮するなど、出航・航行等一切の漕務の責任を負った。河北・山東以外の各省糧道は、淮安到着後の検査を通れば、淮安から任地に帰還して次回の漕運のための準備にかかることになっていた。その補佐役が通判等であり、漕米を京倉・通倉に納入する等の業務を担当した。しかし、以上の漕運担当の文官は、しばしば人事異動があり、任期内に可能な限り私服を肥やす外、次のような職権乱用の弊があったという。例えば『欽定大清（光緒）会典事例』卷二〇四、（戸部 漕運 [監兌] の項）、康熙二十九年の条に、押運官が随漕北上の際に「侍妾優人」を随帯し、及び「童僕」を多帯するなど、その餽送（賄賂）の積弊を革除厳禁することが定められている。

漕船運航の担当は運軍であり、領運守備、及び各幫に領運千総二名が設けられ、交代して随漕と所属衛所での次回漕運準備に当たった。その下には随幫一名の千総や百総、毎船に旗丁一名（各船の管理責任者）がおかれ、雇用した舵工、水夫等の監督に当たった。一隻あたりの人員数は原則十二・三名程度となっていた。

## （2）漕運と漕船土宜

一般に清代の漕運事業は、毎年およそ四百萬石の漕米（正米）と、それに随伴する耗米約二五〇萬石を、およそ清初の前額では約一萬隻、後には七千隻前後の漕船が運び、これに従事する人員数は十万人にも及んだとされる。漕運担当組織は、明制にならった軍隊組織をとって運軍と称され、上記八省の水運の拠点に設けられた衛・所に所属した。なお本論考は、清代の漕運制度全般について述べるものではなく、漕船土宜と各税関との関係について考察するものであるが、漕船土宜は漕運事業に付随する関係にあり、土宜に関係する漕運制度全般に関しては、専ら先行研究に多くを負っている。とりわけ、参考にしたのは専門家として著名な李文治・江太新両先生の著書『清代漕運制度 修訂版』である。この書は中国社会科学院老年学者文庫の一として、二〇〇八年十一月に刊行された。江太新氏の再版前言によると、従来の清代漕運に関する研究は、それぞれの論点に集中している傾向があるとし、清朝社会全体の基本構造としての「地主制経済論」の重視を主張している。また、氏は清朝前半期は、「地主制経済進入正常軌道発展時」であり、地主制経済を中心とする多様な経済成分も正常に発展することができ、その結果、「中央集権穩固、政治比較廉明、吏治整肅」の状況が現出したとする。しかし乾隆中後期に入ると、地主制経済は次第に正常な発展軌道から逸脱し、土地の兼併は激しさを加え、小農経済の発展は挫折し、政治は日増しに腐敗し、官吏の貪汚の風潮はますます熾んになったと指摘している。この小論で検討する乾隆五十四年という時期は、まさに氏の指摘した諸矛盾が顕在化しつつあ

った時期でもあった。上記視点にたつこの著書は、基本文献は勿論、各種檔案類を渉獵して著されており、大いに参考にさせて頂いた。記して感謝申し上げる次第である。

さて、国都に食糧を確保する重要業務であった「漕運」は、同時に国都内外に各種商品を供給する重要な役割も果たしていた。漕船積載量の一部を漕運担当者に与え、自由に商品を積載利用することを認めた「漕船土宜制度」であり、一定の限度内であれば途中経過する各税関の関税を免除する特典が与えられた。この制は明代に始まる運軍優恤のための制度であったが、清代には次のように土宜上限は拡大していった。即ち『大清（光緒）会典事例』（卷二〇七、戸部 漕運 「優恤運軍」）に拠ると、清初は明制をうけて一隻あたり六〇石、雍正七年に一〇〇石、雍正八年には頭舵二名に各三石、他の水手全体で二〇石、計一二六石となり、乾隆二年には江南・浙江のみ四〇石が加増され、嘉慶四年には二四石が加算されて計一五〇石、道光八年には一八〇石となっている。道光年間の漕船総数はおよそ六三〇〇隻、関税免除対象の土宜総量はおよそ一〇〇萬石に達することになる。仮に一般民船（商船）の積載量を毎隻千石とすれば、この免税土宜分だけで、一般商船一三〇〇余隻分に相当する。土宜の上限が漸増していったことは、貨幣経済・商品経済の発展に照応していたことは確かであるが、それとともに運軍救恤の必要性も増大しつつあったことの反映でもあったと思われる。さて漕運土宜が京師に供給していた商品が、京師に集中していた各種商品流通量のどの程度を占めるのかは明らかではない。

しかし、乾隆五十年代初期の様相について、『宮中檔乾隆朝奏摺』（以下、『宮中檔』と略称）第六一輯 乾隆五十一年九月二十四日付けの徵瑞の覆奏によれば、前奏に付された帝の硃批「今有過関者否、京師貨物、稍流通否」の問いに対して、「伏查、南省貨物、為京城民間日用所必需。而糧船所帶、有江浙之貨、有江廣之貨。江浙之布疋絲線等物、尚有客商自行販載、惟江西湖廣之竹木磁器紙油等物、全賴糧船攜帶。上年因河道淺阻、各幫船將貨物中途起卸。計過津関者、十無二三。本年江蘇浙江各幫、及湖南三幫、俱經過津查驗、各船雖有貨物、究不比往年之多。亦緣上年客貨附搭無利、是以本年除旗丁土宜外、攬載甚少」と述べている。前年河北地方に旱魃あって漕船が各地で滞留を余儀なくされ、物流不全のために、物価上昇が危惧されたのである。津関とは天津関であり、ここを通過した物資の殆どは京師向けであったと見てよいであろう。また、漕船土宜は京師民間日用必需品であり、江西湖広からの商品は全て土宜として運ばれていること、及び江蘇浙江地方の江浙之布疋絲線等物は、恐らく高価な物を含むためか、客商が自から船を調達して販載を行うこともあったという点も注意される。

また、『宮中檔』、第六四輯、乾隆五十二年五月十七日付けの倉場侍郎の劉秉恬が受けた大学士和珅からの字寄所載の五月十日の上諭に、今歳の南糧漕運が順調に進んでいることを伝え、「其隨帶土宜、亦必源源而來、京城食物、自当日就平減、不致騰貴」とあり、これに対して劉秉恬は「至江浙等省漕船、向例準帶一百二十六石。其中如食物紙張瓷器糖醋油酒雜貨竹木等項、均為京師日用必需之物」と称し、德州まで北上してきている漕船が、

随帯の土宜を途中で卸売するするならば、京師に運載される物はそれだけ少なくなるであろうとし、通州まで運載するならば京倉まで運んで売却することを認め、その利得を大きくしてやることによって、運京を促進したいと称している。この奏摺も、漕船随帯の土宜が京師民間日用必需の物であり、その京師への販運状況は京師の物価を左右するほどであったことを示している。

### (3) 大運河の税関

明の鈔関制度を基本的に継承した清代の税関（鈔関、内関・旧関）は、戸部所属の戸関と工部所属の工関に分かれ、工関は竹木等の土木建築資材を対象として、公的用途に充てるため、その一部を現物で「抽分」するに始まり、やがて銀で徴収するようになって、同じく「抽分」と称した。戸関は一般商貨を対象とする貨税と船隻を対象とする船料（船鈔、船税）を徴収し、あわせて「徴課」と称した。戸関は工関に比して、設置関数も関税額数も圧倒的に多く、しかも主要な水路沿線に設けられていたから、戸関、工関に截然とした区別はなかった如くである。例えば、運河最南端の杭州府には戸関の北新関と錢塘江水系を下ってくる木材を対象として「抽分」する工関の南新関が設置されていたが、北新関監督が時に南新関監督を兼任し、北新関の関税盈余銀をもって南新関の正額不足分を補填するなどの例が見られる。また、蕪湖には、戸・工両関が設置されていたが、米穀に関する税は蕪湖工関が担当していた例もある。さらに一関のみ設置される場合には両者を兼ねた徴税を行った如くである。

以下、大運河沿いに設置されていた主な税関をあげるが、工関はカッコ内に工字を付す。大運河最南端の杭州には、北新関・南新関（工）、次いで蘇州府には澚墅関、長江を渡って揚州には揚州関、淮安には淮安関、臨清には臨清関、天津に天津関、通州に坐糧庁、そして京師北京には崇文門が設置され、京師出入の商品や人員のチェックと徴課とを担当した。なお、以上の諸関は、一地点を扼するだけではなく、多くの分関・分口を設置して、本関を中心とする「領域」を面として管轄していたのである。例えば京師崇文門は苑平県蘆溝橋に分司を設けて、陸路西方から販運される商品から徴課していた。これらの分関・分口の設置は、極力脱漏税を防止するためであったが、それは同時に関の下級吏役が私的収奪をはかる好機でもあり、時に所定の分関・分口以外に口岸を私設する事に対する禁止令が出されることもあった。しかし、脱漏税監視のために巡視船で巡回することは必要でもあり、地方の棍徒が関役を詐称して収奪を行うことすら珍しいことではなかったのである。

各関は「部頒則例」に準拠して正税を徴することになっていたが、康熙年間の澚墅関では公示されない「部頒則例」の他に、関独自の「現行則例」があり、科道官が商民から聞き出した「実際の負担額」という三段階の基準があったという。実際の商民側から見た負担額は正税以外の各種付加税や陋規が含まれている額と思われるが、正規の税のおよそ三倍ほどになっている。



各関の関税徴収は関による差違が顕著であり、貨税と船料（船鈔、船税）のいずれか一つ、または双方、あるいは船料の中に事実上船載商品の貴賤に応じた税数が含まれている場合などがある。船料は船隻の貨物積載量に応じて増減されるが、積載量の査定は最大幅員の丈尺によって尺刻みで定められた。また同じ丈尺でも積載貨物の貴賤によって税額が数段階に分けられている場合があったのである。

なお、漕運を担当する八省の漕船が、以上の大運河諸関の全てを通過する訳ではない。例えば河北省や山東省の漕船が通過する関は大運河北部の関だけであり、湖広省や江西省の漕船は、長江を下って大運河に入るが、その間に九江関・蕪湖関、南京工寧府の西新関と龍江関を経由するが、江南の諸関は当然経由しない。

以上、大運河諸関を中心として、清代の税関制度を概観したが、漕船船団に関しては、以上の一般民船に適用される関制の原則がそのまま適用された訳ではない。それは漕運が、官米の官船による官運だったからである。では漕船の場合、税関通過の際に全くフリーパス扱いされていたのかということもそうでもないらしい。例えば、『宮中檔』第七二輯、安徽巡撫陳用敷は乾隆五十四年五月初五日の覆奏において、蕪湖関の護理管関道の裔人傑からの稟報をうけ、「湖広漕船、除土宜外、准携帯竹木、不得高過二尺。向來蕪湖関則例、每糧船一隻、総収正羨税銀八錢四分零。本年湖北三幫漕船、共一百三十隻。除頭船三隻、例不納税外、共該税銀一百七兩零、当即照数収納、填票放行」と報じ、その理由として、長江を下る重運の湖北漕船は、「風浪から船を護るために、毎船、長木数根ないし数十根を、土宜以外の護船のための必要資材として携行する。それが運河に入って北上する際には不要となり、また船重を軽くする必要もあって、淮安一帯で卸売するのが常であり、これは従来認められている制度である」と報告している。

この蕪湖関が工関であることは、帝が土宜超過分の徴税の有無について調査報告を命じた七関は、工関もしくは戸関でも竹木に課税する関であり、蕪湖には戸関と工関があったが、竹木は工関の担当だからである。

なお、この例では蕪湖関通過時に納入した税銀数は、一隻あたり「正羨税銀」僅か八錢四分の定額制であったこと、及び附載の木植については、「高さ（直径か）」のみが取り上げられ、土宜上限を定めた容積については全く触れられていないことも注意される。要するに土宜の上限を査驗することなく、比較的少額の定額の銀兩納入と引き替えに、全てを免税の土宜として通関させたと考えられる。この方法は重運漕船を遅滞させることなく、税関が船数に応じたある程度の収入を確保出来る最も簡便な方法でもある。よって表面には現れないものの、これに類する方式が他の諸関にあっても用いられた可能性はある。

この他、淮安、揚州等の関は、管内で漕船が運んでいた木竹が船からおろされ、該地の木行商人に引渡される木材についてのみ「徴課」を行うことになっていたという。いわば過関の際にはフリーパスであったことになる。以上漕船土宜に関しては漕船土宜と税関の対応については三種類の対応がなされていたのである。

**後記** 上記レジユメは「清代の漕運土宜に関する一考察——乾隆五十四年、湖広漕船土宜案を中心に」の冒頭部分の関制・漕運についての概観部分である。大運河を中心とした漕船船団が経由する各税関にあって漕船運軍救恤のため、特例として認められていた私貨の積載と関税免除措置が「漕船土宜」である。しかしこの特例には火薬や鉄砲などの違禁物は当然として、積載可能な私貨物の容積にも上限が設けられ、それを越えた部分は一般商貨と同様に、経由する各関において貨税を徴する事になっていた。漕運は出発から大運河中間の淮安関通過、通州到着まで、厳しい日時の制限が設けられており、漕船は省ごとに船団を組み間隔を空けずに北上することになっており、多数の船団の船籍を一隻ずつ「逐船逐倉」して超過分の関税額を査定し徴収することは事実上困難であったはずである。では、現実には「漕運」と「税関」の制度がどのように両立していたかという疑問があった。

たまたま、高官間の政争がらみでこの疑問に関する現状調査が行われて、それまで表面にでてこなかった漕船土宜の関税徴収の実態が見えてきた。この論文はこれを主題として考察したものであるが、最初に本講演表題に関する概説をふした。それが上記の文章であり、講演時の配布資料の最初に、レジユメとして附したものである。

以上

# 古代イタリア・ローマにおける アエネアス伝説の受容と展開\*

平 田 隆 一

## 目次

- I) 問題の所在
- II) エトルリアへの伝播
- III) ラティウムにおける受容と変容
- IV) ローマによる採択
- V) ローマのトロイア起源説とギリシア世界
- VI) 結論・展望

## I) 問題の所在

### 1) 伝承

ホメロスの『イリアス』や『オデュッセイア』等のギリシアの伝承によると、紀元前13ないし12世紀にアカイア人（これは当時のギリシア人と考えられた）の襲撃にあってトロイア王国は陥落しました。この時、炎上する町から逃れ出た一人のトロイア人がおりました。ギリシア語でアイネイアス（Aineias）と呼ばれるこの男 — 以下ではそのラテン語の呼び名アエネアス（Aeneas）を使います — は、愛の女神アフロディーテーとアンキセスという人間の間に生まれた子供であり（ギリシアではこのような人間を herōs 「英雄」と称します）、ヘクトルに次ぐトロイアの武将でした。アエネアスは母親である女神から、落城したトロイアを逃れて海外に新しい国を建設せよ、という使命を授けられました。そこで彼は年老いた父親を背負い、妻と息子のアスカニオス（以下ラテン名のアスカニウスを使う）を連れ、部下たちとともに無事トロイアを脱出しました、ただし妻は途中で行方不明になりましたが。

彼らのその後の活動について、ホメロス以後のギリシアの伝承では、アエネアスはエーゲ海地方の幾つかのギリシアポリスを創建した英雄とされます。イタリアでは、シチリアのセゲスタ等がトロイア人によって建てられたという伝承があり、またカンパニアやエトルリアでは、祖国を脱出するアエネアス像（図版3, 4）が作成されています。

他方ローマの歴史家リウィウスや詩人ウェルギリウス等は次のように物語っております。即ち、アエネアスは永い放浪の後、イタリアのラティウム地方に上陸し、ここで都市を建

---

\* 本稿は2009年12月26日行った最終講義の原稿を活字化したものである。

て、現地で結婚した妻の名に因んでラウニウムと名付けました（地図参照）。エトルリアのカエレという都市の王メゼンティウスがラティウムに侵入してきた時、アエネアスまたは息子のアスカニウスが、メゼンティウスと戦ってこれを破りました。その後アスカニウスは、アルバ・ロンガという町を建設し王として統治しました。数百年後この王家からロムルスとレムスという双子が生まれ、やがてロムルスがローマの町を築きました。こうしてローマの歴史はアエネアスまでに遡ることになります。

前1世紀の中頃、アエネアスはユーリウス氏の始祖であるとする主張がユーリウス・カエサルによって確定・強化され、初代のローマ皇帝アウグストゥスによって強調・誇示されました。こうしてトロイアはローマ帝国の祖国であり、アエネアスはローマ皇帝の祖先として崇拜されるに至りました。またウェルギリウスは、アエネアスがトロイアを脱出してラティウムに定着するまでの波瀾万丈の冒険を六歩格の叙事詩『アエネイス』で物語り、このローマの国民的叙事詩は、中世・近代に至るまで西ヨーロッパ各国に多大の影響を与えたのです。

## 2) 諸学説と問題点

ローマのトロイア起源に関する以上のような伝承は、何時、どこからローマに入り、アエネアスがローマの始祖とされたのでしょうか。この問題については、文献史料や考古学史料を基に諸説が対立しております。即ち、アエネアス伝説をイタリアにもたらした民族は、①ギリシア人であるとする説、②エトルスキであるとする説、③ラテン人であるとする説、④この伝説をギリシア人とローマ人の合作とする説です。

①ギリシア人説を提唱するペレ（Perret）によれば、トロイアの崩壊は人類史上最も重要な出来事の一つ、従ってこの歴史の全ての結果を説明するのに最適な出来事である、とする考えは、前4世紀からギリシアで発展しました。そしてギリシア人は、トロイア戦争はバルバロイに対するギリシア人の最初の戦いであり、前3世紀初頭にローマと対戦したエペイロスの王ピュロスをアキレウスと見立てて、ローマ人をトロイア人の子孫と見なした、というのです。

②エトルスキ説はその論拠として、前6世紀末ないし5世紀初頭に編年されるエトルリア出土の彫像やスカラベ、壺絵など（図版2, 3, 4）に、父親を背負い子供を連れたアエネアスの姿が描かれていることを挙げます。アルフェルディ（Alfoldi）によれば、小アジア出身のエトルスキ人はそこからアエネアス伝説を初めてエトルリアにもたらしローマに伝え、ローマがこの伝説を受け容れた要因は、このトロイアの英雄がローマ最高の徳と見なされる *pietas* を体現した人物だったからです。*pietas* とは、国に対する忠義心、親に対する孝行心、神々を敬う信仰心を全て含む共和政ローマ独自の概念です。一方ベーマー（Bömer）によれば、エトルスキはシチリアのセゲスタからアエネアス伝説を受け容れたのです。そもそもエトルスキ人はトロイア人だったという説も提唱されました。

③カスタニョーリ（Castagnoli）の主張するラテン人説によれば、アエネアス伝説はラ

ティウムで前 600 年頃には知られており、イタリアの幾つかの場所で発見されたミケーネの陶器は、トロイア陥落後にその難民がラティウムに到着した証拠となります。またラウイニウムでは前 6 世紀半ばに編年される聖域で 13 基の祭壇が発見され、さらに前 4 世紀最後の 25 年に編年されアエネアスを祭ったと鑑定される礼拝堂が発掘されていて、この地がアエネアス崇拝の中心地だったことは明白です。従ってアエネアス伝説はエトルスキを通さずに、最初ラティウムで形成された、というのです。

④合作説は最近アースキン (Erskine) が提唱したもので、彼によれば、ギリシア諸ポリスにおけるトロイア戦争およびアエネアス伝説の取り扱いは、トロイア人をバルバロイと見なすものからアエネアスを自国の創建の祖と認めるものまで様々あります。トロイア起源を標榜するローマ人がギリシア世界に進出するようになった時、同じくアエネアスの末裔であると主張する若干のギリシアポリスは、祖先を共有する同胞としてローマに働きかけて有利な処遇を期待しました。従ってローマのトロイア起源神話は、ギリシア人とローマ人の相互作用の中で力と意味を獲得する合作である、というのです。

以上の諸学説の問題点について、とりあえずごく簡単にコメントしておきます。

①ギリシア人説について。すでに前 4 世紀より前に南イタリアやエトルリアでアエネアスを描いた図像等が発見されており、これらの地方で、どんな形であったにせよ、アエネアスが知られていたことは紛れもない事実です。この事実を踏まえれば、ギリシア人がローマ人をトロイア人の子孫と見なすより前に、ローマ人はアエネアスの末裔と自称していた、と考える方が合理的でしょう。

②エトルスキ説について。エトルスキを小アジア出身と見なす学説は排除されます<sup>注1</sup>。エトルスキは前 9 世紀以降まさにイタリアの地で形成された民族で、ギリシア文化を摂取して独自の文化を発展させたのです。ホメロスの叙事詩やアエネアス伝説をイタリアに伝えたのは、前 8 世紀半ばから南イタリアやシチリアに多くの植民市を建設したギリシア人であって、例えばセゲスタはトロイア人が建てたと伝えられており、エトルスキはそれらの伝説をローマに伝える仲介役を務めたのです。

③ラテン人説について。アエネアス伝説が前 6 世紀にラティウムで形成されたとすれば、それは何故、何を基にして成立したのでしょうか。イタリアにおけるミケーネ陶器の存在は、ラティウムにおけるアエネアス伝説の成立の証拠にはなりません。また前 4 世紀末にラウイニウムにアエネアス礼拝堂が存在したからといって、前 7 世紀のラウイニウムにおける聖域の 13 基の祭壇でアエネアス崇拝が行われていたことは立証されません。前 7、6 世紀におけるラティウムとマグナ・グラエキア、シチリア、エトルスキ、ローマとの関係の検討が必要です。

④ギリシア人とローマ人の合作説について。これは両者の政治的ないし商業的接触を前提としております。ローマがギリシアと直接本格的に接触するようになったのは前 4 世紀後半からですが、すでに前 7 世紀にはエトルスキはギリシアから多大の文化的影響を受けております。アエネアス伝説も前 7 世紀までにはエトルリアに知られており、前 6 世紀後

半にはローマ・ラティウムにも伝達されたと考えられます。従って、前4世紀より前の時期に、アエネアス伝説はギリシアとローマだけでなく、エトルリアやラティウムでどう取り扱われたのか、が問われるでしょう。

以上の批判を通して、問題は次のように設定されるでしょう。

①トロイア起源に関するセゲスタ等の伝承とアエネアス伝説は、シチリアからどのようにしてエトルリアに伝播したのか。

②アエネアス伝説は何時、どんな形でラティウムに伝えられ、ラウィニウムのトロイア起源神話となったのか。

③ローマは何時、何故、どんな形でアエネアス伝説を採択し、自国のトロイア起源神話を編み出したのか。

④ローマがギリシア世界と本格的に接するようになった時、ローマのトロイア起源神話・アエネアス伝説はどのような意味を持ったのか。

⑤カエサルがアエネアスを自分のユリウス氏の始祖と主張し、アウグストゥスがこの点を強調したのは何故か。

以上の諸問題を解明するのが本講義の目的ですが、各設問とも多くの問題を内包しているので、ここでその全てを詳論することはできません。主要な問題に限って、各地におけるアエネアス伝説の受容と展開を歴史的事実と絡めて考察しつつ、私なりの見通しを示そうとおもいます。ただし⑤は時間の関係でここでは割愛せざるをえません。

## Ⅱ) エトルリアへの伝播

ギリシア人は前750年ころから南イタリア半島やシチリアに多数の植民市を築いており、その過程でかなり早い時期にホメロスをこれらの地方に持ち込んだことは確実です。前7世紀後半(630年頃)に、『オデュッセイア』に出てくる場面—オデュッセウスが一つ目巨人キュクロプスを部下とともに襲う場面—を画いた壺絵が、カンパニア地方のギリシア植民市で(さらにエトルリアでも)出土しているので、遅くともこの時までにはホメロスの叙事詩がギリシア人植民者によってイタリアに持ち込まれたことは、疑う余地がありません。

そのような植民活動の最中に、アエネアスがイタリアに漂着したという伝説が形成された、と推定されます。前5世紀末の歴史家トゥキディデスによれば、シチリアに住むエリュモイ人はトロイア人とシカニ人から構成され、その主要な都市はセゲスタ、ドレパナム、エリュクスでした。セゲスタには先史時代からの居住が実証されているので、ここにギリシア人が前7世紀に植民した時、その先住民たるエリュモイ人がトロイア人の子孫と自称しているのを聞いたのでしょう(McKay)。その自称が事実かどうかは確かめようがないけれども、トロイア人がシチリアに到来したことが先住民の間に口承で伝えられてきて、前7世紀末までにギリシア人入植者によって伝承として確定された、と推定して間違

いないでしょう。そのさいギリシア人は恐らく、エリュモイ人が祖先と見なしたトロイア人と、トロイアを脱出したアエネアス一行とを結び付け、彼らがシチリアに漂着して町を建てたという伝説を生みだした、と考えられます。

ところで、ギリシア人が多くの植民市を築いた南イタリアのカンパニア地方には、すでにエトルスキが定住しており、かなりの数の都市国家を建てておりました。このカンパニア在住のエトルスキは、ギリシア文化を愛好し熱心に摂取したので、隣接するギリシア植民市からホメロスを学び知り、それを前7世紀後半までにエトルリア本土に伝えた、としても不思議ではありません(Lowenstam)。これはオデュッセウスが一つ目巨人を襲う場面を描いたエトルリア出土の壺絵(前7世紀末)から明らかです。こうしてエトルスキは、セゲスタ等のトロイア起源説とアエネアスのシチリア到着伝説も知るようになり、トロイアを脱出するアエネアスの姿を描くようになりました。ただしこの時点で、エトルスキはアエネアスがシチリアに到来したという情報は確かに受け取ったけれども、彼がイタリア半島にまでやって来たとする伝説はまだ形成されていなかった、と推論されます。

というのは、アエネアスを描いたエトルスキの絵では、ギリシアの絵と違って、アエネアスは大抵の場合トロイアの神殿から持ち出したパラディオン(都市の護り本尊)を片手に護持した姿で描かれているからです。つまりアエネアスは新たな都市を建設べくトロイアを脱出したばかりであって、エトルリアは無論のこと、イタリアの半島および島嶼のどこにもパラディオンを献納してないのです。そこから示唆されるのは、彼がイタリアには到着していないということです。エトルスキにとってアエネアスは、父親を背負って放浪する悲劇の主人公であり、単にこの点でのみ効果的な絵の題材として利用されたと思われれます。

この点と関連して注目されるのは、トロイア戦争で活躍したアキレウスやオデュッセウス、そしてまたヘラクレスの名前が多くのエトルスキの壺や鏡に記されていて、*axile*, *axle* など *Achileus* を転写した名前は 34 例、*utuse*, *utuste* など *Odysseus* を転写した名前は 15 例、*helecele*, *helcle(s)* など *Herakles* を転写した名前は 69 例が実証されているのに対して、*Aineias* を転写した名前 *eina* は僅か 1 例しか実証されていないという事実です(de Simone)。これを見る限り、アエネアスは他の英雄と違って、エトルスキ人にとって日常生活にまで浸透した馴染み深い存在ではなかったと言えます。

以上の考察からエトルスキは、アエネアスがエトルリアのどこかに漂着して都市を建てた、という認識は持っていなかったと結論されます。実はすでに前7、6世紀に全盛期を迎えたエトルリアの各都市国家は、それぞれにおける建国者を(例えばタルクイニーにおけるタルコンのように)確定していたに違いなく、すでにセゲスタ等が、また少し後にはローマが始祖と認定しているアエネアスを改めて建国の祖と想定する必要はなかったのです<sup>注2</sup>。

### Ⅲ) ラティウムにおける受容と変容

ローマの伝承によれば、アエネアスは前13ないし12世紀に炎上するトロイアを逃れ、ラティウムに上陸してラウニウムを建設し、彼自身もしくは息子のアスカニウスがカエレ王メゼンティウスと戦ってこれを破り、その後アスカニウスはアルバ・ロンガを建設し、その数百年後に彼の子孫ロムルスがローマの町を築いたとされます。

しかしながら考古学的発掘調査によれば、アエネアスがラティウムに到着したとされる前13ないし12世紀には、ラティウムでもエトルリアでも小規模な村落が散在するだけで、都市や王国の存在を示唆するような遺跡は発見されておりません。この時期はミケーネ文化の末期に当たり、イタリアでも数か所でこの文化に属する陶器の破片が発見されているので、当時イタリアがミケーネ文化と何らかの関係を持っていたことは確かです。ところが肝心のラティウムやローマ市ではこの種の遺物は発見されていおりません。従って遺跡や遺物によって、ミケーネ人あるいはトロイア人がイタリアましてはラティウムに定住して都市を建てたことは、立証できないのです。ただしトロイアの難民がミケーネ文化の陶器を携えてイタリアに逃れたことは、可能性としては排除されないでしょう。

一方、アエネアスの息子のアスカニウスが建てたとされるアルバ・ロンガについては、アルバ山麓に幾つかの集落の跡が発見されております。それらの集落跡のうちアルバ・ロンガの候補地として最も有力視されるのはカステル・ガンドルフォの遺跡ですが、確実に特定されたわけではありません。ともあれそれらの集落はいずれも、都市とか王国とかいった規模とはほど遠いのです。都市がイタリアで最初に出現したのは、前8世紀半ば、南イタリアおよびシチリアにギリシア人が植民市を建ててからであり、カエレを含むエトルリア各地でも都市への発展が確認できるのは前8～7世紀以降です。

他方ローマは、ロムルスが建国したとされる前8世紀半ばにはまだ村落の状態にあり、都市形成は最初のエトルスキ系の王タルクイニウス・プリスクスの治世が始まった前7世紀末のことです。続いてこれまたエトルスキ系の王セルウィウス・トゥリウスの時代（前6世紀半ば）にローマは都市国家として確立され、次の同じくエトルスキ系の王タルクイニウス・スペルプスの時代（前6世紀後半）に周辺の多くの小共同体を征服して、ラティウムにおける最大の勢力となりました。まさにこのエトルスキ系王政の時代にこそ、ギリシア文化を摂取しつつ独自の発展を遂げていたエトルスキ文化がローマに流入したのです。ですからシチリアに到着したアエネアスの伝説も、その時代に導入されたと推定されます。

前に述べたように、アエネアスがイタリア半島にやってきたという伝承はまだ形成されていなかった、少なくともエトルスキは関知していなかったのです。ではアエネアスがラティウムに漂着したという伝説は、何時、どのような事情で成立したのでしょうか。

これを解明する手掛かりは、アエネアスと戦って戦死したとされるカエレの王メゼンティウスにあります。実は、この王は実在の人物です。というのは、前7世紀に編年される



エトルスキの壺にエトルスキ語で *mezenties* という名前が刻まれており、これはラテン語の *Mezentius* に相当するからです。またリウィウス等よりも古い史料に、メゼンティウスはラティウムに侵入してこれを制圧し、初穂を要求したと記録されており、その他の点を考慮すれば、彼は前 700 年前後にラティウムの一部を一時的に支配したエトルスキの王であったと見て差し支えありません。この外国人王の侵略と強圧的支配は、歴史的事実としてラテン人の脳裏に深く刻まれたはずで、それはやがてローマにまで伝えられ記憶に留められました。

このように外国の王に侵略された記憶をもつラティウムに、エトルスキ系王政のローマからギリシア・エトルスキ文化が導入された時、セゲスタ等のトロイア起源説とアエネアス伝説も伝えられたに違いありません。ローマは前 6 世紀中頃までにセルウィウス・トゥリウス王が都市国家を確立し、次のタルクイニウス・スペルブス王はラティウムへの侵略を企てましたが、このような時、海岸の近くに位置し当時ラテン諸都市の宗教的中心地であったラウィニウムは、強大化するローマに対抗するため、ラティウムにおける自国の威信を高めその求心力を増大させる必要がありました。そのためラウィニウムは、シチリアに到着したトロイア人アエネアスがシチリアからラティウムまでやってきてラウィニウムを建設した、従って自分たちはアエネアスの子孫である、という神話を編み出したと推定されます。しかもアエネアスは女神アフロディーテー（ウェヌス）の子供と見なされているので、宗教的中心地に相応しい人物であると考えられたでしょう<sup>注3</sup>。

アエネアスは、その神話的出自はさておき、外国人それもトロイアの落ち武者でしたが、このことは以下のような理由で、彼を始祖と認定する障害とはなりません。即ち、ギリシア人にとってトロイア人は確かに *barbaroi* でしたが、この単語は前 490 年のペルシア戦争以前にはまだ単に「ギリシア語以外の言語を話す人」という意味しか持たず、この戦争以後に派生した「野蛮人」という含意はまだなかったし、ラテン人にとっては逆にギリシア人も「ラテン語を話さない人」という意味でバルバロイだったからです。ラテン人はむしろ、ギリシアの大軍を相手に 10 年間も戦ったトロイアの強盛を評価し、その第 2 の武勇者たるアエネアスを始祖と認めることに何のためらいも持たず、むしろそれに誇りを抱いたのでしょう。

ではなぜ他のギリシアの英雄、例えばトロイア戦争から故国に帰る途中にイタリアにも漂流したと伝えられる英雄オデュッセウス、あるいは地中海各地を放浪した超人的英雄ヘラクレスではなく、他ならぬアエネアスが始祖に選ばれたのでしょうか。ヘラクレスはなるほど超人的豪傑であり、実際に多数のギリシア都市でその創建者として崇拜されていますが、所詮は神話上の英雄であり歴史的事実感に乏しかった。ラウィニウムとしては、史実と信じられたトロイア戦争において活躍し、戦後帰郷する途中の英雄、あるいは亡命を余儀なくされた放浪中の英雄を選考したかったのでしょうか。その点でオデュッセウスは資格が十分でしたが、武勇よりは狡知な策謀で有名であったため選考から漏れ、次のような理由から、ラウィニウムはアエネアスに白羽の矢を立てたと推考されます。

先に述べた通り、前 700 年頃メゼンティウス王に蹂躪されたラティウムの住民には、その屈辱的出来事が生々しく記憶され、代々言い伝えられたに違いありません。アエネアスがラティウムに渡来してラウイニウムを建設したという神話を前 6 世紀後半に創作するさい、ラウイニウムはこのメゼンティウス王に関する史実を取り込んで、神話に歴史的真實味を加えようとしたと推論されます。凶暴なメゼンティウスと干戈を交え、これを葬り去れる勇者はアエネアスを措いて他にいなかったと感じられたでしょう。

そのさい、現在想定されるような時間的隔たり（ラティウムにアエネアス伝説が伝達された時点から数えてトロイアの滅亡は—後の推算によれば—ざっと 600 年前、メゼンティウスの侵入は百数十年前）は、全然問題になりませんでした。というのは、当時の人々にとってトロイア戦争はそれほど大昔の話ではなく、漠然とメゼンティウスの侵入より少し前と意識されたと推定されるからです。何故なら『イリアス』や『オデュッセイア』に描かれた慣習は、ミケーネ時代ではなく実際にはホメロスと同時代、即ち早い編年に従えば前 8 世紀後半の世界で行われていたことだったからです。つまりアエネアスとメゼンティウスとの時間差は当時のラティウム人にとっては数十年にすぎなかったのです。

こうしてアエネアス（あるいは 1 世代後のアスカニウス）とメゼンティウスの一騎打のエピソードが創作されたと推定されます。以上の考察が的外れでなければ、ラウイニウムがセゲスタ等のトロイア起源説を取り込みながら、これをアエネアスによるラウイニウム建国という神話に変貌させたのは、彼のピエタス（忠義・孝行）の故というよりは、その武勇のためであったと考定されます。

#### IV) ローマによる採択

ラウイニウムの中心的勢力の 1 つであったアルバ・ロンガは、伝承によれば、トゥルス・ホステリウス王の治世下（前 7 世紀半ば）のローマと争って敗れ、住民は全員ローマに移住することになったと言われます。事実、アルバ・ロンガの遺跡と推定される場所からは前 6 世紀以降の遺物は出土せず、この地が放棄されたことを裏付けております。ローマ人はアルバ・ロンガを自分たちの故地と考えていましたが、ラティウムでラウイニウムがアエネアスを祖先と見なす神話を創作した前 6 世紀後半、これに対抗すべく、彼の息子アスカニウスがアルバ・ロンガを建設し、自分たちはその子孫であるという神話を編み出したと考えられます。こうしてローマは、その歴史がラウイニウムと同じほど古いことを標榜しつつ、ラティウムに対して主導権を確保しようとしたと推測されます。もっともローマのアエネアス＝アスカニウス祖先説は、この時点であくまでもラウイニウムに対抗するための神話的フィクションであり、ローマ国内ではあまり重視されませんでした。何故なら、都市ローマそのものを創建したと信じられたロムルスこそ、真の建国者と認知されていたからです。以上のような事情を斟酌すれば、アエネアスの pietas は、この時点でその伝説を採用する動機には全然なりえなかった、と論定されるでしょう。

ラティウム諸都市に対するローマの主導権は、エトルスキ系王政の崩壊（前510年頃）とともに崩れ、主導権を巡る両者の対立は前5世紀初頭に戦争へと発展しました。戦後ローマは、前493年にラティウムの諸都市（ラテン都市）との間に対等の攻守同盟（カッシウスの条約）を締結しました。しかしローマが前4世紀初頭にエトルリア最北端の都市国家ウェーとの戦争で勝利を収めその領土を併合すると、ラテン諸都市との対等な関係は大きく揺ぎ、ローマの優位が歴然となりました。ラテン諸都市は、圧迫し始めたローマに対抗するため、本来ラウィニウムの始祖であったアエネアスを、今や全ラティウム共通の始祖として結束を固めたでしょう。こうしてラティウム中でアエネアス崇拜が始まり、やがて参拝のための祭壇が造営されることになるのです。

前338年はギリシアにとってもイタリアにとっても重大な転換期でした。この年ギリシアのポリス連合軍は、カイロネアの戦いでマケドニアに敗れ、事実上この王国の支配下に入りました。その結果、ギリシア人がバルバロイ「野蛮人」として蔑視していたマケドニア人は、もはやバルバロイではなくなりました。さらにアレクサンドロス大王の東方征伐によってギリシア文化とギリシア語が東地中海地方一帯に広まると、「ギリシア語でない言語を話す者」というバルバロイ本来の意味も、また文化的に劣る民族やポリスに対する蔑称としてのバルバロイの意味も、東地中海世界内部では妥当性を失ったでしょう。このような状況の下で、かねてからアエネアスの子孫であることを標榜していたポリスは、今や誰憚ることなくその都市のトロイア起源を公言できたでしょう。

一方イタリアにおいて、前338年はローマがラテン諸都市と戦って勝利した年でした。戦後ローマは各都市に自治を認めつつラティウムを併合し、それらの都市の市民をローマ国家の構成員、つまりローマ市民として編入しました。こうして市民兵を増強し国家領域を拡大したローマは、半島随一の強国にのし上がったのです。しかもカンパニア地方の一部をも含むその併合によりローマ国家は、国内にかつてのギリシア植民市をも含み込み、また他のマグナ・グラエキアの諸都市国家とも直接接することになりました。これらのポリスはもともと東方のギリシア諸ポリスが建てた植民市であり、その建設は前8世紀半ば以降ですが、その母市の市民はミケーネ時代あるいはドーリア人の侵入以来の古い歴史を持つギリシア人に他ならなかったのです。

新興勢力ローマがこのようなイタリアに定住したギリシア人に対抗あるいは懐柔するためには、自分たちも彼らと同様に古い歴史を持ち、しかもアカイア人—これはギリシア人と考えられた—と対等に戦ったトロイアの英雄アエネアスの子孫である、という主張が役立つに相違ありません（Galinsky）。というのは、マグナ・グラエキアのギリシア人にとって、なるほどローマ人は言語的にも文化的にもバルバロイでした。しかしこれらのギリシア人はたとえローマの圧倒的な軍事力に屈したとしても、この強国の発祥の地がかつてギリシア人に征服されたトロイアであるという点で、全く縁もゆかりもないペルシアのようなバルバロイに屈服した場合とは違って、さほどの屈辱は感じなかったでしょう。

ローマのトロイア起源説は、恐らく前5世紀中に、遅くとも前4世紀中にエトルリアに

知れ渡っておりまして。このことを直接証明する史料はありません。しかし前6世紀末に中央エトルリアの大都市国家クルーシウムの王がローマを占領・支配した後、ラティウム内部にまで侵入を企てているので、ローマやラティウムに関する情報がエトルリア各地にもたらされていたことは確かでしょう。さらにまた、南エトルリアの大都市国家ヴルチで発見され、前350年から前280年の間に作成されたと考証される「フランソワの墓」の壁画が、間接的ながら、ローマとトロイアの関係を示しているのです<sup>注4</sup>。

## V) ローマのトロイア起源説とギリシア世界

このようなローマのトロイア起源説はまた、遅くとも前3世紀初頭までに東方のギリシア世界にも知られていました。イタリア南端にあるギリシア植民市タレントゥムはローマの脅威に晒され、アドリア海に面した王国エペイロスの王ピュロスに援軍を要請しました。ピュロスは前280年タレントゥムの要請を受けて、大軍を率いてイタリアに侵入しローマ軍と対戦しました。この時、彼は自分をアキレウスに擬え、ローマ人をアエネアスの子孫と考えたと、ギリシアの地理学者パウサニ阿斯が伝えております。この記事の信憑性について、一般に肯定的ですが、Erskineは疑念を呈しております。そのような疑念の根拠として彼は、パウサニ阿斯の記事は事件からざっと400年後にピュロスの心中を忖度したものであって、それには史料的な裏付けがないことを挙げております。しかしピュロスの心中を忖度するに当たって、パウサニ阿斯はそれなりの状況証拠に基づいて判断したに違いなく、このギリシアの博学者の記事を否認する必要はないでしょう。否むしろ、前3世紀初頭までにイタリア半島の大半を制圧していたローマの動向は、ヘレニズム世界でも注目され、そのトロイア起源説は、認知されたかどうかは別にして、広く知れわたっていたと考えて差し支えありません。

前264年、ローマとカルタゴの間に第1回ポエニ戦争が勃発すると、ローマはシチリアに進軍しました。シチリアのギリシア植民市シラクサは、当初カルタゴに与し反ローマ的態度を取っておりましたが、一転してローマの同盟国になりました。このように突然政策転換が行われたのは、シラクサの独裁者ヒエロンの現実政治的政策もさることながら、文化的にも言語的にも全く異質のセム系のカルタゴよりも、トロイア起源を標榜するローマの方に親近感を抱いたためではないでしょうか。何故なら、カルタゴ人はギリシア人にとっては依然としてバルバロイだったのに対して、ローマは次のような理由で単なるバルバロイではないと感じられたと推量されるからです。即ち、トロイアがあったと見なされた所に、すでに前700年頃にギリシアポリスとしてイリオンの町が建てられ、今やトロイアはギリシア世界の一部を成しており、そのトロイアからの出自を主張するローマは、言葉こそ異なれギリシアと共通の文化圏に属すると認識されたでしょう。

シラクサにそのようなローマに対する親近感があったかどうかは、史料的に実証されず推測の域を出ませんが、このギリシア植民市にとって、ローマがもはや単なるバルバロイ

でなかったことは、同族のよしみで有利な取り扱いをローマに願い出るポリスが、東方ギリシアにも現れたことによって間接的に立証されます。ローマは第2回ポエニ戦争後、本格的に東方に進出し、前146年までにマケドニアとギリシアを属州として支配しましたが、ギリシア諸ポリスの中にはトロイアやアエネアスと深い係わりを持つ都市がありました。例えばトロイア地方の諸都市（ランプサコス等）、あるいはアエネアスに因んだ名前をつけた都市アイネイア（図版1）がそうですが、中にはまさにローマとの同族関係を根拠にこれに特別な配慮を嘆願するポリスもあったのです。ギリシアのポリスにはもともと *syngeneia* という共通の祖先をもつ関係や、*oikeiotes* という同じ地域に住んでいる関係を論拠として2つのポリスが同盟を結ぶ慣習がありましたが、アイネイア等はトロイアやアエネアスを通してローマとの *syngeneia* を根拠に請願したのです。

一方ローマ側も、対外的にアエネアスとの関連性を重視した節があります。前218年、第2回ポエニ戦争が勃発してハンニバルがアルプスを越えてイタリアに侵入し、まずティキヌス河の戦い、次いでトレビア河の戦い、さらにトラシメーヌス湖畔の戦いでローマ軍を連破した。この時ローマは、大災害や天変地異が発生した時よくそうしたように、シビッラの神託に伺いを立て、その神託に基づいて次のような行動をとった、トリウィウスは伝えております。即ち、シチリアのエリュクスの山で礼拝されていた、*Venus Erycina* (*Erycina* は *Eryx* の形容詞、「エリュクスのウエヌス」) と呼ばれる女神をローマに移管することにしたのです。シチリアはすでに第1回ポエニ戦争後ローマの属州となっていたのですが、以前エリュクスはカルタゴの支配下にあり、当地の女神ウエヌスはカルタゴ人にはアスタルテとして、ギリシア人にはアフロディーテーとして崇拝されておりました。ウエヌス即ちアフロディーテーはアエネアスの母親と伝えられており、リウィウスは当該記事でアエネアスには言及していないけれども、ウェルギリウスやオウィディウス等はそのような親子関係を強調しております。前1世紀末の詩人たちによるこのような強調は、アウグストゥスがウエヌスを尊重したことを反映している、という説に対して *Erskine* は、*Venus Erycina* のローマへの移管をむしろアエネアスと関連付けて論じており、その論拠は首肯できます。

しかし問題は、何故 *Venus Erycina* でなければならなかったのか、という点にあります。というのは、ローマはすでに前270年にウエヌスの神殿を建立しており、単にこの女神の崇拝が目的だったのなら、改めてこれを導入する必要はなかったはずだからです。私は他ならぬ *Venus Erycina* の移管を一種の *evocatio* と捉え、ローマはアエネアスとの関連性を意識してその導入を積極的に推進したと把握します。*evocatio* とは、ローマが征服した都市の力を殺ぐため、その都市の守護神をローマ市内に搬入し、自国の神として礼拝するため新築した神殿に安置する制度です。このような例はすでに前391年に見られます。この年ローマは征服したエトルスキの都市国家ウェーからその守護神 *Juno Regina* 「女王ユノー」をローマ市内に搬入し、新築した神殿に安置したのです。

とはいえ、このウェーの *evocatio* と今回の *Venus Erycina* の移管には、決定的な違い

が看取されます。というのもウェーの場合ローマは勝利者でしたが、今回は敗者であり、しかも連戦連破を喫して未曾有の国難を迎えていたのです。従って今回の evocatio の眼目は、敵であるカルタゴの力を殺ぐだけではなく、ローマを勝利に導くことでした。この目標を達成するためには、かつてのカルタゴ領からカルタゴ人の崇拜の対象である神ないし女神をローマに導入するだけでは十分ではありませんでした。それはローマ人に自信を与え、彼らに勝利をもたらすような神もしくは女神であることが必須でした。

このような条件を満たすのは Venus Erycina を措いて他にありませんでした。というのは、それはかつてのカルタゴ領に鎮座してカルタゴ人の主要な女神アスタルテとして礼拝されており、その上ウェヌスはアエネアスの母であって、彼にトロイアの再興のために脱出するよう指令し、結局この指令が基になってローマが建国されるに至ったからです。つまりこの女神は、オリュポスの主要な神々の中でもローマと最も深い関係を持ち、従って存亡の危機に立つローマを救うために全力を尽くしてくれると期待されたのでしょう。

恐らく以上のような思惑の下に、シビッラの神託という体裁をとって Venus Erycina の移管が決定され、実施されました。ローマは前 216 年カンナエの戦いでまたしても大敗を喫しましたが、市内に Venus Erycina の神殿が建造され落成した前 215 年以降、反撃に転じ、次第にイタリアにおける失地を回復しました。そして前 202 年のアフリカのザマの戦いで最終的な勝利を収め、カルタゴを降服に追い込みました。この時点でローマにとってそのトロイア起源説、従ってまたアエネアス伝説は、もはや単なる神話ではなくなり、ローマの最古の歴史を表す事実として対外的に喧伝されるようになったと推考されます。

## VI) 結論・展望

以上の考察の結果をまとめて、本講演の結びにしたいと思います。

①ホメロスの作品は遅くとも前 7 世紀中頃までにギリシアの植民者により南イタリアとシチリアにもたらされました。間もなくそれはカンパニアのエトルスキに伝えられ、彼らを通じてエトルリア本土にも伝播しました。他方シチリアでは、前 700 年頃ギリシア人が植民した時、セゲスタ、エリュクス等の先住民エリュモイ人がトロイア人の子孫と自称しているのを耳にしました。ギリシア人はその伝承を、トロイアから逃れたアエネアスと結び付けて、先住民をアエネアスの子孫と見なす神話も創作したと考えられます。これらの伝承・神話も前 6 世紀前半にエトルリアに導入されました。ただしこの時点で、アエネアスがイタリア半島に到達したという伝説は、まだ形成されていなかったと考えられます。

②前 7 世紀末からエトルスキ系王政の下でエトルスキの影響を受けていたローマに、ホメロスとともにそれらの神話・伝説も伝えられました。前 6 世紀中頃ローマのラティウム進出に伴い、ここにもそれらの神話・伝説が導入されました。当時ラテン諸国の宗教的中心地であったラウィニウムは、ローマに対抗するため、アエネアスはラティウム沿岸に上陸してラウィニウムを建設するという神話を創作し、この神話をエトルスキのメゼンティウ

ス王によるラティウム侵攻という史実と結び付けて真実性を高めようとした。

③これに対抗してローマは、アエネアスの死後その息子アスカニウスがアルバ・ロンガの町を建て王として統治し、すでにその建国者と認定していたロムルスの子孫は、アルバ・ロンガのアスカニウス、従ってアエネアスに遡るといふ神話を編み出した、と考えられます。王政崩壊の数十年後、ローマはラティウムとの戦争の結果結ばれたカッシウスの条約でラテン諸国と対等の立場に立ちましたが、前4世紀初頭ウェーとの戦いに勝利すると、この対等の立場は崩れローマが優位に立ちました。ラティウムはローマの圧力に対抗するため、全体としてアエネアス崇拝を行い結束を固めました。ローマは前338年のラテン戦争で勝利しラテン諸都市を併合すると、アエネアス伝説をラティウムと共有し、ローマのトロイア起源神話がこの地方全体に受け入れられ、アエネアス礼拝堂が造営されました。その神話は諸外国にも喧伝され、エトルリアにも広まりました。

④その後ローマはマグナ・グラエキアに進出し、当地のギリシア植民市を同盟国にしていきますが、その過程でローマのトロイア起源説は、自国の古い起源を誇示する格好の説話となりました。前218年に勃発した第2回ポエニ戦争で連戦連敗を喫したローマは、シチリアのかつてカルタゴ領だったエリュクスから「エリュクスのウェヌス」を移管し、その神殿が落成した前215年以降ハンニバルに対し反撃に転じました。カルタゴに対する最終的な勝利によって、ローマのトロイア＝アエネアス起源説は単なる神話・伝説ではなく、殆ど史実と目されるに至りました。前200年以降の東方ギリシア諸国への進出にさいして、ローマのトロイア起源説は同じ起源を主張するギリシアの諸都市に、ローマによる有利な取り扱いを期待する口実となりました。

⑤その後アエネアス伝説がどう展開したのか、以下で簡単に展望しておきます。

ユリウス・カエサルはユリウス氏がアエネアスの息子ユールスに遡ることを強調しました。このユリウス氏の神話的系譜は、元首政を確立した彼の養子アウグストゥスに受け継がれました。伝統的な家の再構築を目論んだアウグストゥスにとって、ユリウス氏がアエネアスに遡るといふ神話は非常に好都合でした。アエネアスが体現した例の *pietas* の概念は、まさにうってつけの徳目でした。アウグストゥスは建造させた「平和の祭壇」に自分の家族とともにアエネアスの像をも刻ませ、ユリウス氏の神話的家系を誇示しましたが、他方、アウグストゥスの元首政体制を称賛するウェルギリウスは、アエネアスの冒険を物語る叙事詩『アエネイス』の中で、このトロイアの英雄を “*pius Aeneas*” と呼び慣わし、その *pietas* (*pius* はその形容詞) を強調したのです。

## 注

- 1) もしエトルスキが小アジアで学び知ったホメロスの叙事詩をエトルリアにもたらしたのなら、彼らの同地方への到着は、ホメロスがその作品を完成させた年代以降ということになる。『イリアス』の作成は一般に前750年頃、『オデュッセイア』はその2,30年後と考えられている、ただし前660年頃に編年する説 (Schrott) もある。しかしながら、前8世紀であれ7世紀であれ、エトルリアには外国からの大量移民を示唆する物的証拠は何も残っていない。なるほど前

7世紀前半には東方化様式の物が発見されており、オリエントからエトルスキがエトルリアに移民した証拠と考えられた。しかし東方化様式は、実はギリシアでも見られ、オリエントの影響を受けて開花した芸術様式に他ならない。

またエトルスキをトロイア人と見なすサフローノフ (Сафронов) の説は、次のようなゲオルギエフの仮説に基づく。即ち、ラテン語 E-trus-ci の語幹 trus はそのギリシア語の名称である Tyrs-enoi の語幹と同じであると仮定した上で、両者とも Troia の原形である \*Trosia に遡り、従って Etrusci は Troia からイタリアに渡来したと推測するものである。しかし Etrusci が Troia と同一の語幹を有することは実証されない仮説に過ぎない。仮にそうだとすると名前の一致だけをもって両者を同一民族と見なすには、様々な難点が生じる (平田『エトルスキ国制の研究』)。

- 2) ガリンスキー (Galinsky) は若干の南エトルリアの都市、特にヴルチがアエネアスを建都の英雄と考えたと想定しているが、確実な証拠はない。
- 3) ソルディ (Sordi) は、まさにローマが前4世紀にアエネアスをローマにもたらしたと主張するが、この説は受け入れられない。
- 4) この墓の3面の壁に描かれ壁画は、次の2つの部分から構成されている。①トロイア戦争中にアキレウスがトロイアの若者たちを殺害する場面、②計12人の戦士がそれぞれ2人ずつ組になり、一方が他方を襲撃している場面である。アキレウスによる殺戮場面を表す絵は他にも数例あるが、「フランソワの墓」の壁画では、これらと違って、①の場面が以下で説明する通り歴史的事実を描いたと考えられる②の場面と並列されている。この独自性に鑑み、①と②は互いに密接な関連を持つ場面として描かれたと考えて間違いない。

さて、②の6組の戦士にはそれぞれ本人の名前と、たいていの場合その出身地名が記されており、それによってこの壁画が、ローマをも巻き込んだエトルリア諸都市国家間の紛争に関する史実を描いたことが判明する。2人ずつのペアの中に、(a) *cneue tarχunies rumax* がまさに殺されようとしている場面と、(b) *macstrna* が囚われた戦友を救出しつつある場面がある。(a) の *cneue tarχunies rumax* はラテン語に直せば *Gnaeus Tarquinius Romanus* で、この「ローマ人」*Tarquinius* は、ローマを統治したエトルスキ系の王 *Tarquinius* と同じ氏族名を付けており、明らかにこの王族の一員であった。一方 (b) の *macstrna* は、ローマ皇帝クラウディウスがローマ王セルウィウス・トゥリウスのエトルスキ名として挙げた *Mastarna* と同じ名前である。このマスタルナは第4代ローマ皇帝クラウディウスによれば、軍隊を率いてローマ市を占領し、タルクイニウス・プリスクスの後にその王になった軍司令官だった。クラウディウス帝の記述を援用しつつ、(a) と (b) を解釈すれば、(a) はローマ王族タルクイニウス氏の一員が殺害されたという事実、(b) はヴルチの武将マスタルナが戦友を救出している事実を描写しており、その後マスタルナはローマを占領し、セルウィウス・トゥリウスとしてこの都市を支配することになる。

先に考察したように、①と②の壁画が関連しているならば、①におけるアキレウスとトロイアの若者は、それぞれ②におけるマスタルナとタルクイニウスに対応することになる。従ってトロイアを攻めた立役者アキレウスはローマを攻略したマスタルナと対比され、そして殺戮されるトロイアの若者はローマ王族の一員タルクイニウスと対比されるので、ローマ人はまさにトロイアの末裔として位置づけられているのである。とすればローマがトロイアに起源を持つという主張は、すでにエトルリア中に流布していたと考えられる。ヴルチはその主張を逆手にとって、かつて自国の英雄マスタルナがローマを征服し、セルウィウス・トゥリウスという名前で王としてそれを支配した、昔日の栄光を墓の中に秘かに描き出したのである。



## 主要参考文献

ウェルギリウス著、呉茂一訳『アエネイス』

岡道夫『ホメロスにおける伝統の継承と創造』創文社、1988年

小川正廣『ウェルギリウス研究 ローマ人の詩創造』京都大学出版会 1994年

平田隆一『エトルスキ国制の研究』南窓社 1982年

村田治『トロイア戦争全史』講談社 2008年

A. Alföldi, *Die trojanische Urahnen der Römer*, Basel 1957.

R. Bömer, *Rom und Troia. Untersuchungen zur Frühgeschichte Roms*, Badenbaden 1951.

F. Coarelli, M. Torelli, *Sicilia*, 2000<sup>5</sup>.

T.J. Dunbabin, *The Western Greeks. The History of Sicily and South Italy from the Foundation of the Greek Colonies to 480 B.C.*, Oxford 1999.

A. Erskine, *Troy between Greece and Rome. Local Tradition and Imperial Power*, Oxford 2003.

*Enciclopedia Virgiliana*, I - IV, Roma 1984-88.

*Alba Longa* (G. D'Anna), I, p.77-80.

*Ascanio* (E. Flores), I., p.363-366.

*Enea* (R. Grimal / F. Carrevani), II, 221-236.

*Lavinio* (F. Castagnoli), III, p. 149-153.

*Mezenzio* (A. La Penna), III, p. 510-515.

*Pietas* (A. Traina), IV, p.93-101.

*Enea nel Lazio. Archeologia e mito*, Bimillenario Virgiliano : Roma 22 Settembre -31 Dicembre 1981.

*La leggenda di Enea nel Lazio*

*La leggenda di Enea nel Lazio e l'Eneide di Virgilio*

*Origini della leggenda di Enea*

G.K. Galinsky, *Aeneas, Sicily and Rome*, Princeton 1969.

J. Latacz, *Troia und Homer. Der Weg zur Lösung eines alten Rätsels*, 5. aktualisierte und erweiterte Aufgabe, 2005.

S. Lowenstam, *As Witnessed by Images. The Trojan War Tradition in Greek and Etruscan Art*, Baltimore 2008.

A.G. MacKay, *Vergil's Italy*, Somerset 1971.

J. Perret, *Virgile*, Paris 1967.

G. Pottino, *Cartaginesi in Sicilia*, Palermo 1976.

R. Schrott, *Homers Heimat. Der Kampf um Troia und seine realen Hintergründe*, München 2008.

H.J. Schweizer, *Vergil und Italien. Interpretation zu den italischen Gestalten des Aeneis*, Aarau 1967.

C. de Simone, *Die griechischen Entlehnungen im Etruskischen, I-II*, Wiesbaden 1968.

M. Sordi, *Il mito troiano e l'eredità etrusca di Roma*, Milano 1989.

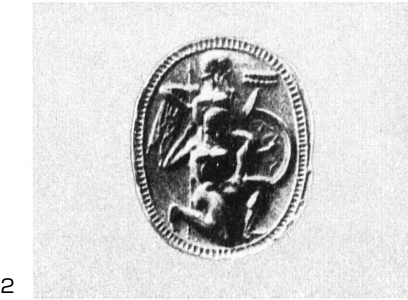
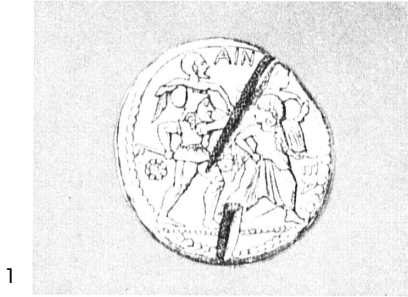
Ch. Ulf (hrsg.), *Der neue Streit um Troia. Eine Bilanz*, München 2004<sup>2</sup>.

T.P. Wiseman, *The Myth of Rome*, Exeter 2004.

S. Woodford, *Images of Myths in Classical Antiquity*, Cambridge 2003.

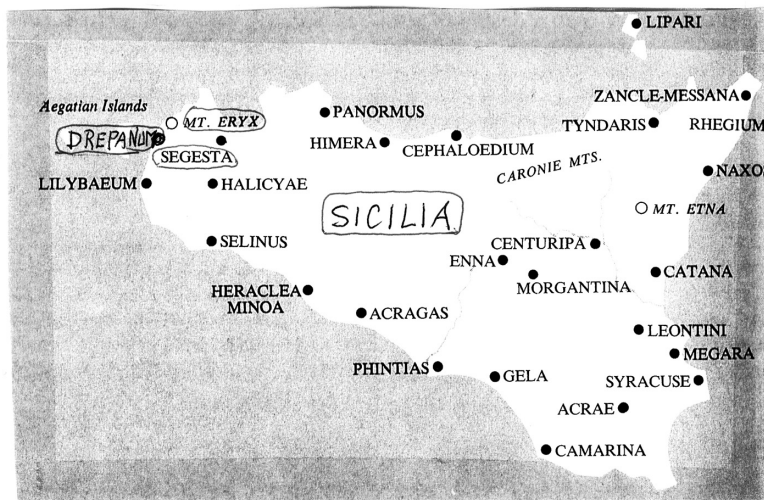
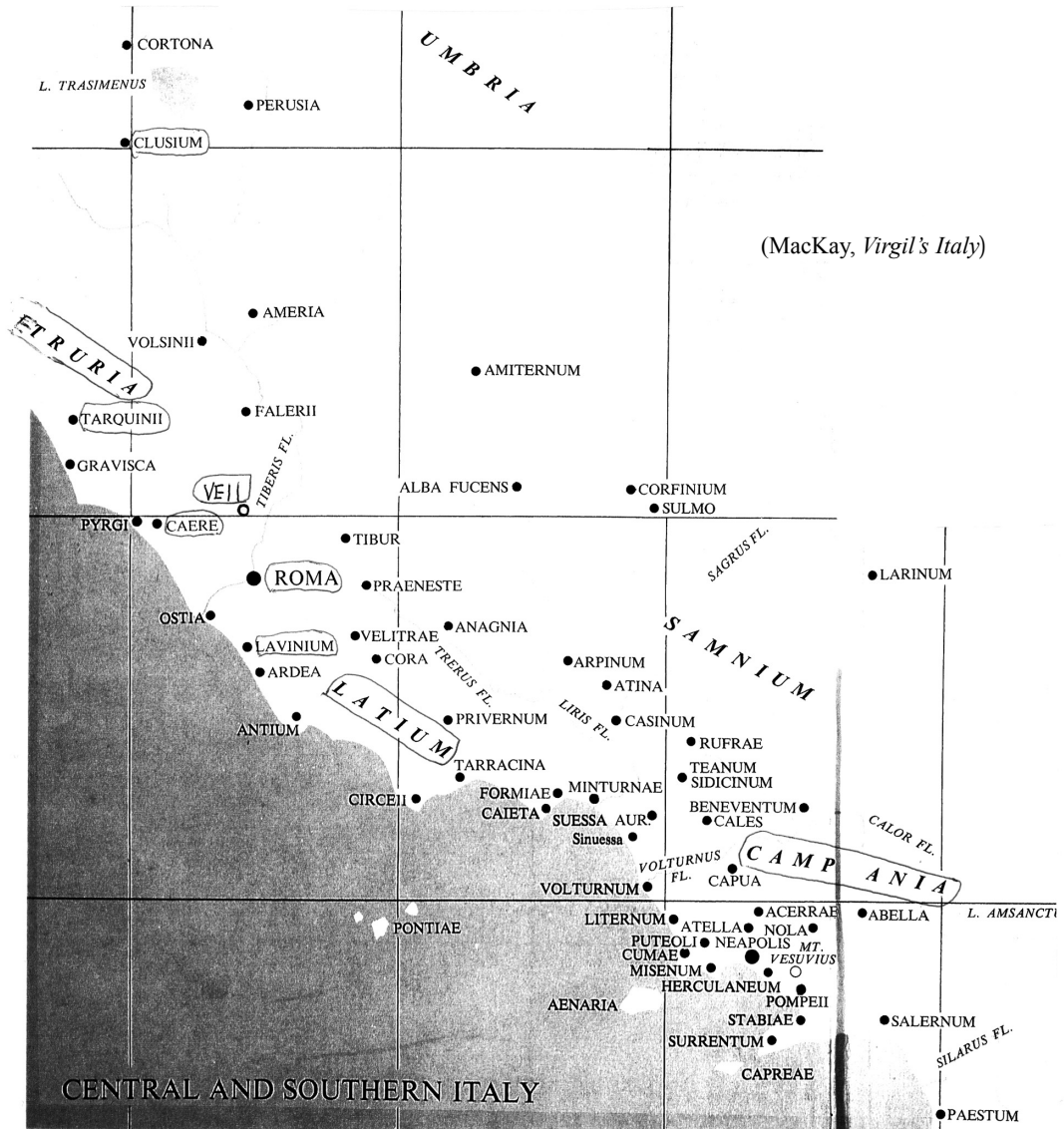
Л.А. Гиндин, В.Л. Цымбурский, *Гомер и история восточного средиземноморья*, Москва 1996.

А.В. Сафронов, 'Воина под Троей', in : *Классическая филология на современном этапе*, Москва 1996, 141-159.



1. Münze aus Ainea, 6. Jh. 2. Etruskische Gemme, 6. Jh. 3. Terrakotta aus Veji, 6. Jh.  
4. Vase aus Vulci, vor 500

(Bömer, *Rom und Troia*)





# 南相馬市おだかくかんじょううち小高区おだかくかんじょううち歓請内古墳第4、5次調査の概要

第4次調査期間 2009年3月2日～3月21日

第5次調査期間 2009年8月3日～8月25日

辻 秀人・伊東静香・阿部良祐・佐久間美里・佐竹 崇・佐藤貴裕・佐藤泉英  
鈴木麻衣・成瀬裕也・楡 望美・山口貴晃・山本秀美・遊佐恵太

## I. はじめに

本学文学部歴史学科辻ゼミナールは東北地方の古墳時代の様相を把握することを目的として、主に宮城県と福島県の古墳の発掘調査をおこなってきた。近年は福島県南相馬市の古墳の発掘調査を中心におこなっており、2007年7月から南相馬市小高区歓請内古墳の発掘調査を継続している。これまで歓請内古墳の発掘調査の成果を順次報告をしてきたが(辻秀人他 2008、2009)、ここでは2009年3月におこなった第4次調査と2009年7、8月におこなった第5次調査の成果を報告する。

なお、第4、5次調査の報告に先立ち、これまでの調査の成果を「南相馬市小高区歓請内古墳第2、3次調査の概要」(辻秀人他 2009)から一部再録する形で簡単に記した。

### 【古墳の立地】(第1図)

歓請内古墳は福島県南相馬市小高区字歓請内に所在する。阿武隈山地からのびる丘陵の東端、太平洋に面する平野を一望する位置に築かれている。古墳の西側には広大な畑が広がり、歓請内地区の集落は古墳のある丘陵の下に広がる。

### 【古墳の規模と現状】(第2図)

古墳の測量調査から次のことが確認された。

- ・ 墳丘は長軸約30m、短軸約25m、高さ約5mを測り、墳頂平坦面ほぼ10m×10m、小高地区では大型の方墳である。
- ・ 墳丘南側の裾には祠があり、祠造成に伴い、墳丘南斜面は大きく削られている。
- ・ 墳丘南東隅は、崖によって一部失われている。
- ・ 墳丘南西隅は土塁状の高まりが取り付いている。後世のものと思われる。
- ・ 古墳は丘陵末端の東側に向けて傾斜する場所に築かれているため、古墳周囲との比高は西側で約3.5m、東側で約5mを測る。傾斜地に古墳が築かれる場合、墳頂平坦面を水平に築くためには当然このような比高差を持つことになるが、結果として東側の平野から見上げた場合、墳丘はより大きく見える。古墳築造当初からこのような見え方を意図した可能性が高い。

### 【調査区】

これまでに墳丘斜面東側に第1トレンチ、西側に第3トレンチ、北側に第2トレンチ、墳頂平坦面に第4トレンチを設定し、調査をおこなってきた。ここでは第2、4トレンチ

の調査成果について記す。第1、3トレンチについては過去の報告（辻他 2008、2009）を参照いただきたい。

#### ・第2トレンチ

古墳北側の墳丘斜面の形状とテラスの有無の確認を目的として、主軸上にトレンチ西壁をあわせ設定した。

調査の結果、墳頂平坦面の変換線と墳丘斜面を確認した。墳頂平坦面の変換線は標高28.8 m付近で見られ、その変換線から、傾斜角約20度の墳丘斜面が始まる。しかし、調査区の下部、高さ27.0 m付近では古墳築造以降の掘り込みがみられたため、墳丘の全景は明らかにできなかった。また、その掘り込みにより墳丘断面が露出したため、積土(LⅢ)の層序を観察することができた。積土は下層に粘土質の土、上層に礫混じりの白色の土が積まれていることが判明した。積土の下には黒色土が広がり、弥生土器片が出土した。この土層は旧表土(LⅤ)とみられる。さらにその下層は地山(LⅥ)であることが判明した。

第3次調査では墳端部分と周濠の有無が確認できなかったため、第4次調査の課題となった。

#### ・第4トレンチ

埋葬部を調査するために古墳墳頂部に設定した。古墳主軸に沿った土層観察を行うため、50cm幅の畔を残した上で、北側をA区、南側をB区とした。

第1次調査では調査区内の表土を除去した。すると、墳丘外周に近づくにつれて黒色土の層厚が増していった。これは、墳頂平坦面西寄りにある石碑の関係で周囲は削られ、排出した土が周囲に積まれたためとみられる。さらに掘り進めるとA、B区ともに中央部付近から方形の高まりがみられ、さらに調査区の西寄りに陥没坑と思われる土質の違いを確認した。第2次調査において方形の高まりを掘り進めると、陥没坑と思われるプランがはっきりとしてきたため、その高まりは古墳築造以後のものであると判断された。さらに、大変硬く、上面からロクロ土師器が多く出土することから、おそらく建造物の基壇的な遺構ではないかこの時点では考えた。その後陥没坑・墓壙を確認するため、基壇的な遺構にL字の断ち割りをいれたところ、A・B区にまたがる墓壙と思われる土質の違いと中央部に陥没坑と思われる土質の違いを検出した。

第3次調査では基壇と思われる高まりを全て除去し、精査したところA、B区ともに土質の違いから墓壙を確定した。また、これによって基壇と思われていた方形の高まりは墓壙内の土質の違いにより見えていたものだということが調査区の各土層断面から判明した。墓壙は一辺が約5mの方形をしているが、西側の辺は不明である。また墓壙の形状は墳丘平坦面の形状に沿っておらず、古墳主軸に対して傾いて設定されていることが確認された。さらに、A区西側とB区北西に陥没坑と思われる土質の違いを確認することができた。陥没坑は長さ約3.2m、幅は不明である。古墳主軸に対して、向きは真北方向から真東方向に40度傾いており、方形を呈している。おそらく、陥没坑の底面には木棺が埋

納されていた可能性が高いと思われる。

埋葬部の様子を明らかにするため今後も調査を継続する。

#### 【主な出土遺物】

これまでの調査において様々な遺物が出土したが、その内古墳に伴うものと思われるものに関して簡単に記した。

##### ・二重口縁壺型土器

墳丘斜面に堆積した墳丘流出土からは底部穿孔二重口縁壺形土器の破片が多数出土した。赤彩されており、墳頂平坦面の周囲に立て巡らされたものと見られる。第1トレンチでは多数の底部資料が出土しており、墳頂平坦面には数十個体があったと推定される。

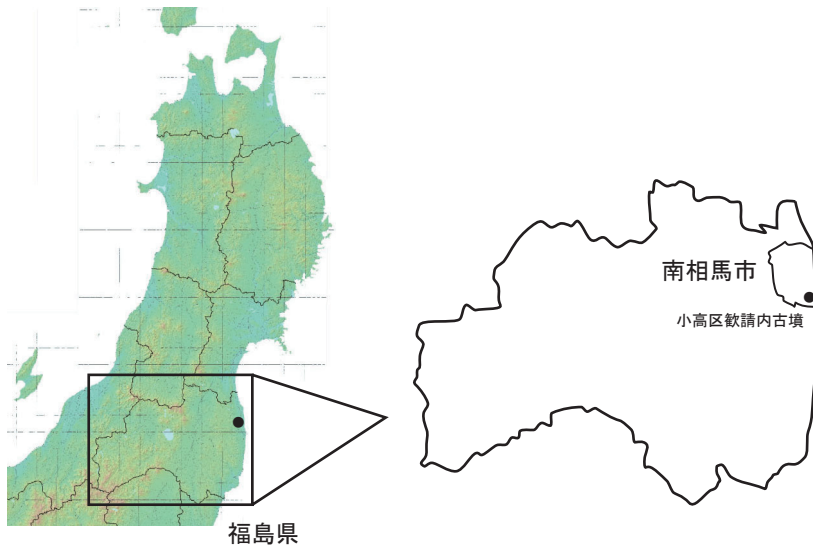
##### ・壺棺とその下に割り敷かれてきた土師器壺（写真1・2、第3図）

第3トレンチでは墳丘流出土を切り込んで壺棺が埋納されていることが判明した。墳裾近くに棺の方向を墳丘方向に揃えている様相から見て周辺埋葬と考えられる。周辺埋葬の被葬者は、古墳に埋葬された首長に従属する人物と見られ、幼児が埋葬される例が多い（清家 1999）とされる。本例も壺棺の大きさから幼児の埋葬と推定しておきたい。年代は辻編年のⅢ—3または4（辻 1994、1995）に位置づけられると考えられる。

周辺埋葬の例は大和を中心に列島内に広く知られるが、東北地方ではこれまでわずかに本宮町天王壇古墳で確認された埴輪棺（山崎義夫、大河内光夫 1984）があるに過ぎない。歓請内古墳の壺棺はこれに次ぐ発見で、時期的には最古の例と言えるだろう。

さらに壺棺を安定させるためその下には壺2個体が割り敷かれていた。その壺は一方に使用痕跡が認められる。年代は壺棺と同じ辻編年のⅢ—3または4（辻 1994、1995）に位置づけられる。（伊東）

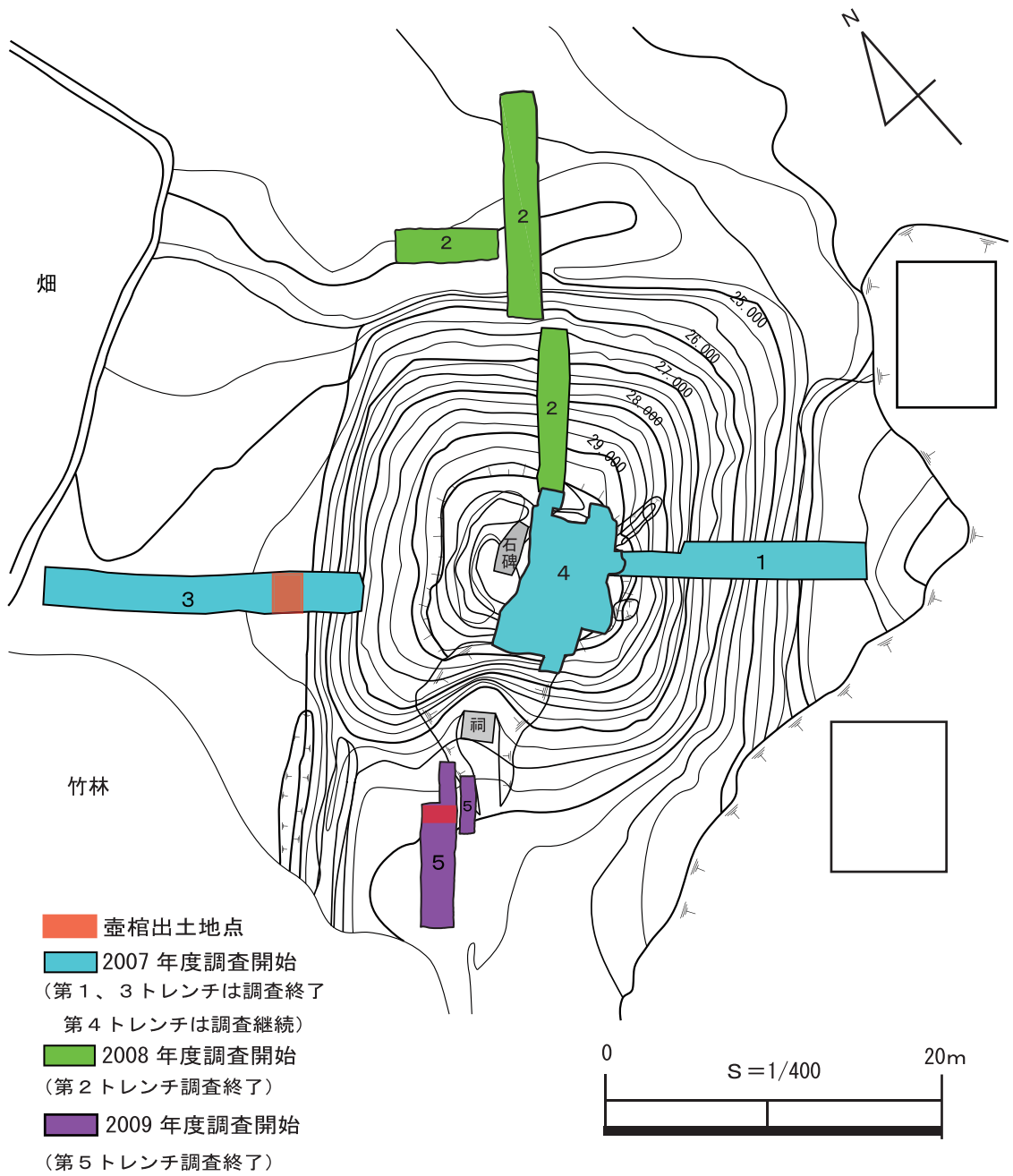




1. 歓請内古墳
  2. 十日林古墳
  3. 杉平古墳群
  4. 飯崎南原古墳群
  5. 手子塚古墳
  6. 荒川前古墳
  7. 一里壇古墳
  8. 方草南原古墳群
  9. 行徳古墳群
  10. 上根沢古墳群
  11. 中村平古墳群
  12. 漆原横穴墓群
  13. 浪岩横穴墓A群
  14. 浪岩横穴墓B群
  15. 北鳩原花輪遺跡
  16. 堤下遺跡
  17. 方原南原遺跡
  18. 荒神前遺跡
  19. 東広畑A遺跡
  20. 西台遺跡
  21. 元屋敷遺跡
  22. 犬塚A遺跡
  23. 玉ノ木平A遺跡
  24. 中村平遺跡
  25. 玉ノ木平C遺跡
  26. 原畑遺跡
- (S=1:50000)

第1図 古墳位置図



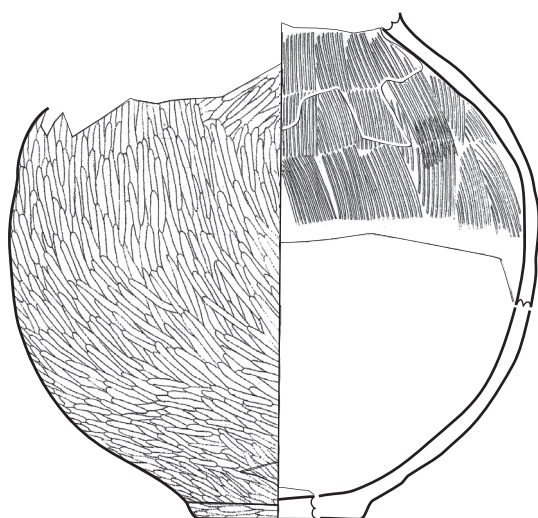


第2図 歓請内古墳測量図、トレンチ配置図



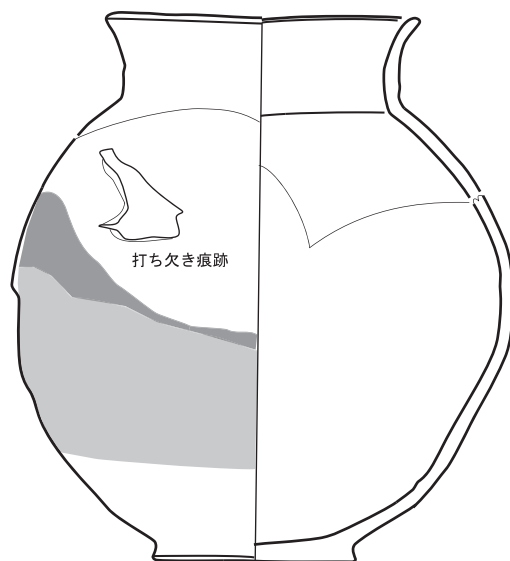
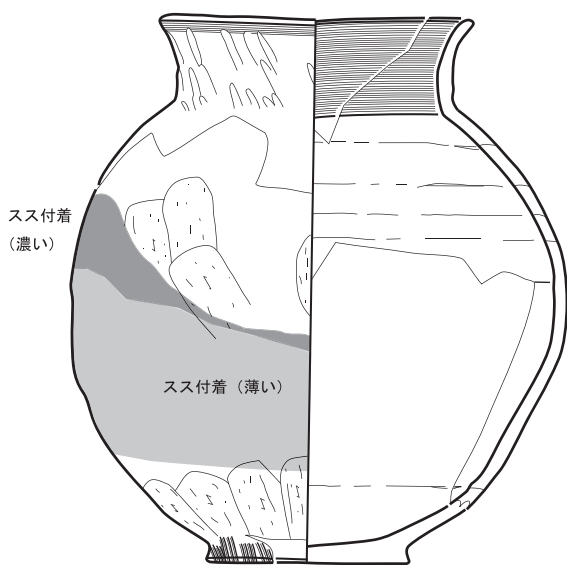
写真1 壺棺の下に割り敷かれていた  
土師器壺

←写真2 壺棺出土状況



No.	種別	層位	外面	内面	口径・ 底径・ 器高 (cm)	残存
①	土師 器壺	墳丘 流出土	ミガキ	ヨコナ デ・ハケ	一・九・ 26	60%
②	土師 器壺	墳丘 流出土	ヨコナデ・ ケズリ・ ミガキ・ 一部ハケ	ヨコナデ	16・ 10.5・ 28.7	60%

第1表 土器観察表



第3図 土師器壺実測図 (上：土師器壺①、下右：土師器壺②表、下左：土師器壺②裏いずれもS=1/4)

## Ⅱ. 第 4、5 次調査の成果

これまで発掘調査の成果を受けて、第 4、5 次調査を実施した。第 4 次調査では第 2、4 トレンチの調査を継続しておこなった。第 5 次調査は第 4 トレンチを継続して調査をおこなった他、新たに墳丘南側の墳丘斜面と周濠の調査のため、第 5 トレンチを設定し調査をおこなった。

### 第 2 トレンチ (第 4 図、写真 3)

第 3 次調査までの第 3 トレンチの周濠の発見と規模の調査結果から、墳丘北側での周濠の存在を確認することを目的とし、調査を行った。

#### 【墳丘構造】

調査区は、古墳の主軸にトレンチ西壁を合わせ、墳丘斜面から北側に 13.6 m、東側から西側にかけて 2 m のトレンチを設定した。ここでは、南側を A 区、北側を B 区とし調査を進めていった。

A 区では墳丘斜面側で堆積土を掘り下げていくことにより、黄色礫混じりの地山面が検出された。地山面では、後世に掘り込まれたと思われる黒色で溝状の掘り込みがみられ、さらに掘り下げたところ北側よりオレンジ色の焼土と思われる土を検出した。また、流出土を掘り下げたところ、地山を削り出して作られた墳丘斜面下部と墳端を確認した。墳端は標高 24.200 m 付近である。B 区では水道管や畑の畝などが検出されたが、周濠の外縁と判断できるような上がりはみられず、墳丘北側に周濠は確認できなかった。

その後、陸橋の存在の可能性を考え、A 区に対し直交するように北側から南側にかけて 2 m、東側から西側にかけて 6 m の C 区を設定し、さらに周濠の探索を行った。表土、流出土と掘り下げを行い、地山面を検出した。東側は粘土質の地山面、西側は礫混じりの地山面であった。周濠は確認できなかった。

以上の調査より、古墳北側には周濠が巡っていないことが明らかとなった。

#### 【出土遺物】

表土からは土師器片が 6 点と不明の土器片が 1 点、また流出土からは二重口縁壺型土器片が 2 点、内黒土器片が 1 点、土師器片が 1 点、縄文土器片が 5 点出土した。

(佐藤泉英、山口)

### 第 4 トレンチ (第 5 図、写真 4)

第 4、5 次調査における主な目的は、墓壙ライン及び陥没坑ラインの確定と、陥没坑の真下にあると予想される棺の直上までの掘り下げである。

#### 【埋葬部の調査】

墓壙ラインについては、第 4 次調査で墓壙のプランを推定し、掘り下げを行ったところ、トレンチ内に茶色の均一の土と、黄色や黒色のブロックが混ざった土との違いが見られたため、墓壙はトレンチ内に収まる形で掘られていると推定された。しかし、土質の違いを追って掘り下げても明瞭な墓壙壁が確認できず、このことから墓壙プランが推定されてい

たものより大きく、トレンチの外にまで広がってめぐっていると新たに推定された。第5次調査では、墓壙プランを追及するため、新たにトレンチの北東と南側に拡張区を設定して掘り下げ、第4次調査で推定された墓壙ラインがどのようにめぐっているかを調査した。その結果、北東拡張部では墓壙ラインの曲がり確認された。また南西部では、土質の違いが見られたが、この土質の違いは、墳丘積み土の質の違いによるもので、本来の墓壙ラインは、トレンチの内部で収束すると理解され、最終的に墓壙ラインが確定できた。墓壙は不整な長方形で、東西の規模は不明である。

陥没坑のプランについては、第4次調査に観察用のあぜを残して陥没坑内を掘り下げた。陥没坑ラインを推定するため、白っぽい硬質の土を追って陥没坑の掘り下げを行っていったが、予想よりも伸びる可能性が出てきた。第5次調査で掘り下げを進め、陥没坑ラインを確定した。同時に、棺の直上を目標に陥没坑の掘り下げを行った結果、陥没坑3・4区の南壁セクションにU字の黒い土がみられ、そこで掘り下げを停止し、土層断面図作成等の記録作業を行い、陥没坑内は土嚢パックで保護した。次回の調査で本格的な棺の調査をおこなう予定である。

#### 【出土遺物】

第4次調査で、陥没坑内埋土から鉄鏃が1点出土した（第6図、写真5）。鏃身部が三角をなす無茎鏃で、鏃身部下部に腸袂をもつ、古墳時代前期にみられるタイプである（註1）。出土した鉄鏃は腸袂の部分が折れ曲がっている。おそらく根挟み部分と思われる痕跡が残っていたが、柄の部分は腐朽しており確認されなかった。福島県内の前期古墳における鉄鏃の副葬は会津若松市の会津大塚山古墳において例が確認されているのみである。今回出土した鉄鏃は会津大塚山古墳の鉄鏃と類似すると思われるが、1点のみの出土であるため、その性格について詳しいことはわからない。今後、棺の内部の調査をおこなっていく過程で明らかになると思われる。

その他、弥生土器片、二重口縁壺型土器片、古墳時代の土師器片、平安時代の土師器片等が出土しているが、古墳に伴うと思われる遺物は少ない。

（伊東、佐久間、佐藤貴裕、楡、山本）

#### 第5 トレンチ（第7図、写真6）

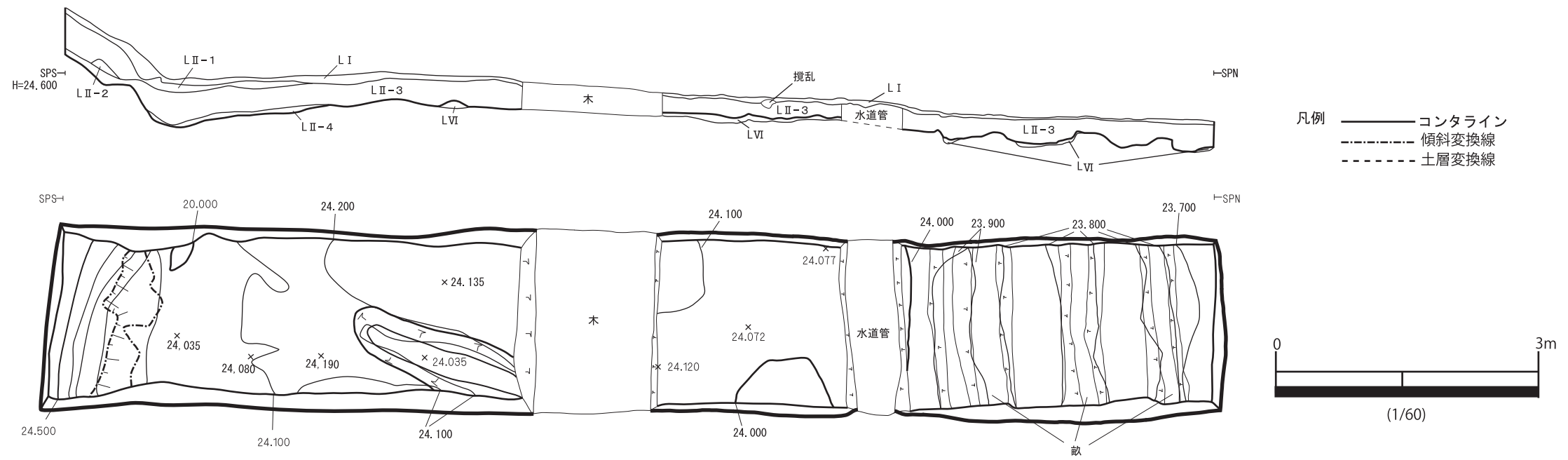
墳丘南側の墳端と周濠の有無を確認することを目的として、第5 トレンチを設定した。

#### 【墳丘構造】

墳丘南側の主軸上に祠と参道があることから、トレンチの方向は主軸と合わせたが、祠や参道に配慮し、主軸よりやや東側に配置した。

第1次調査の測量で墳丘南側が祠の造営により大きく削られていることが判明していた。第5 トレンチの掘り下げの段階でも墳丘が大きく削られていることが確認されたが、幸いに、墳丘斜面の一部と墳端を確認することができた。墳丘下部の斜面は地山を削り出して作られており、地山面を検出していく過程で、墳丘から続く約10度の緩やかな斜面が、標高25.5mの地点から約30度という急傾斜になっていることが明らかとなった。この急





土層注記

土層	土色	土質	粘性	しまり	備考
LI	7.5YR4/4褐色	砂性シルト	弱	やや弱	土層中に、半径1cmのブロックを約10%含む
LII-1	7.5YR3/3暗褐色	砂性シルト	やや弱	中	なし
LII-2	7.5YR3/3暗褐色	砂性シルト	やや弱	中	なし
LII-3	10YR3/4暗褐色	シルト	中	中	土層中に半径1mmの砂状ブロックを10%ほど含む
LII-4	10YR6/8明黄褐色	シルト	中	中	しまり、粘性がやや弱い。
LVI	7.5YR3/3暗褐色	シルト	中	やや弱	なし

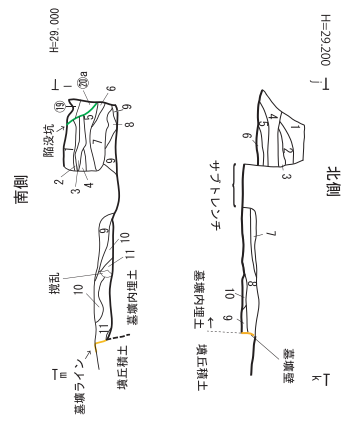
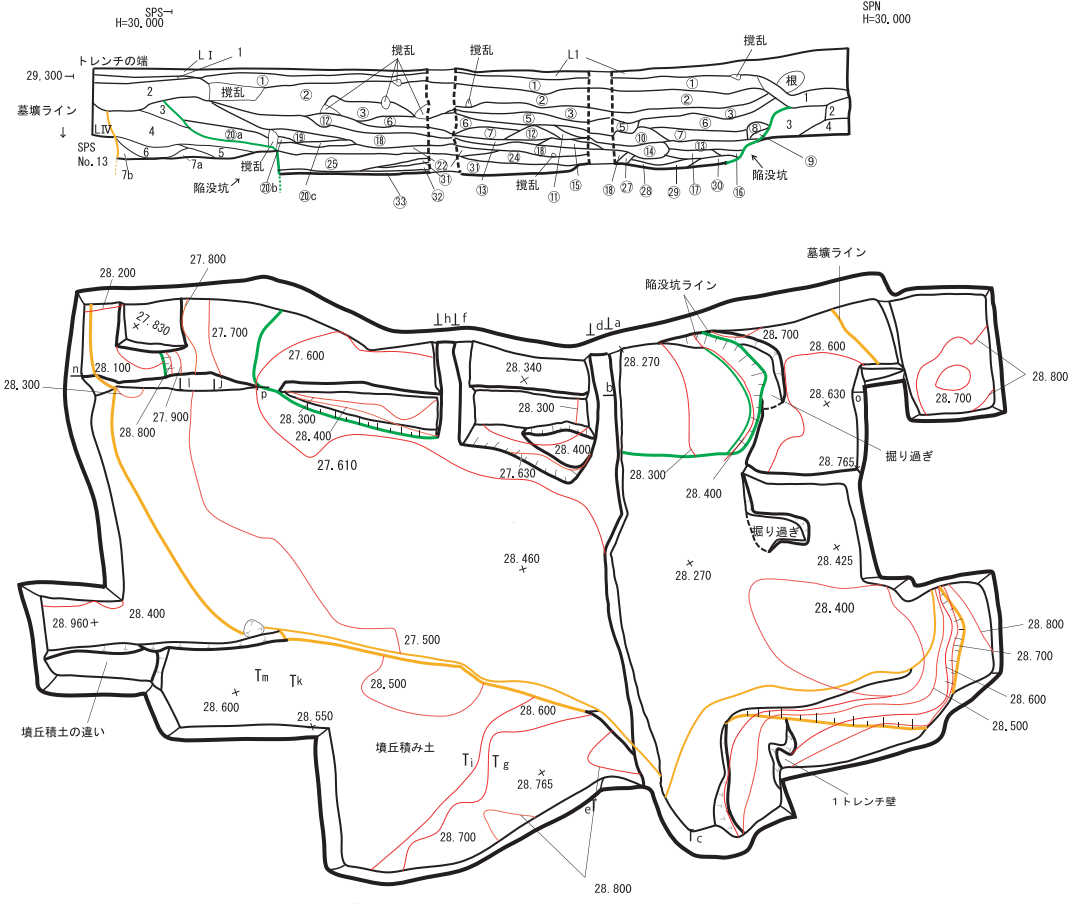
第4図 第2トレンチ平面図・セクション図



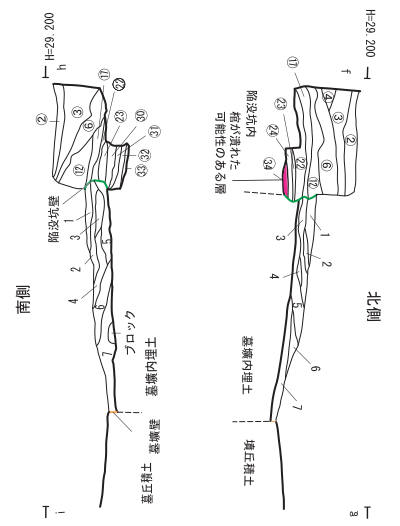
写真3 第2トレンチ検出状況写真  
 (右：A、B区全景 北東→南西、中：C区全景 南東→北西、左：A区墳端アップ)



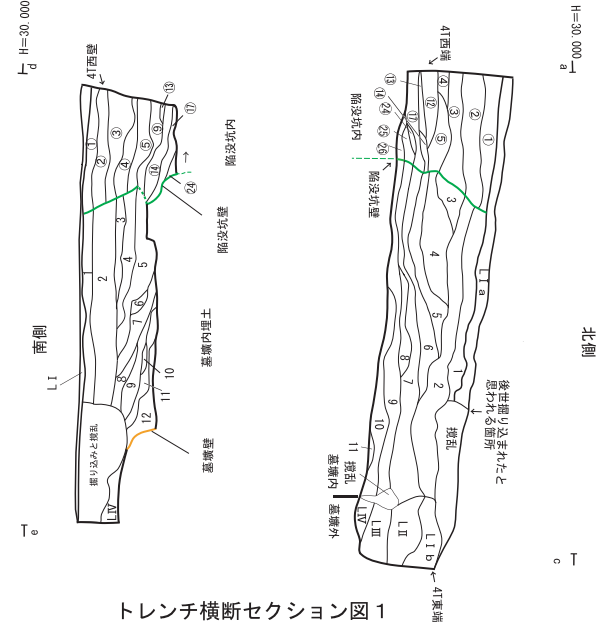
陥没坑縦断セクション図



トレンチ横断セクション図3



トレンチ横断セクション図2



トレンチ横断セクション図1

凡例  
 赤実線：コンタライン  
 緑実線：陥没坑ライン  
 黄実線：墓壇ライン  
 - - - 傾斜変換線  
 - - - 土層変換線  
 ※セクション図数字凡例  
 ○数字：陥没坑内埋土  
 数字：墓壇内埋土  
 ローマ数字：墳丘積土



(1/80)

土層	土色	粘性	しまり	シルト	混入物・備考
L1	10YR6/2灰黄褐	砂質シルト	弱	弱	木の根が広がっている
<b>墓壇内埋土</b>					
1	10YR8/2灰白	砂質シルト	中	弱	10YR5/4を7%含む
2	10YR7/6明黄褐	シルト	中	弱	7.5YR2/2と7.5YR6/4を15%含む
3	10YR7/3にぶい黄橙	シルト	強	やや弱	10YR5/6を10%含む
4	7.5YR6/6橙	シルト	中	弱	粘性10YR7/6を5%含む
<b>陥没坑内埋土</b>					
1	10YR4/3暗褐	シルト	中	弱	7.5YR2/2黒褐粘性を含む
2	10YR4/6褐	シルト	やや弱	中	
3	7.5YR4/6褐	シルト	中	中	10YR6/8明黄褐がまだらに混じっている
4	10YR6/6明黄褐	シルト	強	強	10YR8/6黄褐を5%含む
5	7.5YR4/6褐	粘性シルト	中	中	10YR6/8明褐色の土がまだらに混じっている
6	7.5YR4/6褐	シルト	中	中	
7	10YR4/6褐	粘性シルト	中	中	
8	10YR5/8黄褐	粘性シルト	中	中	
9	10YR5/8黄褐	シルト	中	中	7.5YR5/6 明褐が10%混入
10	10YR4/6褐	粘性シルト	中	中	
11	10YR4/6褐	粘性シルト	やや弱	中	
12	7.5YR5/8黄褐	粘性シルト	中	やや強	ブロック状の土が混入
13	10YR6/6明黄褐	シルト	強	やや弱	
14	10YR4/6褐	シルト	やや強	中	
15	7.5YR6/6橙	シルト	やや強	やや弱	10YR4/4褐が7%混入
16	10YR7/6明黄褐	シルト	やや強	中	ブロック状の土が混入
17	10YR4/6褐	シルト	中	中	
19	7.5YR5/6明褐	シルト	やや強	中	10YR黄褐5/8のブロック状の土がみられる
20a	10YR5/4にぶい黄褐	シルト	強	強	10YR7/4にぶい黄橙を5%含む
20b	10YR4/6褐	シルト	中	中	
20c	10YR5/6黄褐	シルト	中	やや強	10YR黄褐の土がまだらにみられる
21	10YR8/6黄橙	シルト	強	強	10YR6/8明黄橙を5%含む
22	10YR4/6褐	シルト	やや強	中	10YR5/8黄褐と10YR暗褐の中を
23	10YR4/6褐	シルト	やや強	中	
24	10YR7/6明黄褐	シルト	強	強	10YR8/4浅黄橙を15%含む
25	7.5YR5/6明褐	シルト	強	中	
26	10YR6/8明黄褐	シルト	やや強	中	
27	10YR6/6明黄褐	シルト	中	中	
28	10YR5/4にぶい黄褐	シルト	やや弱	中	10YR7/4にぶい黄橙を3%含む、ブロック状の土が混入
29	10YR6/8明黄褐	シルト	中	弱	
30	10YR5/6 黄褐	強	強	弱	
31	Hue10YR5/6 黄褐	強	強	弱	
32	Hue10YR4/4 褐	強	強	弱	
33	Hue10YR4/6 褐	強	強	弱	
34	Hue10YR3/3 暗褐	強	強	弱	

陥没坑縦断セクション図土層注記  
 第4トレンチ土層注記(1)

第5図 第4トレンチ平面図・セクション図





層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
L I a	10YR 6/2 灰黄褐色	弱	やや弱	強	
L I b	10YR3/3 暗褐	弱	弱	強	
L II	10YR3/4 暗褐	中	中	中	
L III	10YR4/6 褐	強	強	弱	
L IV	10YR5/6 黄褐	強	強	弱	
墓城内埋土					
1	7.5YR 7/8 黄橙色	やや強	強	弱	7.5YR 8/6を10%含む
2	10YR 7/4 にぶい黄橙色	強	やや強	弱	10YR 8/8を15%含む
3	7.5YR 6/6 橙色	強	強	弱	10YR 8/4を20%含む
4	10YR 5/6 黄褐色	強	中	弱	10YR 8/8を15%含む
5	7.5YR 4/4 褐色	やや強	中	中	10YR 6/6を3%含む
6	7.5YR 5/8 明褐色	強	強	弱	10YR 6/8を10%含む
7	10YR 6/4 にぶい黄橙色	強	強	弱	10YR 6/6を10%含む
8	10YR 4/6 褐色	中	やや弱	中	10YR 8/4を30%含む
9	7.5R 4/8 赤	やや弱	弱	強	礫10%と10YR 7/6を10%を含む
10	10YR5/8 黄褐	やや強	強	中	Hue5YR4/8 赤褐れきが25%混入
11	10YR4/6 褐	やや強	強	中	Hue5YR4/8 赤褐れきが50%混入
陥没坑内埋土					
1	10YR 7/4 にぶい黄橙色	中	弱	やや強	
2	10YR 6/6 明黄褐色	中	中	中	10YR 8/4を5%含む
3	10YR 4/6 褐色	強	弱	強	10YR 8/3を3%含む
4	10YR6/6 明黄褐	強	強	中	10YR8/6黄褐を5%含む
5	7.5YR4/6 褐	中	中	弱	10YR6/8明褐色の土がまだらに混じっている
9	10YR5/8 黄褐	中	中	中	7.5YR5/6 明褐が10%混入
13	10YR6/6 明黄褐	強	やや弱	中	
14	10YR4/6 褐	やや強	中	中	
17	10YR4/6 褐	中	中	中	
24	10YR7/6 明黄褐	強	強	中	10YR8/4浅黄橙を15%含む
25	10YR6/4 にぶい黄橙	強	強	中	10YR7/6明黄褐を10%含む
26	10YR3/3 暗褐	強	弱	中	

トレンチ横断セクション図 1北側

L I	10YR 3/4 暗褐	弱	弱	強	
墓城内埋土					
1	10YR 5/6 黄褐	中	弱	中	
2	10YR 4/6 褐	中	弱	中	礫1%含む
3	7.5YR 6/6 橙	中	弱	中	礫1%含む
4	7.5YR 6/8 橙	中	弱	中	7.5YR 4/4を5%含む
5	Hue10YR4/6 褐	やや強	やや強	弱	Hue10YR6/8 明黄褐が30%混入
6	Hue7.5YR4/6 褐	やや強	強	弱	Hue10YR5/6 黄褐が5%混入
7	Hue10YR4/6 褐	やや強	強	弱	Hue2.5Y5/6 黄褐とHue5YR4/8赤れきが15%混入
8	Hue10YR4/6 褐	やや強	やや強	弱	Hue10YR6/8 明黄褐が10%混入
9	Hue7.5YR4/6 褐	やや強	強	弱	Hue10YR5/6 黄褐とHue7.5YR4/6褐が40%混入
10	Hue10YR3/4 暗褐	やや強	やや強	弱	Hue10YR6/8 明黄褐が5%混入
11	Hue7.5YR3/4 暗褐	やや強	やや強	弱	Hue10YR6/8 明黄褐が15%混入
12	Hue10YR4/6 褐	やや強	強	中	Hue5YR4/8 赤褐れきが30%混入

トレンチ横断セクション図 1南側

第4 トレンチ土層注記 (2)

層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
陥没坑内埋土					
1	10YR 7/3 にぶい黄褐	中	弱	中	
2	10YR 7/6 明黄褐	中	やや弱	中	10YR 4/4を10%含む
3	10YR 8/6 黄橙	中	中	中	10YR 6/4を3%含む
4	7.5YR 4/3 褐	弱	やや弱	中	7.5YR 7/6を5%含む
5	10YR 6/6 明黄褐	やや強	中	中	10YR 5/3を3%含む
9	10YR5/8黄褐	中	中	中	7.5YR5/6 明褐が10%混入
13	10YR6/6明黄褐	強	やや弱	中	
14	10YR4/6褐	やや強	中	中	
17	10YR4/6褐	中	中	中	
24	10YR7/6明黄褐	強	強	中	10YR8/4浅黄橙を15%含む

トレンチ横断セクション図 1南側

層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
墓壙内埋土					
1	Hue10YR6/6 明黄褐	強	強	弱	黄色っぽい土が混じっている (Hue2.5Y7/4)
2	Hue10YR5/6 黄褐	強	強	弱	なし
3	Hue10YR3/4 暗褐	強	強	弱	黄色っぽい土が混じっている (Hue2.5Y7/4)
4	Hue2.5Y7/4 浅黄	強	強	弱	
5	Hue10YR5/6 黄褐	強	強	弱	
6	Hue10YR3/3 暗褐	強	強	弱	
7	Hue10YR4/6 褐	強	強	弱	

トレンチ横断セクション図 3北側

層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
墓壙内埋土					
1	Hue10YR6/6 明黄褐	強	強	弱	黄色っぽい土が混じっている (Hue2.5Y7/4)
2	Hue10YR5/6 黄褐	強	強	弱	なし
3	Hue10YR3/4 暗褐	強	強	弱	黄色っぽい土が混じっている (Hue2.5Y7/4)
4	Hue2.5Y7/4 浅黄	強	強	弱	
5	Hue10YR5/6 黄褐	強	強	弱	
6	Hue10YR3/3 暗褐	強	強	弱	
7	Hue10YR4/6 褐	強	強	弱	

トレンチ横断セクション図 3南側

層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
墓壙内埋土					
7	Hue10YR6/8 明黄褐	やや強	強	粘質シルト	
8	Hue10YR5/6 黄褐	やや強	中	粘質シルト	Hue10YR3/4 暗褐とHue7.5YR6/6 が、各10%混入
9	Hue10YR6/6 明黄褐	強	中	シルト	
10	Hue10YR3/4 暗褐	中	強	砂質シルト	

トレンチ横断セクション図 2北側

第4 トレンチ土層注記 (3)

層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
陥没坑内埋土					
1	Hue10YR5/4 褐	やや強	中	シルト	
2	Hue2.5Y6/6 明黄褐	やや強	中	砂質シルト	Hue5YR6/8微量混入
3	Hue10YR4/3 にぶい黄褐	中	強	シルト	
4	Hue2.5Y6/6 明黄褐	強	強	シルト	
5	Hue10YR6/6 明黄褐	強	強	シルト	
6	Hue2.5Y6/6 明黄褐	強	強	粘質シルト	

トレンチ横断セクション図 2北側

層	土色	しまり	粘性	シルト	混入物・備考
陥没坑内埋土					
19	7.5YR5/6明褐	シルト	やや強	中	10YR黄褐5/8のブロック状の土がみられる
20a	10YR5/4にぶい黄褐	シルト	強	強	10YR7/4にぶい黄橙を5%含む
墓壇内埋土					
1	Hue7.5YR4/6 褐	やや強	弱	中	Hue10YR5/8 黄褐が10%ほど混入
2	Hue10YR4/6 褐	強	中	中	
3	Hue10YR5/8 黄褐	やや強	中	中	Hue10YR5/8 黄褐が40%ほど混入
4	Hue10YR4/6 褐	やや強	弱	中	Hue7.5YR4/4 褐が30%ほど混入
5	Hue7.5YR4/4 褐	やや強	中	中	Hue10YR4/6 褐が40%ほど混入
6	Hue7.5YR5/6 明褐	強	中	中	Hue10YR5/8 黄褐が混入
7	Hue7.5YR4/4 褐	強	中	中	Hue10YR5/8 黄褐が混入
8	Hue10YR5/8 黄褐	やや強	中	中	Hue7.5YR3/4 暗褐が10%混入
9	Hue7.5YR3/4 暗褐	強	中	中	Hue10YR5/8 黄褐が混入
10	Hue10YR5/8 黄褐	やや強	中	中	Hue10YR5/8 黄褐が5%混入
11	Hue10YR4/6 褐	やや強	強	弱	Hue2.5Y6/8 明黄褐が10%混入
12	Hue7.5YR4/6 褐	やや強	中	中	

トレンチ横断セクション図 2南側

#### 第4トレンチ土層注記（4）



写真4 第4トレンチ検出状況写真

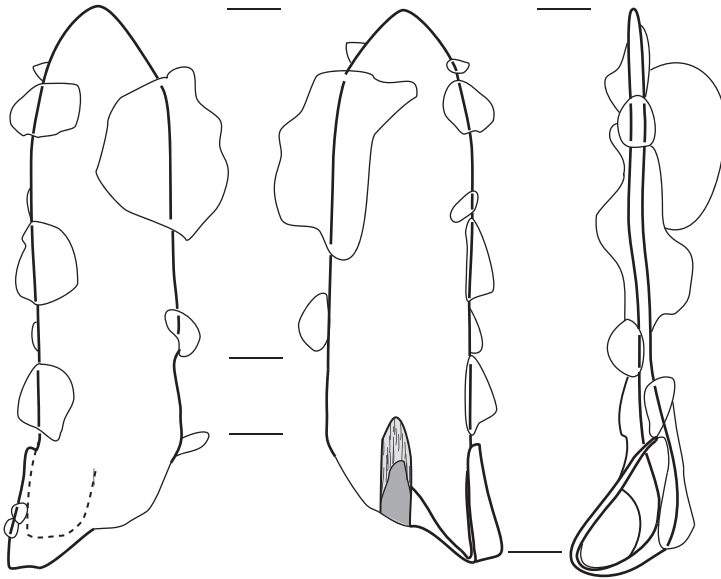


表

裏

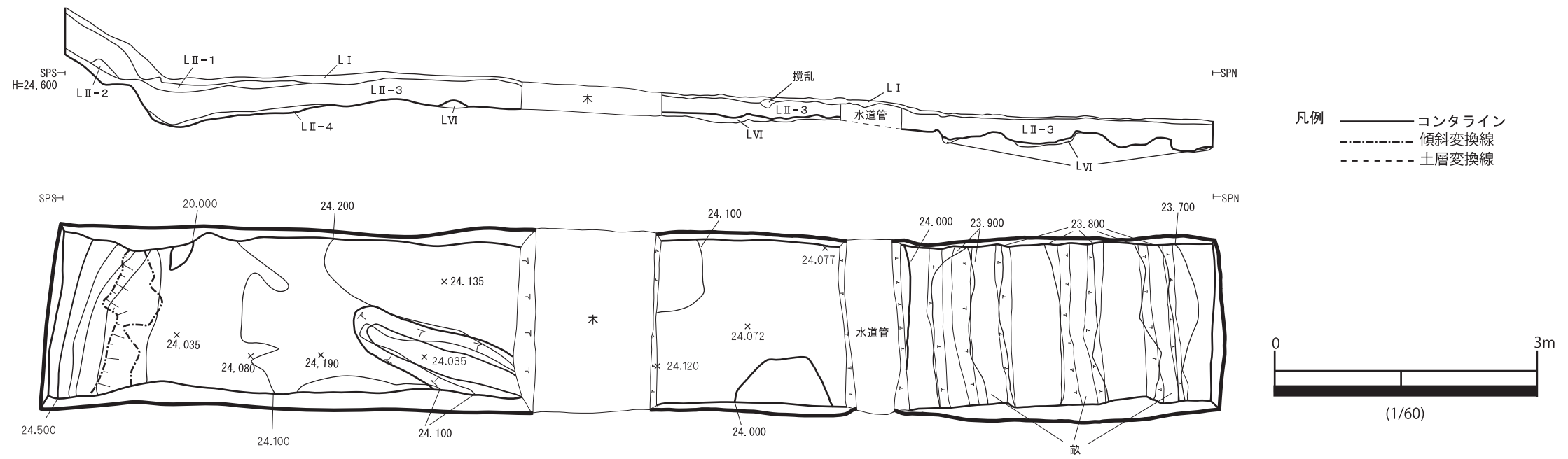
反り返った腸袂部

写真5 第4トレンチ出土鉄族



第6図 鉄族実測図（実寸大）





凡例  
 ———— コンタライン  
 - - - - - 傾斜変換線  
 - - - - - 土層変換線

土層注記

土層	土色	土質	粘性	しまり	備考
LI	7.5YR4/4褐色	砂性シルト	弱	やや弱	土層中に、半径1cmのブロックを約10%含む
LII-1	7.5YR3/3暗褐色	砂性シルト	やや弱	中	なし
LII-2	7.5YR3/3暗褐色	砂性シルト	やや弱	中	なし
LII-3	10YR3/4暗褐色	シルト	中	中	土層中に半径1mmの砂状ブロックを10%ほど含む
LII-4	10YR6/8明黄褐色	シルト	中	中	しまり、粘性がやや弱い。
LVI	7.5YR3/3暗褐色	シルト	中	やや弱	なし

第4図 第2トレンチ平面図・セクション図



写真3 第2トレンチ検出状況写真  
 (右：A、B区全景 北東→南西、中：C区全景 南東→北西、左：A区墳端アップ)



斜面が墳丘下部であると判断した。さらに急斜面は、標高 25.2m の地点からほぼ平坦な面へと変わり、その面が続いていく。このことから、標高 25.2m の地点の傾斜変換線が墳端であると考えられる。墳端より南側に続くほぼ平坦な面は、その後、南に行くにつれて緩やかに上がっていくものの、明確な立ち上がりを確認することはできず、このことから墳丘南側には周濠が巡っていないと考えられる。

### 【出土遺物】

第5トレンチからは多数の遺物が出土した。流出土中から、二重口縁壺形土器片が237点、底部穿孔壺形土器片と思われるものが5点、その他の土師器片が220点(うち平安時代のもものが79点)、内黒土器片が34点、縄文土器片が6点、弥生土器片が4点、不明な土器片が18点、坏の破片が2点、石器が4点、古銭が1点である。

これらの遺物に加え、地山を掘り込んで据えられた平安時代のもと思われる土器や墳丘流出土を掘り込んで据えられた壺棺が出土している。

#### <壺棺> (写真6、第8図)

第5トレンチで墳丘面確認のため、流出土を掘り下げていく過程で、複合口縁の壺を検出した。確認された墳端より南に約0.5mの地点にあたる。周囲を精査したところ、流出土を切り込んで浅い据え方を掘り、その内部に意識的に横倒しに据えられていた。西側をむいた口縁部には意図的に割られた別の土器片が蓋状にかぶせられていた。保存状態が悪く、剥離していたため多くが破片として取り上げることになった。この壺は、流出土を切り込んで埋納されている点や壺の大きさなど第3トレンチで発見された壺棺と共通点が多いことから壺棺であると考えられる。今回出土した壺棺はやや小型であるが、以前出土した壺棺と同じ周辺埋葬の性格をもつものと考えられる。

周辺埋葬の被葬者は、古墳に埋葬された首長に従属する人物とみられ、全国的に幼児を埋葬する例が多い。今回の例も壺棺の大きさから幼児の埋葬であると推定される。東北地方における周辺埋葬は例が少ない。(阿部、佐竹、鈴木、成瀬、遊佐)

## Ⅲ. まとめ

第4, 5次調査では、墳丘外周部の状況を明らかにすることと、第2, 3次調査に引き続いて墳頂部の様相を明らかにすることを目的に調査を実施した。

墳丘の外周部の北側に設定した第2トレンチの拡張部、南側の第5トレンチのいずれも周濠は確認できなかった。北側の第2トレンチでは陸橋部分にあっている可能性も考え古墳主軸と直交する方向に拡張も試みたが周濠と見ることができない落ち込みは存在しなかった。南側の第5トレンチでも調査可能な範囲で追究したが、立ち上がりを確認することはできなかった。

第3次調査で周濠と認識した部分は、墳丘側は3カ所の平坦面を持ちながら急角度で落ち込むのに対して外周にあたる西側はごくゆるやかな傾斜で徐々に立ち上がっていく形状



である（辻他 2009）。この形は墳丘側、が外周側ともに急傾斜で立ち上がる一般的な周濠の掘り込みの形とは異なっている。第4次、5次調査成果を合わせ考えれば、第3トレンチで周濠と考えた掘り込みは、墳丘下段を地山削りだして形成するための地業と理解すべきであろう。

従って本古墳では墳丘下段を地山削りだして形成されており、周濠を意識的に形成することはなかったと考えられる。前期の古墳としては一般的な構造と理解されよう。

墳頂部はこれまでに引き続いて墓壙の確認を続行するとともに陥没坑の掘り下げを実施した。

墓壙の平面形は東側のラインは、第3次調査までと変わらないが、南、北側については墓壙内埋土を若干掘り下げたところ壁を検出できず、さらにトレンチを拡張し追究した。追究の結果、第5図に示した南側と北側のラインを確定できた。墳頂に石碑があるため、墓壙の全体の姿は確認できないが、検出できた範囲で見れば、墓壙は不整な長方形で長軸にあたる南北は約8m前後である。当初の想定よりはかなり大型で、墳頂平坦面のほぼいっぱいにあたる。

墓壙の東側ラインには緩やかなあがり突出部分があり、墓壙壁の傾きも緩やかで、これまで東北地方で確認されてきた宮城県大塚森古墳などの掘り込みによる墓壙とは様子が違っている。今後さらに様相を確認する必要があるが、墓壙として予定している部分を空間にして周囲にだけ土を積み上げて結果として墓壙とするいわゆる構築墓壙である可能性が高いと考えられる。

墓壙のほぼ中央にはほぼ墓壙と方向を同じくする陥没坑が確認されており、今回の調査でも若干の掘り下げを行った。これまでのところ陥没坑内からは鉄鏝が1点出土している。第5次調査ではこれまで掘り下げた上層部分の断面図を作成し、写真撮影の後に土層断面を除去した。

第5次までの調査で古墳の規模、形状、墳丘構造、墳丘外の様相などについてほぼ基本的な情報を確認することができた。今後予定している第6次調査では埋葬部の調査を慎重に実施していく予定である。（辻 秀人）

## 謝辞

調査にあたり、土地を所有する飯崎地区水谷堯宣氏、松本登氏、富沢けい子氏にご支援、ご協力をいただきました。また、南相馬市教育委員会には全面的にご支援をいただきました。荒淑人、麻美ご夫妻には宿舎をご提供頂きました。末文ではありますが心より感謝申し上げます。

今年度で退官される平田隆一先生、守屋嘉美先生、香坂昌紀先生には、辻が本学に赴任してから18年間にわたり、学生諸君共々大変お世話になりました。また、香坂先生が学科長をお務めの時代には公私ともにご指導、ご支援いただきました。心から御礼申し上げますとともに3先生のご健康と今後のご活躍を心からお祈り申し上げます。



## 註

註1 鉄鍬の年代等についての記載は川畑 2009 を参考とした。

## 引用・参考文献（年代順）

- 山崎義夫、大河内光夫 1984『天王壇古墳』本宮町文化財調査報告書第八集
- 須賀井新人 植松暁彦 黒坂広美 1994『今塚遺跡発掘調査報告書』財団法人 山形県埋蔵文化財センター
- 辻秀人 1994「東北南部における古墳出現期の土器編年－その1 会津盆地－」『東北学院大学論集 歴史学・地理学 史学科創立30周年記念 第26号』pp. 105～140 東北学院大学学術研究会
- 辻秀人 1995「東北南部における古墳出現期の土器編年－その2－」『東北学院大学論集 歴史学・地理学 第27号』pp. 39～88 東北学院大学学術研究会
- 清家章 1999「古墳時代周辺埋葬考」『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室10周年記念論集
- 辻秀人他 2008「南相馬市小高区歓請内古墳第一次調査の概要」『福島考古』第49号
- 辻秀人他 2009「南相馬市小高区歓請内古墳第2、3次調査の概要」『東北学院大学論集 歴史と文化』第44号
- 川畑 純 2009「前・中期古墳副葬鍬の変遷とその意義」『史林 第92巻 第2号』pp.1～39 京都大学大学院文学研究科内史学研究会

## 調査体制

- 第4次調査** 2009年3月2日～3月21日
- 調査主体** 東北学院大学文学部歴史学科辻ゼミナール
- 調査担当者** 辻 秀人（東北学院大学文学部教授）
- 調査員** 伊東静香（大学院生）  
小関修太郎・佐藤勇太・畑中 光・中山知香・廣長 俊・幕田奈々（4年生）  
大山真実・小野寺千晶・菊池友紀・佐伯奈弓・高橋直樹・山田真莉（3年生）  
阿部良祐・佐久間美里・佐竹 崇・佐藤貴裕・佐藤泉英・鈴木麻衣・楡 望美・  
山口貴晃・山本秀美・遊佐恵太（2年生）
- 調査協力** 南相馬市教育委員会  
飯崎行政区・水谷堯宣・水谷芳宣・松本 登・富沢六郎・川田 強・佐川 久・  
林 紘太郎・荒 淑人・大谷 基・三瓶秀文・百々千鶴・遠藤美貴子（敬称略）
- 第5次調査** 2009年8月3日～8月25日
- 調査主体** 東北学院大学文学部歴史学科辻ゼミナール
- 調査担当者** 辻 秀人（東北学院大学文学部教授）
- 調査員** 伊東静香（大学院生）  
大山真実・菊池友紀・高橋直樹・山田真莉（4年生）  
阿部良祐・佐久間美里・佐竹 崇・佐藤貴裕・佐藤泉英・鈴木麻衣・成瀬裕也・  
楡 望美・山口貴晃・山本秀美・遊佐恵太（3年生）
- 調査参加者** 熱海泰輔・大沼友樹・熊谷紀幸・佐々木織衣・佐々木由貴奈・杉原桃子・田中夕貴・  
新沼祐伸（2年生）  
阿部 碧・伊藤慶華・海老田里咲・小田 恵・鹿野恵美・貴田麻美・佐々木拓哉・  
成田 優・服部芳冶・松本尚也・森田彩加・横田竜巳・吉田龍司（1年生）
- 調査協力** 南相馬市教育委員会  
飯崎行政区・水谷堯宣・水谷芳宣・松本 登・富沢六郎・川田 強・佐川 久・  
林紘太郎・荒 淑人・大谷 基・佐藤良和・佐藤勇太・幕田奈々（敬称略）
- 整理作業参加者** 伊東静香（大学院生）  
大山真実・小野寺千晶・菊池友紀・佐伯奈弓・高橋直樹・山田真莉（4年生）  
阿部良祐・佐久間美里・佐竹 崇・佐藤貴裕・佐藤泉英・鈴木麻衣・成瀬裕也・  
楡 望美・山口貴晃・山本秀美・遊佐恵太（3年生）

## 騎士修道会と curia regis

### — 前期エルサレム王国構造に関する一考察 —

櫻井 康人

#### はじめに

これまで筆者は、エルサレム王国、とりわけハッティーンの戦いにより大きく王国地図が塗り替えられるまでの前期エルサレム王国の構造について、騎士修道会・ブルジョワ・高位聖職者といった、いわゆる封建外要素に着目して考察を行ってきた<sup>(1)</sup>。その際、証書史料<sup>(2)</sup>を主たる分析材料として、curia regis（国王宮廷会議）、curia generalis（全体会議）、

---

(1) 拙稿「エルサレム王国における騎士修道会の発展 — 会議・集会の分析を中心に —」『史林』81-4、1998年、101～136頁（以下、「騎士修道会」と略記）；拙稿「都市エルサレムのブルジョワ — 前期エルサレム王国の統治構造 —」『史林』83-2、2000年、61～101頁（以下、「ブルジョワ」と略記）；拙稿「「修道会」から「騎士修道会」へ — 聖ヨハネ修道会の軍事化 —」『史学雑誌』110-8、2001年、30～55頁（以下、「修道会」と略記）；拙稿「エルサレム王国における教会形成と王権」『史林』85-2、2002年、134～151頁；拙稿「前期エルサレム王国における国王戴冠と司教任命」『西洋史学』206、2002年、67～80頁（以下、「国王戴冠」と略記）；拙稿「前期エルサレム王国における王権と教会 — 聖職者の国政関与に関する考察 —」『史学雑誌』112-9、2003年、40～65頁（以下、「王権と教会」と略記）。

(2) 本稿で分析対象とする証書史料は以下の通りである。Bresc-Bautier, G. (éd.), *La Cartulaire de l'église du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1984（以下、Bresc-Bautier と略記）；Chalandon, F.(éd.), “Un diplôme inédit d’Amaury I roi de Jérusalem en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Seigneur (Acre, 6-11 avril 1166)”, *Revue de l’Orient Latin*, 8, Paris, 1900, pp. 311-317; “Chartes”, *Recueil des historiens des Croisades, lois*, 2, Paris, 1843, pp. 475-537; Delaborde, H.(éd.), *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’abbaye de Notre-Dome de Josaphat*, Paris, 1880（以下、Delaborde と略記）；De Rozière, E. (éd.), *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1849（以下、Rozière と略記）；Hiestand, R.(Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972; Id.(Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter, Neue Folge*, Göttingen, 1984; Id.(Hrsg.), *Papsturkunden für Kirchen im Heiligen Lande*, Göttingen, 1985; Kohler, C. (éd.), “Documents inédits concernant l’orient latin et les croisades (XIIe-XIVe siècle)”, *Revue de l’Orient Latin*, 7, Paris, 1899, pp. 1-37; Id.(éd.), “Chartes de l’abbaye de Notre-Dome de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108-1291)”, *Revue de l’Orient Latin*, 7, pp. 108-197; Le Roulx, D. (éd.), “Trois Chartes du XIIe siècle concernant l’ordre de St. Jean de Jérusalem”, *Archives de l’Orient Latin*, 1, Paris, 1881, pp. 409-415; Id. (éd.), *Les Archives, la bibliothèque et le trésor de l’ordre de Sainte-Jean de Jérusalem à Malte*, Paris, 1883（以下、Archives と略記）；Id. (éd.), *Cartulaire général de l’Ordre des Hospitaliers de S. Jean de Jérusalem*, 4 tomes, Paris, 1894-1906（以下、Cartulaire と略記）；Id.(éd.), “L’ordre de Montjoye”, *Revue de l’Orient Latin*, 1, Paris, 1893, pp. 42-57; Id.(éd.), “Inventaire de pièces de Terre Sainte de l’ordre de l’hospital”, *Revue de l’Orient Latin*, 3, Paris, 1895, pp. 36-106; Id.(éd.),

cour des bourgeois (ブルジョワ会議) といった会議・集会に着目し、国王と他の要素との人的結合およびその変遷に照射してきた。しかし、国王や curia regis と騎士修道会、とりわけテンプル騎士修道会との関係については、十分に踏み込むことができなかった。従って、本小文では、この点についての考察を行い、その考察結果をこれまでに筆者が明らかとしてきたことと照合することより、前期エルサレム王国構造の実像に今一步迫ることが目的とされる。

## 1. curia regis と騎士修道会

従来の研究では、国王主催の封建会議である「オート・クール」Haute Cour に騎士修道会関係者がオブザーバーとして参加していたことが、明確な根拠もないままに通説視されていた。かつ、時期・背景などの変遷が配慮されることはなく、オート・クールへの騎士修道会の参加は、王国全期を通じて見られる一般的なものとして認識されていた<sup>(3)</sup>。しかし一方、ジャン・ディブランなどの法書史料に見られるオート・クールへの参加者に関する項目では、騎士修道会の存在は確認されない<sup>(4)</sup>。ただし、ここで注意しておきたいのは、そもそも「オート・クール」という表現は法書史料中にしか見られないものである、ということである。従って、ここでは法書の描く国王会議像と実際の国王会議とを区別するために、史料を証書史料に限定し、そして国王会議を表す用語としては証書史料中に現れる curia regis を用いることとする<sup>(5)</sup>。

さて、具体的な分析を行う前に、ここで王国に関連する証書史料の特徴について簡単に言及しておきたい。まず一点目の特徴は、現存する証書史料のほとんどは所領や特権を確

---

“Chartes de Terre Sainte”, *Revue de l’Orient Latin*, 11, Paris, 1908, pp. 181-191; Marsy, A. (éd.), “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *Archives de l’Orient Latin*, 2, Paris, 1884, pp. 121-157 (以下、Marsy と略記) ; Paoli, S. (ed.), *Codice diplomatico del sacro militare ordine Gerosolimitano*, 2 vols., Lucca, 1733-1737 (以下、Paoli と略記) ; Rey, E. (éd.), *Recherches géographiques et historiques sur la domination des Latins en Orient, accompagnées de textes inédits ou peu connus du XIIe au XIVe siècle*, Paris, 1877; Riant, C. (éd.), “Privilèges octroyés à l’ordre teutonique”, *Archives de l’Orient Latin*, 1, pp. 416-422; Röhrich, R. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI*, Innsbruck, 1893 (以下、*Regesta* と略記) ; Id.(comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI. Additamentum*, Innsbruck, 1904 (以下、*RegestaAdd.* と略記) ; Schlumberger, G. (éd.), “Neuf sceaux de l’orient latin”, *Revue de l’Orient Latin*, 2, Paris, 1894, pp. 177-182; Strehlke, E. (Hrsg.), *Tabulae ordinis Theutonici*, Berlin, 1869 (以下、Strehlke と略記) ; Tafel, G. und Thomas, G. (Hrsg.), *Urkunden zur ältern Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonder Beziehung auf Byzanz und die Levante*, 3 Bds., Wien, 1856-1857.

(3) 拙稿「騎士修道会」121～125頁、参照。

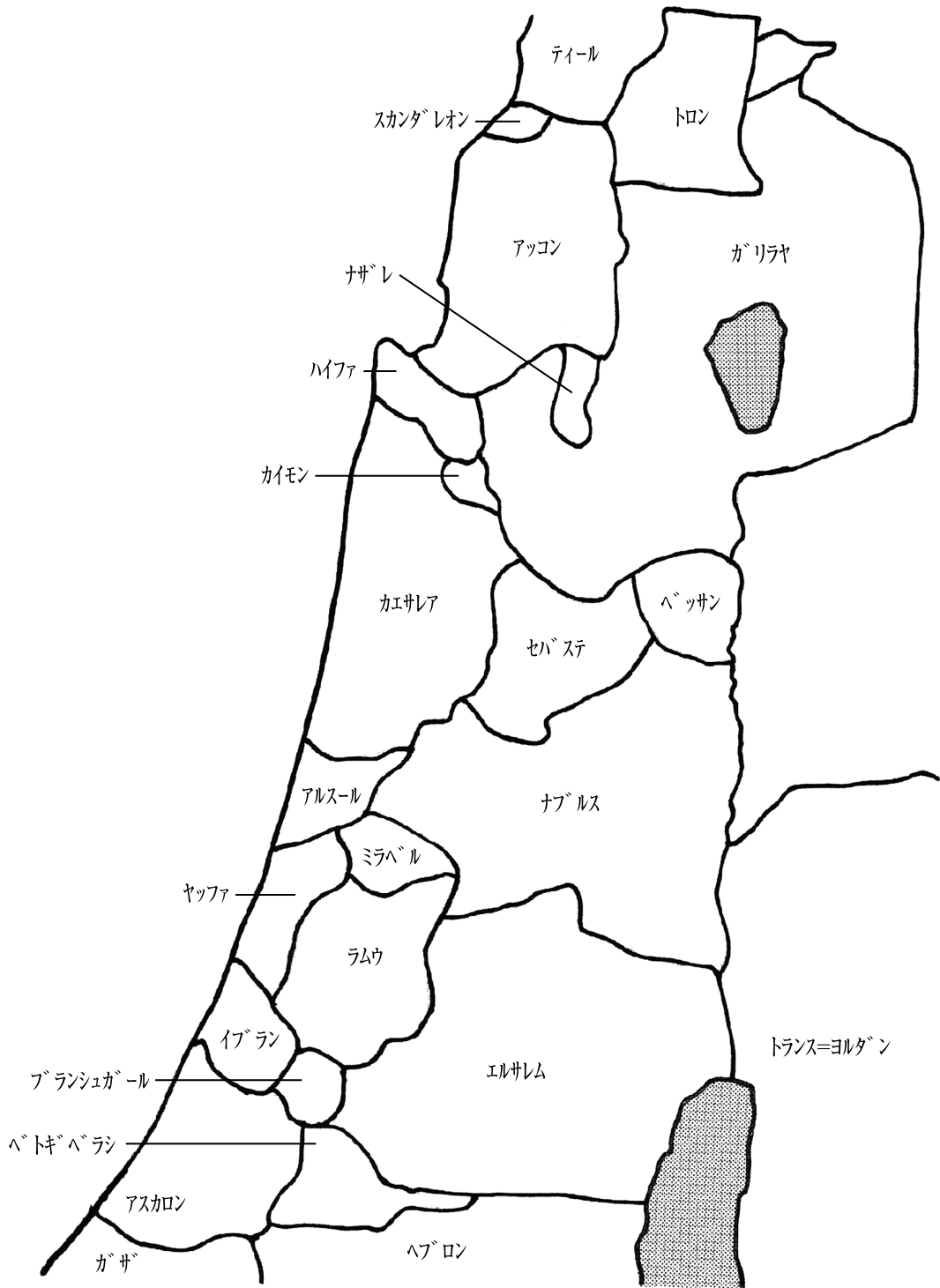
(4) 例えば、“Livres de Jean d’Ibelin”, *Recueil des Historiens des Croisades, lois*, 1, Paris, 1841, Chap. 5. なお、法書史料については、拙稿「ブルジョワ」63～67頁、参照。

(5) 法書史料で「オート・クール」と表現されるものが curia regis よりむしろ curia generalis に近い性質を持つことは、拙稿で示した通りである。拙稿「騎士修道会」121～136頁。

表 国王発給証書副署人リスト

国王	年	発給地	対象	内容	副署人		出典	整理
					テンプル騎士修道会	聖ヨハネ騎士修道会		
ボートマン1世 (全10通)								
ボートマン2世 (全12通)	1125.5.2.	アッコ	ウエネツイ人	諸特権を承認	ユーク・ト・バンヤン (総長)	レモン・デユ・ビュイ (プロヴァトル)	Regesta, 105	1
7ルカ (全5通)								
	1144.3.10. -8.31	エトルム	聖墳墓教会	全所有物承認	アリアン・ト・カハラ ギヨーム・アコ ジヨフロワ・フージェ	レモン・デユ・ビュイ (総長)	Bresc-Bautier, 38 (=Rozière, 34; Regesta, 226)	2
	1147.2.1.	サツア	サンジェルマン領主ロバールと 聖ヨハネ騎士修道会	エマヌスの土地を巡る争いの調停		de fratribus Hospitalis として5名の副署	Archives, 9 (=Regesta, 244)	3
	1150.6.22.	アッコ	聖マリア・ノヴァ修道院	ベツレヘム内の土地購入を承認	ユーク・ト・バヤン		Mansy, 7 (=Regesta, 258)	4
	1154.4.20.	テトル	ヨサヤ谷聖母マリア修道院	全所有物承認	エグザール・デ・バール (総長) アントレ・ト・モンバール		Delaborde, 29 (=Regesta, 291)	5
	1155.1.14.	アッコ	ラム領主ユーク・デイ アラン	聖墳墓教会に城塞を売却することを承認	ホド (コマントール) ゴージェユ・ト・バイルート フィリップ ルイ		Bresc-Bautier, 41 (=Rozière, 56; Regesta, 299)	6
ボートマン3世 (全25通)	1155.6.27.	エトルム	聖墳墓教会	ある農民との土地を巡る争いの調停	アントレ・ト・モンバール (総長)		Bresc-Bautier, 39 (=Rozière, 51; Regesta, 306)	7
	1155.6.27.	エトルム	聖墳墓教会	全所有物承認	アントレ・ト・モンバール (総長)		Bresc-Bautier, 40 (=Rozière, 52; Regesta, 307)	8
	1156.11.2.	アッコ	ピサ人	自治権の承認	バルドン・ト・アラフノール (総長) ジヨフロワ・フージェ	ジェラルド・ユーク (プロヴァトル) ギヨーム・ト・ガロツ	Regesta, 322	9
	1160.7.26.	アッコ	聖墳墓教会	全所有物承認	ギヨーム (セシヤル) ジヨフロワ・フージェ		Bresc-Bautier, 45 (=Rozière, 53; Regesta, 354)	10
	1160.11.29.	エトルム	聖ヨハネ騎士修道会	ベトウインなどの所有承認	バルドン・ト・アラフノール (総長) ギヨーム・ト・ガロツ (セシヤル) ジヨフロワ・フージェ		Regesta, 355	11

アモリー1世 (全24通)	1168.5.18.	アッコ	ヒサ人	アッコの土地や住居を譲渡	ベムラン・ド・ブラフホル (総長) フリッパ・ド・ナブルス ジヨロリ・フンエ	ジルベール・ダグティイ (総長)	Regesta, 449	12	
	1169.8.20.	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会	エングト遠征への援軍の見返りに Bulbeis などを所有することを約束	フリッパ・ド・ナブルス (総長) ゴテエ (セクレタル) フット・ボシュ エルオ・ダゾ	Paoli 1, 48 (=Regesta, 466)		13	
	1169.9.17.	アッコ	ヒサ人	エングト諸都市との商業権を承認	フリッパ・ド・ナブルス (総長)	Regesta, 467.		14	
	1174.4.18.	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会	ジヨヴァニ・ロンバルドから土地などを 800 バザントで購入することを承認	ウート・ド・サクラン (総長) ベレカール	Paoli 1, 201 (=Regesta, 514)		15	
	1174.6.	?	聖ヨハネ騎士修道会と聖マリア・マヨール女子修道院	両者間の道路を巡る争いの調停		Paoli 1, 200 (=Regesta, 516)		16	
	1174.7.3.	エドレム	フリッパ・ルイス (騎士)	城塞を与える代わりに軍事奉仕を命令	ベレカール (セクレタル)	Strehlke, 7 (=Regesta, 517)		17	
	1174.12.13.	エドレム	ラム領主ボートワフ	聖ヨハネ騎士修道会に聖マリア城を 1700 バザントで売却することを承認	ウート・ド・サクラン (総長) ベレカール (セクレタル)	Paoli 1, 202 (=Regesta, 518)		18	
	1176.	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会	エングト遠征への援軍の見返りに Bulbis などを所有することを約束を再承認	ベレカール (セクレタル)	Paoli 1, 60 (=Regesta, 537)		19	
	1181.9.10.	エドレム	聖ヨハネ騎士修道会	ユング・アランドルから300バザントの城塞を 3000 バザントで購入することを承認		Frater Hospitalis として 5 名の副署	Archives, 57 (=Regesta, 603)	20	
	ボートワフ5世 (全3通)	1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	トロロなどを譲渡	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 21 (=Regesta, 653)		21
		1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	全所有物の承認	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 22 (=Regesta, 654?)		22
		1186.8.21.	アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	ギーの弟とジヨスワフの娘との婚姻	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Strehlke, 23 (=Regesta, 655)		23
1186.10.21.		アッコ	ジヨスワフ・ド・ケルトネー (国王セクレタル)	全所有物の承認	ジエール・ド・リトフォル (総長)	Regesta, 654.		24	



地図 エルサレム王国

(Benvensti, M., *The Crusaders in the Holy Land*, Jerusalem, 1970, の巻末の地図より作成。)

参考資料 エルサレム国王・騎士修道会総長

エルサレム国王	テンプル騎士修道会総長	聖ヨハネ騎士修道会総長
1099 ゴットフロワ・ト・ブイヨン		
1100 ホートワン 1 世		
1118 ホートワン 2 世	1118 ユーク・ト・ハンヤン	
1131 フルク		
1143 ホートワン 3 世	c.1136 ロベール・ト・クラン	1120 レモン・デュ・ピュイ
	1149 エウラル・テ・ハール	
	1153 ヘルナル・ト・トレムレー	
	1154 アントレ・ト・モンハール	
	1156 ヘルトラン・ト・ブランフォール	
1163 アモーリー 1 世	1169 フィリップ・ト・ナブルス	1160 オージェ・ト・ハルバン 1162 アルノ・ト・コン 1162 シルベール・ダッサイ
	1171 ウート・ト・サンタマン	1170 カストゥス・テ・ムラーロ
1174 ホートワン 4 世		1172 ヨハール
	1181 アルノール・テ・トルローハ	1177 ロジェ・テ・ムラン
1185 ホートワン 5 世	1184 ジェラル・ト・リトフォール	
1186 ギー・ト・リュジニヤン		

認するためのものである、ということである。従って、証書史料は、S・ティブルがその手法としたように、王国の所領を調査するという目的にとっては非常に有効であるが、王国国政の実態そのものを探るには不向きであると言える<sup>(6)</sup>。しかし、これを補うのがもう一点の特徴である。それは、王国では証書への副署がその発給地での副署人の存在を忠実に示す、ということである<sup>(7)</sup>。すなわち、この特徴は副署人リストの分析が発給者と副署人の人的結合の度合い、特に発給人が国王である場合、副署人の王国国政への関与の程度を理解する手がかりとなりえる、と換言される。この利点を活かして騎士修道会と王国国政との関連について以下で検証していくこととなるが、適宜表、参考資料および地図を参照されたい<sup>(8)</sup>。

(6) Tibble, S., *Monarchy and Lordships in the Latin Kingdom of Jerusalem 1099-1291*, Oxford, 1989.

(7) 八塚春児「ギー・ド・リュジニヤンのクーデター」『史林』61-6、1978年、50～51頁（以下、「ギー」と略記）；拙稿「ブルジョワ」72～73頁。

(8) 表には整理番号を付しておいたので、本文中で触れる際は、整理番号を [ ] 内に記すこととする。



まず全体を眺めてみると、騎士修道会関係者の国王証書への副署は、ボードワン3世（40%）からアモーリー1世期（25%）にかけて、およびギー期（80%）に顕著であることが解るが、ギー発給証書については、全5通の内3通が同じ日付けであるので、事実上は67%となる。ただし、聖ヨハネ騎士修道会関係者の場合、それ自身の利害が問題となっている証書3通〔3、16、20〕についてはここでは除外して考えられるべきであろう。従って、聖ヨハネ騎士修道会関係者よりも、templar騎士修道会関係者の方が、第三者として curia regis に列席した頻度を高くしたと言える<sup>(9)</sup>。このような傾向を逐一説明することは現存する史料状況からして困難であるが、拙稿における考察結果と関連させながら、この背景について考えてみたい。

ボードワン3世期から国王証書に騎士修道会関係者が現れ始めることは、1140年代に新たな社会層を形成した騎士修道会の発展が王国の文脈で看過できない程になっていたことを示す<sup>(10)</sup>。そして、続くアモーリー1世統治期に関しては、対エジプト戦の激化と、それに伴い騎士修道会が国王軍に編入されていったことを考えると理解し易い<sup>(11)</sup>。また、諸侯によりその王位継承を反対されたギーについては、その王位継承に両騎士修道会総長の支えがあったことは周知のことであろう<sup>(12)</sup>。また、ボードワン4世からボードワン5世期にかけての減少傾向についての背景を見るべく国王発給証書の副署人の平均値に着目してみると、ボードワン1世（10.3人）、ボードワン2世（12.8人）、フルク（27.2人）、ボードワン3世（16.3人）、アモーリー1世（13.8人）、ボードワン4世（10.1人）、ボードワン5世（9人）、ギー（16.2人）となる<sup>(13)</sup>。すなわち、フルク時に最大規模となった curia regis が、その後に収縮傾向を見せており、ボードワン4世期からボードワン5世期に底を打っているのである。これに関しては、1150年代より国王がその拠点エルサレムからアッコンに移したこと、およびその結果として、王国の聖・俗権力が二極分化したことも無縁ではなかろう<sup>(14)</sup>。ただし、これが少人数による国政の運営体制の確立を示すのか否か、国政からの騎士修道会の排除を示すのか否か、という疑問がまだ残る。この問いに対して解答を与えるには、従来の研究成果を援用することができる。

アモーリー1世による新参者の重用は、王国貴族層を新参者からなる「王党派」とプーランからなる「バロン派」に二分する原型を形成した。この対立は、癩病に冒されたボードワン4世の後継者を巡る際に顕著となる。ボードワン4世は、即位当初はアモーリー1世の政策を踏襲し、「王党派」との結びつきを強めていたが、その統治後期にはギーとの

(9) 聖ヨハネ騎士修道会関係者が国王証書に副署する場合、その対象がビザ人である場合が多いことには注意すべきであるが、このことを考えるためには、やはり非封建的要素であるイタリア諸都市と王権の問題についての検討が必要となるので、期を改めて考察したい。

(10) 拙稿「騎士修道会」125～126頁；「修道会」40～41頁。

(11) 拙稿「騎士修道会」116頁；拙稿「修道会」47～52頁。

(12) 拙稿「騎士修道会」116頁。ただし、聖ヨハネ騎士修道会総長ロジェ・デ・ムランは、当初はギーへの戴冠に難色を示していた。拙稿「国王戴冠」72頁。

(13) 拙稿「王権と教会」50頁。

(14) 拙稿「王権と教会」50頁。

対立から「王党派」との対立状態に至っていた。また、時代は下って、ギー即位の際の両騎士修道会長の影響力は上記の通りである。従って、この対立構図の中において、騎士修道会は「王党派」の一環として捉えられることができ、それは騎士修道会士たちの *curia regis* への参加の割合の変遷をある程度説明してくれる<sup>(15)</sup>。

以上のことから、ここでは次の二点を指摘しておく。騎士修道会、とりわけ Templar 騎士修道会という要素が、より王国国政面における権力構造の中に位置付けられるのは、ボードワン3世からアモーリー1世統治期にかけてのことであったこと、しかし一方で、その *curia regis* への列席は特定の時期に見られる一傾向に過ぎず、決して恒常的なものではなかったことである。ただし、封建外要素として従来の研究においては王国構造の枠組みからは常に排除されてきた騎士修道会であるが、アモーリー1世による騎士修道会の王国軍編入は「聖地防衛国家」としての王国に意味を持ったばかりでなく<sup>(16)</sup>、「封建国家」としての王国の権力構造にも大きく反映されるものであった可能性をここに見出すことができるのである。

この点をもう少し考えてみるために、次では *curia regis* への列席が確認された騎士修道会士個人に目を向けてみたい。

## 2. *curia regis* に列席する騎士修道会士たち

*curia regis* への列席が確認された Templar 騎士修道会士の内、騎士修道会入会前に既に国王との関係を築いていたことを史料上に明確に確認することができる者は、以下の3名である<sup>(17)</sup>。

まずはフィリップ・ド・ナブルスについて、彼と国王との関係がかなり緊密なものであったことは、容易に史料の中に見ることができる。1169年に、ベルトラン・ド・ブランフォールの後を継いで Templar 騎士修道会総長になったフィリップ・ド・ナブルスは、王

---

(15) Riley-Smith, J., *The Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277*, London, 1973, p. 101 ff.; 拙稿「国王戴冠」73～74頁。なお、八塚春児は党派の曖昧さを指摘している。八塚「ギー」54～63頁。

(16) 拙稿「[修道会]」53～54頁；拙稿「王権と教会」58～60頁。

(17) かつて、J・ラ・モントとN・ダウンスは、Templar 騎士修道会士として現れるユーグ・ド・ベッサンをベッサン領主ユーグ1世と同定したが、H・マイヤーは、ユーグが騎士修道会士として史料上に現れた前後の年においてベッサン領主としてのユーグが証書史料に現れること、および騎士修道会士のユーグが同修道会において決して高い地位にはなかったことを根拠に、両者を別人物であると考えた。La Monte J. and Downs, N., "The Lord of Bethsan in the Kingdom of Jerusalem and Cyprus", *Medievalia et Humanistica*, 6, 1950, pp. 57-75; Mayer, H., "Studies in the History of Queen Melisende of Jerusalem", *Dumbarton Oaks Papers*, 26, 1972 (以下、「Melisende」と略記), p. 150. 筆者は、より説得力を持つマイヤーの説を支持するので、本稿での考察からはユーグ・ド・ベッサンを対象外とした。なお、E・レイは、ベッサン領主をユーグではなくアダムとしているが、誤りであろう。Rey, E. (éd.), *Les familles d'outre-mer de du Cange*, Paris, 1869, p. 248 f..

領ナブルスに所領を有する領主フィリップ・ド・ミイイその人であり、有力な国王家臣の1人であった<sup>(18)</sup>。年代記史料の中で確認できるその活動の初例は、第2回十字軍前夜のザンギーとの戦闘におけるものである<sup>(19)</sup>。その後、ボードワン3世とメリザンドの対立時(1151年～1152年)には後者を支持したが<sup>(20)</sup>、このことが後に彼とアモーリー1世との関係を密接なものにしたであろう<sup>(21)</sup>。その一方で、ボードワン3世との関係も修復したようであり、1160年までには多数の国王証書に副署する最有力「バロン」baronesの1人となっていた<sup>(22)</sup>。その後、彼には広大なトランス＝ヨルダンの地がアモーリー1世より下封されたが<sup>(23)</sup>、フィリップが1166年にテンプル騎士修道会に入会すると同時に、その地はテンプル騎士修道会に委ねられることとなった<sup>(24)</sup>。このように、フィリップは、テンプル騎士修道会に入会する前は領主層に属する国王の封臣であり、主立った戦闘では常に国王と共に活動しており、ギョーム・ド・ティールがその作品の随所に名を挙げる人物の1人である<sup>(25)</sup>。従って、その総長就任の背後に、アモーリー1世による後ろ盾が存在していた可能性を十分に見ることができる。そして、このように騎士修道会総長選出に国王が大きく関与したであろう可能性は、次の2名の例からもさらに高められる。

(18) その国王証書副署人リストへの登場は早く、1138年2月5日付発給証書が初出とる。Bresc-Bautier, 34(=Rozière, 33; *Regesta*, 174).

(19) Willermus Tyrensis Archiepiscopus, “Historia rerum in partibus transmarinis gestarum”, *Recueil des Historiens des Croisades, orientaux*, 1-1, 1-2, Paris, 1844 (以下、Willermus と略記), Lib. 17, Cap. 1.

(20) Willermus, Lib. 17, Cap. 14; Slack, C., “Royal Familiares in the Latin Kingdom of Jerusalem, 1100-1187”, *Viator*, 22, 1991, p. 32.

(21) メリザンドとその長男ボードワン3世が対立した時に、次男アモーリーが兄ではなく母を支持したことについては、Mayer, “Melisende”, p. 152 ff.; 拙稿「国王戴冠」74頁、参照。なお、マイヤーは、メリザンド派の一人として後にテンプル騎士修道会総長となるアンドレ・ド・モンバール(当時は同修道会のセネシャル(軍務長官))を数えるが、彼がメリザンド発給証書(全6通、Paoli 1, 26(=*Regesta*, 256); Marsy, 8(=*Regesta*, 259); Paoli 1, 28(=*Regesta*, 262); Bresc-Bautier, 35(=Rozière, 49; *Regesta*, 268); Marsy, 10(=*Regesta*, 269); Bresc-Bautier, 36(=Rozière, 48; *Regesta*, 278))に現れるのは、一例しか確認できない。Marsy, 10(=*Regesta*, 269)。

(22) Bresc-Bautier, 45(=Rozière, 54; *Regesta*, 354).

(23) Willermus, Lib. 22, Cap. 5; *Regesta*, 412. なお、辺境に位置し、ムスリムからの脅威に晒されやすいトランス＝ヨルダンの下封は、フィリップの軍事能力が高く評価されていたことも示すであろう。

(24) Beyer, G., “Neapolis(nāblus) und sein Gebiet in der Kreuzfahrerzeit”, *Zeitschrift des deutschen Palästina-Vereins*, 63, 1940, S. 160 f.; Barber, M., *The New Knighthood, A History of the Order of the Temple*, Cambridge, 1994 (以下、*The New Nighthood* と略記), p. 86, 100.

(25) Willermus, Lib. 17, Cap. 21; Lib. 18, Cap. 13; Lib. 19, Cap. 22. なお、フィリップの娘ステファニーは、国王コネタブル(軍務長官)のオンフロワ2世・ド・トロンの妻であった。2人の中には、やはり後にコネタブルとなるオンフロワ3世が生まれた。オンフロワ2世亡き後、ステファニーはバイイ(摂政)のミロン・ド・プランシーと再婚するが、この婚姻を推奨したのがアモーリー1世であった。Willermus, Lib. 21, Cap. 4; Lib. 22, Cap. 5. ここからも、フィリップと国王との密接な関係を見て取ることができる。

まずは、1171年、やはりアモーリー1世の統治期に Templar 騎士修道会総長となった ウード・ド・サンタマンである。史料上に確認できるその経歴はかなり複雑である。彼が証書史料の上に始めて登場するのは1155年のボードワン3世発給証書であり、そこでは「国王家臣」homines regis に分類されている<sup>(26)</sup>。一方で、同年に発給された他の証書においては「国王のバロン」barones regis に区分される<sup>(27)</sup>。そして、翌年6月7日付ボードワン3世発給証書からは国王マレシャル（軍務長官）になっていたことが解り<sup>(28)</sup>、このことはギョームの年代記からも確認することができる<sup>(29)</sup>。その後、少なくとも1160年1月28日から11月29日まではエルサレム城代兼副伯<sup>(30)</sup>、1161年12月3日までにはダビデ塔城代<sup>(31)</sup>、そして最終的に1164年7月16日までにはアモーリー1世のピンケルナ（酌取り）を務めていたことが確認される<sup>(32)</sup>。その後、彼は Templar 騎士修道会に入会する。これが自らの意志によるものか、あるいは国王の推薦によるものかは不明である。しかし、少なくとも、最終的に総長となった背景にはそれまでに築き上げた国王との密接な関係が大きな役割を果たしたと考えることは可能であろう。特に、マレシャル職着任はその軍事能力の高さを、ピンケルナ職着任はその国王との密接さを端的に示すが、その人物像についてギョームが『ヨブ記』27章3節を振りながら、「(1179年、サラディンのシドン侵入に際して、)我々(キリスト教徒)の中でその時に捉えられた者には、Templar 騎士修道会総長のウード・ド・サンタマンがいた。彼は悪なる人で、傲慢かつ不遜であり、その鼻孔には狂暴の精神が宿っており、神を畏れることもなく、人を敬うこともなかった。多くの人々が主張するところによると、彼こそがこの大難の損害と永遠に消えることのない恥辱の機会を与えてしまったのである。そして、彼は、捕らえられたその年の内に、鎖に繋がれたまま惨めな牢屋の中で、誰にも悼まれべくもなく没したと言われている」Capti sunt ibi de nostris, Odo de Sancto Amando militiae Templi magster, homo nequam, superbus et arrogans, spiritum furoris habens in naribus, nec Deum timens, nec ad hominem habens reverentiam. Hic, juxta multorum assertionem, damni praedicti et perennis probri occasinem dicitur dedisse, qui eodem anno quo captus est, in vinculis et squalore carceris, nulli lugendus, dicitur obiisse と伝えていることは興味深い<sup>(33)</sup>。ギョームが Templar 騎士修道会士の人となりについて触れる際、ウード以外の

(26) Bresc-Bautier, 41(=Rozière, 56; *Regesta*, 299).

(27) Bresc-Bautier, 46(=Rozière, 59; *Regesta*, 300); Bresc-Bautier, 50(=Rozière, 62; *Regesta*, 301).

(28) Paoli 1, 32(=*Regesta*, 321); *Cartulaire* 1, 244(=*RegestaAdd.*, 321).

(29) Willermus, Lib. 18, Cap. 14.

(30) Bresc-Bautier, 45(=Rozière, 54; *Regesta*, 354); *Cartulaire* 1, 296(=*RegestaAdd.*, 355); Strehlke, 2(=*Regesta*, 341); Strehlke, 3(=*Regesta*, 366); Paoli 1, 36(=*Regesta*, 355).

(31) Bresc-Bautier, 88(=Rozière, 100; *Regesta*, 369). ただし、ダビデ塔城代とエルサレム城代は、同じ職務であったと考えられる。

(32) Bresc-Bautier, 135(=Rozière, 144; *Regesta*, 400). この点も、ギョームの記述より確認できる。Willermus, Lib. 20, Cap. 1.

(33) Willermus, Lib. 21, Cap. 29. なお、M・バルベルによると、彼は1167年から1171年までの間、アラゴン管区長を務めていた。Barber, *The New Nighthood*, p. 109.

者については負の感情を表すことはない。例えば、テンプル騎士修道会総長ロベール・ド・クランについては、1140年のヨルダンの戦いの文脈で、「主の下に敬虔なる記憶の人であり、偉大なる騎士であり、軍事においては勇猛であり、肉体および性格において高貴なる者」*vir piae in domono recordationis, miles eximius, et in armis strenus, nobilis carne et moribus* と<sup>(34)</sup>、同じ戦いで死去したテンプル騎士修道会士ウード・ド・モンフォーソンを「偉大なる人」*vir eximius* と<sup>(35)</sup>、1157年のサフェドの戦いでヌール・ウッディーンに捕らえられたテンプル騎士修道会総長ベルトラン・ド・ブランフォールについては、「信仰に厚く、神を畏れる人」*vir religiosus et timens Deum*と表している<sup>(36)</sup>。そこに、「バロン派」であるギョームの「王党派」であるウードに対する敵愾心を垣間見ることにも可能ではあるが、後述する聖ヨハネ騎士修道会総長ジルベール・ダッサイイについての記述も考慮に入れると、結果論として失敗に終わってしまった戦闘の敗因のスケープゴートとして、その人物像が作り上げられてしまったと考えるほうが妥当であろう。

さて、話を元に戻そう。2人目として挙げられるのが、前期エルサレム王国最後のテンプル騎士修道会総長であり、ハッティーンでの大敗北を導いた国王ギー・ド・リュジニャンとの結びつきにおいて悪名高いジェラルド・ド・リドフォールである。彼もウードと同様、少なくとも1179年10月22日から11月24日の間、ボードワン4世のマレシャルを務めていたことが確認される<sup>(37)</sup>。

以上に挙げた3名は、テンプル騎士修道会入会前から国王との関係が確認された者たちであり、最終的には総長にまで登りつめた者たちであったが、最後に付け加えておきたいのがジョフロワ・フーシェである。彼は、長年にわたってテンプル騎士修道会総長に次ぐ地位であったプロクラトル（グラン・コマンドール、エルサレム管区長）を務めていた。彼は比較的によくの国王証書に副署しているが[2、9、10、11、12]、その出身・前身は不明である<sup>(38)</sup>。しかし、彼が1163年にフランス国王ルイ7世への援軍要請のため派遣されていることや<sup>(39)</sup>、1167年にエジプトのスルタンとの和平交渉のため、カエサリア領主ユーグと共に、アモーリー1世によってエジプトに派遣されていることに<sup>(40)</sup>、その国王との密接な関係を垣間見ることができる。ウードも、やはり同年に使節としてビザンツ皇帝の下に派遣されていることを併せて考えると<sup>(41)</sup>、ジョフロワも国王家政役人的な役割を

(34) Willermus, Lib. 15, Cap. 6.

(35) Willermus, Lib. 15, Cap. 6.

(36) Willermus, Lib. 18, Cap. 14. なお、同じ戦いにおいてウードも捕虜となっている。

(37) Strehlke, 11(=*Regesta*, 587); Strehlke, 12(=*Regesta*, 588).

(38) なお、レイは、ジョフロワがテンプル騎士修道会に入会したのは1144年頃としている。Rey, “Geoffrey Foucher, Grand-Commander du Temple, 1151-70”, *Revue de Champagne et de Brie*, 6, 1894, pp. 259-269.

(39) Barber, *The New Nighthood*, p. 97, p. 189. また、ジョフロワがルイ7世に宛てた書簡も残されている。Migne, J.-P. (ed.), *Patrologiae crsus completus latinae*, 155, Paris, cols.1273-1274.

(40) Willermus, Lib.19, Cap. 18.

(41) Willermus, Lib. 20, Cap. 1. また、1171年、テンプル騎士修道会総長となっていたフィリップは、

担っていたと考えることは十分に可能である。

1160年代以降、templar騎士修道会総長に就いた4名の内、3名は国王家臣・国王家政役人出身者であった。そして、その国王との関係は騎士修道会士になっても維持され続けたと考えられるが、このような傾向がアモーリー1世統治期に顕著であることには注意せねばならない。当然、その萌芽はボードワン3世統治期に求めねばならないが、アモーリー1世はその人的結合を通じてtemplar騎士修道会との関係を維持しようと試み、そしてそれを現実のものとしていたのである。逆に、templar騎士修道会を主語とした場合は、国王との緊密な関係を築いていたフィリップ・ド・ナブルスを総長に抱くことにより、国王家臣を総長の輩出母体とする慣例を作り出したとも言えるのではあるが、いずれにせよアモーリー1世の時代に、国王家臣がtemplar騎士修道会総長を産出する機関となったと言えるのである。

### 3. 聖ヨハネ騎士修道会とtemplar騎士修道会との対比

一方で、同様の関係は、聖ヨハネ騎士修道会については確認されない。元来俗人騎士によって結成されたtemplar騎士修道会と元来修道団体であった聖ヨハネ騎士修道会、という方向性の違いを考えればこのことは理解され易いであろう。同時にこのことは、聖ヨハネ騎士修道会関係者の方が *curia regis* に列席する機会が少なかったことを説明する。では、聖ヨハネ騎士修道会はどの様にして国王との結びつきを築いていったのであろうか。

これについては、1168年のエジプト遠征に関するギョームの記述がヒントを与えてくれる。「エルサレムにある聖ヨハネ騎士修道会総長ジルベール、その姓をアッサイイと言うが、彼がこの悪なること（エジプト遠征）の原因でありと誘因をなしたと言われている。彼は広量であり、ある程度は（他人に）贈り物をする気前の良い人ではあったが、落ち着きがなく、その気質においては優柔不断であった。彼は修道会の全財産を使い果たし、さらに際限ない程の多額の借金をなし、その全てを誰彼なく自分へと引きつけることができるようにするために騎士たちへとばらまいた。それゆえに、返済できる見込みの全くない程のあまりに多額の負債を修道会に負わせたのである。やがて、彼自身は絶望し、その職を放棄し、（修道会の）運営を放棄し、修道会に金10万もの債務を残した。それにも関わらず、その考えでかくも莫大な費用を、もしエジプトが征服され支配下に置かれたならば、国王との間での取り決めにより、かつては *Pelisium* と呼ばれた *Belbeis* を、その全ての領域と共に、永遠にこの修道会の支配下に永遠に置くことのために費やしたと言われている。」 *Causam porro et incentivum hujus mali, ut aint, ministrabat Gerbertus, cognomento Assallit, magister Hospitalis domus, quae est Hierosolymis, vir magnanimus, et quadam donandi liberalitate*

---

アモーリー1世のコンスタンチノーブル行きに、先遣隊として随行している。Willermus, Lib. 20, Cap. 22. なお、エルサレム王国における外交使節の重要性および意味については、拙稿「王権と教会」54～58頁、参照。

profusus; tamen instabilis, et mente vagus. Hic omnes ejusdem domus thesauros exponens, insuper etiam infinitae quantitatis pecuniam mutuam sumens, omnia militibus erogavit, quoscunque invenire potuit sibi alliciens. Unde praedictam domum tanta aeris alieni mole gravavit, quod non erat spes solutum iri. Ipse etiam postmodum desperans, officium suum deserens, et administrationi renuntians, in centum millibus aureorum domum dimisit obligatam. Ea tamen consideratione tot et tantas misisse dicitur expensas, quod, capta et subjugata AEgypto, Belbeis, quae olim dicta est Pelusium, cum universo territorio suo, juri ejusdem domus, ex pacto prius cum rege inito, cederet in perpetuum.<sup>(42)</sup> 文字通りにこの記述を受け止めると、聖ヨハネ騎士修道会とアモーリー1世との結びつきは、前者の唆しとも言える歩み寄りがあったかのである。しかし、エジプトが征服された暁の聖ヨハネ騎士修道会の所有権を認めた国王証書の存在 [13]、およびギョームの意図が結果的に失敗に終わったエジプト遠征の責を国王にではなく聖ヨハネ騎士修道会に帰すことにあったことは、すでに拙稿で示した通りである<sup>(43)</sup>。併せて、1157年、国王コネタブルのオンフロワ2世・ド・トロンがバニヤスの半分を聖ヨハネ騎士修道会に譲渡した際、その理由がダマスクス（ヌール・ウッディーン）からの攻撃ゆえの維持管理の難しさにあったことを考慮に入れると<sup>(44)</sup>、ギョームの記述は話半分に見なければならぬ。すなわち、エジプト遠征の文脈におけるアモーリー1世と聖ヨハネ騎士修道会との結びつきを巡っては、少なくともアモーリー1世のイニシアティブが全く存在しなかったとは考えられないのである。

さて、先の引用した文章に引き続き、ギョームは次の様に記述を進める。「それに対して、 Templar 騎士修道会士たちはこのこと（遠征）から遠ざかっていった。彼らには道義に反することのように思えたからなのか、あるいは競争相手の修道会の総長がこのこと（遠征）の主演であり主導者であるように思えたからなのか、彼らは遠征すること、および国王に従軍することを拒んだ。和平協約に反して<sup>(45)</sup>、そして正義の勤行に反して、全く咎がなく、信頼（和平協約）を遵守しており、我々を信頼する友好的な王国（エジプト）に対して、戦闘を仕掛けるのは害になることであると、彼らには思えたのである。」 Fratres autem militiae Templi, eidem se subducentes facto, aut quia eis contra conscientiam suam videbatur, aut quia magister aemulae domus hujus rei auctor et princeps videbatur, vires penitus ministrare aut regem sequi negaverunt. Durum enim videbatur eis, amico regno et de nostra fide praesument, contra tenorem pactorum et contra juris religionem, immeritis et fidem servantibus bellum inducere. この行からは、聖ヨハネ騎士修道会とは異なり、 Templar 騎士修道会についてはエジプト領の支配権ということが国王との結びつきのデバイスとはなっていないことが解る。

(42) Willermus, Lib. 20, Cap. 5.

(43) 拙稿「修道会」51～52頁。なお、ギョームの記述における同様のスケープゴートとしては、ブルジョワのベルナル・ボシェを挙げることができる。拙稿「ブルジョワ」83～84頁。

(44) Willermus, Lib. 18, Cap. 12; 拙稿「修道会」42～46頁。

(45) ここで思い出さなければならないのが、上記の通り、エジプトと和平協約を結ぶために、ジョフロワ・フォーシェが派遣されていたことである。

一方で、遡る 1149～50 年、すなわちボードワン 3 世期になされたアスカロン攻略戦の最中、アスカロンの南に位置するガザの管理権が Templar 騎士修道会に委ねられており、かつては Templar 騎士修道会も新たに獲得された領土の支配権が国王との結びつきを強める道具として機能したことが解る<sup>(46)</sup>。しかし、アモーリー 1 世以降には、そのような例が史料上に確認されない。このことと前章での考察結果とを併せて考えると、アモーリー 1 世の時代における国王と騎士修道会との結びつきは、聖ヨハネ騎士修道会には征服されるであろう領土の支配権授与を梃子として、それとは対比的に、Templar 騎士修道会には人的結合を梃子として強化されたと言えるのである。

## おわりに

聖ヨハネ騎士修道会は curia regis の恒常的な構成員ではなく、この側面ではあくまでも独立要素であったと考えた方がよいかもしれない。それとは対照的に、Templar 騎士修道会と curia regis との関係は密接であった。アモーリー 1 世統治期以降、その総長のほとんどは国王家臣・国王家政役人出身者であり、その関係は総長になってからも維持された。このことは、国王家臣が Templar 騎士修道会長の輩出母胎であったと考えることを可能とする。ただし、聖ヨハネ騎士修道会が王国の軍事遠征の一要素を形成していくのも、やはりアモーリー 1 世の時期であったことには注意すべきである。その背景にはエジプト政策という対外的側面と、封建家臣の従軍拒否という脅威の内的側面が考えられる<sup>(47)</sup>。発展経路や活動範囲の違いはあるが、いずれにせよ両騎士修道会は非封建的要素ながら、アモーリー 1 世によって王国構造の中に位置付けられていくのである。

これまで筆者は、アモーリー 1 世期に「国王サークル」が形成されたことを確認してきたが<sup>(48)</sup>、本稿での考察結果はこれを裏書きするであろう。ただし、「国王サークル」の一翼を担った騎士修道会が王権を抑制しかねない側面を併せ持っていたことも看過されてはならない。具体的には、「王党派」の一角として王国構造内で独特の位置にあったこと、両騎士修道会は少なくとも 1180 年頃には王冠を管理する鍵をエルサレム総大司教と分かち持っていたこと<sup>(49)</sup>、あくまでも従軍義務は持たなかったこと<sup>(50)</sup>、アスカロン攻略戦の際に「町の征服者＝町の所有者」という慣例が Templar 騎士修道会によって形作られたこと<sup>(51)</sup>、などである。ただし、現実としてこれらが王権を抑制したか否かに即答することは避けら

---

(46) Willermus, Lib. 17, Cap. 12. なお、マイヤーは Templar 騎士修道会へのガザの譲渡の中に、メリザンドに対抗するためのボードワン 3 世の政策を見て取る。Mayer, “Melisende”, p. 142 f.

(47) 拙稿「修道会」54 頁。

(48) 拙稿「ブルジョワ」84～85 頁；拙稿「修道会」54 頁；拙稿「王権と教会」50～60 頁。

(49) “L’histoire de Eracles empereur et la conquest de la terre d’outremer”, *Recueil des Historiens des Croisades, orientaux*, 2, Paris, 1859, Liv. 23, Chap. 17.

(50) 上に見た、エジプト遠征の際の Templar 騎士修道会による従軍拒否。

(51) Willermus, Lib. 17, Cap. 27.



れねばならない。なぜならば、始めの二点に関しては、ギーの即位状況を見れば、むしろその即位に反対した貴族層を抑制する形で機能した場合もあり、三点目に関してはその例が一つしか確認できず、四点目に関しては騎士修道会の所領拡大が封建領主の負担を軽減する効果を産み出したとも考えられるからである。

従来の研究においては、あくまでも王権と貴族権との関係という文脈において、アモーリー 1 世期に成立したとされる「リージュ法」Assise sur la ligece を巡り、それが王権の弱体化を導いたのか、それとも王権の強化に繋がったのか、ということが一つの争点となっていた<sup>(52)</sup>。この問題に解答を与えるには、封建外要素をも十分に視野に含めた上で、王権と貴族権の関係を改めて考えなくてはならないであろう。当然のことながら、このことが次なる課題となる。

【本稿は、2009 年度文部科学省科学研究費補助金（基盤 (A) 「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」研究代表 服部良久）による研究成果の一つである。】

---

(52) 「リージュ法」、およびそれを巡る諸見解については、八塚「エルサレム王国国制史研究の諸問題」『桃山歴史・地理』16・17、1980 年、16～26 頁；拙稿「国王戴冠」69～70 頁、参照。





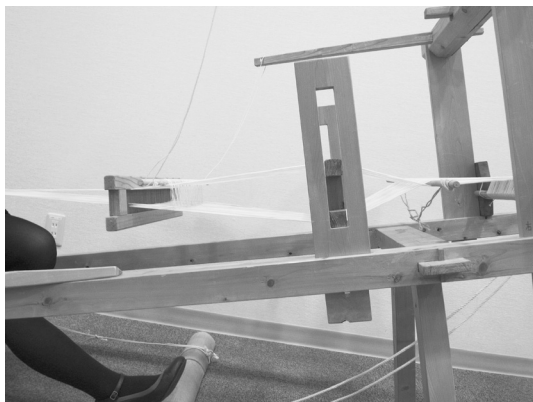


写真15 上糸と下糸を入替えない状態

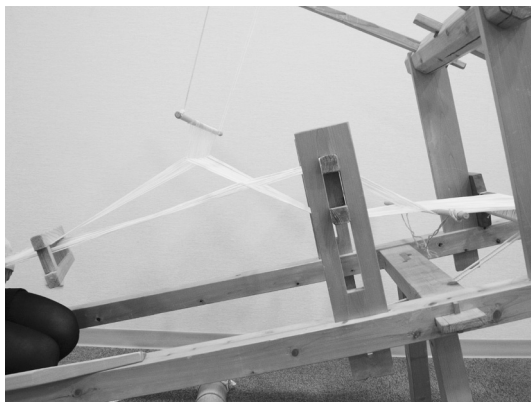


写真16 上糸と下糸を入替えた状態



写真17 上糸と下糸を入替えない状態で糸を張る



写真18 足紐を引くと下糸がつり上げられる



写真19 足紐を引いたまま腰で糸を張る



写真20 横糸を通す



写真21 足紐を緩めて写真17の状態に戻る



写真22 杼で横糸を締める

和歌山県立紀伊風土記の丘 復元の天秤腰機使用  
撮影協力：上泉友里・後藤美貴（文学部歴史学科三年生）



写真7 ワッパ袋の身につけ方

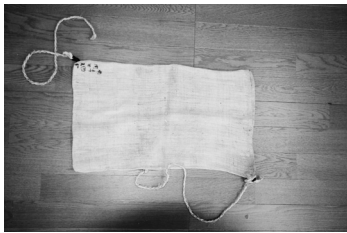


写真8 ワッパ袋

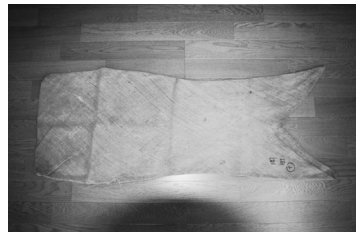


写真9 ツノ袋／モジ袋



写真10 仕事着

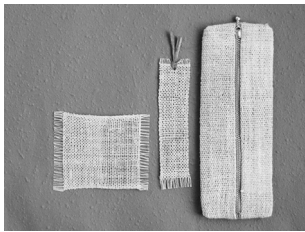


写真11 コースター・栞・筆入れ



写真12 太布庵での展示用作品



写真13 調査風景



写真14 機結びで切れた経糸を繋ぐ

(旧木頭村太布庵にて2003年筆者撮影)



写真1 休耕田でのコウゾ栽培



写真2 糸績み

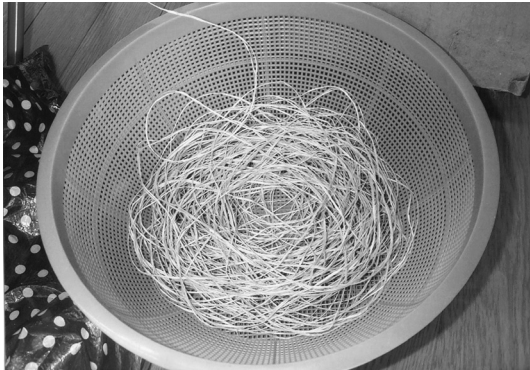


写真3 コウゾ糸



写真4 簡易な機による太布製作  
下方にあるのは布海苔の鍋

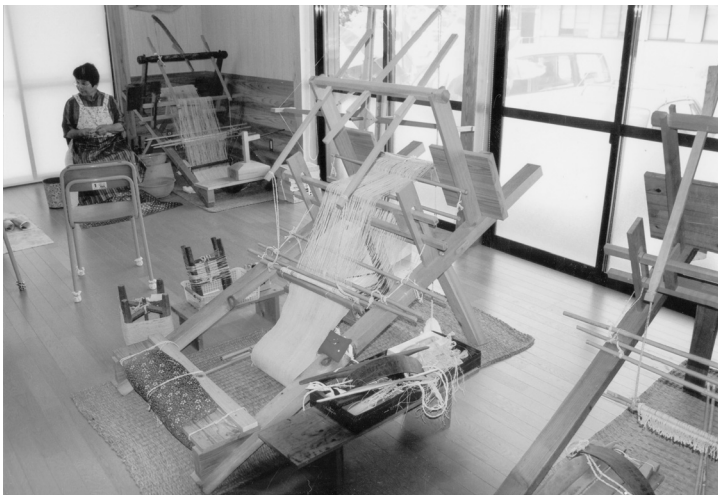


写真5 阿波太布の天秤腰機



写真6 織りあがった太布

川弘文館

永原慶二 一九九〇 『新・木綿以前のこと』 中央公論社

本居宣長著村岡典嗣校訂 一九六九 『玉勝間』 上下 岩波書店

野口年長 一八五六 『粟の落穂』（阿波叢書編集委員会編一九七六 『新

編阿波叢書』上 歴史図書館社所収）

Appadurai, Arjun. ed. 1986 *The social life of things commodities in cultural perspective*. Cambridge University press.

Pfaffenberger, Bryan 1992, "Social anthropology of technology." *Annual Reviews of Anthropology* 21

謝辞

二〇〇三年に実施した太布技術調査にあたり、阿波太布製造技法保存伝承会の中川清会長とメンバーの方々に大変お世話になり、謝意を表したい。また本稿の大意は、二〇〇九年度本学歴史学科公開講座にて「天秤腰機の実験民具学」（平成二十一年二月五日（土）押川記念ホールにて）と題して発表した。講座では天秤腰機の機織り実演を行ったが、機は和歌山県立紀伊風土記の丘より借用した。

同じ発展の途上に序列化する思考に立っており、「日本文化」の同質性を前提としたパラダイムを相対化できていない。昭和後期における地域主義的な民俗学の展開において民具研究のなかにローカルな視点とコンパラティヴな視点を腑分けできていない部分があることに ついて、学史を再検証すべきであろう。

こうした調査法を、筆者は実験民具学として提案しており、その効果は、民具の使用法や研究対象の民俗技術についての理解の深化、フィールドワークへのフィードバック、調査する者へされる者の権力関係の転覆、研究者・調査地の人々・一般市民・学生等の対話の場の形成、などにある。詳細は、加藤二〇〇六を参照していただきたい。

九州の玄界灘に位置する沖ノ島は神体島として古代から現在まで信仰対象となってきた。現在は宗像大社（辺津宮）の沖津宮をまつり、神主が交代で勤務する無住の島。島には、縄文・弥生の生活遺跡が存在するが、それ以降は数多くの祭祀遺跡が出現する。巨岩を信仰対象とした遺跡にひとつの特色が見出せるが、江戸時代に「御金蔵」と称された現在のB号巨岩からは、様々な宝物が採集された。伝御金蔵出土とされる出土品としてとりわけ有名なのが、金銅製模造品のミニチュア機である。黒田藩主黒田長政に献上されたというこの機は、奈良・平安時代のものでされ、日本の機の歴史を考える上で非常に重要な資料と位置づけられている。沖ノ島の出土品は、平成一八年に鏡や装身具、金銅製馬具、武器、武具、土器などの神宝が「宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」として国宝に指定された。

樹皮布は、ポリネシア等で見られる樹皮を剥いて叩き延ばした布であり、タバと総称されるものを指す。阿波太布は、樹皮から得た繊維を糸に績み、機で織る布であり、樹皮布とは称さない。こうした布には、アイヌのオヒョウ布、全国的に見られるフジ布、山形県関川村で現在も製作されるシナ布などがある。

#### 参考文献

- 加藤幸治 二〇〇六 「民具と現代人をつなぐ実践と公共空間」 『民具研究』 一三四 日本民具学会
- 加藤幸治 二〇一〇 「流通民具概念再考」 『京都民俗』 第二十七号 京都民俗学会、印刷中
- 近畿民俗学会編 一九五八 『阿波木頭民俗誌』 凌霄文庫
- 朽木 量 二〇〇四 『墓標の考古学・民族学』 慶応大学出版会
- 近藤雅樹 二〇〇二 「民具研究の視点」 赤田光男ほか編 『講座日本の民俗学九 民具と民俗』 雄山閣
- 角南聡一郎 二〇〇七 「先住民における多元的「貨幣」受容形態——東洋と西洋と——」 『台湾原住民研究』 第一号 日本順益台湾原住民研究会
- 田口理恵 二〇〇二 『ものづくりの人類学——インドネシア・スンバ島の布織る村の生活誌——』 風響社
- 竹内（酒野）晶子 一九八九 『弥生の布を織る』 東京大学出版
- 竹内淳子 一九九五 『草木布Ⅱ』 法政大学出版局
- 玉置繁雄 一九〇一 『阿波国木頭山土俗』 『東京人類学会雑誌』 一七 東京人類学会
- 角山幸洋 一九六八 『日本染織発達史』 田畑書店
- 角山幸洋 一九八〇 『地機の形式分類』 『藤井祐介君追悼考古学論叢』 藤井祐介君を偲ぶ会
- 角山幸洋 一九八九 『手織機（地機）の東西差』 岩井宏實・神崎宣武・佐々木高明・角山幸洋・三輪茂雄・渡辺誠 『民具が語る日本文化』 河井出書房新社
- 徳島県郷土文化会館編 一九八六 『阿波の太布』 同館
- 鳥居龍蔵 一九五三 『ある老学徒の手記』 朝日新聞社
- 弓場紀知 二〇〇五 『シリーズ遺跡を学ぶ』 古代祭祀とシルクロードの終着地 沖ノ島』 新泉社
- 宗像神社復興期成会 一九五八 『沖ノ島 宗像大社沖津宮祭祀遺跡』 吉



徳や、経験値によつて熟練度を認識する価値観と、天秤腰機が深く結びついていたことがうかがえた。複合的な生業と非專業化では、多種多様な仕事を組み合わせて生計維持をする山村の生活様式においては、個別の生業への設備投資の偏重を避けることがリスク回避と関連していたことが予想され、天秤腰機から他の機への転換は消極的であった点が指摘できる。作業への慣れと愛着においては、慣性は新たな技術を習得するよりも効率が良いとする思考が、地域においては重要な点であったことがうかがえた。また、文化財としての外部からのまなざしや技術の希少性の認識は、天秤腰機の使用そのものに付加価値を与える結果となり、道具への愛着を育むだけでなく、それを使う個人のアイデンティティにも関わる重要なアイテムとなつていた。この動向は山村の観光とも関連しているが、本稿ではそれについては考察しなかつた。

筆者のアプローチは、道具を取り巻く諸要素が、系譜論において古い様式と位置付けられた民具を最適なものとして意義付けるという点を、民俗調査から明らかにすることであった。技術の系譜論のみでは、機を使用してきた人々の生活や価値観を理解することはできない。本稿で提示したように、ローカルなコンテクストをもとに、言わば道具の適応論としての民具研究を進めることは、「モノの自律的な文脈」と民俗誌的な視点を接合するという問題意識のうえで有効な方法のひとつたり得よう。

本稿は、ひとつの民具を基点に地域の民俗を記述する実験的な試みである。その方法の再検討や同様の試みの蓄積は当面の課題である。ただ、そこから導き出されるより抽象的な課題は、ローカルな

視点とコンパライヴな視点を腑分けした民俗の記述の次段階として、ローカルなコンテクストを地域で自己完結させないための、比較研究の新たなプラットフォームの設定である。

この試みの課題は、技術を扱う以上、技術の伝播や技術交流など、技術の流通との関連付けを行う必要があるが、それについては方法的な提案をできなかった。また、個別民具の比較研究を筆者は否定するものではなく、あくまで民具研究のひとつのアプローチとしてローカルなコンテクストを重視する提案を行った。それゆえ、いづれ比較研究におけるデータとの結び付けかたを提示しなければならぬ。加えて、本稿で提示したデータに深く関連しているジェンダーの問題や、権力との関係については何も論じなかつた。こうした点を今後の課題としていきたい。

## 註

1 筆者は、技術が発展することそのものを否定するものではない。技術は従来の痕跡を残させつつ発展したり、技術革新によつて全く異なる発想のものに転換したりするものである。ここで批判したのは、個別の民具の系譜論に基づく地域差を、生活文化の洗練度の地域差と読み替える論理の飛躍についてである。発展段階に基づく民具の序列化は、道具のみを抽出して比較した際に見出せる構造上の合理性による系譜論にすぎない。しかし、しばしば安易に用いられる「この地域には古い技術が残っている」と言うような表現は、全ての地域の民俗を

また太布は、自給的な仕事着等や、絞り袋としての使用がもっぱらであったので、布そのものの美しさに高い要求を必要とされない布であった。布幅の規定以外は、製品の良し悪しが比較的問題にならないため、多くの農家が家内手工業的に製作して出荷できた。阿波太布製作は專業化しなかったため、生産効率を上げることに腐心する必要はあまりなく、高機を導入するための設備投資への意欲は刺激されなかった。

こうした家内労働に近い位置づけの仕事に対しては、新たな機を導入して設備投資を図る発想を生まなかったとも考えられる。

#### \*作業への慣れと愛着

保存伝承会メンバーは、天秤腰機が「体の一部である」とか「馴染んでいる」といった表現で機と作業への慣れを表現した。そして、「今さら新しい機織りを一から覚えたら大変」である点が強調された。また、機を徳島市内で開催された物産展や県立博物館で実演したことを「この機も出かけてきた」「実演でたくさんの人に囲まれて織った」などと非常に愛着を持って機と技術について語る場面があった。そもそもこのサークルは、元県指定無形文化財の岡田氏の技術を継承する目的を共有しているため、天秤腰機そのものを排除する思考はもともと無いが、機織りの実践においては自らのアイデンティティと深く関係するものとなっているよう。

こうした道具への愛着に加えて、天秤腰機が他地域であまり使われていない現状や、県指定無形文化財への指定の大きな要素に天秤腰機が位置づけられていることも、機への思い入れに関して重要な

要素である。コウゾ布という製品の特性のみならず、織ることを見せるといふパフォーマンス的要素も現在の阿波太布製作において重要な点となっている。保存伝承会の活動の場である太布庵も、作業を見せることを重視した施設であり、天秤腰機は阿波太布のアイデンティティとも深く関わるものとなっている。今後たとえコウゾ布に対する需要が飛躍的に増える状況が生まれたとしても、作業効率の良い高機を導入する動機は生まれにくいであろう。

#### まとめ

本稿では、ある形式の民具を使うことの合理性は、機能面における合理性のみによって規定されるのではなく、ローカルなコンテクストにおいて構築されるという視角のもと、天秤腰機という道具の使用とその周辺について記述してきた。以下はその考察である。

筆者は本稿において、機織りに使用される天秤腰機について、素材の特性、身体と熟練、道徳や価値観、複合的な生業と非專業化、作業への慣れと愛着の五項目に分けて様々な語りを整理した。

素材の特性では、コウゾ糸という扱いにくい素材をいかにして織るかが重要であり、この地域独自の問題解決がなされた点が天秤腰機の有用性を高めていたことがわかった。身体と熟練は、天秤腰機という道具を身体の延長とすることが、疲労との関係によって表現される点が興味深く、そのことは天秤腰機を使いこなすことへのモチベーションを高めることにもつながっているとと思われる。道徳や価値観においては、単調な仕事を爾々と進めることに重点を置く道

多くの指示をされた。動作に無駄がなくなり、機を動かす際にでる様々な音にリズムが出てくると「上手くなった」と評され、道具を落とすとひどく怒られるのは、このことをあらわしている。

また、作業を終えた時に筆者が「肩がこった、腰が痛い、背中が張った」などと言うと、それはどの動作が悪いからだと言明される。例えば、肩のこりは縦糸を張る時の姿勢が悪い、腰が痛いのは縦糸を緩める時に背中が丸まっている、背中が張るのは肩の力が抜けていないからなどと指摘される。動作と疲労が関連付けられて認識されている。

組織のそろった布を作るために必要な均等なテンションは、道具の機能によって確保するのではなく、使用する側の機の使い方に求める独特の思考は、天秤腰機を使用することそのものへの疑問を生じさせない方向に働いていると考えられる。

### \*道徳や価値観

筆者の調査の過程では、作業の速さよりも、単調な作業の継続に重点が置かれた助言が多かった。例えば、一日に行う作業ごとにマチ針を目印として布に刺すが、その幅が日ごとに違っている仕事は、「よい仕事」ではないのだという。つまり今日は頑張った昨日よりたくさん織ったといったことは評価されず、毎日同程度進むことが「よい仕事」とされている。

これに関連して、整経で巻く経糸の量はひと冬分の機織り作業量だという点は重要である。対時間効率という意識の希薄さと、シーズンの仕事量が決まっている点は、この地域の布製作において非

常に重要な点である。ただ、この地域の天秤腰機の子キリの幅が非常に広い点は、一度に巻ける量を増やす努力の痕跡と解釈することもできる。シーズンの仕事量を増やすための工夫が天秤腰機において達成された可能性も想定できる。

ところで興味深いことに、保存伝承会メンバーとの雑談のなかでは、「上手い人」とは組織がそろった布を作る人ではなく、経験年数が多い人を指すようである。熟達した人の作業は道具を変えてもそのクオリティは落ちないといい、実際に八〇代の女性が体がきついで天秤腰機ではなく市販の高機、いわゆるテーブルームを使用していたが(写真4)、阿波太布と呼ぶことには違和感がないという。作業の経験年数がそのまま熟練度として認識されているのである。天秤腰機を永年使ってこそ技術が熟練するという価値観は、阿波太布のローカルなコンテクストを理解するうえで重要な要素である。

ただし、保存伝承会というサークルにおいて形成された価値観で一部の部分が少なからずある。実生活のなかで機が織られていた時期における価値観と同じではないことは考慮する必要がある。

### \*複合的な生業と非専門化

この地域ではもともと稲作・畑作・林業・コウゾ栽培・シイタケ栽培・果樹栽培・黒炭の製炭・肉体労働・物資運搬など、様々な仕事を一年のなかで組み合わせて生計維持をしてきたという。太布製作は、藁製品作りや保存食づくりなどと同時に、家内労働としての側面が強い。

きは未完成。使うことで完成していく。太布とはそんな布です」と語る。

#### \*阿波太布と俗信

天秤腰機による機織り作業は、一時間織つても二〇センチ程度しか進まない。そのためひと機（機にかけた経糸）織り終えた時に、感謝の意を込めて機のチキリの上に一升杓に白米を供えたという。また七月七日の七夕では、庭に植えたナンテンなどの枝に、ワラ縄に花をはさんだものと、績んだコウゾを輪にしたものを飾つたという。これは「織姫」に機織りの上達を祈願するためだという。

逆に禁忌としては、ものを食べたり飲んだりしながら織つてはいけないという。糸が「噛む」＝絡まるということから縁起が悪いとされたのである。

### 4 天秤腰機使用のローカルなコンテキスト

本章では、天秤腰機を使用した阿波太布製作を、様々なローカルなコンテキストに関連させて記述する。以下、天秤腰機使用に対して影響を及ぼす様々な因子から、天秤腰機使用のローカルなコンテキストを描出してみたい。本章のデータは、太布庵での調査における様々な会話から得たものである。

#### \*素材の特性

そもそも阿波太布に使用するコウゾ糸は、伸縮性に乏しいため強

いテンションをかけられない。高機にかけると糸切れを頻繁に起こすため、保存伝承会メンバーには高機使用の可能性に否定的な意見が多い。加えてコウゾ糸は、繊維が毛羽立ち、起きた繊維は硬く引っかけやすいため、高機では上糸と下糸の交差に支障をきたす。

この地域では、糸切れ予防と毛羽立ちを抑えるため、布海苔でコーティングする対策を施してきた。また、この地域の天秤腰機は機の傾斜角度を急にする工夫がなされているが、これについて引つ掛かりやすい糸がきちんと上下入れ替わっているかが見やすいという意見が多く聞かれた。コウゾという原材料の特性への対応が十分になされていることは、天秤腰機の有効性を高めている。

また、糸作りで灰汁でたいである程度柔らかくする工程があることは注目される。灰汁はタンパク質を溶かすため、糸の劣化につながる点での時点で止めるかが重要であるが、結果的に糸は柔らかくなる。しなやかさに欠けるコウゾ糸を、天秤腰機で織りやすくするための工夫の一つである。米糠をまぶすのも、このことと関係しているように。

#### \*身体と熟練

天秤腰機は、足・腰・両手・腹・背中などの一連の動作で布を織る点に特徴がある。無理な力が入っていると、一時間も持続できないことは筆者も調査の過程で実感した。持続した仕事をするためには、無駄のない動作が求められる。つまり、動作の連続性が問題とされる。保存伝承会メンバーからは、各動作と動作間における、道具の置き場所や手の置き場所が、適切に配置されているかについて

この工程は、天秤腰機の糸かけの一般的なものと大差ないと思われる。聞きでは、一回かけた経糸を一冬かけて織るのが基本であったという語りが興味深い。これはすなわち整経は一年に一回しか行わないということである。整経を一人前に行うためには、年数を重ねなければならぬということであり、後述する経験値を評価する語りとも結びつくものである。

#### ④機織り

現地では、機織りが始まれば、七割がた布は出来上がっているとされる。阿波太布の機織りには、もっぱら天秤腰機が用いられてきた(写真5)。機織りとは、天秤腰機で経糸の上糸・下糸を交互に入れ替えながら緯糸を通す動作を繰り返して、布の組織を作っていく作業である。通した緯糸は、現地ではサシコシとよぶ杼でつめていく(写真15〜20)。

天秤腰機の最大の特徴は、足紐を引くと綜統が持ち上がり下糸が上糸と入れ替わる仕組みにある。足紐を引かずに腰を伸ばした状態が、上糸・下糸がそのままの状態である。足紐を引くと同時に腰を前かがみにし、綜統が十分に下糸を持ち上げて上糸・下糸を入れ替わったら、足紐は引いたまま腰を伸ばして糸にテンションを加えた状態が、上糸・下糸が反転した状態である。テンションをかけるときには、チマキに巻かれた布が伸びようとするので、これを下腹を膨らませて止めるという動作も必要である。

阿波太布の機織りの特色は次の点にある。第一に、コウゾの繊維という、硬く毛羽立ちやすい繊維は、上糸・下糸が引つかかかってしまつてうまく交差しない。これを滑りやすくするため、現地では箆

の手前の経糸にフノリを塗りながら織り進めている。こうすることで緯糸を通すまでに経糸がフノリでコーティングされ、滑りやすくなるのである。織りあがった布は、川で晒してフノリを落とす。第二に、糸がとてもしなやかで、腰の微妙な加減で縦糸の張り具合が調整できる天秤腰機が、コウゾという素材には適しているという点である。切れた繊維をつなぐため、手元には短く績んだ糸を束ねて用意しており、切れるとすぐにいわゆる機結びで経糸を繋ぐのである(写真14)。

阿波太布の機の特徴は、様式から系譜論的に見れば、天秤腰機の布機型に分類される。しかし、台部と床の斜度は約三〇度と急角度であり、マネキの腕部が平行なのも特徴的である(写真5)。

#### ⑤使用

こうして織り上がった阿波太布(写真6)は、仕事着や袋などに仕立てられる。太布庵に展示されていた昭和四〇年代以前に使用されたという製品には、ワツパ袋(弁当袋、写真7・8)、ツノ袋またはモジ袋(山仕事の道具入れ、写真9)、仕事着(写真10)がある。また、前述のように阿波三盆糖の搾り布は主要な製品として出荷されている。現在は、コースター、しおり、筆入れ(写真11)、ブローチ、手提げカバンなどが観光みやげとして作られている。

ところで織りたての布はゴワゴワとした質感である。しかし使用するにしたがって、徐々にしなやかさを持ち、摺れても破れることのない強靱で柔らかい布になるという。太布庵には、親子三代に渡つて使われてきた仕事着が展示されていたが、非常に柔らかいものであった。このことを保存伝承会長の中川氏は、「織りあがったと

収穫は冬期で、鎌で刈り取ったコウゾは、短く切りそろえないで刈ったままの長さで束ね、直径約一メートルの釜に高さ約二メートルの深い桶を蓋として被せ、数時間蒸す。和紙原料の場合は枝を九〇センチ程度に短く切るが、糸をとる場合は少しでも長い繊維を確保するため、こうするのである。蒸し上がったコウゾは、皮を剥いて灰汁で煮る。そのあと、モミガラをまぶし、足で揉むようにして表皮（オニカワ）を剥き、そのまま常温の水に一昼夜漬る。翌朝それを屋外の日当たりの悪いところに広げていったん凍らせ、木槌で叩いたり、藁草履で踏んだりして繊維をやわらかくする。

和紙原材料の場合は、最終的に繊維をばらばらに叩碎するため、作業のし易さ、出荷のし易さを念頭に材料を加工する。一方、糸をとる場合は繊維を極力切らないことが歩留まりに大きく関係するため、上記のような道具立てと工程になる。阿波和紙と阿波太布の原材料は、栽培する植物は同じものであるが、加工初期段階からその方法に差異が見られる点は、和紙原材料の余剰の流用や欠品の再利用ではないことを示しており興味深い。

## ②糸作り

やわらかくなった皮は、へらと呼ぶナイフのような刃物で一方向に擦る。これは繊維の向きをそろえ、叩いた時にもつれた繊維を伸ばす効果があるという。そして指で皮を広げながら、繊維を裂くように解いていく。裂いた繊維は、指をぬらして親指と人差し指で捻りながら繫いで糸を績む（写真2・3）。これをカジ績みという。績んで長くつないだ繊維は、水にぬらしてしぼり、糸車にかけて撚りをかけていく。織る際に経糸となる糸は、テンションがきつくかか

るので撚りも少し強めにし、緯糸はそれより弱く作るのがコツだという。糸は、再度灰汁で炊いて川で洗い、ねじって水を絞る。この時、繊維の捻れを点検して伸ばしながらの作業となる。最後に米糠をまぶして水分を均等に吸収させ、天日干しして乾燥させる。乾燥後は、表面の米糠を落として保管する。

この糸作りの特徴は、何度も糸を意識的に伸ばして真直ぐにすることである。コウゾの繊維は、棉や絹、麻などよりもはるかに硬いため、機にかける際にテンションをかけて強制的に真直ぐにするのは難しい。加えてテンションをかけすぎると切れやすい特性がある。そのため繊維をほどく段階から乾燥に至るまで、その都度糸を真直ぐに伸ばすのである。機にかけた時、捻れた部分が伸びると経糸の長さが揃わないのである。

## ③整経

まず経糸の長さを何反と決め（鯨尺）、整経台に糸を箆の目の数だけ往復し、糸をかける。当然ここで綾を作る。糸をかけ終えたら整経台から外し、箆に糸を通す。一つの目に上糸一本、下糸一本の二本を入れていく。太布庵で使用されている箆は、一六〇の目であった。天秤腰機は経糸を腰で直接引っ張る構造なので、布の幅は腰幅に制約される。縦糸が箆に通ったら、チキリに巻き取っていく。このとき、オシノと呼ぶ細いササダケを四〇センチほどに切ったものをはさみながら巻き上げる。これは何も巻かずにチキリに巻くと、中央部分が膨らんで、糸のテンションが左右と中央で異なってしまうからである。巻き上がったたら、綾を箆の奥に通す綾返しを行う。そして「上糸かけ」と呼ぶ木綿糸による綜統をかけ、整経が完了する。

上流的那賀郡那賀町旧木頭村でのみ製作されている。

阿波太布の生産については、一八世紀末の本居宣長の『玉勝間』や、一八五六(安政三三年)刊行の阿波の国学者野口年長の『粟の落穂』に記述がみえる。『玉勝間』では、阿波太布(ここ)ではカジノキ布の技術が残っており非常に白く強いと、その特徴を述べている。また後者の『粟の落穂』では、祖谷の冬の寒さを太布の枚数で表現する言い回しが残っているが、野口が訪れた時は木綿も着ているとあり、太布が山村の衣服として一般的に用いられてきたことが分かる。

太布は仕事着や阿波三盆糖の黒蜜を搾り出す袋布、穀物袋、畳の縁として、近代以降も作り続けられた。その後は衰退の一途をたどるが、一九七〇年に故岡田ヲチヨ氏が徳島県無形文化財技術保持者に指定され、ヲチヨ氏が一九八三に他界した後、一九八四年保存伝承会が改めて同指定を受け、現在に至る。現在の保存伝承会メンバーは、実生活で太布製作に従事した経験者はおらず、基本的には岡田ヲチヨ氏の技術を継承するサークルである。

この地域に阿波太布製作技術が育まれた経済的背景には、近世より麻植・美馬・三好・那賀各郡の山村は、吉野川流域で生産される阿波和紙の原材料供給地であり、和紙原料として出荷するコウゾ皮が豊富にあったことが挙げられる。かつては、コウゾの収穫・コウゾ蒸し・皮剥ぎ・表皮の除去・灰汁炊きなどは男性の仕事、繊維とりは女性や子供の仕事、機織りは女性の仕事、出荷は男性の仕事と分業され、冬の季節的な生業として太布作りが営まれたという。

ちなみに民俗学的な研究では、早いところでは明治三〇年に鳥居龍蔵と玉置繁雄が民族誌学的調査を行っている(鳥居一九五三)。

鳥居の報告には女性が身につける麻の裳の記述はあるが太布にはふれていない。一方玉置は、「阿波国木頭山土俗」(玉置一九〇一)と題した報告では労働着として使用される太布についてふれている。昭和後期には、近畿民俗学会はこの地域の民俗誌を作成し、『阿波木頭民俗誌』を刊行している。太布の総合的な調査としては徳島県郷土文化会館による『阿波の太布』(徳島県郷土文化会館編一九八六)があり、製作技術について大西政夫による詳細な報告が収録されている。他に別冊太陽などの雑誌類で「自然布」のひとつとして紹介されたことで広く知られるところとなった。

#### \* 阿波太布製作工程

##### ① 原材料の栽培と収穫

太布の原材料のコウゾには、栽培種として作られてきたコウゾと野生種のカジノキがある。栽培種は総じてニカジと呼ばれる。ニカジには、まず繊維質が糸を作るのに適したアカソとアオソがある。これらは幹の色合いが赤みがかっているか青がかっているかで呼びわけ、アオソの方が繊維は良いが、アカソの方が量が取れるという。また、タオリと呼ぶ葉があまり大きくない種も使われている。こうしたコウゾは昭和四〇年代まで傾斜地の畑や田の畦畔で栽培されていたというが、現在は河川敷近くの休耕田で栽培している(写真1)。一方野生種は、マカジ、クサカジと呼ばれ、栽培種に比して歩留まりが悪い。どちらかというともカジの方が良質な繊維がとれる。野生種は、葉が大きく葉の枚数も多いため、枝条(幹や枝)の繊維が貧弱なのだといわれて現地では説明される。

系移民の墓標を分析し、野心的な方法論的研究として注目された。より民具研究に近接した論者として挙げられる角南聡一郎は、台湾原住民の装身具に転用される貨幣の意義に注目した研究（角南二〇〇七）をはじめ、生活の文脈におけるモノの多義性についての研究を多数提示している。近年の実験的な試みは、物質資料がどのように把握できるかを論じるとどまっているが、モノの独自の存在の仕方についての関心を発展させていけば、新たな文化研究のカテゴリとなりうるであろう。

こうした動向は、研究者の主體的な意味づけによって認識される対象に、様々なイデオロギーや思想が介在することへの批判を出発点とし、それを相対化するために「モノの自律的な文脈」によって人と人の関係を逆照射するという研究課題を形成するに至った。しかし「モノの自律的な文脈」の視点を得たと同時に、その資料操作によってモノは実生活のコンテクストから乖離し、人間不在となりかねないジレンマに陥る。人間の社会―民具研究において民俗を明らかにするということ、本来の研究目的とのズレが生じていると指摘できる。

このコンセプトを民俗学に应用するためには、「モノの自律的な文脈」と民俗誌的な視点をどう接合するかを議論しなければならぬ。それを議論する舞台は、モノが使用される極めてローカルな現場であろう。

## 2 機の系譜論

布作り技術の発展史は、機の系譜論として描かれてきた。代表的な研究としては、角山幸洋による『日本染織発達史』（角山一九六八）が挙げられる。機の系譜論においては、腰機（あるいは原始機）↓天秤腰機（あるいは地機、下機、居座機、神代機）↓高機という発展段階が設定される。本稿が対象とする天秤腰機は、沖ノ島で表面採集されたとされる古代の金銅製模造品が有名である（註3）。この様式の機は、東京都八丈島の黄八丈や滋賀県の近江上布、本稿で対象とする四国・那賀川上流の太布など、各地で近代まで用いられてきたことが知られている。

筆者の関心は、この機の様式のパターン展開そのものについての議論にはない。言うまでもなく、一般的な技術革新の展開を明らかにすることの重要性は、従来と全くかわっていない。本稿では、様式では同じカテゴリに含まれる機であっても、その受容の仕方に多様性があることの意味を問いたいのである。

## 3 阿波太布の製作技術

### \* 阿波太布の概要

阿波太布（たふ）とは、和紙の原材料となるコウゾ（楮、学名：Broussonetia kazinoki × B. papyrifera）の樹皮の繊維で織った布で、木綿（ゆふ）と呼ばれる布のひとつと言える（註4）。太布は四国の山間部で広く作られていたと考えられるが、現在では那賀川



## 1 「モノの自律的な文脈」と民俗誌的な視点の接合

近藤雅樹の「民具研究の視点」における「古典的な民具観」批判は、民具研究が乗り越えなければならない重要な指摘である。「古典的な民具観」とは、民具概念の本質主義、あるいは民具の真正性（オーセンティシティ）と置き換えることができ、その根本にあるのは伝統―近代の二項対立図式を想定し、前者を抽出することで伝統的な社会を描き出そうとする、恣意的な選別への志向性のことである。近藤は、「民具は、（中略）生活文化の様相を明らかにするために不可欠な物証として、その製作技術や使用状況を知ることができると伝承性によって評価される。逆にいえば、伝承的な日常の営みに供される物品であるかぎり、あらゆる物品が分析概念としての民具という言葉によって包括され、研究対象となる。」と述べている。「分析概念としての民具」を「古典的な民具観」に代わる新たな枠組みとしたうえで、物質資料の資料化と資料操作の過程をブラッシュアップするための議論のアーリーナ形成が民具研究の課題である。

「古典的な民具観」は、民具研究が近代の諸概念に無意識に絡めとられた結果といえるが、それを相対化するためのひとつのヒントとしてここで紹介したい概念が、アルジュン・アパデュライが『モノの社会生活』(Appadurai ed. 一九八六)で主張した方法的フエティシズムである。アパデュライは「理論的見地において、行為主体である人間がモノを意義付けによってコード化し、方法的見地において、モノの人的・社会的文脈を解明してくれるものは「動きのなかのモノ」(thing-in-motion)の側である。モノにつ

いての如何なる社会分析(経済学的、歴史的、人類学的分析)も最低限的方法論的フエティシズムと呼べるようなものを避けて通ることはできない。この私たちの関心をモノそのものに振り向かせてくれる方法的フエティシズムは、モノにおいて過度に社会的にやりとりする傾向をいくらか矯正するものである」(Appadurai 一九八六、五頁)と述べ、学術的な態度としてあえてモノ(things)のコンテクストにあえて、または戦略的に「執着」する方法論的フエティシズムによって、主体―対象という図式から脱却すべきことを主張した。人間の行為の側からモノを理解する場合、何らかのバイアスが介在することは避けることができない。方法的フエティシズムは、モノの側から人間の社会や行為を理解するという態度である。アパデュライの問題意識は、物質文化研究における研究対象の意味づけに介在するイデオロギーを批判するところであり、方法的フエティシズムによれば、国民国家や民族集団、様々な宗教的・社会的集団に制約されることなく、人と人の関係を媒介するモノから社会を展望できるといっているのである。

このコンセプトは提示されてから二〇年を経過した現在でも、「モノの自律的な文脈」論は多方面へ影響力を持っている。

例えば文化人類学者の田口理恵は、スンバ島の布作りをめぐるモノと生活との様々な関係について記述したユニークな民族誌を作成し(田口二〇〇二)、「モノを作る人」へのまなざしではなく「モノが作る人の関係」から記述をする新たな視角を提示した。また近現代の考古学者の朽木量は、アセンブリッジとハイブリディティの概念を巧みに応用して日本近世の墓標やニューカレドニアの日

# ローカルなコンテクストにおける民具の理解に向けて

—四国・那賀川上流地域の天秤腰機を事例に—

加藤 幸治

## はじめに

本稿の目的は、ローカルなコンテクストにおける民具の理解を、オルタナティブな民具観のひとつとして提示することにある。

基本的な問題意識は、民具研究における素朴な進歩主義、すなわち個別地域で使用される古い様式とされる民具がいずれはより高度な様式の民具に転換するであろうという、無根拠の予測に対する批判である（註1）。

これに対し筆者が設定する視角は、ある形式の民具を使うことの合理性は、機能面における合理性のみによって規定されるのではなく、ローカルなコンテクストにおいて構築されるというものである。具体的な接近方法としては、民具の使用に大きな影響を及ぼすと考えられる、身体や素材の特性、生産・流通体制、生計維持における位置づけ、道徳や価値観といった諸要素を描出する。これによって、古い様式と位置付けられた民具が、最適なものとして使用され続ける理由が明らかになると期待される。

1では、筆者がこうした問題意識を抱いた背景として位置づけられる物質文化研究の動向について述べる。2では従来の機（はた）の研究からその系譜論の概要について述べる。3ではフィールドに

おける布製作の実際について報告し、4ではその生業に関わるローカルなコンテクストについて事例を提示する。まとめでは、本稿における視角の妥当性と課題について述べる。

研究対象は、阿波太布（あわたふ）と通称されるコウゾ布製作に使用される天秤腰機（てんびんこしばた）であり、フィールドは四国のほぼ中央に位置する那賀川上流にある徳島県那賀市旧木頭村である。

資料調査は二〇〇三年八月、中川清氏を会長とする阿波太布製造技法保存伝承会（以下、保存伝承会と記す）のメンバーが製作活動を行っている交流施設である太布庵にて実施した。調査時、メンバーは四〇代〜八〇代までの男女約一五名であり、男性はコウゾの栽培と加工、女性は糸績み、整経、機織り等の作業にあたっていた。本稿の技術的なデータの大部分は中川会長から教示されたものと筆者自身の観察をもとにしている。筆者は一九九九年より、後述の沖ノ島出土の天秤腰機の金銅製模造品をもとに復原した機で麻布を織る実験を行ってきたおり、調査では保存伝承会メンバーから機を使用させてもらって機織り技術の実習を受けた。その際の様々な会話は、本論に不可欠な語りとして適宜提示していく（註2）。

(28) 墓参日について、『史記』卷五五・留侯世家に

子房始所見下邳圯上老父與太公書者、後十三年從高帝過濟北、果見穀城山下黃石、取而葆祠之。留侯死、并葬黃石。每上冢伏臘、祠黃石。

とあり、また、『後漢書』卷二・顯宗孝明帝紀・永平十二年五月丙辰条の詔にも

今百姓送終之制、競爲奢靡。生者無擔石之儲、而財力盡於墳土、伏臘無糟糠、而性牢兼於一奠。糜破積世之業、以供終朝之費、子孫飢寒、絕命於此、豈祖考之意哉。

と見える。ここでは夏の伏日と冬の臘日を墓祭の日としており、夏至を夏季の上冢日とする『月令』と異なる。かかる相違が何を意味するかは後考を待ちたい。

(29) 引用は永田英正編『漢代石刻集成』（同朋舎出版 一九九四）の釈文によった。

(30) 以上の推断が正しければ、前掲『後漢書』祭遵伝が記す「四時奉祠之」の「四時」には、「手厚く」「懇ろに」といったニュアンスが含まれていることになる。

(31) この佚文の引用は呉校注本によった。

(32) 『漢旧儀』の引用は孫星衍校集『衛宏漢旧儀補遺』巻下によった。

(33) 中村喬「臘祭小考察」（前掲著書所収）および夏日新「臘日的祭祀」（『集刊東洋学』七三 一九九五）も『月令』十二月条と『漢旧儀』の記載とに関連性を見いだす。この内、中村氏は『月令』の「冢祠」と『漢旧儀』の祭祀を同一の鬼祭と見なされ、いずれも「郷村における臘日の行事」を指すとする。氏の眼目は蜡祭の性格を説明する点にあり、十二月条の「大蜡礼興」の解釈をめぐって議論を展開するが、氏の理解が正しいとすると、「冢祠」の主語は「郷村」であったことになる。これでは「君」以外の「冢祠」の対象が何を指しているのか、わからなくなってしまう。夏氏が論じるように、この「冢祠」は「家長」の「家」の祭礼と見なすべきであろう。

(34) 『論語』の正義では

此章言民化君德也。慎終者、終謂父母之喪也、以死者人之終、故謂之終、執親之喪、禮須謹慎、盡其哀也。追遠者、遠謂親終既葬日月已遠也、孝子感時念親追而祭之盡其敬也。民德歸厚矣者、言君能行此慎終追遠二者、民化其德、皆歸厚矣、言不偷薄也。

と、「慎終」の「終」を「父母之喪」と説明するが、かかる限定した解釈は後漢代においては支配的でなかったと推察される。

(35) 『月令』八月条中に

八月、箠擇月節後良日、祠歲時常所奉尊神。前期七日、舉家母到喪家及產乳家。家長及執事者、悉齋、案祠簿、掃滌、務加謹潔。と、「案祠簿」なる句が見える。この「祠簿」を渡部著書は「冢簿」と同一視するが、かかる見解には従えない。「祠簿」に記されていたのは「歳時常所奉尊神」の一覧で、祭神の前にそれを確認したと理解すべきであろう。

(36) 「漢代に於ける宗族結合の一考察」（『東亜論叢』五一 一九四一）。

(37) 『歷代社会風俗事物考』卷二二・墳墓・「漢士夫墓上起祠堂」。

(38) 引用は『全後漢文』巻四六の輯本によった。

(39) 『月令』二月条に見える「冢」字を冠して呼ばれたのか。祖先祭祀において「墓」が重要な位置にあった事実を推察させる。

の王校注本。

- (16) 「はじめに」で述べたとおり、『月令』の九月条は、『玉燭宝典』の当月条が欠けているため、類書等で補っている。九月の振贍記事は『齊民要術』卷三・雜説から輯出したものである。即ち、出所が異なるのに、ともに振贍を内容とする三月・九月条の記載において、奇しくも「九族」という表現が一致しているのである。このことは、オリジナルの文章でも全く同じ語が使用されていた事実を証明しているのではないか。
- (17) 以下の諸説に関しては、渡部論文の注(23)、渡部著書五頁の紹介によつた。

(18) 『支那古代家族制度研究』(岩波書店 一九四〇)、および郭明昆『中国の家族制及び言語の研究』(東方学会 一九六二) 参照。

(19) ここに「弟」が含まれないのは、回礼という儀礼の性格から考えると、当然といえよう。「家長」が「兄」に回礼するように、「弟」は「家長」のもとへ名刺を携えて訪れる立場にあるからである。

(20) 山東沂南画像石墓の中室画像に「祠堂図」と呼ばれている図像がある。ここに描かれた建物は、これまで墓側の祠堂と解釈されてきたが、小南一郎「漢代の喪葬儀礼」(『アジア文化交流研究』二二二〇〇七)はこれを家廟と推定する。漢代において家廟が存在したか否かは、あらためて問うべき問題といえよう。

(21) ただし、正月・十月条で列記される祀日の中に八月の祭礼は含まれていない。

(22) ここに見える「賓客」がどのような存在であったのかは判断に窮するが、「来席した貴賓」といった一般的な名詞として用いられているとは考えにくい。この「家」と特殊な関係にある知識人を指しているのだろう。『月令』では十二月条の他に四月条において「賓客」の語が確認される。

是月也、可作棗糲、以御賓客。

右はこの「家」に寄食する士人にあたるのかもしれない。ちなみに、本文後掲の陳蕃の逸話(『風俗通義』第七・窮通)に見える「賓客」は、

明らかに陳蕃に随従する士人である。

『後漢紀』卷三三・靈皇帝紀上には次のような記載が見える。

「郭」泰謂濟陰黃元艾曰「卿高才絶人、足爲偉器。然年過四十、名聲著矣。於此際當自匡持、不然將失之矣。……」。後見司徒袁隗、隗歎其英異、曰「若索女婿如此、善矣。」有人以隗言告元艾、又自生意謂之曰「袁公有女、得無欲嫁與卿乎。」元艾婦夏侯氏、有三子、便遣歸家、將黜之、更索隗女也。夏侯氏「謂」父母曰「婦人見去、當分釵斷帶、請還之。」遂還、元艾爲主人、請親屬及賓客二十餘人。夏侯氏便於座中攘臂大呼、數元艾隱隱穢惡十五事、曰「吾早欲棄卿去、而情所未忍耳、今反黜我。」遂越席而去。元艾諸事悉發露、由此之故、廢棄當世。其弘明善惡皆此類也。

二十餘人の「親屬及賓客」は離婚の見届け役として招かれただろう。「親屬」のなかに姻戚等の異姓親が含まれていたとするなら、この出席者は『月令』十二月条の宴席列席者とはほぼ重なる。「宗族・婚姻・賓客」とは、「家事」に何らかの関わりを持つ人々であったのだろうか。

(23) 工藤元男「睡虎地秦簡「日書」における病因論と鬼神の関係について」(東方学八八 一九九四)は、表題の「日書」の分析を通じて、祖先祭祀後において供物の「共食」が行われたことを指摘する。

(24) 唐輯本が夏至条に「冢」字を補うのに対して、石輯本はこれを批判する。我が国では守屋輯本が唐説に従い、渡部輯本は注で唐説を紹介しながらも「冢」字を加えない。

(25) 前掲の呉校注本はここに  
此句下、拾補曰「或當有『因家焉』三字。」  
と注記する。

(26) 呉校注本はここに  
「諸家」、拾補曰「疑『詣家』。」按作「諸家」文義不通、此句承上  
文「歲時往祠」爲言、似当作「祠家」。

と注記する。従うべきであろう。

(27) 「其明年」とは桓帝の延熹八年(一六五)にあたる。呉校注本参照。

定してゆくしかないであろう。ただし、その中にあって上冢・墳墓に関わる事象だけは別である。そこには当代の特異さが色濃く刻印されている。まず取り組むべき後日の課題といえよう。

## 注

- (1) 次掲の他に、大阪市立大学中国史研究会「四民月令」訳注（『中国史研究』六・七 一九七一・一九八二）があるが、未見である。
- (2) 現存する『玉燭宝典』の諸本は全て巻九の九月条を欠いている。
- (3) 渡部氏も同様の疑問を感じられ、正日条の記事に後人が加筆した可能性を指摘する。渡部著書一四四～五頁の注(6)参照。
- (4) この点については、中村喬「冬至節の風習と行事」（『中国歳時史の研究』朋友書店 一九九三）参照。
- (5) 渡部論文および渡部著書。
- (6) 「石輯本は「君」を「当地封建君主及尊官」と説き、渡部論文は「郡の太守・丞あるいは県の令長・丞・尉といった、郡県の長官ないしは部長級の人びと」を指すとする。つまり、両氏は「君」が複数の対象を示す語であると理解するのである。渡部著書は「君とは、郡太守を「府君」と称するように、土地の長官のことであろう」と解説するから、旧説を改められたのであろう。私は「君」の指し示す対象を郡守に限定すべきであると考ええる。
- (7) 王利器『風俗通義校注』（中華書局 一九八二）。以下『風俗通義』の引用は同書に従った。
- (8) 『漢書』卷九〇・酷吏・嚴延年伝注。
- (9) 「嗣祖」は羊陟の字。原文では「嗣」を「嗣」字に作る。
- (10) 「四従子」とは四番目の従子の意か。
- (11) なお、『儀礼』喪服篇の該当箇所は以下の二処である。  
傳曰「爲舊君者」、孰謂也。仕焉而已者也。何以服齊衰三月也。

言與民同也。君之母妻、則小君也。（鄭注：仕焉而已者、謂老若有廢疾而致仕者也。爲小君服者、恩深於民。）  
傳曰、大夫爲舊君、何以服齊衰三月也。大夫去君埽其宗廟、故服齊衰三月也。言與民同也。何大夫之謂乎。言其以道去君而猶未絕也。  
〔鄭注：以道去君、爲三諫不從、待放於郊未絕者。言爵祿尚有列於朝、出入有詔於國、妻子自若民也。〕

ここに付された鄭注を見ると、その解釈は、泰山の「士大夫」達とだけでなく、應劭のそれとも異なっている。三者三様の理解がなされていたということか。

- (12) 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社 一九八八）第一章 第三節参照。
  - (13) 「漢末風俗」（『宮崎市定全集・七』岩波書店 一九九二所収、初出は一九四二年）。
  - (14) 「故將」について、石輯本は「従前曾經作過自己「首長」的人（將止是領導、不一定指武職官員）」と説き、渡部論文はこの解釈を敷衍して、「故將」を「故吏に対応する言葉」と推定する。この具体例と思われるのが、次の『蜀志』卷二・先主伝注引「典略」である。  
趙叡、字叔茂、京兆長陵人也。……辟公府、入爲尚書選部郎。……遷平陵令。故將王允被害、莫敢近者、叡棄官收斂之。  
趙叡は、董卓による長安遷都後、当時司徒であった王允に辟召されたのだろう（次掲『後漢書』列伝卷五六・王允伝参照）。
- 初平元年、代楊彪爲司徒、守尚書令如故。及董卓遷都關中、允悉收斂蘭臺・石室圖書秘緯要者以從。既至長安、皆分別條上。又集漢朝舊事所當施用者、一皆奏之。經籍具存、允有力焉。時董卓尚留洛陽、朝政大小、悉委之於允。
- ただし、右のような事例はこれ一つしか確認できない。思うに、「故將」は本来「故郡將」の意であったが、後に「もと辟召主」をも指す言葉に転用されたのではあるまいか。
- (15) 吳樹平『風俗通義校釈』（天津古籍出版社 一九八〇）、および前掲

はその年最初の上冢にあたるから、前日に「冢簿」を繕いて先祖の記録を確認する儀式が行われたのだろう。あるいは、「家長」が以下の卑属を前にして、それを読み上げたのかもしれない<sup>(35)</sup>。

ただし、その後行われる墓参が、かかる遠祖にまで及んだとは些か考えがたい。前節で紹介した陳蕃の逸話（『風俗通義』所掲）を見ると、彼が「歳時往祠」していたのは祖父の墓であった。これが「上冢」の上限であったのだろう。「四時」の墓祭も「四節伏臘」の祭礼と同様「祖禰」を対象とし、且つその参列者も「家」の構成員にとどまったと見なすべきである。守屋氏は、『月令』の正月正日条と十二月条に検討を加えた上で、「祭事における宗族集合の史料の極めて乏しい所からみると、祭祀を以て宗族結合の最重要要素と断定することは稍々之を憚らねばなるまい」と述べる<sup>(36)</sup>。確かに宗族を主体とする祖先祭祀の記事は、『月令』の輯本中にただの一例も確認できない。これを散逸した箇所を求めるのは、危険な推測であると私には思われてならないのである。

墓祭についていまま少しふれておこう。漢代において厚葬の風が甚だしかったことは、周知の事柄に属す。近世の伝統的な知識人をはじめ、近代の尚秉和ですらも

西漢時冢上起祠、成為風俗、只富即為之、不必貴人。且于祠堂之外、築高闕、闕之隅、築罍罍、以壯觀瞻。此等情況、在今日

只明清皇陵有之、皇陵外親王家、間有之、余雖卿相不如是也。

然則古人之奢侈、勝今多矣。

と痛罵する<sup>(37)</sup>。こうした批判は既に漢人も行っており、崔寔もその一人であった。『政論』の中で彼は

乃送終之家、亦無法度。至用輻梓・黃腸、多藏寶貨、饗牛作倡、高墳大寢。……古者墓而不墳、文武之兆、與平地齊。今豪民之墳、已千坊矣、欲民不匱、誠亦難矣。

と論じる<sup>(38)</sup>。「古者墓而不墳」なる一文は、墳墓の巨大化を非難する際に必ず引かれる常套句である。これを根拠に豪華な塋域の造営を指弾するのであった。ところが、既に第二節で引用したように、『後漢書』本伝によれば、崔寔は父崔瑗の没後「田宅を剽賣して、冢塋を起こし、碑頌を立て」て、その結果「資産竭尽」したという。しかも、父の瑗は死の直前に

會病卒、年六十六。臨終、顧命子寔曰「夫人稟天地之氣以生、

及其終也、歸精於天、還骨於地。何地不可臧形骸、勿歸鄉里。

其贈之物、羊豕之奠、一不得受。」寔奉遺令、遂留葬洛陽。（『後漢書』列伝卷四二・崔駰伝付瑗伝）

と遺言していた。厚葬を命じているわけではないが、さりとて厚葬を望んでいたとは思えない。華美な世の風潮に嫌悪感を抱いていたことは間違いないだろう。にもかかわらず、崔寔は家産を費やして父の墓を造営した。彼の行動に一種の矛盾を感じるのは私だけであろうか。厚葬という社会的潮流の向こう側に、「冢」をめぐる、当時の人々が抗えない呪縛とでも評すべきような何か潜んでいるように感じられて仕方ないのである<sup>(39)</sup>。

本稿で示した推論——例えば、第一節で述べた太守と郡民との結びつき、第二節において素描した親族の関係等——のどこまでが、『月令』の著された時代の特質であるのか、私にも定かでないところがある。それは後代との比較という膨大な作業をこなしながら確

臘者、報諸鬼神。古聖賢著功於民者、皆享之。

と見える。<sup>(32)</sup>『月令』の「群神」はこの「諸鬼神」と同意であるに違いなからう。<sup>(33)</sup>臘日の頃、「鬼神」が食を求めてこの世に戻ってくる。当時人々はかく信じていた。だから、この時期に、祖先はもちろんのこと、「古の聖賢の民に功を著す者」に「享（供物の進献）」し、且つ、物故した「君・師・九族・友朋」を祠つたのである。そして、その祭祀を行うのに最も相応しい場が「冢」（乃至はその側に建つ祠堂）なのであった。「鬼」が再来している期間に、その宿る場所へ直接赴いて祭祀するのが正しい供養の仕方であると考えられていたのであろう。

「冢祠」の理由に関して、『月令』は「以崇慎終不背之義」と説明する。ここに見える「慎終不背」とは、『論語』学而篇の一節をふまえた表現に他ならない。

曾子曰「慎終追遠、民德歸厚矣。」

これとほぼ同様の句が『後漢書』列伝卷七一・独行・劉翊伝にも確認できる。

曾行於汝南界中、有陳國張季禮遠赴師喪、遇寒冰車毀、頓滯道路。

翊見而謂曰「君慎終赴義、行宜速達。」即下車與之、不告姓名、

自策馬而去。

『論語』の孔注に

慎終者、喪盡其哀、追遠者、祭盡其敬。君能行此二者、民化其德、皆歸於厚也。

とあるのをあわせ考えると、『月令』十二月の「冢祠」は、その歳に逝去した「君・師・九族・友朋」のために「哀を尽くす」ことが

目的であったのかもしれない。<sup>(34)</sup>

「君・師・友朋」の墓を祭ると記されていることに疑念を抱いたのであろう、繆輯本はここに誤記・脱字を想定する。また、石輯本も「冢」を「衆」字の誤りと推測する。私は、こうした校勘を施さずに「冢」字のまま解釈すべきだと考えるが、ただし、繆・石両氏が感じた違和感には共感を覚える。後代の所謂伝統的な墓祭のあり方と付き合わせた時、祖先以外の墳墓に対する祭祀を年間の行事として明確に設定している点はやはり異様である。これを歴史的対象と了解して積極的に位置づけていく。かかる試みこそが必要とされているのではあるまいか。

## おわりに

前節で確認したとおり、『月令』に記される祖先祭祀の対象は、一貫して祖禰であった。祖禰即ち祖父と父は、祈りを捧げる「家長」以下の世代が直接知る尊親と考えて大過あるまい。かかる具体的に記憶する直系の尊属を、年初と「四節伏臘」に「家」を単位として祭る。崔寔が語る祭礼はこうしたものであったに違いなからう。

では、祖禰以上の祖先に対しては如何様であったか。前節所引の二月条に注目されたい。そこに「案冢簿」と見える。「冢簿」とは、渡部著書が指摘するとおり、後代の「家譜」（祖先の名を書き連ねた一枚の掛軸）に相当するものであろう。崔寔の「家」の場合、そこには『後漢書』列伝卷四二・崔駰伝に見える崔朝（崔寔の六代前の祖）以下の祖名と続柄が記されていたと推測される。二月の墓参

肯出候、股肱争之、爾乃會其冢上。蕃持板迎之、長跪、令徐乃下車、即坐、不命去板、辭意又不謙恪、蕃深忿之。令去、顧謂賓客「平輿老夫、何欲召陵令哉。不但爲諸家〔諸家〕当作「詣冢」故耶。」而爲小豎子所慢。孔子曰「假我數年乎。」其明年、桓帝赫然誅五侯鄧氏、海內望風草偃、子輿以臟疾見彈、埋於當世矣。蕃起於家、爲尚書僕射・太中大夫・太尉。

右は、第一次党禁で免官された陳蕃が祖父の墓参に赴いた際の逸話である。ここに「歳時往祠」とある点に注意されたい。「歳時」とは「四時」の意に違いない。関連して『後漢書』列伝卷一〇・祭遵伝に

祭遵字弟孫、潁川潁陽人也。……無子、國除。兄午、官至酒泉太守。從弟彤。彤字次孫、早孤、以至孝見稱。……光武初以遵故、拜彤爲黃門侍郎、常在左右。及遵卒無子、帝追傷之、以彤爲假師長、令近遵墳墓、四時奉祠之。

とある。光武帝が祭遵没後に与えた恩典は、從弟を墳墓近くの県長に任じてこれに墓祭させることであつて、「四時奉祠」は皇帝の特別に基づいた破格の上冢ではなく、あくまでも当時の礼規範に即した墓参であると理解すべきであらう。『月令』もこうした「四時」の墓祭を説くのであり、その具体的な祀日として二月・八月の春秋社日と冬十二月の臘日後、そして夏五月の夏至を挙げているに相違あるまい。<sup>(26)</sup>ただし、一言補足しておく、永興二年(二五四)の紀年を有する「薊他君石祠堂題記」(山東省東阿県西南の鉄頭山出土)では

兄弟暴露在冢、不辟晨夏、負土成墓、列種松柏、起立石祠堂。冀二親魂零(靈)有所依止、歲臈拜賀、子孫懽喜、堂雖小、徑日

甚久。

<sup>(26)</sup>と、臘日の墓参にしかふれない。これが墓前の石祠堂に刻まれた銘文であることをふまえれば、民間では臘日の上冢が一般的であったと推測される。崔寔は『月令』において、当時の礼に厳密に従った理想的な墓祭日を提示したのであらう。<sup>(27)</sup>

墓参に関しては、十二月条に極めて興味深い記事がある。既に前節で引いたが、煩をいとわず再度引用しよう。

#### 【十二月】

是月也、羣神頻行〔頻行、並行〕、大蜡禮興。乃冢祠君・師・九族・友朋、以崇慎終不背之義。

渡部著書が指摘する如く、右の「群神頻行」と同一の句が『国語』楚語下に見え、そこに三国呉の韋昭は

頻、並也。言並行欲求食也。  
と注記する。ここで目を引くのは、韋昭が解説して「食を欲求す」と補記している点である。『風俗通儀』の佚文には

汝南周霸、字翁仲、爲太尉掾、婦於乳舍生女、自毒無男、時屠婦比臥得男、因相與私貨易、裨錢數萬。後翁仲爲北海相、吏周光能見鬼、署爲主簿、使還致敬於本郡縣、因告光曰「事訖、臘日可與小兒俱上冢。去家經十三年、不躬烝嘗。主簿微察知、相先君寧息、會同飲食忻娛否。」往到於冢上、郎君沃醑、主簿俛伏在後、但見屠者弊衣蠹結、踞神坐、持刀割肉。有五時衣帶青墨綬數人、彷徨陰堂東西廂、不敢來前。

とあり、臘日にやって来た「鬼(祖靈)」も求めているのは「飲食」であつた。<sup>(28)</sup>更に、衛宏『漢旧儀』には



十月条の最後に、「臙祀」に供するため、この月に「脯・腊」（干し肉）を作ると見える。翌月の条に

【十一月】

乃以漸饌黍・稷・稻・梁・諸供臙祀之具。

とあるのも、目的は同じい。臘日に備えてこれらの物品が準備されたのは、この日が年中行事のなかで最も重要な祭日にあたるからだろう。と同時に、これとは別の理由もあった。前掲の十二月条を見ると、臘日から五日後に墓参が行われ、それが終了した後に「宗族・婚姻・賓旅（＝賓客）を請招して、好みを講じ礼に和し、以て恩紀を篤くす」とある。如上の品々は、この宴席にそのまま設えられたのだろう。

会食の目的は、明記されているとおり「篤恩紀」にあった。「共食」を通じて互いの関係を再確認したのである。そして、その参列者は「宗族・婚姻・賓客」の三者であった。ここに「宗族」とあるから、かかる「共食」の場が「同宗」内の団結力を高める契機となっていたことは間違いない。ただし、その期するところはこれにとどまらなかっただろう。「婚姻」と「賓客」も参席している点に着目すると、「同宗」ではなく、ホストである「家長」乃至その「家」に基点を置いて宴席の性格を考えなければならぬ。つまり、右の三者と当該「家」の構成員とが相互の関係を改めて確認する。これこそが「共食」開催の根本的な動機であったと推断されるのである。十二月の宴席は、この「家」の「家事」として挙行されたのだろう。<sup>22</sup>『睡虎地秦簡』封診式の「毒言」に

爰書、某里公士甲等廿人詣里人士五（伍）丙、皆告曰「丙有寧毒

言、甲等難飲食焉、來告之。」即疏書甲等名事關諜（牒）北（背）。

● 訊丙、辭曰「外大母同里丁坐有寧毒言、以卅餘歲時嬰（遷）。

丙家節（即）有祠、召甲等、甲等不肯來、亦未嘗召丙飲。里節（即）

有祠、丙與里人及甲等會飲食、皆莫肯與丙共（杯）器。甲等及

里人弟兄及它人智（知）丙者、皆難與丙飲食。丙而不把毒、毋（無）

它坐。」

とあり、ここに里を単位とするもと個々の里人が主催するものの、二種の「会飲食」を確認できるが、『月令』十二月条の「共食」は、この秦簡に見える里人の「祠」後の「飲」と本質的には異ならないと思われる。<sup>23</sup>

さて、祖禰の祭祀は墳墓においても行われた。臘日五日後の墓祭については既に紹介した。この他に二月と八月の両条に上冢の記載が見える。そして、五月夏至も墓参の日にあてられていたと考えられる。八月条には「厥明、祀冢、如薦麥・魚」とあり、末尾の「麥・魚を薦める」は夏至の祭祀を指す。「如薦○○」は祭祀の記載に付された常套句で、通常「○○」の箇所には直前の祀日の供物が記入されるが、八月条だけは直近の六月ではなく、五月夏至条の進物が記されている。しかも、夏至条を見ると、「厥明、祠」と「祠」の対象を欠いている。ここに「冢」字を補うべきであろう。<sup>24</sup>

脱字の根拠は他にもある。『風俗通義』第七・窮通に以下の如く見える。

太傅汝南陳蕃仲舉、去光祿勳、還到臨穎巨陵亭、……。蕃本召陵、

父梁父令、別仕平輿<sup>25</sup>、其祖河東太守、冢在召陵、歲時往祠、

以先人所出、重難解亭、止諸冢舍。時令劉子輿、亦本凡庸、不

酒降神、其進酒尊長、及脩刺賀君・師・耆老、如正月。其明日、又祀、是謂蒸祭。後三日、祀冢、事畢、乃請召宗族・婚姻・賓旅〔旅、客〕、講好和禮、以篤恩紀。休農息役、惠必下浹。この他に、供物進献の記事も見える。

### 【十一月】

可釀醢、伐竹木、買白犬養之、以供祖禰。

以上の如く、正月（正日と上亥の二度）・二月・五月・六月・八月・十一月・十二月に「致齊・饌具・掃滌」の上で祭祀を行うとある。その対象は一貫して「祖禰」であり、前節所引の正日条には「祖は祖父、禰は父なり」と注記されている。『公羊伝』隱公元年の何休注に

生稱父、死稱考、入廟稱禰。

と見え、「入廟」後の父を「禰」と称したとあるから、諸月の祭祀は家廟の如き特別の施設か、あるいは正堂に設けられた専用の祭壇において行うことをイメージしているかに推察される。<sup>20)</sup>

潔祀が挙行される月については、『後漢書』列伝卷四五・清河孝王慶伝に

常以「生母宋」貴人葬禮有闕、每竊感恨、至四節伏臘、輒祭於私室。

とあり、この「四節伏臘」と合致する。即ち、歳首正月に仲春二月・仲夏五月・仲秋八月・仲冬十月の四節と六月初伏・十二月臘日が祖禰を祭祀すべき時であった。同書列伝卷二三・虞延伝に

建武初、仕執金吾府、除細陽令。每至歳時伏臘、輒休遣徒繫、各使歸家、並感其恩德、應期而還。

とあり、細陽令の虞延が「歳時伏臘」に刑徒の帰宅を許したのも、祖先への孝養をつくさせるためであったに違いない。その際、当時の人々は、祖霊の平安を祈ると同時に、『北堂書鈔』卷九二・礼儀部一三・「葬」項引く『風俗通義』に

俗説、凡祭祀先祖、所以求福。

と見える如く、「福」の将来を祈願したのであろう。本節前掲正月条に「先穡及び祖禰を祠り、以て豊年を祈る」とある点からも、こうした心情が窺える。

祭祀にあたっては、祭壇に供物が進献された。進物の種類は季節によつて異なり、渡部著書の解説するとおり、それは『礼記』王制が

庶人春薦韭、夏薦麥、秋薦黍、冬薦稻。韭以卵、麥以魚、黍以豚、稻以鴈。

と記す礼奠にほぼ対応する。かかる供物以外に、『月令』に

### 【正月】

命典饋釀春酒、必躬親絜敬、以供夏至・初伏之祀。

### 【六月】

至七月七日、當以作麴（起六反。凡臥寢之十日。不能十日、六日・七日亦可）。必躬親潔敬、以供禋祀（禋、潔）。

### 【十月】

上辛、命典饋漬麴、麴澤、釀冬酒。必躬親潔敬、以供冬至・臈・正・祖、薦韭・卵之祠。是月也、作脯・腊、以供臈祀。

とあるから、潔祀では酒と麴も献饌されたと推察される。<sup>21)</sup> なお、酒・麴の製造に際しては「必ず躬親みずから潔敬する」よう、崔寔は説く。

次節で確認するように、祭祀の対象は年間を通じて変わらない。いうまでもなく、従父・従子は祖父から枝分かれした同姓親にあたる。即ち、同じ「祖」をともに拝する間柄に他ならない。こうした関係が、従父の親を他の「宗人」と区別する感覚の源泉であったと推断されるのである。

以上述べてきたことを図式化してまとめると、『月令』の「家」は、「家長」夫妻とそれを頂点とする直系卑属からなる。その周りには従父の親がいて、それぞれ独立した「家」をなしていた。この「家」は唯一の最上位世輩者（「家長」）が死没すると、前の世代がそうであったように、直下の世輩者（「子」）が各々独立して、それを頂点とする新たな「家」を形成する。従父親の外側には「宗人」の「家」があつて、それらは「同宗」意識によつて繋がつていた。ただし、その結合は強固とはいえず、「同宗」内の環境によつて結束力は大きく変動した。かかる同姓の「宗族」の他に「家長」の「婚姻」がいて、これらをあわせて「九族」と総称した。「婚姻」が具体的に誰と繋がる姻戚を指すのかは定かでないが、基本的にそれは「家長」の「家」とのみ関係する異姓親であつたと推測される。崔寔が『月令』の中で想定した親族は、おそらくかくの如くであつただらう。

### 第三節 潔祀

先学がつとに指摘するように、『月令』中には祖先祭祀に関する記事が多く確認される。正日潔祀の記述は既に引いたので、それ以降の記事を以下列記しよう。

#### 【正月】

百卉萌動、蟄蟲啓戸。乃以上丁、祀祖于門〔祖、道神、黄帝之子曰累祖、好遠遊、死道路、故祀以爲道神。正月、草木可遊、蟄蟲將出、因此祭之、以求道路之福〕、道陽出滯、祈福祥焉。又以上亥、祠先穡〔先穡、謂先農之徒、始造稼穡也〕及祖禩、以祈豐年〔是之日、并復祀先祖也。祈、求也〕。

#### 【二月】

二月祠太社之日、薦韭・卵于祖禩。前期齊饌掃滌、如正祀焉。其夕又案冢簿、饌祠具、厥明、於冢上薦之。其非冢良日、若有君命他急、筮擇冢祀日。

#### 【五月】

夏至之日、薦麥・魚于祖禩、厥明、祠。前期一日、饌具齊掃滌、如薦韭・卵。

#### 【六月】

六月初伏、薦麥・瓜于祖禩。齊饌掃滌、如薦麥・魚。

#### 【八月】

是月也、以祠泰社日、薦黍・豚于祖禩、厥明、祀冢、如薦麥・魚。

#### 【十一月】

十一月、冬至之日、薦黍・羊。先薦玄冥于井、以及祖禩、齊饌掃滌、如薦黍・豚。其進酒尊長、及脩刺謁賀君・師・耆老、如正月。

#### 【十二月】

十二月、「臈」日、薦稻・鴈。前期五日、殺猪、三日殺羊、前除二日、齊饌掃滌、遂臈先祖・五祀。其明日、是謂小新歲。進

作「散」齊七日、致齊三日、家人苦多務、故俱致齊也。及祀日、進酒降神、畢、乃家室尊卑、無大無小、以次列坐先祖之前、子婦孫曾〔子、直謂子、婦、子之妻〕、各上椒酒於其家長、稱觴舉壽、欣如也。

ここで確認しておきたいのは、正日における行事が「家長」を主体に記されている点である。祖禰の祭祀は、それが妻と子を率いて行うとある。子の世代から見れば、この「家」は父母・妻子・同産の所謂三族制家族と定義されようが、ただし、それでは筆者崔寔の視点に即しているとはいえない。右で想定されているのは、「家長」夫妻とそれを頂点とした直系卑属からなる「家」に他ならないのである。なお、祖禰祭祀に続く拝賀の儀も含めて、元日の儀式が「家」内の行事と位置づけられている点にも留意されたい。

「家長」を基点にすると、この「家」に傍系親はいない。これにあたるのが、年頭の回礼の対象として挙げられる「宗人」と「父兄」であろう。後者の解釈については諸説ある。<sup>17)</sup>

(a) 同宗の父兄輩（「宗人父兄」を一語と見なす）

(b) 氏族 (clan) 内の年配者

(c) 父方のおじ (paternal uncle)

(d) 漢初の里内を統率していた父老のような人びと

(a) 説のように四字で一語となるならば、「宗人父兄」ではなく「同宗父兄」と表記されるはずである。「宗人」と「父兄」は分けて考へるべきであろう。(b)(c)では「宗人」との区別が曖昧になり、(d)なら「郷党耆老」とほぼ重なってしまう。いずれの解釈も矛盾を含んでいる。

解決の糸口は当時の称謂制にある。『儀礼』土冠礼に

若孤子、則父兄戒宿。

とあり、ここに鄭玄は

「父兄」、諸父諸兄。

と注を付す。加冠の対象が「孤子」<sup>みなしこ</sup>なのだから、経文の「父」が実父であるはずがない。しかも周知のとおり、漢代においては伯叔父を単に「父」と呼ぶ場合があった。<sup>18)</sup>鄭玄にとつてここに「諸父（父の兄弟）」と注するのは、ごく自然な解釈であっただろう。『月令』中の「家長」も父は既に死没している。よつて、「諸父」とわざわざ書かなくても人々はわかってくれると崔寔は判断したに違いない。

つまり、「父兄」は「諸父諸兄」の意と理解される。「諸」字を削れば、二字のフレーズとなるので、収まりもよかつたのだろう。具体的には、実の兄に従父とその子（即ち従兄）を指し示しているのであつた。<sup>19)</sup>では、なぜこれらの父系親が「宗人」とは別に特記されたのか。それは彼らがとりわけ親しい同姓親と認識されていたからである。『後漢書』列伝卷五七・党錮列伝に

光和二年（一七九）、上祿長和海上言「禮、從祖兄弟別居異財、恩義已輕、服屬疎末。而今黨人錮及五族、既乖典訓之文、有謬經常之法。」帝覽而悟之、黨錮自從祖以下、皆得解釋。

とあり、当時の礼意識において「從祖以下」は「恩義已に軽く、服疎末に属する親と位置づけられていた。これを裏返せば、従父以上は恩義重く服親近な傍系親族ということになる。翻つて『月令』正日条を見ると、「家長」が妻子を従えて祀るのは「祖禰」であつた。

【十二月】

其明日、又祀、是謂蒸祭。後三日、祀冢、事畢、乃請召宗族・婚姻・賓旅〔旅、客〕、講好和禮、以篤恩紀。休農息役、惠必下浹。

ここに「宗族・婚姻」とある点に注目したい。続いて記される「九族」とは、この両者をあわせた称谓なのではあるまいか。

周知の如く、「九族」なる語は経書中にも見え、その解釈をめぐって古文学派と今文学派との間で意見が異なった。古文派が高祖より玄孫に至る直系の父系親に限るのに対して、今文派は父党の他に母党・妻党の異姓親を含める。『白虎通』巻八・宗族論九族には「父族四、母族三、妻族二」と記されているから、後漢王朝政府の国定解釈は今文説に従っていたことがわかる。『月令』の用法はこれに準拠したのであろう。前掲の三月条に「務先九族、自親者始」と見えるが、ここで崔寔は「九族（即ち親族）を優先し、それも、より『親』なる者から始めよ」と訓示しているのはなからうか。己を中心とする親族の範囲内で、同心円的に対象を広げていく振贍を理想的なあり方として語っているように思われるのである。<sup>16)</sup>

以上の考察が正しければ、「同宗」「宗人」「宗族」は「九族」の下位カテゴリーにあたる。十月条において葬送の援助が「同宗」に限定されているのは、事が喪礼に属するのだから当然といえよう。その実施にあたって、本条では親疎・貧富を基準にして負担を割り当て、不公平感が生まれまいよう配慮すべき旨が説かれている。ただし、こうした支援の体制がどこまで十全に機能していたかは、些か疑わしい。なぜなら、『後漢書』列伝卷四二の崔寔伝に以下の如く見えるからである。

初、寔父卒、剽賣田宅、起冢塋、立碑頌。葬訖、資産竭盡、因窮困、以酤釀販鬻爲業。時人多以「此」譏之、寔終不改。亦取足而已、不致盈餘。及仕官、歷位邊郡、而愈貧薄。建寧中病卒。家徒四壁立、無以殯斂、光祿勳楊賜・太僕袁逢・少府段熲爲備棺槨葬具、大鴻臚袁隗樹碑頌德。

かくあるべしと『月令』中に書き記した崔寔が死没した際、その葬儀を物質的に援助したのは楊賜等であった。これが事実であるなら、「宗人」による扶助活動は全く行われなかったことになる。とした時、十月条の記載で目を引くのが末尾の「務先自竭、以率不隨」である。「随わざる」者の存在を想定している点に留意すべきであろう。「務めて先ず自ら竭くす」リーダーのような「宗人」がいないと、「同宗」内の団結は十分に維持しえない。だから、その役割を担えよ、と子孫達に訴えかけている。崔寔伝の記載（即ち彼の没後の実情）をふまえると、本条はこのように解釈するのが正しいと感じられてならない。そして実際そうであったのなら、この十月条の記述を以て「宗人」間の結束力を安易に強調するのは危険といえよう。

「同宗」の下位カテゴリーは「家」である。三月条に「名を利めて、家の継富を罄くすこと或る無かれ」とあり、振贍時の心得として家産の蕩尽を戒める。「家」の存続が第一義となされていたこと、言うまでもない。では、『月令』において「家」はどのような集団として措定されているのだろうか。この問いに答えるため、前節で引いた元日条の冒頭部分を、省略した箇所も含めて再度引用しよう。

正月之旦、是謂正日。躬率妻孥〔孥、子也〕、潔祀祖禰〔祖、祖父、禰、父也〕。前期三日、家長及執事、皆致齋焉〔禮、將祀、必「当

恩結締素、薄命早亡、幸來臨郡、今年且以此相饒舉其子。如無罪得至後歲、貫魚之次、敬不有違。」有主簿柳對曰「明府謹終追遠、興微繼絕、然舊實不如髡、宜可授之。」世公於是厲聲曰「丈夫相臨、兒女尚欲舉之、何謂高下之間耶。釋兄用弟、此爲故殃段氏之家、豈稱相遭遇之意乎。」竟舉舊也。世公轉換南陽、與東萊太守蔡伯起同歲、欲舉其子、伯起自乞子瓚尚弱、而弟琰幸以成人、是歲舉琰、明年復舉瓚。(後略)

文中の「同歲」とは、呉樹平・王利器の両氏が指摘するとおり、「同年」ではなく、「同年に察拳を受けた」の意である。<sup>15)</sup>五世公なる人物が、広漢太守の時、こうした間柄で既に死没していた段遼叔の遺子二人を、また、南陽太守転任後には同じく「同歲」である蔡伯起の弟と子を推挙したという。その動機が「恩結締素」、即ち「同歲」の旧友に対する恩愛にあったことは言うまでもない。段舊・段髡の兄弟および蔡瓚の三名は、まさに父友の恩顧に浴したのである。右の話は、父のコネクションを引き継ぎ維持するのが、子にとつても大きなメリットであったことを物語っている。父友に刺謁する所以であろう。

## 第二節 振贍

振贍については次の両条が確認できる。

### 【三月】

是月也、冬穀或盡、樵麥未熟、乃順陽布德、振贍匱乏。務先九族、自親者始。無或蘊財〔蘊、積〕、忍人之窮、無或利名、罄家繼

富〔罄、竭也〕。度入爲出。處厥中焉。

### 【九月】

九月、治場圃、塗困倉、修簞窖、繕五兵、習戰射、以備寒凍窮厄之寇。存問九族、孤寡老病不能自存者、分厚徹重、以救其寒。

三月は端境期のための、九月は冬に備えての振贍である。この他に、十月収穫後のこととして

### 【十月】

五穀既登、家儲蓄積。乃順時令、勅喪紀。同宗有貧窶久喪不堪葬者、則糾合宗人、共與舉之。以親疏貧富爲差、正心平斂、無相踰越、務先自竭、以率不隨。

と見える。これもまた困窮者の救済に他ならないが、その内容は葬儀の支援に限定されている。

興味深いのは、三月・九月の条と十月条とは、その対象に表記の違いがある点である。前者はともに「九族」、後者は「同宗」と記す。「同宗」と後文の「宗人」が同姓父系親を指すことは贅言を要すまい。葬儀という扶助の具体的な中身もそれに照応している。では、「九族」とはどのような範疇を表しているのか。

『月令』中で「九族」の用例を検索すると、先の三月・九月条の他に、もう一例確認される。それは次の十二月条である。

### 【十二月】

是月也、羣神頻行〔頻行、並行〕、大蜡禮興。乃冢祠君・師・九族・友朋、以崇慎終不背之義。

この直前が、第一節で引用した十二月回礼の儀の後文であり、そこには以下のように記されている。

ではない。「策名委質為臣吏者」、つまり郡内から辟召された掾属の旧主に対する報恩の念——情的な結びつき——は、應劭ですらも前提にしなければならない重要事であったと理解されるのである<sup>11)</sup>。

太守と郡民との関係において、忘れてならないのは孝廉選挙の問題である。孝廉選挙の主体は、漢代を通じて基本的には郡国の長官に限定されていた<sup>12)</sup>。それ故、『後漢書』列伝卷三四・胡廣伝に

胡廣字伯始、南郡華容人也。……遂察孝廉、既到京師、試以章奏、安帝以廣為天下第一。〔注・續漢書曰〕「故事、孝廉高第、三公尚書輒優之、特勞來其舉將。於是公府下詔書勞來〔太守法〕雄焉。〕」

とあり、また、同書列伝卷六六・循吏列伝・童恢伝にも

童恢字漢宗、琅邪姑幕人也。……弟翊字漢文、名高於恢、宰府先辟之。翊陽暗不肯仕、及恢被命、乃就孝廉、除須昌長。化有異政、吏人生為立碑。聞舉將喪、弃官歸。

とある。察挙者を「挙將」と称したのは、挙主が「郡將」であったからに他ならない。宮崎市定氏は、後漢代の風潮として「太守より選挙を受けた時には、その知遇に感激して、身命を捧げるのも珍しくない。それで太守の死没には、親に対すると同じ服喪三年というのが早くからあったと指摘される<sup>13)</sup>。右の童翊は、まさにこの具体例であろう。そして、かかる被察挙者の喪礼行為は、挙主である太守が転任後に死没した場合、即ち「故將」となっても、行われることがあったに違いない。同書列伝卷二三・鄭弘に

鄭弘字巨君、會稽山陰人也。……弘少為鄉嗇夫、太守第五倫行春、見而深奇之、召署督郵、舉孝廉。……元和元年(八四)、

代鄧彪為太尉。時舉將第五倫為司空、班次在下、每正朔朝見、弘曲躬而自卑。帝問知其故、遂聽置雲母屏風、分隔其間、由此以為故事。

とあるように、挙將と被挙者の上下関係は選挙後においても不変であった。『魏志』卷一一・邢顒伝が

邢顒、字子昂、河間鄭人也。舉孝廉、司徒辟、皆不就。……太祖辟顒為冀州從事、時人稱之曰「德行堂堂邢子昂。」除廣宗長、以故將喪棄官。有司舉正、太祖曰「顒篤於舊君、有一致之節。」勿問也。

と記す如く、邢顒が「故將」の死に際して棄官し服喪したのは、曹操の述べるように、挙主たる「旧君」への篤き報恩の情に基づいていたのである。辟召・察挙を媒介とした太守―郡民の関係は、一度構築されれば長期間維持し続けられる性質のものであった<sup>14)</sup>。

掾属・被挙者の母体である豪族にとつて、「郡守」というのは極めて大きな存在であったのだろう。故にそれとの関係を確認し持続させるべく、毎年定期的に刺謁に赴いたのである。一方、官人にとつても太守となることの意味は頗る大きかったに違いない。蓄財だけではなく、人的資産の拡充という点においても、それへの就任は旨みがあったと推断されるのである。

さて、最後に⑥の父友について考えてみよう。なぜ、父友が回礼の対象に含まれたのか。この点に関して『風俗通義』第四・過誉に次のような話が見える。

南陽五世公、為廣漢太守、與司徒長史段遼叔同歲、遼叔大子名舊、才操鹵鈍、小子髡既見齒鄉黨、到見股肱曰「太守與遼叔同歲、

●●●  
故郡將劉郗字含元、清和有思理、好易而不能精。

と見える。管輅は平原郡の人で、この別伝は当郡の太守が劉郗であった時の記述に付されたものである。つまり、③の「故將」とは「故郡將」、即ち「もとの太守」と解すべきであろう。

旧太守と郡民との關係を窺わせる興味深い話が『風俗通義』第三・愆礼にある。

河南尹太山羊嗣祖、在家、平原相封子衡葬母、子衡故臨太山數十日、時嗣祖去河南矣。子衡四從子曼慈復爲太山、士大夫用此行「服」者數百人、皆齊衰經帶。時與（於？）太尉府自効歸家、故侍御史胡母季皮獨過相候、求欲作衰。謂「君不爲子衡作吏、何制服。」曰「衆人若此、不可獨否。」又謂「足下徑行自可、今反相歷、令子失禮、僕豫愆。古有弔服、可依其制。」因爲裁縮冠幘袍單衣、定、大爲同作（輩？）所非。然潁川有識陳元方・韓元長・綦母廣明咸嘉是焉。

誤字や脱文・錯簡があると思われるが、おそらくこの内容は以下のようであろう。即ち、もと太守であった封子衡の母が亡くなると、泰山郡の「士大夫」數百人はこぞって齊衰の喪に服した。胡母季皮も右に倣おうとしたところ、「爲子衡作吏」（封子衡に辟召されて郡の掾属となる）ではないのだから「弔服」にとどめるべきだと羊嗣祖は主張する。果たせるかな、衆人の非難をあびることになったが、潁川の陳元方・韓元長・綦母廣明は嗣祖の見解を支持した、と。そして、『風俗通義』には続けて、次のような按語が付されている。

謹按、禮「爲舊君齊衰三月。」謂策名委質爲臣吏者也。子衡臨郡日淺、無他功惠、又非其身。嗣祖位則亞卿、雅有令稱、義當

網紀人倫、爲之節文。而首倡導犯禮違制、使東嶽一郡朦朧焉、豈不愆哉。

「策名委質爲臣吏者」（掾属であった者）は「爲旧君齊衰三月」という礼の規定に従って、齊衰の喪に服すべきであろう。しかし、そうでない者は、封子衡の在任期間は僅か數十日であり、且つ逝去したのは子衡自身ではなく、その母なのだから、無服であるはずだ。應劭はこのように指弾しているのである。

以上の話は実話ではないかもしれない。しかし、これは党錮事件が起こった頃、つまり「過礼」の風が盛んな時代の出来事として記されている。よって、登場人物が違うだけで、話の内容そのものは当時實際にあつた事柄と考えて大過ないのではあるまいか。また、たとえそうであつたとしても、この話には特別な条件があまりにも多い。本文を再度見ると、そこに「子衡四從子曼慈復爲太山」<sup>⑩</sup>とあるように、現任の太守は旧郡守の眷属であつた。「士大夫」達の服喪は、現郡守の歡心を得るための極めて打算的な行動であつた可能性がある。しかも、應劭が指摘するように、旧太守が在職したのは數十日と極端に短く、服喪の対象も旧守その人ではない。ここに記される喪礼は当該期にあつても異例づくめの極めて稀な事例に属したのかもしれない。ただし、これが通常の在任期間を全うした旧太守自身の死亡時であつたとしたら、どうであろう。「士大夫」たる者、按語に見える『儀礼』喪服篇の規定に則つて、齊衰の喪に服する。こうした服喪が当然視されていた蓋然性は高いと思う。應劭の礼解釈に従うと、これもまた「非礼」な礼実践にあたることとなるが、それに準じた場合でも、旧太守への郡民の服喪が全否定されたわけ



に掲げた如く、この書に描かれた「人と人との結びつき」について専ら論じた点にある。先学・諸兄の叱正を乞う次第である。

## 第一節 刺謁

まずは、次の記述の検討から始めよう。

### 【正月】

正月之旦、是謂正日。躬率妻孥、潔祀祖禰。……及祀日、進酒降神、畢、乃入室尊卑、無大無小、以次列坐先祖之前、子婦曾孫、各上椒酒於其家長、稱觴舉壽、欣如也。謁賀君・師・故將・宗人・父兄・父友・友親・鄉黨耆老。

### 【十一月】

十一月、冬至之日、……、其進酒尊長、及脩刺謁賀君・師・耆老、如正月。

### 【十二月】

十二月、「臘」日、薦稻・鴈。……其明日、是謂小新歲。進酒降神、其進酒尊長、及脩刺賀君・師・耆老、如正月。

ここで注目したいのは回礼の儀である。正日と冬至、臘日の翌日に君・師・耆老等のもとへ名刺を携えて拜賀に赴くと記されている。十一月・十二月・正月の三ヶ月間、毎月回礼するというのは些か奇異の感を覚えるが、冬至は後世「亜歳」と称されるように歳旦に準じる日であり、また、臘日の翌日も「小新歳」と右では呼ばれている。よって、この両日に正日同様、年頭の儀としての「脩刺謁賀」が行われてもおかしくない。後述する墓参と同じく、本来回礼すべ

き祭日を全て書き記したのではあるまいか。

右の三条とも、刺謁の具体的な対象を挙げる。そのなかで最も多くの訪問先を示すのが正月条で、他の二条は「君・師・耆老」の三者にとどまる。両月はこの三対象に限定されていたのか、それとも、直後に「如正月」とあるから略述したに過ぎないのか、俄に判断することはできない。

正月条に掲げられているのは、①君・②師・③故將・④宗人・⑤父兄・⑥父友・⑦友親・⑧郷黨耆老の八者である。②⑦⑧については渡部著書の解説を参照されたい。④⑤は次節で取り上げることしよう。ここでは①③⑥に関して私見を提示しておきたい。

①は郡太守のこと。周知の如く、当時太守に呼びかける際「府君」と称した。後引する二月条に「君命」とあるが、この「君」も郡守を指すに違いない。③については、次の『風俗通義』第二・正失・宋均令虎渡江」の記載に着目したい。

九江多虎、百姓苦之。前將募民捕取、武吏以除賦課、郡境界皆設陷阱。後太守宋均到、乃移記屬縣曰「夫虎豹在山、鼯鼯在淵、物性之所託。故江、淮之間有猛獸、猶江北之有雞豚。今數爲民害者、咎在貪殘居職使然、而反逐捕、非政之本也。壞檻阱、勿復課錄、退貪殘、進忠良。」後虎悉東渡江、不爲民害。

王利器氏が説く如く、右に見える「前將」は「前任の太守」の意に他ならない。太守がかつて「郡將」と称されたことは、顔師古が謂郡守爲郡將者、以其兼領武事也。

と指摘するとおりであり、しかも『魏志』卷二九・方伎・管輅伝注引「管輅別伝」には

# 刺謁・振瞻・潔祀

——『四民月令』に描かれた人と人との結びつき——

下倉 渉

はじめに

崔寔が著した『四民月令』は、後漢後半期における鄉村社会の生活を具体的に描写した史料として注目されてきた。この書は南宋以後散佚したが、清朝の時幾種類かの輯本が編定され、現在以下の優れた輯本が刊行されている。<sup>1)</sup>

- (1) 守屋美都雄「四民月令輯本」(『中国古歳時記の研究』帝國書院 一九六三)【以下「守屋輯本」と略称】
- (2) 石声漢「四民月令校注」(中華書局 一九六五)【以下「石輯本」と略称】
- (3) 繆啓愉「四民月令輯釈」(農業出版社 一九八一)【以下「繆輯本」と略称】
- (4) 渡部武「四民月令」輯本稿」(『東海大学紀要(文学部)』四五 一九八六)【以下「渡部輯本」と略称】
- (5) 渡部武「四民月令——漢代の歳時と農事——」(平凡社 一九八七)【以下「渡部著書」と略称】

いずれも『玉燭宝典』が一括して引く佚文を利用しており、欠けている九月条は類書等を用いてこれを補っている。<sup>2)</sup>なかでも渡部氏は、尊経閣所蔵抄本『玉燭宝典』を利用してゐるため、その輯本は最も

信頼できる。以下本稿で引用する『四民月令』(以下『月令』と略称)の本文は、全て渡部著書による。

確かに『月令』の祖本は失われてしまったが、諸氏の努力の結果ほぼ往事の姿に復元されたといえよう。こう評して誤りなければ、本書の利用価値は極めて高い。その中身もさることながら、この書が一人の手によって編まれた小冊である点が重要である。例えば、使用されている同一表現の間に大きな意味のずれはほぼないと推測される。大部な史書には望みがたい利点が本書にはある。

『月令』を取り上げた論考は、部分的に利用したものでまで含めると、枚挙にいとまない。専論のみを若干紹介しておく、楊聯陞「從四民月令所見到的漢代家族的生活」(『食貨』一一六 一九三五)、守屋「四民月令について」(前掲著書、一九四二年初出論文を改題改訂の上所収)、石「試論崔寔和四民月令」(前掲著書所収)、天野元之助「後漢の崔寔『四民月令』について」(『經濟論集(関西大学)』一六—四・五 一九六六)、渡部「『四民月令』に見える後漢時代の豪族の生活」(渡部著書所収、初出は一九八〇年)【以下「渡部論文」と略称】、藤田勝久「四民月令」の性格について——漢代郡県の社会像——」(『東方学』六七 一九八四)等がある。如上の高論と比べた時、本小稿に取るべきところがあるとすれば、それは、副題



- (53) 義江氏、前掲注(38)「古代女帝論の過去と現在」。遠藤みどり「七、八世紀皇位継承における譲位の意義」(『ヒストリア』二〇九、二〇〇八年)。
- (54) 宝龜元年十月己丑朔条。
- (55) 仁藤氏、前掲注(39)論文。

- (27) 元明の場合は文武の没後の即位であるが、後にみるように、宣命では文武の生前の讓位の意向を受けて即位したことが強調されている。
- (28) 相磯達夫「讓位宣命の基礎的考察」、『白山史学』四二、二〇〇六。
- (29) 北康宏「律令法典・山陵と王権の正当化―古代日本の政体とモニュメント―」(『ヒストリア』一六八号、二〇〇〇年)。
- (30) 中西康裕「『不改常典の法』と奈良時代の皇位継承」(『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年、初出二〇〇〇年)。
- (31) 『続日本紀』元明天皇即位前紀慶雲四年六月庚寅条。
- (32) 米田雄介「踐祚と称制―元明天皇の場合を中心に―」(『続日本紀研究』二〇〇、一九七八年)。
- (33) 倉住靖彦「いわゆる不改常典について」(『九州歴史資料館研究論集』一、一九七五年)。
- (34) 佐藤宗諱「元明天皇論―その即位をめぐる―」(『古代文化』三〇―一、一九七八年)。
- (35) 田中卓「天智天皇の不改常典」(『田中卓著作集六 律令制の諸問題』国書刊行会、一九八六年、初出一九八四年)。
- (36) 長山泰孝「不改常典の再検討」(『古代国家と王権』吉川弘文館、一九九二年、初出一九八五年)。
- (37) 中西氏、前掲注(30)「『不改常典の法』と奈良時代の皇位継承」。
- (38) 義江明子「古代女帝論の過去と現在」(『岩波講座 天皇と王権を考える 七 ジェンダーと差別』岩波書店、二〇〇二年)。
- (39) 仁藤敦史「聖武朝の政治と王族―安積親王を中心として―」(『家持の争点Ⅱ』高岡市万葉歴史館、二〇〇二年)、同氏「宣命」(『文字と古代日本 一 支配と文字』、吉川弘文館、二〇〇四年)等。
- (40) 柴田博子「立太子宣命にみえる「食国法」―天皇と「法」との関係について―」(『日本古代国家の展開』上巻(思文閣出版、一九九五年)参照)。
- (41) 早川庄八「天智の初め定めた「法」についての覚え書き」(『天皇と古代国家』(『講談社学術文庫』講談社、二〇〇〇年、初出一九八八年)。
- (42) 亀井輝一郎「不改常典の「法」と「食国法」」(『九州史学』九一、一九八八年)。
- (43) 柴田氏、前掲注(40)「立太子宣命にみえる「食国法」」。
- (44) 伊野部重一郎「『不改常典』小考―岡田・水野・武田三氏の所論にふれて―」(『続日本紀研究』一九二、一九七七年)。
- (45) 拙稿、前掲注(13)「持統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」。
- (46) 拙稿「古代王権とタマ(霊)―「天皇霊」を中心として―」(『日本史研究』三〇八、一九八八年)。なお古代における大王・天皇の死のもつ政治的意味の変化については、堀裕「天皇の死の歴史的位置―「如左之儀」を中心に―」(『史林』八一巻一、一九九八年)に興味深い考察がある。
- (47) 拙稿「跪伏礼と口頭政務」(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』三二、一九九九年)。
- (48) 『続日本紀』天平宝字八年十月壬申条。義江氏、前掲注(38)「古代女帝論の過去と現在」参照。
- (49) 坂上氏、前掲注(7)「古代の法と慣習」。
- (50) 土井・藤森両氏、前掲注(2)論文。
- (51) 加茂正典「大嘗祭、辰日前段行事考」(『日本古代即位儀礼史の研究』思文閣出版、一九九九年、初出一九八三年)。なお、加藤麻子氏は加茂氏が論拠とした『令集解』神祇令13踐祚条跡記の「跡云、奏<sub>二</sub>寿詞<sub>一</sub>、上<sub>二</sub>劍并鏡<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>十一月<sub>一</sub>為<sub>二</sub>大嘗<sub>一</sub>耳。鏡劍以<sub>二</sub>一物<sub>一</sub>永奏<sub>二</sub>数帝<sub>一</sub>耳。但奏<sub>二</sub>寿辞<sub>一</sub>云々耳。又地祇不見<sub>二</sub>文<sub>一</sub>の「耳」を「限定の「のみ」ではなく、……強調の文末助詞と解すべき」として加茂説を否定するが(加藤麻子「即位の変容と律令天皇制」『史林』八八一、二〇〇五年)、したがいがたい。そう読んだのでは、「至<sub>二</sub>十一月<sub>一</sub>為<sub>二</sub>大嘗<sub>一</sub>耳」という一文が前後から浮いてしまい、この跡記が「天神之寿詞」に施された注釈であることにそぐわなくなってしまうであろう。
- (52) 『北山抄』卷五大嘗会事所引「寛平式」および「天長記」。橋本氏、前掲注(26)「即位儀礼の沿革」参照。

良朝の政変」吉川弘文館、二〇〇二年、初出二〇〇〇年）など参照。  
研究文献は、藤堂かほる「天智の定めた「法」について―宣命からみた「不改常典」―」（『ヒストリア』一六九、一九九九年）に集成されている。

- (4) 金子武雄『続日本紀宣命講』（白帝社、一九四六年）一一頁。平原智子「八・九世紀の宣命と皇位継承」（『日本歴史』五九五、一九九七年）。
- (5) 『続日本紀』神護景雲二年（七六八）十一月癸未条参照。
- (6) 遠藤氏、前掲注（1）「日中讓位考」。
- (7) 坂上康俊「古代の法と慣習」（岩波講座『日本通史』三「古代」二）岩波書店、一九九四年）。
- (8) 吉川真司「律令官僚制の基本構造」（『古代官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出一九八九年）。
- (9) 本居宣長『続紀歴朝詔詞解』（『本居宣長全集』第七卷、筑摩書房、一九七六年）一九五頁。
- (10) 金子氏、前掲注（4）『続日本紀宣命講』四二頁。
- (11) 北川和秀『続日本紀宣命校本・総索引』（吉川弘文館、一九八二年）。
- (12) 新日本古典文学大系『続日本紀』一（岩波書店、一九八九年）。
- (13) 拙著『大王から天皇へ』（日本の歴史03）（講談社、二〇〇一年）および拙稿「持統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」（『日本史研究』四七四、二〇〇二年）では、「事依させ」という言葉を使用したのが、動詞の連用形が名詞化するという原則からすれば、正しくは「事依さす」の連用形である「事依さし」であるので、訂正しておきたい。また、単に「よさし」（「依さし」「寄さし」などと書く）ということも多いので、本稿では、ヨサシ、という表記に統一する。
- (14) 水林彪「『古事記』―成立期律令天皇制の正統思想―」（『国文学解釈と教材の研究』三九一六、一九九四年）。以下、水林氏の見解はすべて本論文のものである。
- (15) 水林氏、前掲注（14）『古事記』。
- (16) 神野志隆光「神話テキストとしての即位宣命―文武天皇の即位宣

命をめぐる―」（『古代天皇神話論』若草書房、一九九九年、初出一九九七年）。以下、神野志氏の見解はすべて本論文のものである。  
(17) 早川庄八「律令国家・王朝国家における天皇」（『天皇と古代国家』〈講談社学術文庫〉講談社、二〇〇〇年、初出一九八七年）。

- (18) ただし、孝謙の即位詔のみは、後述のように第三段が欠落している。
- (19) 拙稿、前掲注（13）「持統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」。
- (20) 村井氏、前掲注（1）「王権の継受」参照。
- (21) 岡田精司「大王就任儀礼の原形とその展開」（『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年）。
- (22) 八木充「古代の即位宣命」（『柴田實先生古稀記念 日本文化史論叢』柴田實先生古稀記念会、一九七六年）。
- (23) 藤森健太郎「八世紀までの即位儀礼と朝賀儀礼」（『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (24) 八木氏、前掲注（22）「古代の即位宣命」。
- (25) 元正の即位に関しては『続日本紀』に即位宣命が掲載されておらず、元明紀の末尾と元正紀の冒頭に、それぞれ元明の讓位と元正の即位についての漢文詔が載せられているのみである。新日本古典文学大系『続日本紀』一はこれを「元正即位の特異性を物語るか」とする。なお、藤森健太郎氏はこの二つの漢文詔も宣読されたものと考え、さらに讓位の行われた当初より讓位詔の宣読儀礼があったことを想定している（藤森健太郎「登壇と讓位詔―八世紀における「狭義の即位」の推移について―」（『ヒストリア』一八六、二〇〇三年）、従いがたい。
- (26) 本居宣長、前掲注（9）『続紀歴朝詔詞解』は孝謙天皇即位宣命と合わせて一つの宣命として扱っているが、新日本古典文学大系『続日本紀』が「本来は……二つに分けるべきもの」としているように、讓位詔と即位詔の二つの宣命とみるべきであろう。ただし、橋本義彦氏が注意しているように「後者を「又」で前者に連続させた特殊な記載法」をとっているという問題がある（橋本義彦「即位儀礼の沿革」『書陵部紀要』四二、一九九一年）。

のように思われるが、いずれにしても群臣による承認が即位の正統性の確立には不可欠であったことは否定できない。もし「王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも、汝のせむまにまに」という聖武のトバが文字通り有効であったのなら、道鏡の即位もたやすく実現していたにちがいない。

この問題は、「不改常典」法にも当てはまる。本稿で論じたように、「不改常典」法が先帝の意志による皇位継承を意味するとすれば、先帝の意志による即位<sup>(3)</sup>であれば、どうい場合でも「不改常典」法による即位といえるのかという、まったく同じ疑問が生じる。これもおそらくそうではあるまい。というのは、淳仁天皇のばあい、孝謙の讓位宣命でも淳仁の即位宣命でも孝謙の讓位の意志によつて即位したとされているのに、それを「不改常典」法とはいっていない。また光仁天皇のばあいも、即位宣命で「掛けまくも恐き奈良宮に御宇しし倭根子天皇（称徳）の去にし八月に、此の食国天下の業を拙く劣き朕に賜はりて仕へ奉れと負せ賜ひ授け賜ひきと勅りたまふ天皇が詔旨を、頂に受け賜はり恐み……<sup>(4)</sup>」と、称徳の遺志にもとづく即位であると明言しているのに、これも「不改常典」法という言葉は使っていない。このようなことから、淳仁や光仁の即位は、先帝の遺志による皇位継承とされているにもかかわらず、「不改常典」法によらない即位と考えられていたことも考えられる。筆者は、その可能性が高いのではないかと思う。

もしそうであるとすると、先帝の遺志による皇位継承<sup>(5)</sup>のほか「不改常典」法に合致するための何らかの要件があったことになるが、それは何かという問題が生じる。そこで注目されるのが即位

讓位詔に「朕が子」（元明即位詔）、「我子」「吾が子」（聖武即位詔）、「朕が子」（聖武讓位詔）といった、擬制も含めた親子関係を示すトバが頻出することである。この点にはすでに仁藤敦史氏が注目し、分析を行っているが、筆者も右のような観点からこれらの語句に注目したい。詳しくは今後に期することにしたいが、親子同士がそれに準じるミウチ（仁藤氏のいうように、それには女系も含まれる）同士でなければ、「不改常典」法に適った皇位継承とはみなせないという意識が存在したのではなからうか。この点は、太上天皇と天皇の関係にも波及する問題なので、今後の課題としたい。

さらに、「不改常典」法を論じるからには、桓武以降の定型化した即位詔にみえる「近江大津の宮に御宇しし天皇の初め賜ひ定め賜へる法」にも、当然、言及すべきであるが、これも別の機会に譲ることにして、ひとまず冗長に流れた考察を終えることにする。

#### 注

(1) この点をはやい時期に指摘したものととして村井康彦「王権の継受―不改常典をめぐる―」（『日本研究 国際日本文化研究センター紀要』一、一九八九年）がある。また中国の讓位に関しては、遠藤みどり「日中讓位考―君主位継承における皇太子の位置づけをめぐる―」（『歴史』一一三、二〇〇九年）参照。

(2) 土井郁磨「讓位儀」の成立」（『中央史学』一六、一九九三年）、藤森健太郎「平安期即位儀礼の論理と特質」（『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出は一九九四年）。

(3) 研究史に関しては、田中卓「天智天皇の不改常典」（『田中卓著作集 六 律令制の諸問題』国書刊行会、一九八六年、初出一九八四年）、中西康裕「『不改常典の法』と奈良時代の皇位継承」（『続日本紀と奈

装置である即位儀もまた、その意義を低下させていくことは避けられなかった。こうして讓位の論理の浸透は、王権イデオロギーの脱神話化<sup>②</sup>を推進し、天武・持統期に意図的に創り出されたカミとしての天皇のヒトへの回帰を招くことになった、というのが現在の筆者のおおざっぱな見通しである。

桓武朝における「踐祚」儀の創始は、このような動向の中でとらえられるべきであろう。「踐祚」儀は、「はじめに」<sup>③</sup>でふれたように、先帝の讓位宣命の宣読を中心とした儀礼である。しかも土井・藤森氏等が指摘しているように<sup>④</sup>、讓位宣命の宣読を境に皇太子は天皇として礼遇されるようになるのである。一般によく知られた新天皇への劍璽等の移動は、その後、親王以下の群臣が儀場から退出し、門が閉じられてから行われる付随的な儀礼に過ぎない。すなわち「踐祚」儀とは、天皇のコトバのみによって新しい天皇を誕生させる儀式といつてよいのである。平安初期に、これが新天皇に天皇としての資格を付与する狭義の即位という意味をもつようになるのは、王権神話の奉読である「天神の寿詞」の奏上や神話の附着した「神璽の鏡劍」の奉上によって荘嚴された即位儀の意義が低下し、実質的に天皇のコトバが即位正当化の唯一の根拠とされるようになったためと考えられる。

「踐祚」儀の成立は、即位儀の意義の低下と王権の脱神話化<sup>⑤</sup>をさらに推進していく。「儀式」天皇即位儀には、「天神の寿詞」の奏上や「神璽の鏡劍」の奉上の規定がなく、同書踐祚大嘗祭儀に両者の奏上・奉上の儀が規定されている。すなわち、この二つの儀式が即位儀からはずされ、大嘗祭に移されるのである（ただし「天神

の寿詞」の奏上は、持統即位以降、即位儀と大嘗祭の両方で奏上されてきたとみられる<sup>⑥</sup>。その時期は、加茂正典氏が考定したように、桓武天皇即位の時であろう<sup>⑦</sup>。さらに興味深いことに、大嘗祭における「神璽の鏡劍」の奉上は、天長十年（八三三）の仁明天皇の大嘗会以降廃絶してしまうが、その理由はたやすく重物を御所から下し給うのは危ういという奏上によってであった<sup>⑧</sup>。持統の即位儀以降、「天つ神の御子」に連なる証しとして用いられてきた「神璽の鏡劍」は、もはや宮廷儀礼の場でまったく必要とされなくなるのである。

以上が、筆者の考える脱神話化<sup>⑨</sup>の原因と過程の概要であるが、しかし事態はそう単純でないことも十分に認識しておく必要がある。先帝の意志による皇位継承<sup>⑩</sup>が、奈良時代に群臣にも受け入れられていた讓位の論理であったとすれば、先帝の意志ということでありさえすれば、誰でも即位が可能であったのかというと、おそらくそうではあるまい。聖武は孝謙に向かつて「王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも、汝のせむまにまに」といったというが、たとえそれが事実であったとしても、果してそれを群臣が承認するかという問題がある。『懐風藻』葛野王伝が伝えるように、高市皇子没後には持統が群臣を禁中に引き入れて「日嗣」選定会議を開いているし、大炊王廢太子後には、孝謙が群臣を召して誰を皇嗣とすべきか下問し、意見をいわせている。義江氏や遠藤みどり氏はこのような事実を注目し、奈良時代の皇位継承においても群臣の関与を重視する立場をとっている<sup>⑪</sup>。義江氏が、「王権の自律性を高めるか、群臣推戴にひきもどすか」というのが奈良時代の皇位継承の「基本的対抗軸」であったとみているのは、筆者には「群臣推戴」の過大評価



トバがかくも權威をもつて群臣に受け入れられたのが問われなければならぬ。筆者はいまのところ、それは古代天皇制の歴史的前提である終身大王制の存在形態、そしてその中のコトバのもつ機能の問題に起因しているのではないかと見通しをもっている。終身大王制の大きな特色は、大王の權威がその肉体的存在と不可分であったことである。大王の代替わりごとに即位儀で天つ神のヨサシ（統治権の委託）をうけるとともに、大臣・大連を初めとする群臣のツカサ（政治的地位）が確認・更新される<sup>(45)</sup>。また大王の死とともに殯宮では亡き天皇の靈に王権への忠誠を誓う誄儀礼が行われた<sup>(46)</sup>。即位儀ばかりでなく、殯宮儀礼もが顕著な政治的意義をもつというあり方が、大王の權威がその肉体、さらには肉体に籠もるとさされていたタマ（靈）と不可分のものと考えられていたことを端的に示している。とすれば、かかる人格的存在である大王の発するコトバこそが、もつとも正統な王権の意思と考えられたとしても不思議ではない。大王の時代、王宮での政治はもっぱら跪伏礼という独特の作法をとまなう口頭による政務処理によって運営されていた。口頭政務の場である朝廷では、そこで発せられるコトバこそがもつとも神聖でオフィシャルなものとされていたのである<sup>(47)</sup>。人格的存在としての大王と、そのもとにおけるコトバによる政務運営こそが、先帝の意志（コトバ）による皇位継承、すなわち讓位という特異な皇位継承方式が比較的短時日のうちに定着することを可能にした歴史的要因であったのではないかと考える。

義江明子氏が注目しているように、天平勝宝八歳（七五六）、聖武太上天皇は、崩御にあたって「遺詔」によって道祖王を立太子と

せるが、翌天平宝字元年（七五七）、孝謙天皇が「淫縦」を理由に道祖王の廢太子を右大臣以下に迫った時に根拠とされたのも「遺詔」であった。右大臣たちは「不<sub>三</sub>敢乖<sub>二</sub>違顧命（即遺詔）之旨<sub>一</sub>」といつて、それを受け入れるしかなかったのである。さらに天平宝字八年（七六四）十月、孝謙上皇が淳仁天皇を廢して重祚するときに群臣に示したのが、「天下は朕が子いましに授け給ふ。事をし云はば、おほきみやつこ王を奴と成すとも、奴を王と云ふとも、いませ汝の為むまにまに」という「先帝（即聖武）の御命」であった<sup>(48)</sup>。皇太子の廢立や天皇の廢位でも、天皇あるいは太上天皇のコトバが決め手とされたのである。坂上康俊氏は、日本の古代において「法や制裁の正当性の根源が、天皇個人の言葉のみに求められた」ことを指摘し、何故にそのような形式がとられたのかは、結局のところ「君は何故に君であるのか」、すなわち「天皇の統治権の正統性の論理をどう構築するか」という問題に帰着するといっているが、まさにその通りであろう。本稿で明らかにしたように、奈良時代の天皇の統治権の正統性、すなわち即位の正統性は、先帝の意志による讓位<sup>(49)</sup>という論理で根拠づけられていた。このことと、法や制裁の正当化の問題は密接に関連するとみてよいであろう。

コトバ重視の傾向は、必然的に、神話による正統性の保障の形骸化を招くことになる。即位宣命をみれば、神話より先帝のコトバによって即位が正当化されていることは明らかである。したがって、「天つ日嗣」を連綿として継いできた「天つ神の御子」のツギテに当るといふ系譜觀念と天つ神から受けた「ヨサシ」を根拠に「現神」として即位するという、神話による正統性の保障の再生産の

を讓位詔でいうとは考えがたい。したがって、この「法」とは「不改常典」法にはかならず、その形容句である「不改常典」のくり返しを避けて省略したとみる方がはるかに合理的であると考える。第二に、IV—2の孝謙即位詔(B)によれば、孝謙即位の正統性の根拠とされているのは、「掛けまくも畏き我皇天皇」の「斯の天つ日嗣高御座の業を受け賜はりて仕へ奉れ」という讓位の意思表示である。そうすると、これこそがIV—1(C)で「法」とされているものの実態にはかならないことになる。したがって讓位詔の「法」は、元明詔で持続による文武への讓位を「不改常典」法によるといっていることと軌を一にしており、先帝の意志による皇位繼承を意味していることになる。すなわち讓位詔の「法」は、内容的にも「不改常典」法のこととみて、何らさしつかえないのである。

以上の検討によって、聖武讓位詔にみえる「法」は、その直前にみえる「不改常典」法の省略形とみるべきであること、したがって聖武の讓位の意志を根拠とした孝謙への讓位もまた「不改常典」法に則った皇位繼承であったということになる。

さて、IV—2の孝謙即位詔は、君恩の恵与を述べる第三段が欠落している点は異例であるが、第一・二段もこれまでの即位詔とはうって変わって簡略化され、以後の即位宣命の形式化の端緒となる。それが、従前の即位詔の第一段前段の讓位の経緯を述べた箇所が先帝の讓位詔として独立したためであることは、容易に察しがつく。讓位詔の分立は、讓位という皇位繼承方式の定着を意味しよう。讓位の定着は、先帝の意志による皇位繼承<sup>レ</sup>という新たな論理の定着にはかならなかった。ここにおいて讓位は、もともと正統な皇位

繼承方式<sup>レ</sup>という觀念を人々の間に滲透させる基礎を築くことになったといえよう。

## おわりに

もともと平時における讓位は、祖母持統から一五歳の孫文武へという空前の皇位繼承を実現するために始まったものである。注意しておきたいのは、その後も息子文武から母で皇太子妃の元明へ(既述のように、即位正当化の論理の上では讓位による皇位繼承)、母元明から娘で独身の内親王元正へ、オバ元正からオイ聖武へという、いずれも前例のない変則的な皇位繼承が讓位によってくり返されていったことである。筆者は、奈良時代において急速に讓位が定着していくのは、この相つぐ異例の皇位繼承によるところが大きかったのではないかと考える。それらの即位宣命では、くり返し、先帝の意志による即位の正当化<sup>レ</sup>の論理が使われ、讓位の論理が群臣に受け入れられていったことを本稿でみてきた。これは、当然、正当化の根拠としての天皇のコトバの重要視、あるいは絶対視といってもよい志向を群臣の中に醸成していくことになったはずである。そして、讓位が変則的な皇位繼承を正当化する手段からやがて正統な皇位繼承方式として受け入れられるようになったことを示すものが、天平勝宝元年(七四九)の孝謙即位儀における讓位宣命の分立であろうと考えられる。

もちろん、讓位の定着を単なる偶然に帰したのでは、安易な歴史解釈のそしりを免れない。より根本的な問題として、なぜ天皇のコ

典と初め賜ひ定め賜ひつる法の隨に、斯の天つ日嗣高御座の業は、御命に坐せ、いや嗣になが御命聞こし看せ」と勅りたまふ御命を畏じ物受け賜はりまして、食国天下を恵び賜ひ治め賜ふ間に、万機密く多くして御身敢へ賜はずあれ、法の隨に天つ日嗣高御座の業は朕が子王に授け賜ふと勅りたまふ天皇が御命を、親王等・王・臣等・百官人等、天下の公民、衆聞きたまへと宣る。

IV—2. 孝謙天皇即位宣命(『統日本紀』天平勝宝元年七月甲午条)  
(A) 前文

また天皇が御命らまと勅りたまふ命を、衆聞きたまへと宣る。

(B) 第一段(即位の正統性の確認)

掛けまくも畏き我皇天皇(聖武)、『斯の天つ日嗣高御座の業を受け賜はりて仕へ奉れ』と負せ賜へ、頂に受け賜はり恐り、進みも知らに退きも知らに、恐み坐さくと宣りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと勅る。

(C) 第二段(臣下への奉仕の要請)

故、是を以て、御命に坐せ、勅りたまはく、朕は拙く劣く在れども、親王等を始めて王等・臣等、諸の天皇が朝庭の立て賜へる食国の政を戴き持ちて、明き淨き心を以て誤ち落すこと無く助け仕へ奉るに依りてし、天下は平けく安けく、治め賜ひ恵び賜ふべき物にありとなも、神ながら念し坐さくと勅りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと宣る。

まずIV—1聖武讓位詔であるが、前文(A)と本文(B)(C)二段の構成になっている。本文では、まず(B)で聖武がカムロキ・

カムロミの「ヨサシ」によつて即位し、天下を統治してきたとして、自己の「神話による正統性の保障」をおこなったあと、(C)で改めて元正から「不改常典」法(「線部分」)を根拠に讓位されたことを述べ、以来、天下を統治してきたが、万機繁忙で身体が堪えられなくなったとして、「法」(「線部分」)にしたがって天つ日嗣高御座の業を「朕が子」孝謙に授ける、と讓位の理由を述べる。この讓位詔で問題となるのは、「不改常典」法が何を指すのかということ、「朕が子」阿倍内親王に讓位をする根拠とされた「法」とは何かということである。

まず元正から聖武への讓位の根拠とされた「不改常典」法であるが、これは前節で明らかにしたように、「皇位は首皇子へ賜う」といったとされる「父帝文武の遺志」のこととみてよい。問題はつぎの「法」が何かであるが、従来はこれを「不改常典」法と別の何らかの「法」とみるのが一般的であったと思われる。しかしつとに伊野部重一郎氏は、この「法」を「文脈上「不改常典」と同義に用いられている」とみている(ただし具体的根拠はあげていない)。筆者も結論的にはこの見解に賛成である。その根拠は、第一に、もしかに「法」が「不改常典」法と別のものとすれば、即位の正統性の根拠とされる「法」が「不改常典」法のほかにあったことになり、しかも讓位の主体である聖武については「不改常典」法によつて即位したことを明言しながら、肝心の讓位の相手である阿倍内親王に關してはなぜか「不改常典」の付かない、ただの「法」によつて位を譲るということをわざわざ群臣に示したことになる。筆者には、そのような新天皇の正統性をことさらに薄弱にするようなこと

この聖武詔の複雑な構成から浮かび上がってくるのは、聖武が元正のコトバを引用し、その中で元正は文武の遺志を語り、さらには即位時の元明のコトバという形で「不改常典」法に言及するという、天皇の「コトバ」のもつ権威である。文武―元明―元正―聖武という異例の皇位継承のくり返しは、この歴代天皇の「コトバ」の連鎖によって正当化されているといつてよいであろう。なかでも、「此食国天下は、掛けまくも畏き藤原宮に、天下知らしめしし、みましの父と坐す天皇の、みましに賜ひし天下の業」という元正のコトバの威力は絶大である。この一言によって聖武の即位は「不改常典」法に則ったものとして正当化されるのである。この聖武詔の核心部分には、神話による正統性の保障などは微塵もみられないことに注意をうながしたい。筆者は、「不改常典」法<sup>II</sup>先帝の意志による即位の正当化<sup>II</sup>、すなわち譲位の論理の確立こそが、奈良時代から平安時代にかけて王権の「脱神話化」を推進していく原動力であったと考える。

なお、聖武詔では父帝文武の遺志が「不改常典」法として絶対視され、元明・元正の二女帝はその遺志の実現のために（すなわちいわゆる「中継ぎ」として）即位したとされているが、これは少なくとも元明詔の論理とは隔たりがある。元明詔では、元明即位の正統性は文武の元明への譲位の意志によって根拠づけられており、首皇子への「中継ぎ」のための即位というようなことはまったく語られていない。この時点で首皇子への皇位継承が支配層内部で合意を得ていたとは考えがたいから、これは当然のことであって、元明の即位は、本来、首皇子への「中継ぎ」ということで正当化されたわけ

では決してないのである。したがって、聖武詔の論理は、草壁皇子直系の皇統とそれに連なる勢力の立場による再解釈がほどこされているとみなければならぬであろう。

## 五. 孝謙即位時における譲位詔の分立と「不改常典」法

第三節でふれたように、孝謙天皇即位の際にはじめて即位宣命から譲位宣命が分立し、即位儀の当日に二つの宣命の宣読が行われるようになる。その聖武天皇の譲位宣命に不改常典がみえるので、最後に聖武譲位宣命と孝謙即位宣命を取り上げることにする。

### IV-1. 聖武天皇譲位宣命（『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）

七月甲午条）

#### (A) 前文

現神と御宇倭根子天皇が御命らまると宣りたまふ御命を、衆聞きたまへと宣る。

#### (B) 第一段（自己の正統性の確認）

高天原に神積り坐す皇親神魯棄・神魯美命<sup>かむろのみこと</sup>以て、吾孫の命の知らさむ食国天下と言依さし奉りの随に、遠皇祖の御世を始めて天皇が御世御世聞こし看し来る食国天つ日嗣高御座の業とも神ながら念し行さくと勅りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと勅る。

#### (C) 第二段（譲位の意思表示）

平城の宮に御宇しし天皇（元正）の詔りたまひしく、「掛けまくも畏き近江大津の宮に御宇しし天皇の改るましじき常の

のいきさつ述べた元正の詔を引用し、さらにその中で元正に譲位した元明の詔を引用するという複雑な構成をとっているからである。この異例の構成自体が、聖武詔のねらいがどこにあったかを雄弁に物語っているといつてよい。

そこで第一段の構成と論理をみていくことにするが、まず第一段の冒頭(イ)で譲位の主体である元正が「皇親」カムロキ・カムロミ命の「ヨサシ」によつて即位した正統な天皇であることを確認し、その元正のコトバとして、「この天下統治のワザ(≡天皇位)は汝の父文武天皇が汝に賜つたものだ」と聖武に語つたことを述べ、まず聖武即位の最大の根拠が聖武の父にあたる文武の遺志にあることを参列した群臣に向かつて宣言する。しかもきわめて異例なことに、ここに常套句「衆聞きたまへと宣る」が入るので、ここで群臣は称唯一・再拜の礼で元正のコトバに応えたとみられる。即位宣命の第一段の途中に「衆聞きたまへと宣る」という常套句をはさむのは、他に例がないと思われるが、それはひとえに、「この天下統治のワザ(≡天皇位)は汝の父文武が汝に授けたもの」という元正のコトバが聖武即位の最大の根拠であることを最初に明示し、それを群臣に承認させるためであつたと考えられる。

つづく第一段の(ロ)では元正の詔の引用がさらに続く。ここでは、天皇位はすでに文武が崩御する慶雲四年(七〇七)に首皇子に譲つたものだということを前提としつつ、そのとき首皇子はまだ幼かつた(七歳)ので、荷が重いと思つて「皇祖母」で「我皇」の元明天皇に位を授けたが、霊龜元年(七一五)になつて元明は元正に譲位をした。そのときに元明は元正に向かつて「『不改常典』法(≡線

部分)にしたがつて間違ひなく「我子」首皇子に天皇位を授けるように」といつたという。そして昨養老七年(七二二)に祥瑞(白龜)が出現したのを機に、ここに神龜と改元し天皇位を「吾が子」に授ける、という元正の詔を受けて聖武は恐縮していると、元明即位から元正への譲位、さらに元正から聖武への譲位の理由が述べられている。すなわち、ここでは文武の聖武への譲位の遺志こそが絶対であつて、元明・元正の即位はその文武の遺志の実現のためであつたという論理で聖武の即位が正当化されていることになる。

聖武詔の構成でもう一つ注目されるのは、通常であれば、第一段と第二段の間に常套句「衆聞きたまへと宣る」と称唯一・再拜の作法が入つて新天皇の即位を承認することになるのであるが、それがなく、いつきに「故、親王等を始めて王たち臣たち汝たち、清き明き正しき直き心を以て、皇が朝をあななひ扶け奉りて、天下の公民を奏し賜へ」と、臣下へ奉仕を要請するコトバが続いていることである。これは、すでに(イ)の段でその作法が行われ、聖武即位の正当性は群臣によつて承認されているので、ここでそれをくり返す必要がなかつたためと解することができる。

さて聖武詔第一段の構成と論理を以上のように理解したうえで(ロ)の「不改常典」法が何を指すかを考えてみよう。それはこれまでの検討でもはや明らかであろう。(イ)で明示されているように、父文武の首皇子への譲位の遺志こそが絶対であつたとすれば、(ロ)の元明のコトバのなかにみえる首皇子への皇位継承の根拠とされている「不改常典」法は、父文武の譲位の遺志以外のものを指すとは考えがたいといつてよい。

へと宣る。

(B) 第一段 (即位の正統性の確認)

(イ) 高天原に神留り坐す皇親神魯岐・神魯美命の、吾孫の知らさむ食国天下と、よさし奉りしまにまに、高天原に事はじめて、四方の食国天下の政を、弥高に弥広に天日嗣と高御座に坐して、大八嶋国知らしめす倭根子天皇 (元正) の大命に坐せ詔りたまはく、「元正詔」「此食国天下は、掛けまくも畏き藤原宮に、天下知らしめしし、みましの父と坐す天皇 (文武) の、みましに賜ひし天下の業」と、詔りたまふ大命を、聞きたたまへ恐み受賜り懼り坐す事を、衆聞きたまへと宣る。

(ロ) 「元正詔」「かく賜へる時に、みまし親王 (首皇子) の齢の弱きに、荷重きは堪へじかと、念し坐して、皇祖母と坐しし、掛けまくも畏き我皇天皇 (元明) に授け奉りき。此に依りて是の平城大宮に現御神と坐して、大八嶋国知らしめして、靈龜元年 (七一五) に、此の天日嗣高御座の業食国天下の政を、朕 (元正) に授け賜ひ譲り賜ひて、教へ賜ひ詔り賜ひつらく、「元明詔」「掛けまくも畏き淡海大津宮に御宇しし倭根子天皇の、万世に改るましじき常の典と、立て賜ひ敷き賜へる法の随に、後遂には我子に、さだかにむくさかに、過つ事無く授け賜へ」と、負せ賜ひ詔り賜ひしに、坐す間に去年の九月、天地の貺へる大瑞物顕れ来り。又四方の食国の年実豊に、むくさかに得たりと見賜ひて、神ながらも念し行すに、うつしくも、皇朕が御世に当りて、顕見るる物には在らじ。今嗣ぎ坐さむ御世の名を記して、応へ来りて顕れ来る物に在

るらしと念し坐して、今神龜の二字を御世の年名と定めて、養老八年を改めて、神龜元年として、天日嗣高御座食国天下の業を、吾が子みまし王 (聖武) に、授け賜ひ譲り賜ふ」と詔りたまふ天皇が大命を、頂に受け賜り恐み持ちて、辞び啓さば天皇が大命恐み、被賜り仕へ奉らば拙く劣くて知れること無し。進むも知らに退くも知らに、天地の心も勞しく重しく、百官の情も辱み愧しみなも、神ながら念し坐す。

(C) 第二段 (臣下への奉仕の要請)

故、親王等を始めて王たち臣たち汝たち、清き明き正しき直き心を以て、皇が朝をあななひ扶け奉りて、天下の公民を奏し賜へと詔りたまふ命を、衆聞きたまへと宣る。

(D) 第三段 (君恩の恵与)

辞別けて詔りたまはく、遠皇祖の御世を始めて、中・今に至るまで、天日嗣と高御座に坐して、此の食国天下を撫で賜ひ慈しび賜はくは時々状々に従ひて、治め賜ひ慈しび賜ひ来る業と、神ながら念し行す。是を以て先づ天下を、慈しび賜ひ治め賜はく、天下に大赦す。内外の文武の職事及び五位已上及び京下の僧尼に、大御手物取し賜ひ治め賜はくと詔りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと宣る。

聖武天皇の即位宣命も、前文と第一・三段に区分できる点は他の即位宣命と同じであるが、それが必ずしも「衆聞きたまへと宣る」という常套句によつていないという点で変則的である。また、第一段が長大で全体のほぼ三分の二を占めるが、これは聖武天皇への讓位

その直後の「衆聞きたまへと宣る」という常套句のあとの称唯・再拜によって群臣の承認を得たはずである。

元明詔には、これまで触れてこなかったが、「不改常典」という形容句が付された語句がもう一箇所ある。それは第二段傍線部の「不改常典」の食国法である。これについては、従来から、第一段の「不改常典」法と同じとみる見解と異なる<sup>(40)</sup>とみる見解が対立してきた。筆者は、以下のような理由で別のものとみるべきである<sup>(41)</sup>と考える。第一に、「不改常典」という語句は、かつて早川庄八氏が明快に論じたように、特定の事柄を意味する名詞ではなく「法」を修飾する形容句に過ぎない<sup>(42)</sup>ということ。したがって、形容句が一致するからといって同じものを意味するとは限らない。第二に、亀井輝一郎氏が指摘しているように、両者を同じものとみると、必然的に「不改常典」法<sup>(43)</sup>と「不改常典」食国法、すなわち法と食国法ということになるが、文章表現としては最初に正式名称である「食国法」と表記し、そのあとでそれを単に「法」と表記することはあっても、その逆はありえないと考えられるから、「法」を「食国法」の省略形とみることはできない<sup>(44)</sup>こと。第三に、両者は異なる段落で、異なる文脈の中で使用されていることからみて、同一のものと考えるのは困難であること。「不改常典」法は、即位の正統性を確認する第一段の<sup>(45)</sup>前段で文武天皇の正統性の根拠として使用されている。したがって、即位の正統性を根拠づける内容のものでなければならぬ。それに対して「不改常典」食国法は、即位の正統性の確認を前提にして臣下への奉仕を要請する第二段に出てくるから、即位後に群臣の「輔佐」を得て行かう天下の統治にかかわる何らかの「法」とみな

ければならない。このように、即位宣命の構成と論理をふまえれば、両者は明らかに別のものを指すと考えられる。第四に、「不改常典」食国法は元明詔が唯一の例であるが、「食国法」は、平安時代に入ってから立太子・廢太子・任大臣等、即位にかかわらない宣命で「食国の法と定め賜い行ひ賜へる因法の隨に」、「食国の法の隨に」、あるいは「食国の法と定め賜ひ行ひ賜へる国法の隨に」などと使用されるようになる<sup>(46)</sup>こと。これらが皇位継承にかかわる「法」と考えたいことは明白で、即位後に天皇の行う統治行為が準拠すべき法体系あるいは規範という意味に解せば、元明詔の「不改常典」食国法と同様に理解できるであろう。

以上の四点から、「不改常典」法と「不改常典」食国法を同じものとみる見解は成り立ちがたく、したがってそれを根拠に「不改常典」法を皇位継承に直接かかわらない「法」とみるいくつかの見解も成り立たないと考えられる。

#### 四. 聖武天皇の即位宣命の論理と「不改常典」法

以上、元明詔の構成・論理を明らかにしながら、「不改常典」法について考察してきた。つぎに、初期の即位宣命の最後にあたる聖武詔を取り上げたい。

Ⅲ. 聖武天皇即位宣命(『続日本紀』神龜元年(七二四)二月庚午条)  
(A) 前文

現神と大八洲知らしめす倭根子天皇が詔旨らまと勅りたまふ  
大命を親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたま

当性の根源」であり、「不改常典」法の実態であるとする。中西氏は、「天智の後継者は大海人（天武）で、それは天智によって認められたもの」というのが、ちょうど元明朝に編纂が進められていた『日本書紀』の論理であるとする。近年、さらに義江明子氏<sup>(39)</sup>、仁藤敦史氏等も同様の見解を表明している。

筆者は、「不改常典」法の実態に関しては右の中西氏の見解を全面的に支持したい。ただし、氏が「不改常典」法を皇位継承にかかわる先帝の遺志に限定するのは疑問である。初見史料である元明詔を素直に読めば、「不改常典」法が持続から文武への生前讓位を指していることは明らかだからである。端的にいえば、生前、死後を問わず、先帝の意志による皇位継承<sup>レ</sup>という従来なかつた皇位継承方式——これは、従来から指摘されているように、歴史的には終身大王制の段階の群臣による新大王の推戴に代わるものである——を正当化する論理こそが「不改常典」法であり、元明がこれをもち出したのは、従来からいわれているように、父天智の權威をかりつつも、中西氏が強調しているように、「天武皇統の正当性の根源」を確認するものとして、当時、官人・貴族層の間でもよく知られていた大海人皇子が吉野に隱遁するきっかけとなつた天智の病床のエピソードに一定の再解釈を施して、天智天皇の定めた「不改常典」法という言葉説を創り上げて文武天皇の即位の正統性の根拠としたのではないかと考える。

『日本書紀』が天智の病床における大海人への讓位の意思表示の話を政治的に重要視していたことは、これを天智紀の末尾ばかりでなく天武即位前紀に再掲していることからもうかがわれる。天武の

王統に連なる奈良時代の王権にとつて、壬申の乱による王位篡奪というイメージを払拭し、天智王権の正統な継承者という評価の確立は重要課題であつたと思われる。その点から考えると、天智病床のエピソードの再解釈<sup>＝</sup>天智の「不改常典」法という言葉説は、『日本書紀』編纂事業の進展などともに元明即位以前から意図的に進められていた可能性も考えられよう。しかしながら、すでに指摘されているように、『懷風藻』葛野王伝の記述から、文武即位の時点では、「不改常典」法は元明詔で示されたようなものとしては存在していなかつたと考えざるをえない。したがつてここでは、「不改常典」法言説の形成時期は文武即位後から元明即位時までの間、それもおそらくは文武朝の末年以降とみておきたい。

さて元明詔では、既述のように、「不改常典」法は文武の即位の正当化の根拠とされているが、それでは元明の即位と「不改常典」法はどのようにかわるのであろうか。「不改常典」法の実態が天智が定めたとされる先帝の意志による皇位継承<sup>レ</sup>であるとすれば、元明が詔第一段の(口)で前年の十一月以来、たびたび病床にある文武から讓位の意志を表明されたことを強調し、さらに崩御の当日にそれを受諾したといっているのは、元明の即位が先帝の意志による皇位継承<sup>レ</sup>に適用ものであることを自ら主張していることになる。すなわち(口)の核心は、元明の即位はまさに「不改常典」法に則つたものであるという論理による即位の正当化にあつたのであつて、そこであえて「不改常典」法という言葉を使わなかつたのは、元明にとつても、参列した群臣にとつても、そのことはまったく自明のことであつたからに相違ない。この(口)における元明即位の正当化は、



に把握したうえで、「不改常典」法を「天皇自身の意志にもとづく皇位継承者決定権の法的根拠」とみて、「それは文武の死後聖武への皇位継承を志向する元明が目的の実現のために創出したもの」とする仮託説を唱えた。倉住氏によれば、それは群臣協議による皇位継承の決定という従来の慣行の否定を意図したもので、「この新しい手続が発効すれば、元明自身の意志によつて皇位継承者を決定することができ、それはとりもなおさず、聖武への皇位継承を実現可能ならしめるものであった」と、聖武への皇位継承を見通した元明による創出という立場をとっている。ついで佐藤宗諱氏もまた、「不改常典」法を「元明天皇即位詔において仮託・創作された」として仮託説の立場に立ちつつ、「先帝の意思にもとづいて（一般的にはその生前に）皇位を譲ること、すなわち讓位を「法的に認めようとしたものであった」と、倉住氏と同様の見解をとっている。

近年、仮託説は下火になったが、それは田中卓・長山泰孝氏らによつて仮託説の難点が明確にされたことが大きいと思われる。田中氏は、「即位詔に見える「不改常典」が極めて抽象的で、具体的な内容をもたない事実」に注意を喚起し、「若しこれが新しく仮託されたものであれば、慶雲四年当時においても、その具体的意味が判らず、重臣の間において必ずや議論が百出したであらう」とし、このことは逆に「当時の重臣たちにとつて既にその内容が周知されてをり、共通の理解が得られてをる」ことを示すものであり、「不改常典」の抽象性こそが、実はその実在を証明すると言へる」として<sup>35</sup>いるのは、仮託説への批判としてはまったく正しいと思われる。長山氏も「もしそれがまったく根も葉もない造作であったとしたら、

人々の合意をうることは困難であったであろう」とし、「おそらく元明即位の宣命を読み聞かされた人々の多くは、直接にかあるいは伝聞によつてか、皇位継承の問題に触れた天智の遺詔が存在したことは知っていたであろう。したがつて不改常典に現実的な根拠が存在したという点では、これを仮託ということはできない」と仮託説に疑義を表明しつつも、「しかし本来皇位継承法ではなかったものを、天地永遠に変わることのない皇位継承の恒典に仕立てあげたという点では、これを仮託とみることも可能である。……これも不改常典が元明によつて新たな意味を賦与され、利用されたところからきたものと思われる」と、元明による事実の再解釈というところから言っている。<sup>36</sup>筆者の基本的立場は、この長山氏に近い。

では、天智天皇が定めた「不改常典」法とは具体的に何を指すのか。この点を明確にしたのが中西康裕氏である。<sup>37</sup>中西氏は「不改常典」法を「先帝の皇位継承に関わる遺志」ととらえたうえで、「従来の研究の中で最大の疑問点は、何故天武系の皇統である奈良時代の即位の宣命に、天智が定めたとする「不改常典の法」が出てくるのかということであり、「天智が定めた「不改常典の法」は、天武に破られたものとは到底考えられない」として、天智十年（六七二）十一月に近江朝の五大官に大友皇子への忠誠を誓わせた天智天皇の詔を「不改常典」法の実態とみる見解を否定する。そして『日本書紀』天智十年十月庚辰条にみえる天智が大海人を病床に呼んで「朕疾甚。以<sub>レ</sub>後事<sub>レ</sub>属<sub>レ</sub>汝」と、讓位の意思を伝えたという記事（天武即位前紀にもほとんど同じ内容の記事があり、そこでは「天皇勅<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>授<sub>二</sub>鴻業<sub>一</sub>」という表現になっている）こそが「天武皇統の正

(口)で強調されているのは、実態は没後の皇位継承であるにもかかわらず、文武の讓位の意向を受けて即位したということである。息子から皇太子妃の母へという空前の皇位継承を正当化するために、またしても「前天皇の讓位の意志」がもち出されているのである。文武詔で、文武即位の正統性の直接の根拠とされたのが、持統の讓位の意志であったことと揆を一にする論理である。

さて、そこでつぎに問題となるのが、(口)とその前段を構成する(イ)との関係である。ここでも文武詔の論理構成が参考になる。第一節でみたように、文武天皇の即位の正統性は「正統な天皇持統による讓位」という論理によって根拠づけられていた。そのため、文武自身の正統性を根拠づける前に、持統の正統性が「延々と」語られるという形式がとられているのである。一方、元明詔においても、冒頭の(イ)で語られているのは、元明自身のことではなく、その元明に讓位の意志を示したとされる文武天皇の即位事情についてである。とすれば、(イ)は元明自身の即位の正統性の確認に先立って、元明に讓位の意志を示したとされる文武の正統性の確認をおこなった箇所とみることができるとすなわち、元明詔もまた、「正統な天皇文武による讓位」という論理によって元明の即位の正統性を根拠づける形を取っていることになるのである。

以上の点が認められるとすれば、従来議論されてきた波線部の「是は」を③「此の天下を治め」たという箇所をさすとみたものでは、即位後に、「統治をおこなう際にしたがうべき法」ということになるから、文武即位の正統性の根拠とはなしえない。したがって①「嫡子」に重点を置くか、それとも②「授け賜ひて」に重点を置くかという

問題は残るが、「日並所知皇太子の嫡子、今御宇しつる天皇に授け賜ひて」の部分の指すとみざるを得ないことになる。すなわち「不改常典」法の実態は、この箇所にかかわると考えられるのである。

ここで再び、文武詔において文武即位の正統性が何によって根拠づけられていたかを思い起こしてみると、それは「正統な天皇持統による讓位」であった。前天皇持統の意志による讓位こそが、文武即位の正当化の切り札として使われていたのである。この点をふまれば、(イ)の「是は」が何を指しているかはもはや明白であろう。すなわち、①の「日並所知皇太子の嫡子」も、皇位継承からの文武諸皇子排除の論理としては重要であるが、即位正当化の論理ということからいえば、主として②「授け賜ひて」の部分を指していると考えざるをえない。文武詔も参照すれば、文武の即位の正統性が、基本的に前天皇持統の意志による讓位ということによって根拠づけられていることは明らかであって、それがすなわち元明詔にいう「関くも威き近江大津宮に御宇しし大倭根子天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く改るましじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法」の実態を示すと考えられるのである。

このようにみえてくると、元明詔における即位正当化の論理もまた「正統な天皇文武による讓位」であったことになる。実はこれに類似した見解は、これまで何人かの研究者によって提示されている。そのもつとも早い例はおそらく倉住靖彦氏であろう。倉住氏は「きわめて異例であるにもかかわらず、文武の要請を根拠に皇位を継承しようとする元明としては、文武の皇位継承そのものの正当性について彼らを納得せしめる証明に迫られた」と、(イ)と(口)の関係を正当

われたことをみた。新天皇に神性を付与する即位儀に加えて、即位宣命の発布という形で即位の正統性を補完することがどうしても必要な事情があったのである。周知のように、元明の即位もまた異例の即位であった。元明は皇太子草壁皇子の妃であったが、これまでの女帝のように先帝の皇后ないし太后という身分ではなかった。そのうえ息子から母へという世代を遡る皇位継承である。少なくともこの二点で、元明の即位もまた空前の異例なものであった。しかもこのような異例の即位を根拠づける唯一のものが文武の「遺詔」であった。<sup>30</sup>文武天皇が死去した九日後の慶雲四年（七〇七）六月二十四日、元明は東楼（大極殿の東楼か）に御して八省卿・五衛督率等を召して、「依遺詔撰三方機之状」を告げたという。<sup>31</sup>これをいわゆる「踐祚」とみなす見解もあるが、米田雄介氏のいうように称制とみるべきであろう。<sup>32</sup>そしてその後、前掲のごとく、七月壬子（十七日）に至って即位するのである。即位までこのような変則的な経過をたどったこと自体、元明即位の異例さを物語るものである。したがって、当然のことながら、元明の即位が十分な正当性をもつものであることを群臣に説明しなければならなかったはずである。つまり、元明の即位もまた即位宣命の発布という形で即位の正統性を補完する必要があったのである。筆者は、元明の即位宣命を正当に理解するためにはこの点を念頭におかなければならないと考える。

従来の研究で、「不改常典」法は元明の異例の即位を正当化するためにもち出された考えられてきた。そのこと自体は正しいと思われるが、しかし注意すべきは、(イ)でいわれているのは、文武の即位

は「不改常典」法によるものであるということであって、決して元明の即位が「不改常典」法にもとづくといっているわけではないことである。そもそも「不改常典」法が元明自身の即位の正当化にどのようにかかわるのか——この点が「不改常典」法研究の根本問題ではないかと思われるにもかかわらず、これまでの研究で十分に解明されたとはいえないがたいと思われる。

筆者は、元明詔の理解にかかわるこれらの重要問題の解明には、元明詔の全体構成とそこで展開されている即位正当化の論理を明らかにすることが必須であると考ええる。そのためには、文武詔の構成と論理を参照することがすこぶる有効なのである。

さてそこでまず明確にしなければならないのが、宣命中における(イ)の位置づけであるが、それには第一段中の(イ)と(ロ)の関係を考える必要がある。(ロ)は、昨慶雲三年（七〇六）十一月、「我が王、朕が子」文武天皇が病を患ったときに、天皇位は「大命に坐せ」（天皇自身の意志として）お譲りしますと讓位の意思表示をしたが、元明は固辞した。その後も文武はしばしば讓位を申し出るので、今年の六月十五日（文武崩御の日）について承諾した。それに従って即位することは、天地の心を思うと誠に恐れ多い、というのが大意である。要するに、わが子文武の生前の意志に従って即位したことが語られているのであるが、この直後に「衆聞きたまへと宣る」という常套句があるので、ここで群臣の承諾をしめす作法である称唯一再拜があり、さらにつきぎの第二段（C）で、即位儀に参列した群臣に対して新天皇として奉仕を要請しているので、(ロ)こそが群臣の了承を得て元明即位の正当化をはたした部分ということになる。

てし、此の食国天下の政事は、平けく長く在らむととも念し  
坐す。また、天地と共に長く遠く改るましじき常の典と立て  
賜へる食国の法も、傾く事無く動く事無く渡り去かむととも  
念し行さくと詔りたまふ命を衆聞きたまへと宣る。

(D) 第三段 (君恩の恵与)

遠皇祖の御世を始めて、天皇が御世御世、天つ日嗣と高御座  
に坐して此の食国天下を撫で賜ひ慈しび賜ふ事は、辞立たつに  
在らず、人の祖の意能が弱兒を養治す事の如く、治め賜ひ慈  
しび賜ひ来る業ととも、神ながら念し行す。是を以て、先づ  
先づ天下の公民の上を慈しび賜はく、天下に大赦したまふ。

(中略) 鰥寡惻独の自存すること能はぬ者を賑恤せむに、人  
別に初一斛を賜へ。京師・畿内と大宰の所部の諸国との今年  
の調、天下の諸国の今年の田租復し賜はくと詔りたまふ天皇  
が大命を衆聞きたまへと宣る。

まず、元明詔の構成を「衆聞きたまへと宣る」という常套句を基  
準に分けてみると、(A)の前文のあと、本文は(B)〜(D)の  
三段に分けることができ、文武詔と全く同じ構成をとっていること  
が知られる。そのうち核心部分である(B)の第一段は、異例の即  
位事情を反映してかなり長大であるが、さらに(イ)の前後二段に分  
けられる。前半の(イ)では、持統が草壁皇子の嫡子である文武に譲位  
し、文武とともに天下を統治してきたのは天智の定めた「不改常典」  
法にもとづくものであることが述べられている。ここでまずもって  
問題とすべきなのは、この(イ)が元明詔の全体構成なかでどのような  
位置を占めているのかということであろう。筆者は、これまでの長

年にわたる「不改常典」法の研究では、この点を自覚的に明らかに  
しようとしてこなかったように思う。しかしこの(イ)の部分に「不改  
常典」法がみえる(＝線部分)わけであるから、一定の構成をと  
る即位宣命全体の中の(イ)の位置づけを曖昧にしたままで「不改常  
典」法の意味を正當に理解することはできないと思われる。

(イ)の中で従来から議論されてきたのが、波線部の「是は」がこの  
前の文章のどこを指しているのかということである。その理解いか  
んで、「不改常典」法の実態をどのようなものとみるかがまったく  
変わってしまうからである。これを①「日並所知皇太子の嫡子」に  
重点を置いて理解すれば嫡系ないし直系継承法ということになる  
し、②「授け賜ひて」を指すとみれば譲位、ないし先帝の意志によ  
る皇位継承ということになり、③「此の天下を治め」たという箇所  
をさすとみれば、北康宏氏がいうように「皇位を受けて統治を行う  
際に従うべき法」とみることも可能であろう。そのいずれが妥当か  
は、即位宣命の構成と論理に即して判断されるべきであると考えらる。  
『続日本紀』には、元明詔は「天皇即位於大極殿」。詔曰、  
……」に続いて載せられており、即位の当日に発布されたとみられ  
る。この日、おそらく天神の寿詞の奏上→神璽の鏡劍の奉上→狭  
義の「即位」という定例の即位儀が大極殿で行われた後、引き続き  
参列した群臣の前で宣命が宣読されたことになる。その宣命本文の  
冒頭をかざるのが(イ)なのである。

第一二節で、文武天皇の場合、定例の即位儀の一六日後に、祖  
母持統から一五歳という異例の若さの孫文武への譲位、というまった  
く前例のない皇位継承を正当化するために初の即位宣命の発布が行

文言や内容が〔『朝野群載』の「引用者補」〕「書様」と合致する例は「な」く、即位詔にくらべて定型化がかなり遅れるということがあつて、<sup>(28)</sup>段階分けしにくいからである。相磯氏は、讓位詔の定型化が進むのは清和天皇以降とみている。

さて、以上のような即位・讓位詔の変遷をふまえて、本節では(1)段階、すなわち初期の即位詔のうち、前節までの文武天皇の即位詔の検討結果をふまえながら、元明天皇の即位詔を取り上げ、その構成と論理を明らかにしつつ、そこにみえる「不改常典」法の実態についてふれてみたい。

元明詔は、非常に複雑で個性的な内容になっているうえ、いまなお学界で論争が続いている「不改常典」法の初見史料ということもあつて、多くの研究者が取り上げているが、その内容の理解は現在においても論者によつて大きく異なつており、共通した理解をうるに至つていない。しかしながら、その構成に着目すると、第一段―即位の正統性の確認、第二段―臣下への奉仕の要請、第三段―君恩の恵与という三段構成は文武詔と同一であり、しかもその核心である第一段の論理構成は、筆者のみるところでは、文武詔に酷似していると思われるので、複雑、難解な元明詔を読み解くには、文武詔との比較検討が有効であると考える。

それでは、やや長文になるが、つぎに元明天皇の即位詔を掲げて検討を行つてみたい。

## II. 元明天皇即位宣命(『続日本紀』慶雲四年(七〇七)七月壬子条)

### (A) 前文

現神と八洲御宇倭根子天皇が詔旨と勅りたまふ命を、

親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたまへと宣る。

### (B) 第一段(即位の正統性の確認)

(イ) 関くも威き藤原宮に御宇しし倭根子天皇の丁酉(六九七年)の八月に、此の食国天下の業を、日並所知皇太子(草壁皇子)の嫡子、今御宇しつる天皇(文武)に授け賜ひて、並び坐して此の天下を治め賜ひ諸へ賜ひき。是は関くも威き近江大津宮に御宇しし大倭根子天皇の、天地と共に長く日月と共に遠く改るましじき常の典と立て賜ひ敷き賜へる法を、受け賜り坐して行ひ賜ふ事と衆受け賜りて、恐み仕へ奉りつらく。

(ロ) 如くは仕へ奉り侍るに、去年(慶雲三年)の十一月に、威きかも、我が王、朕が子天皇(文武天皇)の詔りたまひつらく、「朕御身勞らしく坐すが故に、暇間得て御病治めたまはむとす。此の天つ日嗣の位は、大命に坐せ大坐し坐して治め賜ふべし」と譲り賜ふ命を受け賜り坐して答へ日しつらく、「朕は堪へじ」と辞び白して受け坐さず在る間に、遍多く日重ねて譲り賜へば、勞しみ威み、今年の六月十五日に、「詔命は受け賜ふ」と白しながら、此の重位に継ぎ坐す事なも天地の心を勞しみ重しみ畏み坐さくと詔りたまふ命を衆聞きたまへと宣る。

### (C) 第二段(臣下への奉仕の要請)

故、是を以て、親王を始めて王臣・百官人等の、淨き明き心を以て弥務めに弥結りに阿奈々ひ奉り輔佐け奉らむ事に依り

バで正当化するものとして即位儀礼に付加されたものであることをみてきた。

その後、即位宣命は即位当日に発布されることが定例となり、即位儀に完全に取込まれることになるが、その内容は奈良時代から平安時代初期にかけて大きく変貌をとげる。文武・元明・聖武といった奈良時代前半の天皇の即位宣命が長文で個人的であるのに対して、その後は急速に簡略化、定型化していき、桓武天皇以降は、光孝天皇の場合を除いて、ほとんど同文となる。前掲『朝野群載』の書様は平安初期に定型化した即位宣命とほとんど異なるところが少ない。既述のように、神話的要素もまったく影をひそめてしまうのである。

この定型化の端緒は奈良時代半ばにまでさかのぼる。桓武以降の即位詔には、周知のように、光孝を唯一の例外として、「此の天日嗣高座の業を掛けまくも畏き近江大津の宮に御宇しし天皇の初め賜ひ定め賜へる法の随に〔被け賜はりて〕仕へ奉れ」(一)の部分は、淳和天皇以降の即位詔にはみられない)という常套句が用いられるが、この部分を除けば、淳仁の即位詔は桓武の即位詔とほぼ同文である。八木充氏はこの点を重視して、淳仁の即位詔を定型化の画期として重視している。<sup>23)</sup>しかし淳仁詔に天智の「初め賜ひ定め賜へる法」への言及がないことは、無視できない相違点である。また、その一代前の孝謙天皇の即位詔は、即位当日に恒例となっていた叙位・賜物・賑給・恩赦などの「君恩」の実施をいう第三段がないのは異例であるが、早川氏が指摘しているように、それを除けば内容的には定型化後の宣命と基本的に同じである。これ以前の、文

武・元明・聖武の即位詔が、どれも長文で個人的な内容になっているのにくらべると、その違いは歴然としている。したがって定型化の端緒は、孝謙の即位詔にあるとみられる。

この孝謙天皇即位の際に初めて讓位宣命が現われる。<sup>26)</sup>これ以前、文武・元明・聖武の場合は、いずれも即位詔のなかで、前天皇の讓りを受けて即位したことが述べられている。とくに聖武の即位詔は、ほぼ半分が聖武への讓位のいきさつを語った元正天皇の詔の引用で占められる、という特異な形態をとる。つぎの孝謙即位のときに、この讓位のいきさつを述べた即位詔の冒頭部分が独立して別個の宣命になったと解すれば、讓位詔の成立事情は理解しやすいし、その後、即位詔が簡略となり、急速に定型化していく要因の一つがここにあったと推察される。そして、孝謙天皇以降は、讓位による皇位継承の場合は、前天皇の讓位詔と新天皇の即位詔の二つの宣命が宣読されることが定例となっていくのである。

以上の、即位・讓位詔の変遷過程を即位詔を基準として区分すると、(1)即位詔のみが宣読される段階(文武・元明・聖武)、(2)即位詔から讓位詔が独立し、簡略化・定型化が進む段階(孝謙・淳仁・光仁)、(3)即位詔が完全に定型化する段階(桓武以降)、となる。これを即位儀との関係で見ると、(1)(2)の段階では、最初の文武天皇を除いて即位詔・讓位詔ともに即位儀の当日に宣読される。(3)の段階に即位儀から「踐祚」儀が分離するが、そうすると讓位詔は「踐祚」儀で宣読され、即位儀では即位詔だけが宣読されるようになる。

ここで即位詔を基準としたのは、相磯達夫氏が指摘しているように、「讓位宣命は讓位の理由をはじめとしてバリエーションに富み、

宣言（即位の宣命）を發し」という想定を行っている<sup>21</sup>。また八木充氏は、文武天皇の即位宣命を淨御原公式令にもとづくものとみなし、それを前提に「即位儀における宣命の制は、『淨御原令』規定に準拠して執行された持統四年の即位のさいに創始、実現されたとしてさしつかえないのではあるまいか」とする<sup>22</sup>。藤森健太郎氏も同様に持統即位の際に「宣制」（宣命の宣詔）が行われたとみる。その根拠は即位儀の一六日後の正月十七日（甲午条）に大赦、叙位、鰥寡・孤獨・自存不能者等への賜福・蠲免などが行われているが、これらは即位宣命によく見られる内容なので、このとき宣制が行われたであろうとするのである<sup>23</sup>。

一方、即位宣命の成立を文武天皇のときとみるのが神野志氏である。その根拠は「文武天皇自身の即位においては宣命が即位の当日でなく後日にずれ、以後の定型と微妙に異なる」という事実と、讓位による文武の即位がそれ以前の「基本原則を破る」ものであったために、「持統天皇の即位のかたちを受け継ぐだけではすまな」くなり、その正当化のために即位宣命が成立したという解釈の二点を根拠に文武天皇のときに成立したとみる。

筆者は、結論的にこの神野志氏の見解に賛同する。というのは、即位宣命の成立を文武天皇以前に遡らせる見解は、いずれも決め手に欠けるとみられるからである。岡田氏の見解は想定にとどまる。八木氏の淨御原令説は、文武詔と元明以降の即位詔との間に表記上の相違が少なからずみられることを指摘し、その理由を、元明以降が大宝・養老令制にもとづくこととみられるのに対して、文武のものは淨御原令制によったためと解するのであるが、即位宣命そのものが

淨御原令の規定によるものとは確定しがたい。藤森氏の見解については、大赦、叙位、賜物などは、確かに即位宣命によくみられるが、それは宣命の中では付随的な部分であるし、宣命の発布がなくても実施は可能と思われる。また持統の即位記事は『日本書紀』の中でももつとも詳細なものといつてよいが、それにもかかわらず宣命に関する記述がみえないのは、やはり実際に発布されなかつたとみることが自然であると考える。

以上のことから、筆者には、即位宣命の成立を文武天皇以前に遡らせる見解はどれも説得力に欠けるように思われる。したがって神野志氏が、即位宣命の発布が即位儀の当日ではなく一六日後であること、さらに平時における讓位というそれ以前の原則を破る即位であったと指摘していることに加えて、前節で明らかにしたように、文武天皇の即位宣命の核心が「正統な天皇持統による讓位」という論理による即位の正当化にあったことをふまえれば、讓位という皇位繼承方式の出現にともなって、文武天皇のときに即位儀を補完するものとして即位宣命が案出されて即位儀礼に付加されたとみるのがもつとも合理的であると考ええる。要するに、文武即位宣命の核心は、讓位という新たな皇位繼承方式の正当化の論理にほかならないのである。

### 三．元明天皇の即位宣命の論理と「不改常典」法

第一二節において、即位宣命は、持統から文武への讓位の際に、平時における讓位という新たな皇位繼承方式を天皇みずからのコト

位のときに一五歳であったことになる。『日本書紀』に一定の信憑性が認められるようになる継体以降の大王・天皇の即位年がいずれも三〇歳以上とみられることからすれば、まったく前例のない年齢での即位である。しかも当時はなお、天武天皇の皇子が何人も健在であった。周知の史料であるが、『懷風藻』葛野王伝によれば、持統は高市皇子死去の機会をとらえて、群臣を宮中に引き入れて「日嗣」、すなわち皇太子を立てることを諮ったが、「時群臣各挟私好」、衆議紛紜」というありさまであった。そのとき葛野王が進み出て、「我国家為法也、神代以来、子孫相承、以襲天位。若兄弟相及、則乱従此興。仰論天心、誰能敢測。然以人事推之、聖嗣自然定矣。此外誰敢問然乎」といい、それに反論しようとした弓削皇子を叱りつけてだまらせたことで草壁皇子の嫡子である軽皇子に決まったという。多くの有力候補を強引に押しつけて達成された持統から文武への皇位継承の舞台裏を伝える貴重な史料である。

ここで葛野王が「我国家為法也、神代以来、子孫相承、以襲天位」という歴史的事実とは大きく異なる理屈をあえてもちだしたのは、つぎの「若兄弟相及、則乱従此興」という一文と相まって、ライバルの天武の皇子たちを皇位継承から排除し、草壁皇子直系の軽皇子に皇位を伝えたいという持統の思いを汲んでのこととみられる。

その持統が天武の皇子たちをさしおいて孫の文武へ皇位を伝えるためには、「日並所知皇太子の嫡子」（元明詔）への皇位継承が正当なのだという論理とともに、わずか一五歳という前例のない若い皇子の即位と、これまた前例のない平時における讓位をとともに正当

化する論理を新たに創出しなければならなかったのである。それを持統即位時に創始された即位儀のみで達成することはとうてい不可能であった。そこで案出されたのが、讓位の正当性を天皇のコトバという形で群臣に伝える宣命を即位儀に付加することであったのである。そこで用いられている論理は、まず持統天皇の正統性を、即位儀で付与された神性を根拠としてあげることの確認、強調し、文武はそのような正統な天皇として比類ない高い權威をもつ「現御神」持統の「授け賜ひ負せ賜ふ貴き高き厚き大命」を受けて即位したのだから、前例のない若い年齢であろうが、平時では初の讓位による皇位継承であろうが、その即位は十分な正当性をもつのだ、というものとして理解できる。一五歳という年齢に平時の讓位、さらには祖母から孫へという一世代飛ばした皇位継承など、どれをとっても異例づくめの文武の即位を正当化するには、何ものにもまさる高い權威を保持している「現御神」持統本人の意向による皇位継承なのだということを強調することが最も有効であると考えられたに違いない。その持統の意向をもっともストレートに權威あるものとして群臣に伝える手段が宣命のコトバであった。

筆者は、文武天皇の即位において、即位儀終了後、さらに即位宣命が発布された理由は以上のようなものであったと考えるが、そうであるとすると、即位宣命は、当然、文武即位のさいに創始されたものということになるが、つぎにこの問題を検討してみよう。

これまで即位宣命については、初見である文武天皇のときに創始されたとする見解と、それ以前からあったとする見解の両方があった。たとえば岡田精司氏は、大王が壇に登って即位したあと「就任



に神性を付与するための儀礼ということが出来る。換言すれば、その儀礼としての本質は、「現神」としての天皇を誕生させるところにあったといえよう。文武天皇もまた、八月一日の即位儀で「現神」（文武詔では「現御神」）天皇としての神性を付与されていたとみてよい。

さて、そこでつぎに考えなければならぬのが、このような儀礼の意味をもつ即位儀とその一六日後に発布された即位宣命の関係である。神野志氏は即位宣命と即位儀との関係を「即位宣命はそれ（＝即位儀における神性の保障―熊谷補）を確認しなおし、神璽・寿詞とあいまって高御座につくことを意味づける」とする。即位宣命の本質を「神話による正統性の保障」とみる氏にとっては当然の考えであるが、それでは即位宣命の儀礼的意味は即位儀と同一ということになってしまい、何ゆえに即位儀のあと日をおいて改めて即位宣命の発布が行われたかを説明することはできないであろう。

ただし、神野志氏は別の箇所で「その（＝譲位による）継承をいかに正当化するかという中で、即位宣命の成立は見るべきである。持統天皇と同じ儀礼で即位した文武天皇が、それだけでは十分でなくその正統性を確かめ直す必要がある、それが譲位にかかわることを、持統天皇の委任をうけることを柱として即位を宣言することが明示しているのである」ともいっており、筆者はこの考えに賛同する。

前節で、即位・譲位宣命において「神話による正統性の保障」がみられるのはわずかに四例のみで、しかもそれはすべて譲位の主体である前天皇にかかわるものであることを指摘した。すなわち即位・

譲位宣命において、神話によって新天皇の正統性を直接根拠づけることは一切行われていないのである。それは、「神話による正統性の保障」は即位儀の①～③の儀礼によってすでに満たされており、即位宣命の発布の時点で新天皇は「現神」として群臣に君臨していたので、改めて行う必要がなかったからに違いない。

前節で指摘したように、文武の即位宣命では持統の正統性を、(a)の高天原に始まる皇統譜に系譜的に連なることと、(b)の天つ神の「ヨサシ」を受けたことの二点によって確認しているが、それはまさしく即位儀の②神璽の鏡劍の奉上と①天神の寿詞の奏上とに対応するものである。これは要するに、持統を正統な天皇とする根拠(a)(b)の二点が、持統がかつて即位儀において①②の儀礼を行うことによって獲得したものにほかならないことを示している。

以上のことをふまえて、文武即位における即位儀の挙行と即位宣命の発布の関係を考えてみよう。文武は八月一日に挙行された即位儀で①～③の儀礼を経ることによって「現神」としての神性を獲得したうえで、その一六日後に改めて群臣を集めて即位宣命の発布を行う。その核心は、前節でみたように、「正統な天皇持統による譲位」という論理による即位の正統性の確認にあった。とすれば、即位宣命を付加した目的は、新天皇への神性付与を主目的とした儀式である即位儀では十分に果すことのできなかつた文武天皇の即位の正当化を完結させることであつたとみるべきであろう。

文武天皇といえ、既述のように、平時に譲位によって即位した最初の天皇であるが、文武即位の異例さはそればかりではなかつた。『懐風藻』に「年廿五」とある没年から逆算すれば、文武は即

みるのが一般的である。

『日本書紀』持統四年(六九〇) 正月戊寅朔条

(a)物部麻呂朝臣樹<sup>二</sup>大盾<sup>一</sup>。(b)神祇伯中臣大嶋朝臣誦<sup>二</sup>天神寿

詞<sup>一</sup>。(c)畢忌部宿禰色夫知、奉<sup>二</sup>上神靈劍鏡於皇后<sup>一</sup>。(d)皇后

即<sup>二</sup>天皇位<sup>一</sup>。(e)公卿・百寮羅列匝拜而拍手焉。

たしかに(b)と(c)は神祇令の規定に一致するが、翌己卯(二日)条の「公卿百寮、拜朝如<sup>二</sup>元会儀<sup>一</sup>」。丹比嶋真人与<sup>二</sup>布勢御主人朝臣<sup>一</sup>、奏<sup>二</sup>賀騰極<sup>一</sup>」を即位儀後の朝賀儀と解するかぎり、(e)は大宝律令施行以降は確認できない儀礼である。その他にも三日(庚辰条)の賜宴、十七日(甲午条)の大赦・叙位・賑恤も即位に関連する行事とみられ、二十三日(庚子条)の畿内の天神地祇への班幣も神祇令10即位条の「凡<sup>二</sup>天皇即位、惣祭<sup>二</sup>天神地祇<sup>一</sup>」という規定に係る可能性がある<sup>(19)</sup>。このように持統の即位においては、元日に挙行された即位儀のほかにも一月中にいくつかの即位関連行事が行われており、律令制下とは相違する点もみられる。しかしながら①中臣氏による天神の寿詞の奏上↓②忌部氏による神靈の鏡劍の奉上↓③狭義の「即位」(≡高御座への着座)という即位儀の核心部分は神祇令の規定からうかがわれる律令制下の即位儀と基本的に同じである。したがって、文武天皇の即位儀も①②③は同様に行われたとみてよいと思われる。

文武天皇は八月一日に①②③の儀礼を中心とした即位儀を挙行了たあと、同月十七日に群臣を、おそらくふたたび朝堂院に集めて即位宣命の宣読を行う。したがって、この時点で文武がすでに正式な天皇として即位していたことはいうまでもない。即位宣命は、元明

天皇以降は、桓武天皇のように例外もあるが、即位の当日に発布されるのが通例となる。すなわち即位宣命は即位儀と一体化するのであるが、文武天皇のときは、即位儀の一六日後の発布であるから、即位宣命ははまだ即位儀に組み込まれておらず、それに付加された儀礼という形をとっている。

文武詔が即位儀の付加儀礼だとすれば、それは即位儀の核心である①②③の儀礼の意味を反復したものと考えがたく、即位儀の儀礼の意味を補うために付け加えられた儀礼とみるのが自然である。

それでは即位儀の核心である①②③の儀礼の意味とは、いったい何であろうか。この点については、前稿で詳論したように、①の天神の寿詞の奏上と②の神靈の鏡劍の奉上が③の狭義の「即位」の根拠づけとなっているとみられる。①は、現存のものは大嘗祭で読まれたもので、内容的にも首尾一貫して大嘗祭にかかわるものと解されるから、即位儀で奏上されたものは推測するしかないが、それは「皇孫命は天つ日嗣高御座に即いて、豊葦原瑞穂の国を万代にわたって統治するように」という天つ神の「ヨサシ」を主内容としていたと考えられる。また②の神靈の鏡劍とは、天孫降臨に際して天つ神から授与されて以来、皇孫によって連綿として受け継がれてきたとされる宝器である。したがってそれを受けて行われる③の即位は、①の天つ神の「ヨサシ」と、②の「日の御子」の証しとしての「神靈」の二つを根拠にしていることになる。神野志氏が「即位するのは靈とことばによって神性を保障された者である。神性のレベルに上昇させるのだといってよい」といっているように、持統天皇の即位の際にはじまった①②③を中核とする即位儀は、新天皇

る文武即位の正当化にあったということになる。その意味で、神野志氏が文武の即位宣命について、記紀などの「物語に負うのでなく、儀礼の場とあいまってかたちづくられた神話テキストであり正統性の論理なのである。こうしたテキストとして、文武天皇の即位宣命は、讓位を契機として成り立ち、即位儀礼の構造を完結させたのである」と述べているのは、「神話テキスト」という性格づけを除けば、まったく正当であると考ええる。

ついで(e)で「諸聞きたまへと詔る」という区切りの常套句が宣読されると、群臣たちは称唯・再拜の礼でそれに応えたと思われるが、それは儀礼的には新天皇の即位と統治権の行使を群臣が承認するということにほかならなかった。

要するに、第一段は「正統な天皇持統による讓位」という論理によつて文武の即位の正統性を宣言するとともに、聴衆である群臣がそれに承認を与えるところであつて、まさに即位宣命の核心部分に相当する。そこで第一段の内容を「即位の正統性の確認」と概括しておく。

以上の検討で明らかになった文武詔全体の構成をまとめると、つぎのようになる。

第一段―「正統な天皇持統による讓位」という論理で文武即位の正統性を宣言する。群臣、称唯・再拜で了承。

第二段―新天皇として、群臣に奉仕を要請する。群臣、称唯・再拜で了承。

第三段―忠実に使えた臣下に君恩を与えることを約束する。群臣、称唯・再拜で了承。

これは要するに、朝廷に居並ぶ群臣の前で新天皇の即位の正統性の確認を行うとともに、それを前提に「君恩―奉仕」という双務的な君臣関係を再構築する、という意味をもつことが知られる。このような即位宣命の論理構造は、以下にみる元明・聖武・孝謙の即位宣命でも、また先に掲げた『朝野群載』の書様に代表される定型化後の宣命でも基本的に同じであつて、即位宣命に普遍的にみられるものといつてよい。<sup>18)</sup>

## 二、文武天皇即位宣命と即位儀―即位宣命の成立―

さて、これまで文武天皇の即位宣命の核心は、「正統な天皇持統による讓位」という論理による即位の正当化にあることをみてきた。しかしながら文武詔については、なお解決しなければならぬ重要な課題が、少なくとも二つ残されている。一つは、右のような性格をもつ文武詔は一連の即位儀の儀礼の中でどのような役割を果たしたのかという問題であり、もう一つは史料上の初見の文武詔を事実の上でも史上初の即位宣命とみてよいかという問題である。本節では、この二つの問題の検討を行う。

まず即位儀との関連であるが、文武天皇の即位儀は『続日本紀』文武元年（六九七）八月甲子朔条に「受禪即位」とあるのみで、その具体的内容は不明である。しかしながら、神祇令<sup>13</sup>踐祚条に「凡踐祚之日、中臣奏天神之寿詞、忌部上神璽之鏡釵」とある規定が、つぎに掲げる持統天皇の即位儀の記事に対応するので、奈良時代の即位儀は基本的に持統天皇の即位儀を踏襲するものであつたと

を加えたあと、それらは文武詔とは「違った論理を実現しているの」である。宣命のなかでの新しい神話化というべきものである」と積極的に評価したうえで、「宣命は、即位儀礼―持統天皇・文武天皇をつうじて作り上げられた―の全体構造において、神性をもって君臨する天皇を確信するものとして意味をもつ神話テキストであった」と即位宣命を総括する。しかしながら、右にみたように、孝謙讓位宣命を最後に、神話による正統性の保障は影をひそめてしまい、即位・讓位宣命に一切姿を現わさなくなるのである。

圧倒的多数の即位・讓位宣命に、神話による正統性の保障は、いっさいみえないのであるから、それを即位宣命の核心とみることはできないであろう。後述するように、神野志氏は即位宣命の成立を、讓位という新たな皇位継承方式の出現に対応するものと正當に位置づけながら、即位宣命の核心を、神話による正統性の保障とみるのは、筆者には矛盾をはらんだ見解のように思われる。また水林・神野志両氏ともに、その即位宣命の理解は、多分に文武詔に立脚したものとみてよく、その後の即位宣命の急激な変化をふまえれば両氏の神話的要素の評価は過大にすぎるといわざるをえない。

初期の即位宣命においてこそ、神話による正統性の保障がみられるが、それは、既述のように、讓位の主体となる前天皇にかかわるものに限られていた。讓位宣命の分立後には神話への言及は即位宣命では皆無となり、讓位宣命でも孝謙讓位宣命が最後となる。このような事実をふまえれば、神話的要素は即位宣命ではもともと二義的であり、しかもその後急速に重要性が低下していき、奈良時代半ば以降は即位・讓位宣命の構成要素から完全に脱落してしまうと

とらえるべきである。筆者は、むしろこのような即位・讓位宣命にみられる顕著な「脱神話化」の原因の解明こそが、古代王権の歴史的研究の重要な課題であると考えられる。

そこで改めて、即位宣命（そこから分出した讓位宣命も含めて）の核心とは何かということが問題なる。全般的な考察は次節以下に譲ることにして、ここでは取りあえず、文武天皇の宣命について検討してみよう。

既述のように、文武即位宣命では、まず「倭根子天皇命」（＝持統）の正統性の根拠として(a)「高天原」以来の「天皇が御子」が連綿と継承してきた「ツギテ」にあたることと、(b)「天に坐す神」の「ヨサシ」を受けたことの二つをあげ、(c)でその正統な天皇持統の譲りを受けて文武は恐縮している、とする。この(c)の意味を考えるうえで重要なのが、つぎの(d)である。ここでは、「食国天下」を統治し「天下の公民」を撫養するという新天皇の決意がのべられているが、これは要するに統治権の行使にほかならない。したがって(c)は(d)の統治権の行使の根拠ということになる。すなわち(c)こそ、この即位宣命の核心部分であって、文武天皇の即位の正統性、つまりは統治権の正統性は、正統な天皇である持統の譲りを受けたということである。根拠づけられているのである。

文武即位の正統性を正統な天皇持統の讓位によって根拠づけた(c)の部分こそが文武詔の核心部分であって、(a)(b)で述べられた「神話による正統性の保障」はすべてそのための手段とみななければならぬ。いいかえれば、少なくとも文武天皇に関しては、その即位宣命の主眼は「神話による正統性の保障」ではなく、持統の讓位によ

氏の立場は正当なものであり、本稿でも継承したい。即位宣命は即位儀礼の一部を構成しているわけであるから、まずもって即位儀礼のなかでの機能を考えるべきであり、即位儀礼から切り離してその意義を論ずるのは方法的に正当とはいえない。

ただし筆者は、水林・神野志両氏のように、即位宣命の核心を「神話による正統性の保障」とみることには、二つの点で問題があると考える。一つは、如上の文武天皇の即位の正統性の論理にはつきり現われているように、文武天皇自身の即位は、決して直接、神話によって正統性が根拠づけられているわけではないということである。文武天皇の即位の正統性の根拠は、あくまでも持統の意志による譲位にあるのであって、「神話による正統性の保障」はその譲位の主体である持統に用いられているにとどまる。

実は、この論理構造は文武詔に限られたことではない。たとえば、聖武詔（第四節史料Ⅲ）では、冒頭に「高天原に神留り坐す皇親神魯岐・神魯美命の、吾孫の知らさむ食国天下と、よさし奉りしまにまに、高天原に事はじめて、四方の食国天下の政を、弥高に弥広に天日嗣と高御座に坐して、大八嶋国知らしめす」という「神話による正統性の保障」がみられるが、これはすべて聖武天皇に譲位した「倭根子天皇」、すなわち元正天皇にかかる語句である。そのあとに元正が聖武に譲位したいきさつが、元正天皇の詔の引用という形で長々と語られるのである。孝謙・淳仁両天皇の即位の際にも、同様の「神話による正統性の保障」がみられるが、それはいずれも両天皇に譲位した聖武・孝謙天皇の譲位宣命の中で、譲位の主体である天皇の「正統性の保障」に用いられたもので、直接、新天皇の

「正統性の保障」にかかわるものではない。

このように文武天皇の場合に限らず、即位宣命で「神話による正統性の保障」がみられるのは、すべて譲位を行った前天皇についてのものに限られるのである。この事実は看過できないであろう。即位宣命の核心を新天皇の「即位の正統性の保障」とみる限り、「神話による正統性の保障」は間接的、二義的な役割にとどまるといわざるをえないのである。

問題点の第二は、より本質的なものである。それは、即位宣命にとって「神話による正統性の保障」は決して不可欠の構成要素ではないということである。不可欠でないどころか、それがみえるのは初期のいくつかの宣命にかぎられる。具体的に述べると、文武・聖武天皇の即位詔と聖武・孝謙天皇の譲位詔の四例である。すなわち、右の第一の問題点のところでも二義的な「神話による正統性の保障」の例としてあげた事例がすべてなのである。早川庄八氏が指摘しているように、「桓武以後の定型化した即位宣命」は、「内容がきわめて淡泊」であると同時に、「天皇の地位を權威づけ、また皇位継承の正統性を主張するための表現もまた淡泊」になってしまい、そこには「記紀神話を背景とした在来の皇孫思想ないし万世一系思想や、外来の天命思想などを直接的に示す表現は、全くみられない」のである。初期の即位詔でも、いわゆる「不常典」法の初出として有名な元明詔は神話的表現はいっさいみられない。したがって即位宣命にかぎれば、「神話による正統性の保障」はわずか二例、譲位宣命を含めてもさらに二例を加えうるに過ぎないということになる。

神野志氏は文武詔に加えて聖武即位詔と聖武・孝謙譲位詔に検討

思はれる」としており、とくに近年では『統日本紀宣命校本・総索引』、新日本古典文学大系『統日本紀』<sup>12</sup>など、いずれも「聞看来」を補わない本文を提示している。いうまでもなく、古写本にない字を補うのは、よほどの理由がないかぎり避けるべきなので、近年の校訂にしたがうべきであろう。

「聞看来」を補わなければ、(a)「高天原」以来の系譜的連続性に連なることも、(b)「天に坐す神」の「ヨサシ」(統治権の委託)<sup>13</sup>を受けて「天津日嗣高御座」について統治を行ってきたことも、すべて(c)の「現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命」(持統天皇)にかかるということになる。すなわち文武詔では、水杯彪氏のいうように、まず冒頭で持統天皇の正統性が「延々と語られ」ているのである。ここで述べられている持統の正統性の根拠とは、(a)の高天原に始まる系譜の連続に連なる(すなわち持統が「天つ神の御子」である)ということと、(b)の天つ神の「ヨサシ」を受けたという二点である。(a)と(b)は並列の関係とみられ、(c)の「現御神」という言葉で表される持統天皇の神性の根拠となっているとみられる。

ついで(c)では、文武天皇はその正統な持統天皇の「大命」を受けて恐縮していること、つぎの(d)では、「食国天下」を統治し「天下の公民」を撫養するという新天皇の決意が述べられている。要するに、文武自身の正統性は持統の讓位に立脚しているが、その讓位の正統性は「持統自身が正統な天皇であることを前提とする」という論理構造として理解される。神野志隆光氏もまた、第一段の大意を、「高天原に始まる血統連続を継々ならしめるものとして、天神の委任を受けた持統天皇による正統な授けが文武天皇になされた」と、

ややニュアンスを異にするものの、基本的には同様の理解を示し、「天神の委任をうけた持統天皇だから皇位を決定しうるのだと、讓位を正当化し、文武天皇の正統性を確認」している<sup>14</sup>と受け取っている。筆者もまた、文武詔の論理構成の理解は、基本的に両氏の立場を継承したいと思う。

また両氏は、即位宣命における即位の正統性の根源は王権神話にあるとみる点でも共通している。水林氏は「宣命の核心は、天皇王権の正統性の弁証であり、それは神話によって保障されたものであり、具体的には高天原の神々からの血統の連続性による正当化であった」とし、さらにその神話とは『日本書紀』ではなく、『古事記』の神話であったとみる。水林氏においては、『古事記』こそが律令国家の正統神話であったとされる。一方、神野志氏は、即位宣命の核心は「神たる天皇だけが皇位に関与して天の神からの血統の永続を果たすものとして、正統性を宣言する」ところにあるとみる。したがって「正統性の根源は「高天原」「天・天神」にある。そうした正統性の論理を示すテキストとして、正しく神話テキストなのである」として、即位宣命の核心は、神話による正統性の保障<sup>15</sup>にあるとみる。ただし神野志氏の場合、「宣命自体に即して見るべきものは、『古事記』『日本書紀』の降臨神話との対応などではなく、『儀礼の場とあいまってかたちづくられえた神話テキストであり正統性の論理』であるとする。このような見方の背後には氏の多元的神話論がある。

即位宣命の神話的内容を、いわゆる記紀神話に還元するのではなく、まず「儀礼の場」との相関関係から考えるべきだという神野志

し、天下をば平たいらけく安やすけく治ちむるものになりとなむ、聞こしめす。故れ是を以て、大命に坐せ宣りたまはく、朕は拙ちぢく劣ちぢくあれども、親王等を始めて、王等、臣等の相ひあななひ奉り、相ひ扶け奉らむ事に依りて、この仰せたまひ授けたまへる食国の天下の政は、平けく安けく仕へ奉るべしとなむ、念おも行しめす。故れ是を以て、正しく直き心を以て天皇が朝廷を衆助け仕へ奉れ、と宣りたまふ天皇が勅を、衆聞きたまへと宣る。

#### (D) 第三段 (君恩の恵与)

辞別ことわけて宣りたまはく、仕へ奉る人等の中に、その仕へ奉る状のまにまに冠位上げたまふ。また太神宮おほみかのみやを始めて諸社の禰宜・祝等に位一階給ふ。また僧綱ほふしのつかきを始めて諸寺てらでらの智行ちぎやう聞こゆる、并せて天下の僧尼の年八十より已上に、施物あづかたまふ。また左右京、五畿内の鰥寡あづか孤独、自存するに能はざる者と、天下の侍給へる人等に御物給ふ。また某年より以往の租税の未納は悉くに免し給はくと勅りたまふ天皇が御命を、衆聞きたまへと宣る。

(原宣命体)

このように常套句による前文・第一―三段の段落区分、基本構成は文武詔と同一であることが知られる。段落ごとの称唯・再拜の作法がどこまで遡るかは明らかでないが、称唯の作法が奈良時代まで遡ることは確実であるし、宣命の基本構成が変わらないということも合わせ考えれば、即位宣命の初見である文武詔のときまで遡るとみてさしつかえないであろう。宣命の場合、称唯のみでなく再拜もともなうので、いつそう丁寧な礼とみられるが、それは単なる返事ではなく、宣命で宣り聞かせたことを謹んで承る、すなわち承諾の意

がこめられた作法と考えられる。<sup>(6)</sup> 要するに宣命とは、天皇(または太上天皇)の意志を朝廷に居並ぶ群臣に天皇(太上天皇)のコトバとして宣り聞かせ、群臣はそれを称唯・再拜の作法によって承諾するという形で支配層の合意を形成するという機能を有していたといえよう。

さて文武詔では、最初の段は、この場に集まった皇子以下の人々に対する呼びかけの言葉なので前文とすると、残りは三段となる。第一段は文武天皇の即位事情を述べた部分であるが、複雑な構文を取り、きわめて難解なので、のちに取り上げる。つづく第二段で百官人・国司たちに対し忠実に仕えるよう命じ(「臣下への奉仕の要請」)、第三段では忠実に仕えたものには、その奉仕の状況に応じて叙位などの褒賞をおこなうことを表明している。この第二段と第三段は対応関係にあり、坂上康俊氏がいうように、「遵法は叙位の交換条件であることのアからさまな宣言」になっている。すなわちここで新天皇は、自分への奉仕を命じ、それと引き替えに褒賞を約束しているから、これは新天皇が即位に際して官人との間に吉川真司氏のいう君恩―奉仕の関係を再構築することを意味するとみてよいであろう。要するに第三段は「君恩の恵与」を表明した部分と理解される。

さて、それでは問題の第一段を取り上げよう。この第一段は、本居宣長が『統紀歴朝詔詞解』で(B)第一段の\*印の箇所「聞看來」という三文字を補って以来、<sup>(9)</sup> それにしたがって読まれることが多く、新訂増補国史大系『続日本紀』も本文に三文字を補っている。しかしながら、古くは『続日本紀宣命講』が「元の儘で意味が通ずると

(A) 前文

現御神と大八嶋国知らしめす天皇が大命らまと詔詔りたまふ大命を、集り侍る皇子等・王等・百官人等、天下公民、諸聞きたまへと詔る。

(B) 第一段（即位の正統性の確認）

(a) 高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに、天皇が御子のあれ坐さむいや継々に、大八嶋国知らさむ次々と、(b) 天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依し奉りし随に\*、この天津日嗣高御座の業と、(c) 現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命（持統天皇）の、授け賜ひ負せ賜ふ貴き高き広き厚き大命を受け賜り恐み坐して、(d) この食国天下を調へ賜ひ平げ賜ひ、天下の公民を恵ひ賜ひ撫で賜はむとなも、神ながら思しめさくと(e) 詔りたまふ天皇が大命を、諸聞きたまへと詔る。

\*ここに、本居宣長は「聞看來」（聞こし看し来る）を補う。

(C) 第二段（臣下への奉仕の要請）

是を以て、天皇が朝廷の敷き賜ひ行ひ賜へる百官人等、四方の食国を治め奉れと任せ賜へる国々の宰等に至るまでに、国の法を過ち犯す事なく、明き浄き直き誠の心を以て、御称々りて緩び怠る事なく、務め結りて仕へ奉れと詔りたまふ大命を、諸聞きたまへと詔る。

(D) 第三段（君恩の恵与）

故、如此の状を聞きたまへ悟りて、款しく仕へ奉らむ人は、その仕へ奉れらむ状の随に、品々讃め賜ひ上げ賜ひ治め賜は

む物そと詔りたまふ天皇が大命を、諸聞きたまへと詔る。

（原宣命体。I～IVの書下し文は新日本古典文学大系『続日本紀』によった。）

文武天皇の即位宣命（以下、文武詔と略す）には「諸聞きたまへと詔る」（ゴシツクの箇所）という宣命の区切りを示す常套句が四度出てくる。それによって宣命全体は四段に区切られる。『内裏式』儀式等によれば、宣命大夫（宣命使）がこの区切りまで読むことに、皇太子・親王以下の群臣は称唯し、再拜するよう定められている。この常套句による段落分けは、このあとの即位宣命の変遷の中でも、基本的には踏襲されていく。そのことを示すために、つぎに定型化された即位宣命の書式を伝える『朝野群載』（卷十一 内記）所載の即位宣命書様をあげてみよう。

(A) 前文

現神と大八洲国所知す天皇が詔旨らまと宣りたまふ勅を、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下の公民、衆聞きたまへと宣る。

(B) 第一段（即位の正統性の確認）

かけまくも畏き平安宮に御宇しめしし倭根子天皇が宣りたまふ。「この天日嗣高座の業を、かけまくも畏き近江の天津の宮に御宇しめしし天皇の、初めたまひ定めたまへる法のまにまに仕へ奉れ」と仰せたまひ授けたまふ大命を、受けたまはり恐み、受けたまはり懼り、進むも知らに退くも知らに、恐み坐さくと宣りたまふ天皇が勅を、衆聞きたまへと宣る。

(C) 第二段（臣下への奉仕の要請）

さて、皇と定めて天下治めたまふ君は、賢人の良き佐を得て



うであれば、即位宣命は平時における譲位の出現とともに成立したということになる。しかも、本文で具体的に検討するように、即位宣命では、譲位による即位の場合にはむしろであるが、そうではなかった元明・光仁両天皇の場合も含めて、先帝の意志にしたがった即位位である旨を述べることを通例としている。さらに孝謙天皇即位のときに即位宣命から譲位宣命が分立するが、これは即位宣命の冒頭の譲位のいきさつを述べた部分が分離・独立したものと見てよい。要するに、即位儀礼の不可欠な要素となる即位・譲位の宣命は、いずれも譲位という皇位継承方式と密接不可分な内容をもつものなのである。

以上に概観した奈良時代前後の即位儀礼にかかわる変化を時系列にしたがってまとめてみると、持統即位時に即位儀礼の再編が行われたあと、つぎの持統から文武への皇位継承以降、即位宣命が即位儀の一要素として登場するとともに、譲位の一般化が進行していく。その流れのなかで孝謙天皇の即位時に即位宣命から譲位宣命が分立し、さらに桓武天皇の即位以降、その譲位宣命の宣読を中心とした儀式が即位儀から分離して「踐祚」儀が成立する、ということになる。

このように事実関係を整理してみると、奈良時代から平安時代初期にかけての皇位継承をめぐるさまざまな変化は、譲位という特異な皇位継承方式の出現が起点となつていくことが理解されよう。譲位こそ、奈良時代から平安時代にかけての王権をめぐる問題を読み解くキーワードなのである。

戦後の古代史学界で長年にわたって議論され、いまなお論争が

つづけられているものに、周知の「不改常典」（本稿では「不改常典」法とよぶ）がある。これは元明・聖武の即位宣命と聖武の譲位宣命に登場するもので、右の歴史的動向の中でいえば、まさに譲位が急速に一般化していく時期にあつている。筆者は、「不改常典」法の実態の究明もまた、右のような歴史的文脈の中で考察されるべきであると考ええる。

そこで本稿では、即位宣命のうち、とくに異例の即位事情を反映して構成が複雑な、奈良時代半ばまでの文武・元明・聖武・孝謙（孝謙については聖武の譲位宣命も含む）のものを取り上げて、その構成と論理を明らかにするとともに、それをふまえて「不改常典」法の実態も改めて考えてみたいと思う。

なお、「不改常典」法に関しては、これまで膨大な研究が蓄積されているが、研究史の整理や関係文献の集成もこれまでの研究で行われているので、ここでは紙幅の関係ですべてそれらに譲ることにした<sup>(3)</sup>。

## 一・文武天皇即位宣命における正統性の論理

「はじめに」で述べたように、即位宣命の初見は『続日本紀』に載せられた文武天皇のものである。

文武天皇は、文武元年（六九七）八月一日に持統天皇の禪りを受けて即位するが、その一六日後に以下のような即位宣命が發布される。

I. 文武天皇即位宣命（『続日本紀』文武元年八月庚辰条）

# 即位宣命の論理と「不改常典」法

熊谷公男

## はじめに

皇位継承・即位儀礼の歴史からみて、奈良時代は大きな転換期であった。治天下大王の時代、王位の継承は前大王の没後に新大王が即位することが通例であった。周知のように、史上初の讓位は六四五年の大化改新の際の皇極から孝徳への皇位継承のときである。ただし、これはクーデターにもなう多分に偶発的なものであった。讓位が一般化するのには、六九七年の持統から文武への皇位継承以降のことといつてよい。これ以降、讓位は奈良時代を通して急速に定着していく。文武天皇から桓武天皇までの九代八人の天皇のうち、七世紀まで通例とされていた没後の継承で即位したのは元明・光仁のわずか二人であり、淳仁の廢帝後に重祚した称徳をのぞいた文武・元正・聖武・孝謙・淳仁・桓武の六人が讓位による皇位継承であった。また、近年、諸氏が指摘しているように、讓位の一般化という現象は、世界史的にみてもきわめて特異なものであった<sup>〔1〕</sup>。奈良時代の初頭を境に、それ以前の没後継承から讓位へと、なぜ皇位継承方式に大きな転換が起こったのか、またこのような大転換にもかわらず即位の正当化はいかにしてはたされたのか——筆者の主たる問題関心はここにある。

奈良時代の前後には、即位儀礼も大きく変貌を遂げる。治天下大王の段階に行われていた「登壇即位」が持統天皇の即位の際に「現神」天皇を生み出す即位儀として再編され（本文参照）、さらに桓武天皇のときに即位儀からいわゆる「踐祚」儀が分立して、二つの儀式によって即位儀礼が構成されるようになる。「踐祚」儀は、『儀式』で「讓国儀」と呼ばれているように、まさに先帝の讓位宣命の宣読を中心とした儀礼であった。いわば皇位継承方式における讓位の一般化をあと追いつける形で、即位儀から讓位の儀式が分離独立したのが「踐祚」儀なのである。しかも「踐祚」儀が成立してからは、この「踐祚」儀こそが新天皇に天皇としての資格を付与する狭義の即位という意味をもつようになる<sup>〔2〕</sup>。

奈良時代以降の即位儀礼では、即位儀の最後に即位宣命の宣読が行われた。この宣命の宣読は、即位儀礼の一構成要素という意味で即位儀礼の考察に重要な意味をもつばかりでなく、即位の正統性を自らのコトバによって述べ聞かせるという形式をとっている点で、新天皇の即位の正当化の論理を具体的に知ることのできる最良の史料であるといつてよい。

即位宣命は七世紀末に即位した文武天皇のものが初見である。これが事実、即位宣命の創始であったのかは検討を要するが、もしそ

参考文献

- 「水戸藩史料」別記上  
田辺太一「幕末外交談」上（東洋文庫）  
栗本鋤雲「匏庵遺稿」  
井伊家史料「幕末風聞探索書」上  
勝海舟「永川清話」  
石井孝「日本開国誌」  
「水戸藩史料」上編乾  
「幕末外交関係文書」之八、之九、之一〇、之一一、之一二、之一三、  
之一四、之一五、之一六、之一七、之一八、之一九、之二〇、之二一、  
之二二、之二三、之二四、之二五、之二六、之二七、之二八、之二九、之三一  
「新撰北海道史」第二卷  
「昨夢紀事」一  
「徳川慶喜公伝」一卷  
「維新史」第二卷  
「橋本景岳全集」上卷  
内藤耻叟「安政記事」第四  
本庄栄治郎「増補幕末の新政策」  
「三浦吉信所蔵文書」（日本史籍協会叢書）

これに対する老中の指令は、沖ノ口役銭の徴収は従来通り商人資本の取り扱いとすることを認めたものの、貿易関税に関しては、箱館だけ問屋の取扱いとすれば、条約の趣旨に反するとして、箱館奉行の提案を拒否している。また、同年同月、箱館奉行は、彼等と商人資本の協調を物語るかのように、沖ノ口役銭の増収にかんがみ、それに尽力した問屋商人に褒賞を与えるべく老中に上申ししたが、評議の結果は、井伊政権によって顔触れを一新させられた勘定奉行の反対で認められなかった。

ついで、一八五九年一月、今度は箱館奉行支配定役大橋宥之助以下六人の者が、支配組頭河津三郎太郎以下同諸役の者を介して、交易商法に関する注目すべき上申書を奉行に提出した。彼等がいうには、自由貿易主義の原則にたつて、外国人が運上所はもちろん、幕府の取計に嫌疑を抱くようでは、新たな交易仕法をたてなければ、密貿易の取締りなどは不可能になる。そこで、自由貿易の原則に反しない、商人のゆるやかな組織を作り、重立った者を元々に任じ、町年寄に取締らせ、かつ、問屋中より世話人を選んで、正しい取引を行わせるべきだという。これはどうみても前述した町年寄蛭子の構想と同一線上にある。しかも、幕府では少しもこれに干渉しないという自由貿易主義に立脚し、同時に、蝦夷地警衛の東北諸藩を中心に、箱館における交易参加を認めて、これら諸藩にも貿易の利益にあずからさせるべきであると主張した。これについては、一八五九年二月、大橋宥之助が盛岡藩箱館留守居役の者へ、国産品の箱館における積極的な貿易を進言し、河津などもこれを支持した事実がある。

このような配下の役人の構想を是認したところで、蝦夷地政策に消極的態度に終始する井伊政権のもとで、如何ともなしえなかったのが箱館奉行の立場であった。そのなかで、唯一箱館奉行が推進出来たのは、産物会所の設置による蝦夷地産物の、全国的規模での統制政策である。この政策が本格的に機能するのはたしかに井伊政権下であるが、それとても阿部・堀田時代に十分な構想がねられ、すでに準備されていたのであって、外国との通商問題がそうであったように、井伊政権とても、これを否定することができなかった。

## むすび

安政期の幕府の蝦夷地政策は、老中阿部正弘を中心とする改革派と溜問詰大名を背景とする保守的勢力の対立点の一つをなしている。そして、海防掛目付などの支持をえたかみえる箱館奉行と勘定奉行の間の対立も顕在化したのが、原則的には箱館奉行とくに堀の意見が取り入れられつつ、幕府の蝦夷地政策が展開されることになった。その中心政策が、蝦夷地の上知と幕府の直轄支配や、場所請負制度の継続などであった。しかし、井伊直弼を中心とする保守的勢力が成立するや、幕府の蝦夷地政策が消極的傾向を帯びるだけでなく、幕府の直轄支配が否定され、守衛諸藩に蝦夷地を分割給与するなど、基本的な修正が加えられた。

これらのことは、幕府の蝦夷地政策が、安政改革を推進しようとする改革派と、それと対立する溜問詰大名を背景とする保守的勢力との間の対立と、内面で深く絡まりあっていたことを示唆している。

地政策も保守的、かつ、消極的な性格を帯びることになる。このように井伊政権は蝦夷地に対する関心を薄めてゆく。一八五八年一月、一橋派の一人として活躍した目付津田半三郎が箱館奉行に転出させられた。これは明らかに左遷である。このため箱館奉行所は堀や津田など、阿部に抜擢された吏僚層の溜場の観を呈した。それだけに、ここでは老中阿部・堀田時代の積極的な政策を継承しつつ、外国貿易に対応しうる柔軟な構想を生み出す余地を残していた。しかし、井伊政権の消極性は、彼等の積極的な政策を受け入れるどころか、むしろ、それ否定する傾向が強かった。

すなわち、一八五九（安政六）年九月、老中は勤番警衛の東北六藩に対して、蝦夷地の分割・譲渡を行い、幕府直轄支配を否定するにいたった。阿部時代の幕府直轄支配と東北諸藩の勤番警衛の強制に対し、仙台藩の警衛地割譲要求のみならず、その他の大名への分割と彼等への統治委任を主張する勢力がいたことは前述した通りであるが、井伊政権においてそれが実現したことは、そのような政策を固持していたのが、他ならぬ溜問詰大名を中心にした保守的勢力であったことを物語っている。このような基本的な政策の転換に接した箱館奉行は一八五九年十二月、諸藩への蝦夷地割譲が、諸藩船舶の自由な渡海と抜荷、密貿易の弊害を生じ、すでに機能している箱館産物会所の利益にも反するとして、批判的な態度を表明した。だが、結局のところは、箱館・松前両港における船改めと出入役銭の徴収権、および、新規漁業経営の認可等の権限だけを、かろうじて、箱館奉行の手に留保することが出来た。

また、箱館奉行は一八五九年二月、老中阿部時代からの懸案であ

った、外国への積極的な出貿易を老中に上申し、外国と交易することによって、富国の基本とすべきであることを主張した。彼等のこのような上申と如何なる関係にあったかは明確でないが、一八五九年八月に、やはり一橋派として活躍した外国奉行水野忠徳も中国へ商船を派遣すべしと老中に上申ししている。これに対し、井伊の側近長野義言は、何事も外国人の言う事は良いと考え、これを信用して、軍艦を造り、外国へ交易のために遣すべきだと申し立てている者がいるとし、これは朝廷の意向に反するとして批判している。してみると、長野に影響される井伊が出貿易の上申に何等の指示も与えず、無視したのは当然である。

さらに一八五九年三月、箱館奉行は、蝦夷地産物について、従来までの沖ノ口役銭と外国貿易に伴う関税取得との関連にふれ、箱館の外国貿易が問屋商人を介在して行われている現実を踏まえ、貿易関税の取立についても、従来の内国交易における沖ノ口役銭の徴収と合わせて、問屋が取扱うことにしたいと上申しした。このような箱館奉行の意向は同年同月箱館町年寄蛸子砥平の貿易仕法の上申書と関係しているようである。すなわち、彼は箱館における外国との交易が繁栄するよう、市中の問屋商人を「交易名目人」とし、諸国より集まる商人の貿易参加を彼等「名目人」を介して行わせたいという。さらに、市中一般問屋の外、問屋商人以外の市中商人にも「名目人」を拡大し、ゆるやかな組織を仲介にして、貿易の振興を計りたいというのである。このような商人資本の主體的な外国との貿易に対する方針を背景にしたのが、箱館奉行の上申書であるとみられる。

べきことを主張した。かかる両者間の対立の調整ははなはだ困難であつたらしく、一八五六年（安政三）年一月に老中は、幕府直轄支配という点で、箱館奉行の意見を採用しつつも、場所請負制度については、これを廃止するという折衷案を両者に指示している。

結局のところ、このような対立は、経済政策の実施にあたって、商人資本の経済活動を如何に評価するかに関わっている。その点で想起すべきは、開国後の対外政策をめぐって展開される幕府内の意見の対立である。それについても、先学によって、岩瀬を中心とする海防掛目付は商人資本の相対的に自由な商業活動を前提に、積極的な自由貿易策を主張したのに対し、海防掛勘定奉行・同吟味役は外国貿易そのものに消極的であつただけでなく、商人資本の貿易参加を抑えて、幕府自からの手になる官貿易主義を主張して対立したと指摘された点に注目したい。このような外国貿易に関する両者の対立のなかで、箱館奉行の意見は、抽象的で明確さを欠いているものの、結論的などころで、海防掛目付のそれに近い。たとえば、海防掛目付の積極的な出貿易、長崎・下田・箱館三港の同時開港、諸大名の貿易参加許容等の主張に対し、勘定奉行は消極的かつ批判的である。これらとの対比で、箱館奉行が主張した軍用船の箱館配置とその交易への活用、三港同時開港、蝦夷地警衛諸藩に対する交易利益の配分等は、基本的な点で、海防掛目付の構想に近いといえよう。そして、海防掛目付層の積極的な交易策が、一見自由貿易主義的色彩を帯びている点では、商人資本の商業活動に比較的寛容であり、いわばその前提に立っているのに対し、勘定奉行の主張する官貿易が商人資本に対する抑圧に帰結するのであるという両者の相違に

注目しなければならない。したがって、場所請負制度に関し、勘定奉行がその廃止と幕府の直接経営を主張し、海防掛目付に近い箱館奉行がその存続に固執しつつ、場所請負商人の利害と妥協したのは、後者の現実主義的傾向とあいまって、商人資本に対する両者の硬軟両様の対応の相違によるものといえる。

ところで、前述した場所請負制度の廃止という一八五六年一月の老中の指令を受けるや、箱館奉行は、その存続という彼等の主張を貫徹するため、従来までの権益を保持せんとする場所請負商人との密接な連繋のもとに、蝦夷地の開拓費用を捻出するための新しい仕法として、箱館産物会所の設置構想を提案することになった。この構想は、勘定奉行などが危惧する蝦夷地開拓費用による幕府財政圧迫の打開策として、彼等が主張する場所請負制度の廃止と、幕府の直営化を抑え、それを止揚するための有効な手段と考えられたらしく、種々の屈曲を経つつ、老中の認めるところとなり、具体化されてゆく。それと同時に、場所請負制度についても、一八五七（安政四）年八月に、これを存続させるという老中の正式な決定が行われ、ここで、箱館奉行の意見が全面的に認められることになった。

#### 四、井伊直弼政権の成立と蝦夷地政策

一八五八（安政五）年四月、保守的性格を持つ溜間詰大名の筆頭である井伊直弼が大老となり、井伊政権が成立した。そして井伊は將軍継嗣問題で一橋派と対立する南紀派の中心人物である。この政権の他の政策がそうであつたように、老中阿部・同堀田時代の蝦夷

れに対し、堀などは、仙台や秋田藩の要求を断固拒絶して幕府の命令に服させ、従来通り幕府の直轄支配を主張した。

一方、堀等の方針を支持したのは徳川斉昭や越前藩主の松平慶永である。斉昭は直接幕政に関与できる立場にあり、強硬な上知支持者であったことは前述した。また、慶永は幕府の蝦夷地上知策を支持しつつ、反阿部勢力や仙台藩の動向などを探知していた。そして、彼は阿部に期待しつつ、斉昭や薩摩藩の島津斉彬等と対策を講じようとしていた。

ここで付け加えて置きたいのが、後日、將軍継嗣問題で一橋派の中心的役割を担った慶永の側近橋本左内の蝦夷地政策である。左内は慶永と同様、雄藩連合政権という国政改革構想を持っていたが、左内はその一環として、宇和島藩主の伊達宗城や土佐藩主山内容堂などを、蝦夷地政策の責任者にあてるべきだと主張した。慶永のいう蝦夷地統治責任者としての「総裁の仁」とはそれにあたろう。また、左内の弟子にあたる福井藩士横山猶蔵はやはり雄藩連合政権の立場から蝦夷地担当の責任者に薩摩藩主島津斉彬や肥前藩主鍋島斉正などをあてるべきであると述べている。一方、堀は蝦夷地開拓の成功を願うなら、大祿の者をその責任者に配すべきだという。大祿の者とはどのような人物か不明であるが、大坂城代か若年寄クラスの人物を蝦夷地統治責任者に配すべきであるという斉昭の構想に近いかもれない。幕府権力の強化を課せられている堀と左内などの意見に相違があるのは当然であるが、蝦夷地政策の責任者に有力な大名を配置するという点で、両者には交錯する接点も持っていた。

### 三、場所請負制度について

蝦夷地政策に関わる重要な課題の一つに場所請負制度の問題がある。商人資本の場所請負制度に対する堀等の危惧は、アイヌを中心とする零細な漁民と、あくどい利益追求を行う場所請負商人の対立に誘発されているが、同時に、幕府直轄支配に対する強硬な反対論、あるいは勘定奉行等の漸進論の根拠をなす幕府財政負担の重荷と深く関わっていた。

当初、箱館奉行の間ではこの問題に関する意見が必ずしも一致していなかったし、むしろ、請負制度廃止に傾いていたふしがある。ところが、奉行所設置に伴う物資調達・為替取組などに御用達商人が不可欠であり、それには、江戸の商人で有力な場所請負人もある。栖原六右工門や伊達林右工門をあてざるをえなかった。また、蝦夷地の上知が場所請負制度の廃止に連なることを恐れた請負人の動揺が、反上知運動に結びつくことを、箱館奉行は危惧せざるをえなかった。このような状況から、箱館奉行は一八五五年七月、場所請負制度を従来通り存続するという結論を出し、老中に上申した。一方、老中阿部は蝦夷地開拓費用の幕府財政圧迫が、幕府の蝦夷地政策批判を煽ることを恐れ、この費用を蝦夷地内で捻出する独立採算制を箱館奉行に指示した。そこで、箱館奉行は、場所請負人からの運上金をそれにあてるという要望書を老中に提出し、場所請負人と妥協しつつ、蝦夷地経営を行うことを決意した。

だが、箱館奉行のこのような方針に反対したのは、他ならぬ勘定奉行である。彼等は場所請負制度を廃止して、これを幕府直営とす

現させべく、一八五五（安政二）年正月、「箱館表御用江戸取扱」に、これまでの勘定奉行に加えて目付を参画させることを老中に上申し、許可をえた。目付をこれに加えて、幕議を自分に有利に運ぼうとする堀の画策である。翌月にいたり、老中阿部は堀の意見を入れて、松前城下を除く全領一円上知を指示し、それを箱館奉行預りとした。

一八五五年以降、従来の強硬な鎖国論から一転して積極的な開国・交易論を主張するようになった目付層と、それに消極的な勘定奉行との意見の対立があったことは、先学の指摘するところであるが、前から蝦夷地上知問題で、すでに両者は対立していたのである。しかし、勘定奉行が原則的に蝦夷地の上知に賛成しているのであるから、両者の対立は徳川斉昭が言うように、内々の喧嘩といふほどのものであり、基本的な対立に発展するものではなかった。

むしろ、阿部政権にとって障害となったのは、溜間詰大名を中心とする保守的勢力の反対であった。なかでも溜間詰大名と関係が強い老中松平乗全、同松平忠固等の動きが注目される。上知直後の一八五五年四月、松前藩はこれを不満とし、仙台藩を仲介にして、旧領安堵の工作を展開した。仙台藩では松平乗全へ松前藩の嘆願書を手渡した。このような事情からか、阿部に批判的な老中と仙台藩の結びつきの可能性を危惧する向があった。一八五五年八月、松平乗全、同忠固の両者が老中を退くが、これに関して、「昨夢紀事」の著者中根雪江は、両者が松前藩への旧領安堵を主張し、老中阿部の上知案に反対したための罷免であるとの巷説があると記している。徳川斉昭も彼等が老中の恥にいとる蝦夷地問題に差支えがある

と阿部に彼等の罷免を進言していることは、それが事実に近いことを匂わせている。積極的な幕府の改革を志向する老中阿部と溜間詰大名等の意向を代弁する保守的な両老中との対立はつとに著明であるが、蝦夷地上知策という重要な政策をめぐつても、鋭く対立していたのであり、目付層や箱館奉行と勘定奉行などの意見の違いなどよりは、幕府内のより基本的な対立であった。

一八五五年三月、堀等の上申に従い、仙台・盛岡・津軽・秋田の四藩に、幕府は蝦夷地警衛を命じた。仙台藩は、単なる勤番について難色を示し、自分の持場一円の分割給与を要求した。また、秋田藩はその前年一〇月に、蝦夷地警衛を幕府に内願しているにもかかわらず、指定された警衛場所の調査の結果、とうてい責任を果たすことが不可能であると拒否する態度に出た。東北諸藩のこのような動向は、老中阿部を中心とする改革政策に批判的な意味合いを持っており、阿部と対立する溜間詰大名や保守的勢力と東北諸藩の結びつきにそのまま結果するわけではないが、松前藩の政治的仕事が仙台藩と松前藩を結びつけたかみえる事実とあいまって、保守的勢力と東北諸藩の合体の可能性が、相対的に開明的な改革を志向する阿部勢力の側から、憂慮すべき政治問題に発展するのではないかと危惧された。阿部自身一八五五年十二月、勘定、箱館両奉行に、蝦夷地開拓費用による幕府財政の圧迫から、警備大名の領ヶ地にして、私領同様に心得させた方が蝦夷地政策が成功するという人がいるという事情を理由に、蝦夷地の幕府直轄支配に再考を促している。このことは、仙台藩の警衛地の分割要求と絡んで、大名への分割と彼等の直接支配を支持する保守的な動きの根強さを物語っている。こ



た数少ない幕吏の一人である。こうしてみれば、箱館奉行以下箱館方役人の中心は、阿部によって拔擢された、時局に柔軟な対応力を持つ能吏で、彼等によって推進された蝦夷地政策は、幕府による安政改革の一翼を担ったといふべきである。

堀は箱館奉行に任命された直後の一八五四年九月、平山謙次郎が起草した草案に手を入れて、蝦夷地統治の基本的構想を老中に上申した。平山は安政三年、岩瀬が外国と交易し、富国強兵策を行うべしと老中に上申した際にはその草案を書いているので、かなりの文才があつたのであろう。さて、堀の上申書ではそこでは、外国に対する海防強化という観点から、幕府のみならず、諸藩の軍事力強化が必要であるとしつつも、諸藩の軍事力強化は、相対的に幕府権力の弱体に連ると的確に予知し、国防上のみならず、幕府権力の強化という観点に立った蝦夷地政策が必要であるという。ところで、松前藩が蝦夷地の防備には堪えることが出来ず、蝦夷地の上知は不可避であるとし、その後の統治方式としては、一部にある有力諸藩への分割統治案を排し、幕府による直轄支配の必要性を強調した。さらに、従来までの蝦夷地経営を支えてきた商人による場所請負制度に触れ、彼等のアイヌに対する不当な扱いが、蝦夷地統治の不安定に連なるとして、その再検討が必要であると説いた。

## 二、蝦夷地上知問題

堀のこのような構想は彼自身が目付出身であり、目付岩瀬と親交が厚く、また、岩瀬の腹心である平山謙次郎の起草したものである

という経緯からして、岩瀬など目付層の意見が反映されているとみることが十分に可能である。ところで、幕府直轄統治か、諸藩への分割か、あるいは従来通りの松前藩の支配かという統治方式のあり方は、蝦夷地経営の根幹に触れる重要な問題であつた。したがって決定には困難が予想されたが、はたせるかな、上知問題とその後の支配方式をめぐる、幕府内に意見の対立が生じた。その点で、安政元年の暮から、翌年正月にかけての幕府における最も重要な議題が、この蝦夷地問題であつたとされているのは示唆的である。

海防参与であつた徳川斉昭は全領の完全上知を主張し、堀等は松前城下だけは従来からの経済的権利を保障するため松前氏に残し、それを除いた東西蝦夷地一円の上知を説いた。これに対し、勘定奉行・同吟味役は上知案に原則的に賛成しつつも、松前氏に与える代替地でかなりの困難が予想されるとし、財政上の理由から慎重に考慮すべきであると、消極的な意見を述べた。また、箱館奉行のなかでも、竹内は一挙に上知することは困難であるとし、漸進論を主張した。彼は勘定吟味役出身であるから、勘定奉行と同意見であつたとみられる。

このような対立のなかで、竹内は「箱館表御用江戸取扱」として、勘定奉行をあてられたいと老中に上申し、認められ、石河政平、松平近直、川路聖謨の三勘定奉行がその任にあたることになつた。その結果、一八五四年暮の幕議では、勘定奉行や竹内の意見が強く反映したらしく、とりあえず、東蝦夷地の上知という、彼等の漸進案が決定されんとした。これに対し、松前城下を除く、東西蝦夷地の同時上知を主張して、勘定奉行と対立する堀は自案を実

# 安政期幕府の蝦夷地政策

守屋 嘉美

## はじめに

安政期の幕府政治をゆり動かしたのは、將軍継嗣問題をめぐる改革派ともいべき老中阿部正弘や海防掛目付層、あるいは福井藩主松平慶永など雄藩大名を中心とする一橋派と、守旧的傾向の強い溜間詰大名を中心とした南紀派の対立である。と同時に、この時期の幕府の改革を担った相対的に開明的な海防掛目付層とやや保守的な同勘定奉行の対立も幕府政治に影響を与えた。幕府の蝦夷地政策も、幕府の改革政治の一環だっただけに、これらの対立と深く関わっていた。

ところが、守旧的な溜間詰大名の筆頭である井伊直弼が大老となり、幕府権力を握るや、幕府政治は一変した。当然、蝦夷地政策も大きな変更を余儀なくされたのである。

このような点に注目しながら、安政期の幕府による蝦夷地政策を検討しようとするのが本論のねらいである。

## 一、函館奉行

一八五三（嘉永六）年六月、アメリカのペリーが大統領の国書を

携帶し浦賀に來航した。その一ヶ月後、ロシア使節プチャーチンが長崎に來て、開國通商とともに、北方における日露國境の画定を要求し、翌年二月から始まった日米和親條約締結交渉の過程で、箱館開港が重要な懸案となったことは、幕府に対して北方、とくに蝦夷地經營に関心を深めさせた。そして、當時の阿部正弘政權は積極的な蝦夷地政策を展開することになる。日米和親條約で箱館開港が決定するや阿部政權は一八五四（安政元）年六月、箱館およびその周辺の上知と箱館奉行をおき、本格的な蝦夷地政策にのりだすことになる。

そして、箱館奉行に勘定吟味役竹内保徳、目付堀利熙を任命した。

一八五六年勘定吟味役村垣範正がこれに加わる。彼等は当時出世コースを歩んできた能吏であり、とくに堀は目付岩瀬忠震、同永井尚志とともに、幕臣三傑と称された逸材で、阿部の信任が厚く、政策遂行にあたって重要な役割を演じた。のみならず、奉行配下の属吏のなかにも、支配組頭河津三郎太郎、組頭勤方向山源太夫、御勘定格・徒目付平山譜次郎ら注目すべき人物がいた。河津・平山は阿部政權の柱石ともいべき岩瀬に認められて拔擢され、彼の強い影響力を受けていた。向山は、勝海舟に學問・見識ともにすぐれた能吏として認められており、ペリー來航當時、積極的な交易策を主張し

## 東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 吉 田 信 彌  
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部	遠 藤 裕 一	(会 計)
	北 博	(編 集)
	辻 秀 人	(編 集)
経済学部	越 智 洋 三	(会 計)
	細 谷 圭	(編 集)
	郭 基 煥	(編 集)
経営学部	菅 山 真 次	(庶 務)
	目 代 武 史	(編 集)
	折 橋 伸 哉	(編 集)
法学部	黒 田 秀 治	(編 集)
	白 井 培 嗣	(編 集)
	羽 田 さゆり	(庶 務)
教養学部	吉 田 信 彌	(評 議 員 長 ・ 編 集 委 員 長)
	野 村 信	(編 集)
	柳 井 雅 也	(編 集)

---

東北学院大学論集 歴史と文化 第45号

---

2010年3月24日 印 刷 (非売品)  
2010年3月24日 発 行

編集兼発行人 越 智 洋 三  
印 刷 者 塩 儀 幸  
印 刷 所 (有) 平 電 子 印 刷 所  
発 行 所 東北学院大学学術研究会

〒980-8511  
仙台市青葉区土樋一丁目3番地1号東北学院大学内

---

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

# HISTORY AND CULTURE

( Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY )

---

No. 45

March. 2010

---

- On the System of Domestic Customs in Qing Dynasty ..... Masanori Kosaka
- Acceptance and Development of the Aeneas-Legend  
in the Ancient Italy and Rome ..... Ryichi Hirata
- The Result of Fourth and Fifth Excavation of Kanjouuthi  
Ancient Tomb ..... Hideto Tsuji
- Military Orders and curia regis : A Note on the Structure  
of the Frankish Kingdom of Jerusalem, 1099-1187 ..... Yasuto Sakurai
- Shogunate's Polcy of Ezo-chi in Ansei Period ..... Moriya Yoshimi
- The logic of the enthronment Senmyo (宣命) and the code  
of Fukainojoten (不改常典) ..... Kimito Kumagai
- On the human relationship described in  
" Si Min Yue Ling (四民月令)" ..... Wataru Shimokura
- Research of ground loom in local context ..... Koji Kato

---

The Research Association  
Tohoku Gakuin University  
Sendai, Japan